

ち亦何ぞ不可とする所あらんや。其の或は仇直を以て見はるるは、徒に名義を畏れて、以て氣矜り自ら雄なるのみ。心の固に恥ぢて爲さざる所の者に非ざるなり。人主、之を輕んじ、小人、之を持し、而して終に禍に免れざるは、亦宜ならずや。武帝、此を以て汲黯を薄んじて、終に用ひず。黯、以て終を令くするを得たり。武帝は善く馭すと謂ふ可し。宣帝、溫諭して以て望之を驕らすは、望之の福に非ざるなり。

(二) 心を居くの厚薄、亦、識と力とに資りて以て相輔く。識淺ければ則ち利害の感深く、力弱ければ則ち畏避の情甚だし。夫れ苟くも利害、無端に惑はして、畏避已甚しければ、則ち刻薄殘忍、君臣父子に加はりて而も恤へず。張敞は昌邑の故臣に非ざるなり。宣帝、昌邑に忌む有り、敞をして之を覘はしむ。敞、端を設けて以て王を誘ひ、其狂愚の詞を盡さしめ、之を帝に告げ、而して其忌を釋き、復た授くるに侯封を以てし、卒に以て終を令くするは、敞の厚きなり。(三) 徐鉉は李煜の大臣なり。國破れ身降る。宋の太宗、煜を覘はしむ。而して怨望の情を以て告ぐ。煜、之を以て死す。鉉の煜に於ける、以て敞の昌邑に於けるに視ぶる

- 【一】 宣帝、心に故の昌邑王賀を忌み、山陽の太守張敞に璽書を賜ひ、謹みて盜賊に備へ、往來の過客を察せしむ。敞、是に於て、賀の居處を條奏し、上乃ち賀の忌むに足らざるを知ることを、通鑑卷二十五宣帝元康二年に載す。此章は此事を論じ、張敞が識あり力あり忠厚の士なるを稱美するなり。
- 【二】 徐鉉の本傳は宋史卷四百四十一文苑傳に載す。字は鼎臣、揚州の廣陵の人、十歳にして文を能くし、南唐に仕へ、宋に入る。
- 【三】 李煜は南唐主。

に、誰か生死に當りて之を衛る者と爲す。而して太宗の寛仁なるは、抑も宣帝の猜多きが如くならず。鉉即し稍や意旨を示し、煜をして遜詞せしめ、而して己藉りて以て入りて告げば、夫れ豈に必ずしも太宗の怒に逢はんや。則ち降臣たりと雖も、猶ほ人の心有るなり。鉉は遂に躬ら、刃を操るの戒首と爲りて之に忍ぶ。獨り何の心ぞや。他無し。敞は能く人臣の君に事ふるの義を知り、主を導くに忠厚を以てし、而して明主必ず深く之を諒とす。其識勝るなり。且つ其の寵辱禍福の際に於て、畏忌する所寡し。其力定まるなり。而して鉉は辱且つ愚にして、險阻至りて、擇ぶ所に憫し。乃ち其の究まるや、終に此を以て太宗に薄んせられ、而して用ひらるるを得ず。小人の心に違ひて物に殉するや、亦何の益あらんや。此に見る有りて而して之を持すれば、則ち忠臣孝子に非ずと雖も、而も名義の際、餘地有りて以て自ら全く、此に見る無くして、而して克く自ら持せざれば、則ち君父、捐つ可くして、以て人に色笑に殉せん。鉉の若き者は、之を責むるに張敞の爲を以てするも而も能はず。況んや其の此より進む者をや。故に君の臣を擧ぐる、士の友に交はる、識闇くして力柔なる者は、之を絶ちて可なり。一旦、白刃を操りて相鬪ふは、皆此儔なり。

- 【四】 色笑は和悦の容なり。
- 【一】 通鑑卷二十五宣帝元康四年、右扶風尹翁歸卒す。家に餘財無し。秋八月、詔して曰はく、「翁歸は、廉平にして正に嚮ひ、民を治むること異等なり。其れ翁歸の子に黄金百斤を賜ひ、以て祭祀を奉ぜしむ」と。卷二十六宣帝神爵元年、大司農朱邑卒す。上、其の循吏なるを以て、之を閔惜し、詔して其子に黄金百斤を賜ひ、以て其祭祀を奉ぜしむ。此章は此事を論じ、官吏の俸祿賜子の豊なるべきを説き、元明の時の官吏の俸給の乏し

尹翁歸・卒し、家に餘財無し。宣帝、其子に黄金百斤を賜ひて、以て祭祀を奉せしむ。朱邑に於ても亦然り。徒に其財のみに非ざるなり。榮、至る莫し。故に重祿は、士の以て忠に報ゆるを希望する所の者に非ざれども、而も士を勸むる者は此に在り。人を刻畫するに清節を以てし、而して其の祭祀を供し、父母を養ひ、妻子を畜ふの計を恤へず。幸にして廉士を得るや、則ち亦、刻覈にして恩寡く、苛細にして以て民氣を傷ふの。編夫にして、而して流れて酷吏と爲る。然れども且つ多く得る能はず。而して小民を漁獵して、以て富を求むる者、口に藉きて以て忌む無くして、而して慙ぢず。唐宋以前、詔祿賜子の豊たにして、此を念ふこと至つて悉せるは、猶ほ先王の遺意なり。蒙古に至りて、利を私して祿を削る。洪武の初、能くこれを改むる無し。祿は終歲に給らず、賞は百金に踰えず。百の軒輓を得るも、而も天下、以て治むるに足らず。況んや三百年にして僅に一の軒輓なるをや。城、陥るに垂なんとし、君、危きに垂なんとし、君、危きに垂なんとし、復た奚を恤へんや。

- 【一】 榮至る莫しは、榮これより至る莫しの意にて、無上の榮譽なるをいふ。
- 【二】 編夫は心の褊急なる人。
- 【三】 口に藉くば、口實とするなり。
- 【四】 蒙古は元代をいふ。
- 【五】 洪武は明の太祖の年號。
- 【六】 軒輓は明の時の廉吏の名、本傳は明史卷二百五十八に載す。
- 【七】 飼猪は猪を飼養する人。飼猪云云。出典あるべきも未だ詳かならず。

漢人、古を學びて、而も其道を得ず、矯めて奇行を爲して、不經にして、適以て志を喪ふ。太守と爲す。此章は此事を論じ、韋元成の爲す所を非とするなり。

漢人、古を學びて、而も其道を得ず、矯めて奇行を爲して、不經にして、適以て志を喪ふ。太守と爲す。此章は此事を論じ、韋元成の爲す所を非とするなり。【一】 通鑑卷二十五宣帝元康四年、初め扶陽の節侯韋賢薨す。長子弘、罪有りて獄に繋がる。家人、賢の令と矯り、次子大河の都尉韋玄成を以て後と爲す。玄成、深く其の賢の雅意に非ざるを知り、即ち陽りて病狂を爲し、便利に臥し、妄に笑語し昏亂す。既に葬り、當に爵を襲ぐべきに、狂を以て、召に應ぜず。大鴻臚、狀を奏す。章、丞相御史に下して、案驗せしむ。事を案する丞相の史、適ち玄成に書を與へて曰はく、「古の辭讓するは、必ず文義の觀る可き有り。故に能く榮を後に垂る。今、子獨り容貌を壞り、恥辱を蒙り、狂癡を爲し、光曜暗くし故らに之を爲すに非ざるなり。然れども禮を虧き親を辱め、且つ後嗣に貽すに、王を僭し夏を獵るの

巨惡を以てす。且つ古の諸侯は、漢の諸侯の比に非ざるなり。國人、之を戴き、諸大夫、之を〔七〕扱く。示すに必ず君たる可からざるを以てするに非ざれば、則ち得て辭す可からざるなり。夫の元成の若きは、兄を避けて爵を受けず、義を以て固く守り、天子に請ひ、再三辭して、而も相強ひざる可し。奚ぞ此の穢亂して身を辱むるの爲を用ひて、以て世を驚かさんや。丞相の史、之を責めて曰はく、「古の辭讓するは、必ず文義の觀る可き有り、乃ち能く榮を後に垂る」と。其の榮を垂るるの私意を摘して、之を勉むるに文義を以てす。元成、之を聞き、能く媿づる勿からんや。士、辱められざるの節を守り、不幸にして死に至るも、且つ〔八〕嶽立海騰して、以て天下の大義を昭かにす。從容辭讓の事、誰か已むを得ざる者と爲す。而して其常度を喪ひ、其恆性に拂る。亦愚なる哉。韋氏は世、經術を治め、而して元成以て愚なり。學は以て愚を啓くなり。善く學ばざる者は、復た以て其愚を益す。則ち漢人の〔九〕專經保殘の學、之を〔一〇〕尋丈の間に陥るるなり。

〔二〕 趙充國の羌を策するや、狡夷初めて起るを制するの定算なり。夷、狡にして初めて起り、其鋒〔三〕銛

- 〔七〕 扱は攀と同じ。扱くる也。引くなり。公羊傳隱公元年に、「諸大夫、隱を扱きて之を立つ」とあり。
- 〔八〕 嶽立海騰は山嶽の屹立し海波の騰涌するが如く彰明顯著なるをいふ。
- 〔九〕 專經は一經を專攻するなり。保殘は殘經を保ち守るをいふ。
- 〔一〇〕 尋丈の間は極めて近きをいふ。
- 〔一〕 趙充國、西羌を撃ち、之を撃つを策すること、通鑑卷二十六宣帝神爵元年に載す。文長ければ抄録せず。通鑑本文を参照せよ。此章は此事を論じ、充國の策の誤らざることを説くなり。
- 〔二〕 銛利は銳利なり。

利にして、勝を謀りて、其敗を憂へず。勝を謀りて、其敗を憂へざれば、則ち死を致して、櫻る可からず。敗を之れ憂へざれば、則ち以て久しきを持するに足らずして、潰え易し。其徒寡く、其積、富まず、其黨援、堅からず、而して中國の吏士、之を畏るること甚だしからず。是數者は、守るに利にして、攻むるに利ならざること、不易の道なり。狡夷の初めて起る、亦微なり。而るに中國恆に之が爲めに敵る。〔三〕震して之に矜る者有れども、而も人心搖き、輕んじて之を蔑ろにする者有れども、而も國謀、定まらず。彼豈に以て我を敵るに足らんや。嘗試に與に争ひて、一たび勝たざれば、則ち我が兵卒を脅降し、我が芻糧を掠奪し、我が險要に〔四〕闌據し、而して彼の勢日に狙に、黨して之を援くる者、益、其の必ず興るを信じ、而して交〔五〕以て固し。兵を盛にして以て往き、潰敗して以て歸り、而して我が吏士の心、遂に、疾雷の沓に加はるが若くにして、其魄を喪ふ。故に充國は持重して以て之に臨み、其貧寡の情形をして、吾が吏士の心目に〔六〕灼然たらしむ。彼且つ一戦を求むれども、而も得可からず、地促りて糧日に竭き、兵連なりて〔七〕勢日に衰へ、黨與疑ひて心日に離る。能く是謀を用ひて、堅く之を持せば、十年ならずして、堅氷の自ら春日に解くるが如くならん。然りと雖も、一人、之を謀ること已に定まれども、而も之を繼ぐ者難きなり。夷は恥無き者なり。困しまば則ち必ず降らん。降るとも復た叛くに難んせず。充國未だ老いすんば、必ず且に以て〔八〕懲艾して之を解散す

- 〔三〕 震は威すなり。
- 〔四〕 闌據は闌入して之に據るなり。
- 〔五〕 灼然は明かなる貌。
- 〔六〕 懲艾は、こらす也。

る有らん。而れども辛武賢の徒は能はず。故に羌の禍、漢の世に絶えず。然れども充國に非ざりせば、羌の漢に禍すること、小ならば則ち宋の元昊と爲らん。大ならば則ち拓拔の六鎮と爲らん。而して拓拔氏は以て亡べり。

(二) 宣帝の充國に詔するに、曰はく、『將軍、中國の費を念はず、數歲を以てして敵に勝たんと欲す。將軍たるは、誰か此を樂しまざる者ぞ』と。嗚呼、此れ、鄙陋の臣、以て庸主を惑はして、而して無窮の害を激する者なり。幸に充國の堅く持して、爲めに動かさず。然らざりせば漢は其れ危かりしならん。國を爲むる者、外患内訌、已むを得ずして兵を用ふ。之を已むを得ずと謂ふは、則ち之を已めんと欲するも亦惟だ已めざる者を以て之を已むのみ。何となれば、誠に得て已む可からざればなり。四海の耕三餘九の積を擧げて、之を一隅に用ふ。民、勞すと雖も、亦、勞せざるを得ず。國、虚しと雖も、亦、虚しからざるを得ず。鄙陋の臣、其の(三) 桂厨に鹽を稱り米を數ふるの意計を以てして、國の謀を爲し、庸主遂に信じて以て國を憂ふる者と爲し、而して害此より生ず。(四) 司農、輓輸に怠り、邊帥の軍

【一】 宣帝が充國に詔すること、通鑑卷二十六宣帝神爵元年に載す。此章は此事を論じ、庸主陋臣が内に在りて老成の宿將を牽掣するを慨嘆するなり。
【二】 耕三餘九は三十年耕して九年の蓄を餘すをいふ。
【三】 桂は釜無きの竈なり。一に曰はく、行竈なり。厨は、くりや、臺所。
【四】 司農は九卿の一、錢穀の事を掌る。輓輸は糧食を運搬するをいふ。

興を以て相迫るを忌み、(五) 竄敵の有司、後事の責を畏れ、猾胥・疲民、一倡百和し、其の速かならんことを欲するの辭を鼓し、而して害此より成る。茫昧にして功を微ふるの將帥、朝廷の吝惜の指を受け、老成の深智沈勇を翹げて、以て國を耗し民を毒すと爲し、乃ち蕩平の速效を進め、而して害此より烈し。充國の金城に至るや、神爵元年の六月を以てし、其の振旅して旋るは、二年の五月を以てし、之を持すること一年にして、羌以て瓦解せり。則ち云ふ所の『數歲を以てして敵に勝たんと欲す』とは、蓋し老成熟慮の辭にして、抑も、事必ずしも速かに集らすして、鄙陋の庸臣且に前言を執りて以て相責めんとするを恐るるなるのみ。果して數歲の費有りて、以て國を病ましめ民を勞するに非ざること顯かなり。甚だしきかな、國に老臣無くして、庸主・陋臣の自ら誤るや。數歲の勞を憚り、遽に事の速效を期し、一たび蹶きて、振はず、數十年、兵連なり禍結びて、解く可からず、國果して虚しく、民果して困しみ、盜賊、中より起り、而して遂に亡ぶるに至る。(七) 田夫・販豎が米を數へ鹽を量るの智を以て、天下を捐てて之を陸沈す。哀しいかな。

【五】 竄敵は怠惰にして振げざるなり。
【六】 猾胥は狡猾なる小吏。
【七】 田夫は農夫、販豎は商人。
【一】 此章は、宣帝の時の循吏なる龔遂・黃霸・尹翁歸・趙廣漢・張敞・韓延壽を論するなり。龔遂の事は通鑑卷二十五地節四年に載す。黃霸の事は卷二十五元康三年等に載す。尹翁歸の事は卷二十五元康元年に載す。趙廣漢の事は卷二十四本始三年に載す。張敞の事は卷二十五元康三年、卷二十六神爵元年に載す。韓延壽の事は卷二十六神爵三年に載す。
【二】 二千石の任を重んず。通

(二) 宣帝、(三) 二千石の任を重んじ、而して循吏、餘美有り。龔遂・黃霸・尹翁歸・趙廣漢・張敞・韓延壽、皆、(三) 藉藉焉たり。其治の得失を述ぬるに、廣漢・敞・霸は、皆、術に任じて迹を道に託す。廣漢・敞は、虚矯を以て刑殺に任じ、而して霸は、偽飾多し。寬・嚴異なれども、而も名を求むること太だ急なるの情は一なり。延壽は、禮讓を以て民を養ひ、君子の道に庶幾けれど、而も之を爲すこと已甚しきは、亦飾なり。翁歸は、察なりと雖も、而も法を執ること煩はしからず。龔遂は、細なりと雖も、而も亂を治むるに緩を以てす。數子の間に較ぶるに、其れ愈れるか。要するに此數子の者は、唯だ廣漢は、俗吏の爲に専らにして、而して流俗の譽を得ること最と爲す。其餘は、皆、縁飾するに先王の禮教を以てす。而して世儒以て漢の治は、古に近しと爲すは、職として此に綏るなり。夫れ流俗の好尚は、政教相隨ひて以て濫れ、禮文の縁飾は、精意、以て相蒙はれ易し。兩者、各、小著の效有りて、而して後に、先王の風を移し俗を易へ、情に縁り禮を定むるの令徳、永く天下に息む。之を救ふ者は、其れ惟だ簡か。故に(三) 夫子、南面して民に臨むの道を言ひて、甚だ夫の簡を重んず。法術の任す可からず。民譽の干む可からず。中和涵養の化は、旦夕を以て求む可からざるを以てなり。廣漢の

鑑卷二十四地節二年、常に稱して曰はく、庶民の、其田里に安んじて歎息愁恨の心亡きなり。我と此を共にする者は、其れ唯だ良二千石か」と。

【三】 藉藉焉は名聲高きないう。

【四】 令徳は善徳なり。

【五】 論語雍也篇に、「子曰はく、雍や、南面せしむ可し。仲弓、子桑伯子を問ふ。子曰はく、可なり簡。仲弓曰はく、敬に居りて簡を行ひ、以て其民に臨む、亦可ならずや。簡に居りて簡を行はば、乃ち大簡なる無からんや。子曰はく、雍の言然り」とあり。

善に郷ひ、弟と稱し、使を遣はして和親を請ひ求む。海内欣然たり。夷狄、聞かざるも莫し。未だ約を奉ずるを終へずして、不幸にして賊臣の殺す所と爲れり。今にして之を伐つは、是れ亂に乗じて災を幸とするなり。彼必ず奔走して遠く遁れん。義を以て兵を動かさずば、恐らくは勞して功無からん。宜しく使者を遣はして弔問し、其微弱を輔け、其災患を救ふべし。四夷、之を聞かば、咸、中國の仁義を貴ばん。如し遂に恩を蒙り、其位に復するを得ば、必ず臣と稱して服従せん。此れ徳の盛なるなり」と。上、其議に従ふ。此章は此事を論じ、望之の説を非とするなり。

如きは道ふに足らず。廣漢に繼ぎて興り、包拯、海瑞と爲る者は、尤も道ふに足らず。霸・延壽・翁歸に至りては、其迹に循ひて之を爲す。何ぞ遽に三代の如くならずして、或は侈を以て敗れ、或は偽を以て譏らるる。何爲れぞ其の一時の感歎を致すこと、反つて廣漢の下に出づるや。然りと雖も其實亡けれども、而も猶ほ其迹を踐み、先王の顯道をして、天下に絶えざらしむ。以て廣漢と敞との爲す所に視ぶるに、猶ほ美稱と五穀との、熟・不熟を以て功を計る可からざるがごときなり。褊躁して以て流俗の好惡に徇ふは、效、一時に在りて、而も害、人心に中り、數百年にして而も復せず。亦烈しきかな。

(二) 蕭望之曰はく、「恩は以て孝子を服するに足り、誼は以て諸侯を動かすに足る。故に春秋に、

【六】 海瑞は字は汝賢、瓊山人、自ら剛峯と號す。南京右都御史と爲り、官に卒す。本傳は明史卷二百二十六に載す。

【七】 感歎は感動する也。歎は動くなり。

【一】 通鑑卷二十七宣帝五鳳元年、秋、匈奴亂る。漢の議者多く曰はく、「匈奴、害を爲すこと日久し。其壞亂に因りて兵を擧げて之を滅ぼす可し」と。詔して御史大夫蕭望之に問ふ。對へて曰はく、「春秋に、晉の士匄、師を帥ゐて齊を侵し、齊侯卒すと聞き、師を引きて還る。君子、其の喪を伐たざるを大とす。以爲へらく、恩は以て孝子を服するに足り、誼は以て諸侯を動かすに足ると。前の單于、化を慕ひ

士句が喪を伐たざるを大とす」と。遂に、匈奴の微弱を輔け、其災患を救ひ、中國の仁義を貴ばしめんと欲す。亦奚ぞ可ならんや。恩は以て孝子を服するに足れども、以て夷狄を服す可き者に非ざるなり。誼は以て諸侯を動かすに足れども、以て夷狄を動かす可き者に非ざるなり。梁武、侯景を窮歸に拯ひて、而して臺城に死し、宋徽、女直に初起に結びて、而して五國に囚へらる。其の弱きを輔けて之を彊くし、彊くして而して制す可からざるなり。其患を救ひて之を安んじ、安んじて而して復た搖かす可からざるなり。漢の匈奴に於けるは、豈に晉の齊に於けるならんや、昏姻盟會の友邦たるに均しからんや。望之の春秋を説くや、之を失へり。

蘇威は五教を以て民を督し、而して民怨み、黃霸は興化を以て郡國の上計を條奏し、而して民之を頌す。蓋し霸は賞を以て吏を誘ひ、而して威は罰を以て民を督す。故に恩怨殊なり。而して其の治

- 【一】 梁の武帝、侯景を納れ、遂に臺城に餓死すること、通鑑梁武帝紀に詳かなり。
- 【二】 宋徽は宋の徽宗皇帝。
- 【三】 五國城は今の吉林省延吉道延吉縣の地なりといふ。
- 【四】 通鑑卷二十七宣帝五鳳三年に、張傲、霸を奏して曰はく、竊に見るに、丞相、請ひて中二千石・博士と與に、郡國の上計の長史守丞に、民の爲めに利を興し害を除き大化を成すを雜問するとき、其の對を條するに、耕す者は畔を

譲り、男女は路を異にし、道には遺ちたるを拾はず、及び孝子貞婦を擧ぐる有る者は、一輩と爲し、先づ殿に上らしめ、擧ぐれども其人數を知らざる者は、後に在りし云々と。此章は此事を論じ、黃霸が賞を以て吏を誘ふは、隋の蘇威が罰を以て民を督すると與に、治道の靈たることを論ずるなり。蘇威の事は通鑑隋紀に詳かなり。

道の靈たるは一なり。耕す者は畔を譲り、行く者は路を譲り、道には遺ちたるを拾はざるは、傳記、之を言ふ有りて、以て聖人の化を張大にする者なり。而れども詩書の載する所、孔門の述ぶる所は、未だ嘗てこれに及ばざるなり。故に盛治の民を稱して曰はく、「士は、慧に女は憧なり」と。其の樸誠にして、文に詭らざるを言ふなり。故に曰はく、「禮は庶人に下らず。刑は大夫に上らず」と。禮の庶人に望む可からざるは、猶ほ大夫の刑を待たざるがごときなり。聖人の訓は、炳として日星の如し。孔子没して、大義乖き、微言絶ゆ。諸子の言は、激昂にして好みて已甚しきを爲し、殆ど猶ほ佛老の徒の、功德を無邊に侈にして、天地日月すら、且つ之が爲めに移易するがごときなり。夫れ聖人の化は、豈に之を天下に期せんや。堯には不令の子有り、舜には不恭の弟有り、周公には不道の兄有り、孔子には、不朽不彫の弟子有り。艸野無知にして、而も從容として道に道路に中るは、是理有らんや。法を以て之を制し、刑を以て之を束ね、利を以て之を誘ひ、民且く塗飾して以て自ら免る。是れ相率ゐて僞を爲す。君子の惡む所なり。漢の儒者、辭淫にして義詭る。流れて在位に及び、之を襲ひて以て政を爲す。霸の邪なるや、自りて來る

- 【一】 張大は誇張するなり。
- 【二】 慧は誠實なり。憧は意と同じ、愚直の意。
- 【三】 微言は微妙の言。
- 【四】 堯には不肖の子丹朱あり、舜には傲弟象あり、孔子には晝寢の弟子宰予あり。
- 【五】 不朽不彫。論語公治長篇に、「宰予晝寢ぬ。子曰はく、朽木は雕る可からず、糞土の牆は朽る可からず。予に於てか何ぞ誅めん。子曰はく、始め吾、人に於けるや、其言を聽きて聽きて其行を信ず。今、吾、人に於けるや、其言を聽きて其行を觀る。予に於てか是を改む」とあり。

有り。君子の道は、天地の・物を生ずるが如く、各、其質に肖ひて、而して其分に安んせしむ。斯に以て人物の性を盡すと爲すのみ。

耿壽昌の常平の法は、民を利するの善術なり。後世、能く之を行ふ者無し。宋人之に倣ひ、而して遂に流れて、青苗と爲る。故に曰はく、『法の難きに非ずして、人の難きなり』と。三代

は封建の天下にして、諸侯各、其國を有ち、其地狭く、其民寡く、其事簡なれば、則ち常平の法を行はんと欲するや易し。然るに未だ嘗て行はざるは、生生の計を以て、民を餘有るに寛し、民自ら、節宣するを得。上の之を計るを必とせざるなり。上、之を計れば、民、視て以て法と爲す。視て以て法と爲せば、則ち憚りて、行ふに樂しみます。而して詰者、又、因縁假借して、以て其姦を讎る。故に三代の制は、民を裕にして、自ら計を爲さしむるのみ。

【一】 通鑑卷二十七宣帝五鳳四年、大司農耿壽昌奏して言はく、歳數、豊穰にして、穀賤しく、農人、利少し。故事に、歳ごとに關東の穀四百萬を漕し、以て京師に給し、卒六萬人を用ふ。宜しく三輔・弘農・河東・上黨・太原郡の穀を糶して、京師に供するに足らしむべし。以て關東の漕卒の過半を省く可し。と。上、其計に従ふ。壽昌又白して、邊郡に令して、皆、倉を築きて、以て穀賤しきとき其價を増して糶し、穀貴きとき價を減じて糶せしむ。名づけて常平倉と曰ふ。民、之を便とす。此章は此事を論じ、常平の法は民を利するの善術にして、而も古昔三代の時に行はれざりし所以、天下に廣く行ふ可からざる所以を説くなり。

【二】 青苗は宋の王安石の首倡せし青苗の法をいふ。

【三】 節宣は程よく處理すること。

【四】 提封は領地をいふ。井は古の田を授くるの區畫なり。周の制、九百畝を以て一井と爲す。

も、亦、數十年の豊歉を總計して、早く之が制を爲す能はざるなり。郡縣の天下は、財賦廣くして、而して、五方の民情各、異なり。其れ能く一切の治を以て治を爲さんや。然れば則ち常平の制は行ふ可からざるか。曰はく、常平は民を利するの善術なり。何爲れぞ行ふ可からざらんや。其地に因り、其民の情を酌み、良有司、之を制し、郷の賢士大夫、身任じて固く之を守らば、以て百年にして弊無かる可し。而も天子の以て天下を齊一にす可き所の者に非ざるなり。壽昌、之を行へども、而も利、亦、以て河東・上黨・太原・宏農の粟を京師に通ずるのみ。

【五】 豊歉は豐作と凶作。

【六】 五方は中央及び東西南北の四方。

【七】 宏農は弘農なり。清の高宗の諱を思みて改む。

【一】 通鑑卷二十七宣帝黃龍元年、帝、疾に寝ぬ。大臣の屬す可き者を選び、外屬侍中樂陵侯史高・太子太傅蕭望之・少傅周堪を引きて禁中に至らしめ、高を拜して大司馬車騎將軍と爲し、望之を前將軍・光祿勳と爲し、堪を光祿大夫と爲す。皆、遺詔を受けて政を輔

け、尙書の事を領す。此章は、宣帝が遺詔して政を輔くることを蕭望之に屬したることを論じ、望之が其任に非ざることを説き、宣帝の望之に任するに至りし所以を説くなり。

【二】 望之が譜せられて死すること、通鑑卷二十八元帝初元二年に載す。

【三】 論語衛靈公篇に、君子は小知す可からずして、大受す可きなり。小人は大受す可からずして、小知す可きなり」とあり。

宣帝、終に臨み、政を輔くるを蕭望之に屬す。其後、望之、譜せられて以て死し、而して天下、之を冤とす。夫れ望之は、固に所謂小知す可くして、大受す可からざる者なり。望之の・宣帝の世に於ける、建議すること屢なり。要するに、皆、人の是を非とし、人の非を是とし、矯めて以て人と異を立て、得るは其の果して得るに

非ず、失ふは其の固に失ふに非ざるなり。匈奴内に潰え、羣臣、之を滅ぼさんと議す。望之は則ち曰はく、「當に亂に乗じて災を幸とすべからず」と。呼韓邪・入朝するや、丞相・御史は之を王侯の下に位せんと欲す。望之は則ち曰はく、「待するに臣とせざるを以てす。謙亨の福なり」と。韓延壽は良吏なり。其名を忌みて其小過を訾き、以て之を死に陥る。丙吉は賢相なり。則ち倨慢にして禮無く、而して老を以て之を侮る。且つ但にこれのみならざるなり。出して平原の太守に補すれば、則ち自ら陳べて留まらんことを請ひ、之を左馮翊に試みれば、則ち病と謝して赴かず。其の爲す所を迹ぬるに、蓋し權を攬りて自ら居り、人の過を翹げて以て必ず伸べ、水火を廷に激し、而して位を估みて以て自ら尊ぶ者なり。此の若き者は、其の祿を懷ひて、捨てざるの情、早く小人の挾持する所と爲り、而して衆に拂り名を矯り、抑も君子の・信せざる所と爲る。身の・保たずして、而も安んぞ能く六尺の孤を保たんや。善を見れば驚くが若く、不善を見れば讎の如きは、君子、猶ほ其の量の・涯有りて、而して以て大に任す可からざるを謂ふ。況んや其の所謂善は必ずしも善ならず、所謂不善は不善に非ざるをや。宣帝の之に任するや、將た其經術を以てするか。經術を挾みて其偏矯の情を行

- 【四】匈奴内に潰え云云の事は、通鑑卷二十七五鳳元年に載す。
- 【五】呼韓邪入朝するや云云の事は、通鑑卷二十七甘露二年に載す。
- 【六】蕭望之、韓延壽の小過を訾くこと、通鑑卷二十七甘露元年に載す。
- 【七】蕭望之が丙吉を輕んずること、通鑑卷二十七甘露二年に載す。
- 【八】蕭望之、平原の太守に補せられて上疏すること、通鑑卷二十五元康元年に載す。

ふは、王安石の廉介を以てして、而も禍、天下に及べり。而して望之は之に益すに侈を以てす。抑も其議論を以てするか。則ち華にして而して實ならず、辯にして而も窒がるは、固に君子の惡む所なり。主父偃・徐樂、豈に議論の正に近き無からんや。而して望之抑も奚ぞ以て異ならん。蓋し宣帝の・君たるや、才を恃みて、自ら用ふるを喜び、人の過を聞きて以て察を示すを樂しむ者なり。故に望之に於て、臭味の合ふ有り。私好を以てして、家國の大を託する、其の傾かざる者鮮し。

元 帝

朋黨の興るは、元帝の世に始まる。流風の染むる所、千載、息まず。士、虚名を得、實禍を獲、而して國、其敗を受く。哀しむ可きなり。夫れ蕭望之・周堪・張猛・劉更生は、固に、雅意、君子と爲らんことを欲する者なり。其の史高・宏恭・石顯を攻めて、以て主を正しきに彌くるは、固に君子の道なり。夫れ君子は、豈に徒に其道に由りて、而して遂に以て天下の邪に勝たんや。君子の乗りて以て君を匡して國を靖んずる所の者は、蹇蹇の躬、生く可く死す可く、貴くす可く賤しくす可く、非常の事を行ふ可く、衆論の歸を定む可くして、而して人に倚りて以て

- 【九】察は明察なり。
- 【一】此章は蕭望之・周堪・張猛・劉更生が史高・弘恭・石顯を攻めて以て國を匡し君を靖んぜんを欲したれども、成らずして禍を被りし所以を論ずるなり。事は通鑑卷二十八元帝初元二年・永光元年等に載す。参照せよ。
- 【二】雅意は平素の意志。
- 【三】宏恭は弘恭なり。
- 【四】蹇蹇は艱難の貌。周易蹇卦に「王臣蹇蹇、躬の故に匪す」とあり。

を困しむるのみ。(二)韓魏公の内豎を逐ふは、之を逐ふのみ。何ぞ羣不逞に藉りて之が羽翼と爲す所あらん。司馬溫公、(三)二蘇に任じて以て王安石を抑へ、而して秦觀・張耒、(四)狹邪の匪人を以て之に縁り、以て清流の選を忝む。故に終に(五)紹述の黨に緝けらる。(六)楊左廣、臺諫に結びて以て魏忠賢に抗し、而して(七)汪文言、無頼の(八)賈郎を以て、竊に附きて以て禍を召く。浮薄の徒、一たび當を君子に得れば、酒を使ひて狂歌し、(九)盧を呼びて誚傲し、以て(一〇)蕭艾蘭芷の音を嗣ぐ。其氣は瘴く、其骸は綠なり。君子たる者、豫め之を戒むる勿かる可けんや。

(一)元帝詔して、四科をもつて士を擧げしめ、即ち此を以て郎官の(二)殿最を第せしむ。一に曰はく質樸。二に曰はく敦厚。三に曰はく遜讓。四に曰

- 【一】韓魏公は宋の名臣韓琦。
- 【二】二蘇は蘇軾・蘇轍。
- 【三】狹邪は度量褊狹にして心術正しからざるなり。匪人は行爲正しからざる人をいふ。周易比卦に「之に比するは匪人」とあり。
- 【四】紹述の黨は前に註す。
- 【五】楊左廣は楊璉をいふ。璉は明の應山の人、字は文孺、別字は大洪、萬曆の進士、熹宗の時、官、左副都御史に至る。魏忠賢の二十四大罪を疏論し、後、忠賢に害せられ、獄に斃る。崇禎の初、忠烈と諡す。本傳は明史卷二百四十四に載す。
- 【六】汪文言の傳は明史卷二百二十二吳兌傳に附載す。
- 【七】賈郎は史記司馬相如傳

- に、「賈を以て郎と爲る」とあり、注に、「家財多きを以て拜して郎と爲るを得たるなり」とあり。後世、賈を納れて官を得る者を稱して賈郎と爲す。
- 【八】盧を呼ぶは、賭博を爲すなり。
- 【九】蕭艾は竝に「よもぎ」の類、惡草なり。小人に喩ふ。蘭芷は竝に香草なり。君子に喩ふ。
- 【一〇】通鑑卷二十八元帝永光元年、二月、丞相・御史に詔して、質樸・敦厚・遜讓・行有る者を擧げしめ、光祿をして歳ごとに此科を以て郎・從官を第せしむ。此章は此事を論するなり。
- 【一一】殿最是政績の優劣をいふ。第は等級を定むるなり。

はく有行。蓋し辱主・佞臣、(三)蕭周張劉の骨鯁に懲り、而して柔情を以て天下の氣節を銷するなり。是より以後、漢に剛正の士無く、遂に社稷を擧げて以て人に奉じ、而して自ら其の敦厚樸讓の多福を詔る。(四)宣帝曰はく、「我が國家を亂す者は、必ず太子ならん」と。其言、驗あり。然りと雖も、自りて來る有り。極めて重ければ必ず反るは、勢なり。文景武昭の世、賢不肖雜はり進めども、而も質樸未だ亡びず、君子、赫赫の名無けれども、而も小人も亦見難きの惡無し。氣矜ること汲黯の如く、名勝つこと賈誼の如き、人主甚だ其材を器とすれども、而も終に顯れず。風采を逞しくして以て人主の知を微め、天下の色を動かすに至りては、主父偃・徐樂・終軍・東方朔の如きより、以て刑名・聚斂の臣に泊ぶまで、皆旋ち用ひて旋ち棄つ。宣帝が治を求むるに切に。(五)文法を以て尙しと爲すに迫りて、天下翕然として之に従ふ。是に於てして、名を沽り直を銜ふの士、矯めて人の能はざる所を爲して、以て自ら氣節を旌し、以て人主を凌ぐに足り、而して人主、其苛覈を厭ふ。但だ貴戚・宦寺の之を疾むのみならず、非ざるなり。(六)魏相は之を以て霍氏の族を赤にし、(七)蕭望之は之を以て丙吉の短を持し、(八)張敞は之を以て黃霸の私を攻む。勢已に極重に成れば、則ち其れ反りて相獎むるに(九)詭隨を以てするな

- 【一】蕭周張劉は蕭望之・周堪・張猛・劉更生。
- 【二】宣帝の言は、通鑑卷二十七宣帝甘露元年に載す。
- 【三】文法は法律。
- 【四】苛覈は苛刻なり。
- 【五】霍氏滅ぶること通鑑卷二十五宣帝地節四年に載す。
- 【六】蕭望之が丙吉を輕んずること、通鑑卷二十七宣帝五年二年に載す。
- 【七】張敞が黃霸を非議すること、通鑑卷二十七宣帝三年に載す。
- 【八】詭隨は是非を顧みずして妄に人に隨ふなり。

り。天下且つ其の與し易きを樂しむ。而るを況んや人主と威宦とをや。屈伸の理は、一彼一此、情偽の遷は、一虛一盈なり。故に人主、天下の人材を馭するに、輕しく人に示すに好惡を以てせずして、而して道の平を酌むは、誠に之を慎むなり。其の流るるを畏れ、而して尤も其の反るを畏るるなり。

(二) 趙充國、持重して以て羌を破る。功、これよりも盛なる莫し。二十餘年にして、羌人復た反す。吾故に曰はく、『難きかな其の繼ぐを爲すや』と。充國の時に當りて、戰を求むれども得ず、坐して自ら困しむの羌、(三) 心灰して、敢て競はざる者、二十年を閱して、皆已に衰老し、後起の(四) 胡雛は、未だ嘗て躬ら挫抑を受けず、

將に『漢は但だ能く自ら守るのみにして、我に加ふる有る能はず。前人は能く爲す無くして、而して其困を受く。我は別に以て漢を制する有りて、而して漢窮せん』と曰はんとす。藉令、充國未だ老いず、天子終に西事を以て之に任せば、抑も必ず銳師以て之を挫折の餘に繼ぐ有らん。而るに辛武賢の徒は能はざるなり。外は充國の功を忌み、而して内は實に私に之を幸として、以て安を偷む。故に馮奉世曰はく、『守戰の備、久しく廢れて、簡ばれず。夷狄、邊吏を輕んずるの心有り』と。多姐、驕狂にして驟に起るは、實に・由りて來る有り。是に於てして、奉世の・進討に決せる、功、泯す可からず。(四) 韋元成・鄭宏の固陋なる、罪抑も拵ふ可からず。羌の初めて起るや、持重して以て之を困しめて

【一】 通鑑卷二十八元帝永光二年、秋七月、隴西の羌多姐の旁種、反す。詔して丞相韋元成等を召して入りて議せしむ。是時、歲比りに登らず、朝廷方に以て憂と爲す。而して羌の變に遭ふ。玄成等、漠然として、以て對ふる者有る莫し。右將軍馮奉世曰はく、『羌虜、近く境内に在りて背畔す。時を以て誅せずんば、以て遠蠻を威制する無からん。臣願はくは師を帥めて以て之を討たん』と。上、兵を用ふるの數を問ふ。對へて曰はく、『臣聞く、善く兵を用ふる者は、役をば再び興さず、糧をば三たび載せず。故に師、久しく暴されずして、天誅亟かに決すと。往者、數、敵を料らずして、兵、折傷するに至る。再三發調せば、則ち曠日煩費にして、威武虧げん。今、反

虜は、無慮三萬人。法、當に倍して六萬人を用ふべし。然れども羌戎は弓矛の兵のみ。器、犀利ならず。四萬人を用ふべし。一月にして以て決するに足らん』と。丞相・御史・兩將軍、皆以爲はく、『民方に收斂する時なり。未だ多く發す可からず。萬人を發して、屯して之を守らば、且に足らんとす』と。奉世曰はく、『不可なり。天下、饑饉を被り、士馬羸耗し、守戰の備、久しく廢れて、簡ばれず。夷狄、皆、邊吏を輕んずるの心有り。而して羌は難に首たり。今、萬人を以て數處に分屯せば、虜、兵の少きを見て、必ず畏懼せざらん。戰ふときは則ち兵を挫き師を病ましめ、守るときは則ち百姓救はれじ。此の如くにして、怯弱の形見はれなば、羌人、利に乗じ、諸

種並び和し、相扇きて起らん。臣恐らくは中國の役、四萬に止まるを得ずして、財幣の能く解く所に非ざらん。故に少しく兵を發して日を曠しくすると、一舉にして疾く決するとは、利害相萬するなり』と。固く之を争へども得る能はず。詔有りて、二千人を益す。是に於て、奉世を遣はして、萬二千人の騎を將めて、屯に將たるを以て名と爲し、典屬國任立・護軍都尉韓昌を偏裨と爲し、隴西に到り、三處に分屯せしむ。昌先づ兩校尉を遣はして羌と戰はしむ。羌の衆盛多にして、皆、破る所と爲り、兩校尉を殺さる。奉世具に地形部衆多少の計を上る。願はくは三萬六千人を益さん。乃ち以て事を決するに足らん』と。書奏す。天子、大に爲めに兵六萬餘人を發

す。八月、太常弋陽侯任千秋を拜して奮武將軍と爲し、以て之を助けしむ。冬十月、兵畢く隴西に至る。十一月、並び進む。羌虜大に破れ、斬首數千級、餘は皆走りて塞を出づ。兵未だ決せざる間、漢、復た募士萬人を發し、定襄の太守韓安國を拜して建威將軍と爲す。未だ進まず。羌破ると聞きて還る。詔して吏士を罷め、頗る留まりて屯田し、要害の處に備へしむ。此章は此事を論じ、馮奉世の策の機宜に中れるを贊美するなり。

【一】 心灰すとは、心、死灰の如きなり。漢を侵さんと欲する心の消滅するをいふ。

【二】 胡雛は胡人の子孫をいふ。

【三】 韋元成は韋玄成、時に丞相たり。鄭宏は鄭弘、時に御史大夫たり。

而して自ら傲るるは、萬全の道なり。此を過ぎて多姐踵ぎて亂るるは、先零の比に非ず。一起一敗して、而して疑畏無き能はず。已に燼ゆるの(五)炷は、狂談一たび熿なるも、而も膏給せず。勝てば則ち前み、敗るれば則ち降り、先零の故事に習ひて、而して死を致すの心無し。是れ其の必ず當に勦除すべきや、明かなること甚だし。故に奉世、大舉に決し、六萬人を合はせて、以て之を初起に搗く。蓋し充國の策と、術を異にして功を同じくす。奉世は充國の守を師とす可からず、充國は奉世の攻を用ふ可からず。時に因り敵を度りて、其操縦を善くす。其道は一なり。夫れ羌の地は河湟に互り、南は秦隴に接し、長安に於ては肘腋たり。力、小なりと雖も、而も之を驕らすれば、則ち大なり。種、散すと雖も、而も之をして相并せしむれば、則ち合す。其をして志を得て以て逞しくせしめば、但に唐の回紇・宋の元昊のみに非ざらん。東漢に追びて、幸にして雒に都するのみ。長安に都せしめば、庸臣、元成・鄭宏の説を師とし、茸闕として以て侮を召き、羌且に王畿の城下に逼らんとす。而して懲らす莫くんば、漢其れ羌に亡びんか。奉世、之を始に翦り、張奐・段熲、之を後に夷滅す。羌乃ち中國の腹心の患を爲す能はず。其後、(六)姚弋仲の桀雄と雖も、劉石の餘に乘せざれば、敢て起らず。垂れて今に至りて、二千年、(二〇)秦隴・河峽階文の間、巖險阨隘にして、(二一)防

- 【五】 炷は燈心なり。
- 【六】 茸闕は驚頓なり。無能なるをいふ。
- 【七】 張奐・段熲の事は通鑑後漢紀に載す。
- 【八】 姚弋仲の事は通鑑晉紀に載す。
- 【九】 劉石は劉曜と石勒。通鑑晉紀に載す。
- 【一〇】 秦隴・河峽階文は並に州の名。今の陝西省甘肅省の地。
- 【一一】 防閑は防禦なり。

閑、設けざるは、則ち二漢の猷遠きなり。馮奉世、首として大議を建て、以て天討を申ふるは、善く充國の意を體して、而して其變に通じ、民、今に到るまで其賜を受く。元成等の・安を一時に偷むの能く知る所に非ざるなり。

貢禹・匡衡の言、其の醇ならざる者は、蓋し亦鮮し。(三)禹曰はく、「天、聖人を生ずるは、蓋し萬民の爲めにして、自ら娛樂せしむるのみに非ざるなり」と。(四)衡曰はく、「天人の際は、精祲、以て相盪かす有り、善惡、以て相推す有り。宜しく靡麗を省き、制度を考へ、忠正を近づけ、巧佞を遠ざけ、以て至仁を崇くすべし」と。又曰はく、「聰明疏通なる者は、太だ察なるを戒め、寡聞少見なる者は、壘蔽せらるるを戒め、勇猛剛彊なる者は、太だ暴なるを戒め、仁愛溫良なる者は、斷無きを戒め、湛靜安舒なる者は、時に後るるを戒め、廣心浩大なる者は、遺忘するを戒む」と。又曰はく、「婚姻の禮正しくして、然る後に品物遂げて、天命正し。孔子、詩を論ずるに、關雎を以て始と爲す。此れ綱紀の首、王教の端なり」と。又曰はく、「聖人は、動靜・游燕・親しむ所、物ごとに其序を得」と。又曰はく、(七)「佞巧の姦、時に

- 【一】 此章は、貢禹・匡衡の言ふ所は醇正にして、公孫弘・兒寬・韋玄成・薛廣德等の及ぶ所に非ず、元帝を輔導するの功少からざるを論ずるなり。
- 【二】 貢禹の言は、通鑑卷二十八元帝初元年に載す。
- 【三】 匡衡の言は、通鑑卷二十八元帝永光二年に載す。
- 【四】 聰明疏通云は、通鑑卷二十九元帝永光五年に載す。
- 【五】 婚姻の禮云は、通鑑卷二十九元帝永光五年に載す。
- 【六】 聖人云は、通鑑卷二十九元帝永光五年に載す。
- 【七】 佞巧の姦云は、通鑑卷二十九元帝永光五年に載す。

因りて動く。聖人慎みて其端を防ぎ、未然に禁じ、私恩を以て公義を害せず」と。又曰はく、(一)「家を正しくして、而して天下定まる」と。其文を読み、其義を釋ね、其學を想見するに、(二)公孫宏・兒寬の舊聞を勸めて而も心得無き者の及ぶ所に非ず、亦且つ(三)韋元成・薛廣徳の擇びて而も精しからざる者の與に匹儔す可き所に非ざるなり。論者謂へらく、「元帝は柔にして斷少し。禹と衡と、以て言を爲さずして、但だ帝の長に就きて、孜孜として恭謹節儉を以て相獎む。禹・衡の罪過と爲す」と。元帝の優游不斷なる所以の者は、惟だ其心の清からず、(四)幾の慎ますして、而して(五)中に適として主有らざるなり。則ち其の爲す所の恭謹節儉も、亦、唯其名のみにして、其實無し。天子の尊富なる、即し之を省きて又省くも、而も以て其志を溺らす者、尙ほ多し。燕間游息の下、史高・石顯、豈に侈を導く爲無からんや。而も特に未だ甚しからざるのみ。然らずんば、何ぞ其の邪を知りて、而も去る能はざるや。是に由りて之を言へば、禹・衡の正しく詩禮の精嚴の旨を稱して以て其の流るるを防ぐ無からしめば、則ち帝の柔を以てして益以て驕淫ならん。安んぞ十六年の安き、内には寇攘無くして、外には絶域を收むるの功を得る所あらんや。君子は學ぶ所を出して以て主に事ふ。時事の非に激して強諫するの臣と異なり。諫を以て道と爲す者は、時の弊を攻め、而して枉を矯むるの偏を直へす。學を以て主に事ふる者は、之を

- 【八】家を正しくして云云は、通鑑卷二十九元帝永光元年に載す。
- 【九】公孫宏は公孫弘なり。
- 【一〇】韋元成は韋玄成なり。
- 【一一】幾は幾微なり。
- 【一二】中は心の中なり。

規すに中正の(一)常經を以てすれば、則ち本を正して以て其義類を達し、而して剛柔一偏の病を裁成す可し。主即し悟らずとも、猶ほ以て其大綱を保ちて、亂れざる可し。故に(二)孔子の聖を以て、(三)在弱の哀公に告ぐるに、唯だ之を規すに人道政本の大端を以てし、而して(四)越に奔るの禍を取りて豫め之が防を爲すを屑とせず。夫れ豈に時變に達せざるならんや。道豫め立てば變自ら消ゆるを以てなり。且つ衡の言に曰はく、「中正を近づけ、邪佞を遠ざけ、寡聞少見なる者は、壘蔽せらるるを戒め、仁愛溫良なる者は、斷無きを戒む」と。固に已に元帝の短なる所を盡す。而も特に矯枉の論を爲して之を驚擊に導かざるのみ。夫れ諭る可き者は、則ち(五)微言すれども諭り、諭る可からざる者は、則ち痛哭流涕して以て談ずれども、固に諭らざるなり。是を以て、君子の言は、體有り要有り、而して大常に詭はす。偏を補ひ弊を救ふの術は、二子、尙はざる所有り。夫れ亦猶ほ君子の道を行ふか。論者徒らに蕭望之・周堪の死するに罪を以てせざるを見、元帝を咎め、而して因つて以て禹・衡を咎む。乃ち石顯の姦惡、天下に及ばずして、而して海内晏安なるは、則ち儒者の難容涵養の功、亦豈に誣ふ可けんや。漢の中ごろ亡ぶるや、成哀の奢縱、之を成す。元帝の優柔之を致すに非ざるなり。又奚ぞ(六)張禹・孔光の罪を以て二子

- 【一】常經は常道なり。
- 【二】論語爲政篇に、「哀公問曰はく、何を爲さば則ち民服せん。孔子對へて曰はく、直きを擧げて諸の枉れるを錯げば、則ち民服す。枉れるを擧げて諸の直きを錯げば、則ち民服せず」とあり。
- 【三】在弱は柔軟怯弱なり。
- 【四】哀公、國亂れて越に奔ること、左傳に載す。
- 【五】微言は隱微の言。
- 【六】張禹・孔光の事は通鑑漢成帝哀帝紀に載す。

を罪す可けんや。

邪説の天下に行はるるや、必ず君子の道に託す。釋氏の心性を言ふも、亦君子の言なり。老氏の

道徳を言ふも、亦君子の言なり。天下、其の君子の

子の雅言たるを以て、遂に其の治と道とに當

る有るを謂ひて之を信す。故に六經の支説は、

皆以て道を破りて餘有り。焦延壽・京房の易に

於ける、是のみ。易の乾坤の策は、三百六十、

期の日に當るとは、其象の一端を取りて、大略

して言ふ。屯蒙以下の策は、老少雜はりて、

三百六十に非ざる者多し。期の日は、三百六十

有五にして、餘分有りて、盡さざることを、乾坤

の策の如きなり。聖人、天地人物の變を觀て、其會通に達し、以爲へらく、是れ其大綱を肖る耳と。

亦猶ほ二篇の策は、萬一千五百二十、以て萬物を象れども、而も物は固に萬を以て計る可からざる

がごときなり。故に曰はく、『神は方無くして、易は體無し。六虛に周流し、典要を爲す可からず』

【一】通鑑卷二十九元帝建昭二

年、東都の京房、易を梁の人

焦延壽に學ぶ。延壽常に曰は

く、『我が道を得て以て身を亡

ぼさん者は、京生ならん』と。

其説、災變に長じ、六十卦を

分ちて、更、日に直てて事を

用ひ、風雨寒温を以て候と爲

し、各、占驗有り。房、之を

用ふること尤も精し。孝廉を

以て郎と爲り、上疏して屢、

災異を言ひ、驗有り。此章は、

焦延壽・京房の易術の邪説な

ることを論するなり。

【二】雅言は正しき言。

【三】支説は枝葉の説。

【四】周易繫辭傳に、乾の策は

二百一十有六、坤の策は百四

十有四、凡て三百有六十、期

の日に當る』とあり。

【五】老少は老陽・老陰・少陽・

少陰なり。

【六】二篇の策は萬一千五百二

十。周易繫辭傳の語。

【七】神は方無くして云云。周

易繫辭傳の語。

と。二子は、乃ち、六十四卦の爻を限りて、以て各の一日に當てんと欲し、以て餘の四卦を處する無

く、已むを得ずして、震兌坎離を以て、分至の位に居く。則ち知らず、二分二至は、六十卦の外に在

りて、而して之が綱維を爲すか、抑も二分二至は、一日にして二卦、以て餘卦に異なるかを。東震・

西兌・南離・北坎は、位なり。二分二至の日は時なり。時は經にして位は緯なり。二子取りて之を錯亂

するは、何ぞや。故に延壽は、筮史・日者の流にして、小術を以て陰陽

の迹を測り、以て天化を知りて治理を敍づるに足らざるに似たり。房は是

を之れ學ぶ。乃ち敢て以て人の宗社に與らんや。其の術たるや、典要を立

てて以て方體と爲す。是に於てして、八宮世應の説有り。抑も乾より剝

に至りて窮まり、又、已むを得ずして晉・大有を其末に措く。垂れて今に

至りて、技を鬻ぐの卜師、相因りて以て吉凶の事故を斷ず。而も其の然る

所以の理を明言する能はず、徒らに以て民を惑はして幸を徼む。然れば則

ち延壽と房とは、妖妄の魁たるを辭せんと欲すと雖も、而も得ず。何ぞや。天理の自然に非ざるは、

則ち皆妖なり。房は、是を以て、石顯・五鹿充宗と貞邪を天人の際に競はんと欲す。吾未だ妖の

邪に勝つに足るを見ざるなり。邪は罪を人に獲、妖は罪を天に獲、妖尤も烈し。或るひと曰はく、『房

の・日を按じて以て氣を候ひ、卦を分ちて以て事を徴する、言ふ所其れ亦當時の得失禍福と合するは、

【八】分至は春分・秋分・夏至・

冬至。

【九】筮史日者は占候卜筮を掌

るの人。

【一〇】八宮は乾兌離震巽坎艮坤

の八卦をいふ。

【一一】京房が石顯・五鹿充宗と

正邪を争ふこと、通鑑卷二十

九建昭二年に載す。

何ぞや』と。曰はく、石顯の邪にして、君德以て昏く、國是以て亂るるは、衆耳衆目、具に之を知る。事既に已に然り、取りて其の然る所以の者を求むれども、而も實は固に非なり。勢已に成り、形已に見はるるを、天の象數と謂ふも、亦然り。亦惡んぞ從つて之が故を辨せん。日月の災眚有り、歲時の水旱有り、禽蟲艸木の妖蠶有り、人民の痾疹有り、山川の崩沸有るは、吾、其の不祥にして、而して國を有つ者の恐懼して以て修省せざる可からざるを知るのみ。銖粟して之を分かち、刻畫して之を求め、幸にして之を弋獲し、妖人、是を以て顯名を取り、厚利を致して、而して天下を惑はす。王制の所謂『鬼神・時日・卜筮を假りて以て衆を疑はしむるものは殺す』なり。其の宜しく天刑に膺るべきこと久し。房、内に此を抜みて、以て邪臣と競ひ、自ら其軀を殺し、而して邪益張るは、宜なるかな。何ぞや。君子の道に託し、聖人の教を誣ひ、造化の神を矯る、三つの者は、皆、罪を天に獲て、追る可からざる者なればなり。

京房の考課の法は、迂謬にして、擧げ行ふ可からず。卽し偶々試みて效

【一】痾疹は疫癘をいふ。
【二】銖粟は古の重量の名、十黍を粟と爲し、十粟を銖と爲し、二十四銖を兩と爲す。今、細かく分析穿鑿する意に用ふ。

【三】王制は禮記の篇名。

【四】通鑑卷二十九元帝建昭二年、京房、孝廉を以て郎と爲り、上疏して屢、災眚を言ひ、驗有り。天子、之を説び、數、召し見て問ふ。房對へて曰はく、「古の帝王は、功を以て賢を擧げ、則ち萬化成り、瑞應見はる。末世は毀譽を以て人を取る、故に功業廢れて、災異を致す。宜しく百官をして各、其功を試みしむべし。災異息む可からん」と。詔して房をして其事を作らしむ。房、功を考し吏を課するの法を奏す。上、公卿朝臣をして、房

有らしむとも、其の不可なるや、固に然り。何ぞや。法は一時に非ず、一人に非ず、一地に非ざる者なればなり。房曰はく、『末世は毀譽を以て人を取る。故に功業廢れて災異を致す』と。毀譽の當らざる者多きなり。然れども天下の公論存す。甚だしく人の性に拂ると雖も、亦、堯は暴にして跖は仁なりと謂ふ能はざるなり。此を舍きて、一に功業を以て之を程るは、此れ申韓の陋術にして、而して之を益すに拘迫を以てす。不肖者、治具を塗飾して、以て其貪庸を文り、逮ばざれば、則ち下吏を鞭策し、民庶を桎梏して、以て其期會に副ふ。災、天に在らず、異、物に在らずして、而も民已に窮し、國已に敝る。先後、時を異にするなり。文質相救ひて、而して互に以て相成す。一人の身、老少、狀を異にす。況んや天下をや。剛柔、人を異にするなり。及ばざる者は強ふ可からず、餘有る者は裁す可からず。清任各當る有り。而るに其中を執らんと欲すれば、則ち交困しむなり。南北、地を異にするなり。北の役を以て南人を役すれば、南人の脆者死し、南の賦を以て北土に賦すれば、北土の瘠や盡く。南の文を以て北土を責むれば、則ち學校日に鞭扑に勞し、北の武を以て

と温室に會談せしむ。皆以へらく、房の言は、煩碎にして、上下をして相司はしむ。許す可からず」と。上の意、之に類ふ。時に部の刺史、事を京師に奏す。上、諸の刺史を召し見、房をして論すに課事を以てせしむ。刺史復た以爲へらく、行ふ可からずと。唯だ御史大夫鄭弘、光祿大夫周堪、初めに不可と言ひ、後に之を善しとす。此章は京房の考課の法を行ふ可からざることを論するなり。
【一】申は申不害、韓は韓非子。
【二】拘迫は拘束逼迫なり。
【三】裁は裁制なり。
【四】清任は適當なる任務の意。
【五】脆者は弱き者。
【六】賦は賦税なり。
【七】瘠は瘠土なり。

南兵に任すれば、則ち邊疆、危亡を救はず。其間、損すれば乃ち以て益し、簡にすれば乃ち以て備はる。吏たる者の心、居るの仁暴、國を憂ふるの誠、僞を一視し、而して其一切の功能を考課するは、此れ王莽が天下を亂しし所以の者にして、房、之が爲めに先を開く。塾師の童子を教ふるや、(九) 定課有れば、童子益、愚に、耕夫の牛を馭するや、(一〇) 定程有れば、牛以て敵る。四海九州の彊智柔和を楷し、房一人の意見に於て、(一一) 鶴脛を截りて以て鼻に續ぐ。其の亡びざるや、何を待たん。蓋し房の術たる、小智を以て、(一二) 一成の象數を立つ。天地の化、且つ其割裂を受け、聖人の教、且つ其削補を恣にす。道は圓ならざる無きなり。而して房は方ならざる無し。大亂の道なり。(一三) 五行を侮りて二儀を極つ者なり。(一四) 鄭宏・周堪、從ひて之を善しとし、元帝、試みに之を行はんと欲す。蓋し其補綴排設の淫辭、以て之を熒はす有るのみ。天地・人物・古今・王霸・學術・治功を取りて、其長を斷ち、其短を、擢き、整齊瓜分すること、弈者の局・廚人の釘の如くならしむるなり。此れ(一五) 愚、邵子の言を聞きて疑ふ所以なり。而るを況んや房をや。

殺せば乃ち以て生まれ、

- 【九】 定課は一定の課業。
- 【一〇】 定程は一定の功程。
- 【一一】 鶴脛云云。莊子駢拇篇に、「鬼の脛、短しと雖も、之を續がば則ち憂へん。鶴の脛、長しと雖も、之を斷たば則ち悲まん」とあるに本づく。
- 【一二】 一成は一定なり。
- 【一三】 五行は木火土金水なり。
- 【一四】 二儀は陰陽なり。極は撃つ也。
- 【一五】 鄭宏は鄭弘なり。
- 【一六】 黏果累積して、陳設の具と爲し、而も食はざるを釘と曰ふ。
- 【一七】 愚とは船山先生自ら謂ふ。邵子は邵雍、即ち康節先生なり。

(一) 漢の亡ぶるは、元帝の咎に非ざるなり。帝は弱にして斷寡し、然れども天下に傷る所無し。石顯僅に己に異なるものに逞しくして、而も悪、民に及ばず。國の元氣未だ蹶られず。故に曰はく、元帝の咎に非ざるなりと。王氏は(二) 元后の族なり。王鳳、大將軍と爲り、尙書の事を録し、篡弒の階と爲る。然れども元帝の后族を寵して、早く之に任するに非ず。帝崩じ、成帝乃ち鳳に假すに大權を以てす。而して帝、遺命無し。故に曰はく、元帝の咎に非ざるなりと。然りと雖も、其の自りて來る所、抑も豈に元帝の隱伏の咎、不測に肇まるに非ずや。(三) 帝、成帝の燕樂に耽るを以て、大位に勝ふる能はずと爲し、而して(四) 山陽王を立てんと欲せしは、識ることの早きなり。國儲を易ふるを重んじ、史丹の諫を聞きて止みしも、亦正しきなり。然れども成帝の(五) 負荷する克はざるを知り、而も賢臣を擇びて以て之を輔正せず、傅昭儀を幸して、而して山陽に遅回し、重疾に違ひて、忽忽として、定まらず、史丹の諫を聞き、命の己に促るを知り、而も徒らに「善く輔けよ」の言有り、孤を託するの遺命無く、以て(七) 哲婦・孺子

- 【一】 此章は、漢の中ごろ亡びたるは、元帝の咎に非ず、然れども元帝、成帝の負荷に任へざるを知りながら、賢臣を擇びて以て輔導せしめざりしが爲めに、王鳳兄弟、權を専らにし、漢、終に中絶するに至りしことを論ずるなり。
- 【二】 元后は元帝の皇后。
- 【三】 元帝、太子(即ち成帝)が酒を好み、宴樂に耽るを以て、天子の位に在るに堪へずと爲し、山陽王を立てんと欲し、

- 史丹、之を諫むること、通鑑卷二十九元帝竟寧元年に載す。
- 【四】 山陽王は、名は康。
- 【五】 負荷する克はずは、先業を承くる能はざるを言ふ。左傳に、「其父、薪を析く。其子、負荷する能はず」とあるに本づく。
- 【六】 傅昭儀は山陽王の母。
- 【七】 哲婦は元后をいふ。詩大雅瞻卬篇に、「哲婦、城を傾く」とあり。孺子は成帝をいふ。

が自ら親信を求むるに聽せ、而して王鳳進めり。成帝の・東宮に在るや、既に元帝の憎む所と爲りて、孤危甚だしく、廢立の間に搖搖たること、將に十年ならんとす。匡衡・史丹、亦、但だ大義を以て元帝を規せども、而も必ずしも成帝の與に腹心と爲るに非ず。竊竊然として憂へ、翁翁然として私語して計る所の者は、徒だ王鳳のみ。元后、寵衰へ、而して禍の及ばんことを憂へ、與に竊竊然として憂へ、翁翁然として私語して計る所の者も、亦鳳兄弟のみ。人情、危険の中を出でて、而して故時の・患を同じくせし者を思ひ、未だ深く信じて厚く之に倚らざる有らず。故に成帝一たび立ちて、在廷を顧瞻するに、鳳の・己に親しきに如く者有る無し。豈に復た他日の・己を攘ふを憂へんや。嗚呼、是に於てして、(一)叔孫が之を舍きて、私勞を賞せずして以て豎牛を殺せるは、卓乎として其れ及ぶ可からざるを知るのみ。天位は、天の位する所なり。人君は、人の歸する所なり。(二)器を主るの長子と爲り、祖宗の德澤を膺け、竊むに非ず、奪ふに非ず、天人の違ふ能はざる所なるに、而も(三)翁翁として以て相保り、(四)嗚沫

二一〇

【八】翁翁然は集まる貌。同和するなり。

【九】叔孫穆子、死す。豎牛、昭子(即ち叔孫婁)を立てて之を相く。昭子、位に即き、其家衆を朝せしめて曰はく、「豎牛、叔孫氏に禍して、亂をして大に從はしめ、適を殺して庶を立て、又、其邑を披きて、將に以て罪を赦されんとす。罪これよりも大なるはなし。必ず速かに之を殺せし」と。豎牛懼れて齊に奔る。孟仲の子、これを塞關の外に殺して、其首を寧風の棘上に投ず。左傳昭公四年五年に載す。

【一〇】周易序卦傳に、「器を主る者は、長子に若くは莫し」とあり。

【一一】翁翁は翁翁訛訛なり。相集まりて詆るなり。

【一二】嗚沫。莊子大宗師篇に、「泉涸れて、魚相與に陸に處り、相向するに濕を以てして、相濡すに沫を以てするは、江湖に相忘るるに如かず」とあるに本づく。

【一三】元宗は玄宗なり。張説の事、通鑑唐玄宗紀に載す。

【一四】潜邸の恩は、太子たりし時の恩恵なり。

【一五】張均・張垆の事は、通鑑唐玄宗紀に載す。

【一六】楊復恭の事は通鑑唐僖宗紀に載す。

【一七】大寶は天子の位をいふ。

【一八】趙汝愚は、宋の宗室、饒の餘干縣に居る。字は子直、紹熙二年、吏部尙書と爲り、知樞密院事に除せらる。孝宗崩じ、光宗疾み、喪を執る能はず。汝愚、韓侂胄をして、内禪の意を以て、憲聖太后に請はしめ、遂に嘉王を奉じて皇帝の位に即かしめ、喪次に待即きて朱熹に命じて經筵に待制たらしめ、悉く士君子の外に在る者を收召す。右丞相に進む。侂胄、之を忌み、誣ふる

に社稷を危くせんと謀るを以てす。寧遠軍副使に謫せらる。守臣錢蓋の密むる所と爲り、暴に卒す。天下、之を冤とす。後、文定と追諡す。本傳は宋史卷三百九十二に載す。

【一九】丙吉が宣帝を獄に護すること、通鑑卷二十四昭帝元平元年に載す。

【二〇】漢文、周勃の私言を卻く。通鑑卷十三萬皇后八年に、代王、車を下りて答拜す。太尉勃進みて曰はく、「願はくば間を請はん」と。宋昌曰はく、「言ふ所公ならば、之を公言せば私無し」と。

【二一】世廟とは明の世宗をいふ。楊廷和は新都の人なり。楊廷和、世宗を迎立するの功あり。世宗、位に即き、嘉靖三年、楊廷和の政柄を罷む。

して以て相憐み、私に謀り過ぎて計り、天功を貪りて己か力と爲すは、此れ其人、亦、何ぞ任するに足りて、而して之を戴きて、忘れざらんや。唐の(一)元宗・張説の姦を知れども、其潜邸の恩を懷ひて、遠ざくる能はず、以て(二)均・垆の逆を召く。況んや(三)楊復恭の・家奴を以てして、天子を門生とするをや。嗚呼、功を攘み權を擅にするの小人に非ざるよりは、孰か敢て(四)大寶の歸する位を以て、自ら任じて己が績と爲す者ぞや。(五)趙汝愚、内禪の賞を行ふを欲せざるは、法の可きなり。而も猶ほ其迹を存するなり。(六)丙吉、宣帝を獄に護して、而も終に、自ら白さず。故に能く天子を相けて以て中興の業を成す。然れば則ち(七)漢文、周勃の私言を卻け、(八)世廟、新都の政柄を罷むるは、之を

刻覈にして恩寡しと謂ふを得ず。成帝の碌碌たる、何ぞ以て此を語るに足らんや。元帝、史丹に顧命する能はずして、而して鳳をして私勞を以て庸主を惑はすを得しむるは、亦、其の山陽を暱愛して、憤然として、恤へざるの咎か。故に曰はく、隱伏の咎、不測に肇まるなりと。

國譯讀通鑑論卷四終

國譯讀通鑑論卷五

成帝

(一) 杜欽が諫を進むるの章と、其の王鳳に奏記するの書及び王章を論ずるの事とを讀み、竟に王氏の篡を以て、禍始を欽の・姦に黨するに歸するは、平情の論に非ざるなり。成帝の無道なるや、以て國を亡ぼすに足る。王鳳初めて起るや、猶ほ修飾して、社稷の臣に類する有り。(二) 其の張放・淳于長・史育の・欲を導きて以て淫を宣ぶる者に視ぶるに、若かざるなり。(三) 五侯の専らなる、莽の篡ふは、豈に欽の能く前知する所ならんや。士、爲す有るに志して、而も昏庸の主に際ひ、國家に造す所有らんと思へども、自ら上に達するを得ず、已むを獲ずして大臣の與に言ふ可き者に見え、之に因りて以て效す。(四) 約を納るること牖よりし、而して主に巷に遇ふ。所謂失火を救ひ

- 【一】 杜欽が諫を進むること、通鑑卷三十成帝建始二年に載す。欽が王鳳に奏記するの書及び王章の事を論ずること、卷三十陽朔元年に載す。此章は此事を論ずるなり。
- 【二】 其云云。王鳳は張放・淳于長・史育よりも勝れるをいふ。張放・淳于長・史育の事は、通鑑成帝紀に載す。清の
- 【三】 五侯。建始元年、王太后の兄弟譚・商・立・根・逢時に爵關内侯を賜ふ。
- 【四】 約を納ること牖よりすは、周易習坎六四の交辭。主に巷に遇ふは、周易睽卦九二の交辭。坎陷睽離の時節にして、進むに正道に由らざるをいふ。

て、主人を問ふに暇あらざる者なり。故に陳蕃の剛正を以てして、而も竇武に依りて以て其志を行ふ。能く早く自ら別なるを知りて以て嫌に遠ざかる者は鮮し。鳳已に專偏に成るに至りては、心其誤を知れども、而も卒に自ら抜く能はず。欽は、固に如何ともす可き無き者有り、而して其情亦、慙む可し。故に君子の身を愛するや、天下を愛するよりも甚だし。身を忘れて以て天下を憂ふれば、則ち禍未だ天下に發せざるに、先づ吾の憂ふる所に伏するなり。外戚や、宦寺や、女主や、一たび其身を失へば、危きを扶け傾けるを定むるの雅志有り、雖も、自ら其陷溺を救ふを得ず。未だ身自ら溺れて、而も能く人の溺を拯ふ者有らざるなり。孔子、季孫に行ひて、魯幾ど治まる。孔子に非ざれば、固に敢てせざるなり。聖人の大用は、中材の敢て效はざる所なり。然りと雖も、聖人豈に不測の術有らんや。(一) 齊人服し、(二) 郈費・墮たる。季斯一たび女樂を受け、而して即ち行るに決し、凝滯する所無く、而して必ず之と與に推し移らず。則ち一旦釋然として此より前の功業を忘れて、而して(三) 道然として以て去る。他無し。道に純にして私無ければなるのみ。聖人は學ぶ可からず。而して學ぶ可き者は此なり。鳳の専らなる、王氏の盛なる、成帝の終に與に爲す有るに足らざる、(四) 威福下移し、形勢已に成る。欽胡爲れど其れ在薛

- 【五】 陳蕃の事は通鑑漢桓帝・靈帝紀に載す。
- 【六】 雅志は素志なり。
- 【七】 齊人服すとは、孔子、定公を相けて齊侯と夾谷に會し、齊人服し、魯に侵地を歸ししをいふ。
- 【八】 郈は叔孫の邑、費は季孫の邑。
- 【九】 季斯は季桓子なり。
- 【一〇】 道は古文の攸の字。道然は顔色の寛舒なる貌。
- 【一一】 威福は賞罰をいふ。

として去らざるや。能く去れば則ち去る。季斯に因ると雖も、而も其聖を損せず。事已に不可にして、而も尙ほ其位を惜めば、則ち欽、義の正を持すと雖も、而も奸に黨するを免れず。然りと雖も、欽の若き者は、固に未だ去るを言ひ易からざるなり。鳳を諫めて聽かれずして之を去らば、且に名無くして其の忌む所と爲らんとす。故に聖人に非ざれば、去る能はず。去る能はざれば、早く慎みて、從ふ所を擇ばざる可けんや。君子は徳を度りて以て自ら處す。女主や、外戚や、宦寺や、即し與に爲す有る可きも、而も必ず之に遠ざかるは、夙に人道の大戒なり。(二) 賈捐之・楊興・婁師徳・張説は、一たび其身を失ひて、而して後世の譏評、之が爲めに情を原ねて以て貸す無き者は、皆、欽の類なり。戒むる勿かる可けんや。

- 【一】 此章は元帝の王皇后の罪を痛論するなり。
- 【二】 元后が璽を吝みて予へざること、通鑑卷三十六王莽始初元年に載す。漢廟に流涕し漢の伏臘を用ふること、卷三十七始建國四年に載す。
- 【三】 大慈は大惡なり。
- 【四】 袒免は喪服なり。

(二) 西漢を亡ぼすは、元后の罪、天に通するなり。論者徒らに、(三) 其の璽を吝みて予へず、漢廟に流涕し、漢の伏臘を用ふるを見て之を憐む。婦人の小しきを忍びざるの仁、惡んぞ以て其の漢を亡ぼすの(四) 大慈を蓋ふに足らんや。今、人を殺す者有り、流涕(五) 袒免して、其の尸を撫でて「吾、忍びざるなり」と曰ふとも、孰か之を聽かんや。漢、呂氏の禍に懲り、國柄を擧げて之を外戚に授けざること久し。霍氏の・權を持するは、武帝、霍光を下

僚に抜くこと、(五) 降胡廢吏と等しく、后族に縁るに非ざるなり。其の既に
するや、則ち以て(六) 闇を廢し明を立つるは、社稷を安んずるの功なり。宣
帝の・史氏に於ける、元帝の・許氏に於けるは、恩澤を以て侯たるのみ。成
帝、年已に二十。元帝未だ王氏に屬するの遺命有らず。王鳳、衛尉より起
り、一旦にして天下の柄を持するは、孰か之を爲すや。五侯、日を並べて
封せられ、(七) 楊興・駟勝、之を争へども得ず。(八) 苟參、異父弟を以て、成
帝に強ふるに封侯を以てす。帝、聽かず。而も猶ほ寵するに侍中を以てす。
劉向諫むれども聽かず。(九) 王章争ひて殺さる。涕を垂れて・食はず、以
て成帝の・章を誅するを激す。(一〇) 劉向、抗疏して・已まず。成帝、歎息悲
傷し、卒に制を受けて・決する能はず。鳳死して音代り、音死して商代り、
商死して根代り、根死して莽代り、一に(一一) 世及の法を以てし、漢の天下を
取りて、而して相嗣ぎて以て興らしむ。后が内、宮中に主たるに非ざりせ
ば、亦豈に能く蔓引綿延するの此の如くならんや。且つ夫れ王氏の横は、
未だ嘗て撲つ可からざるにあらざるなり。成帝、其の奢僭不軌なるを察し、
而して(一二) 音・商・立・根、彙を藉き斧鑕を負ひて以て罪を待つ。(一三) 王立、涪

- 【五】 降胡廢吏とは金日磾と上官桀とをいふ。
- 【六】 闇を廢し明を立つとは、霍光が昌邑王を廢して宣帝を立てしをいふ。
- 【七】 楊興・駟勝が上言すること、通鑑卷三十成帝建始元年に載す。
- 【八】 苟參云の事は、卷三十河平二年に載す。
- 【九】 王章が殺さること、卷三十陽朔元年に載す。
- 【一〇】 劉向が抗疏すること、卷三十陽朔二年に載す。
- 【一一】 世及、子、父に繼ぐを世といひ、弟、兄に繼ぐを及といふ。
- 【一二】 音商立根が彙を藉きて斧鑕を負ひて罪を待つこと、卷三十一鴻嘉三年に載す。
- 【一三】 王立云の事は、卷三十二綏和元年に載す。

于長に結ぶの姦露はる。成帝、有司に下して按治せしむ。而して立、其子
を殺して以て口を滅す。其の人と爲りを計るに、能く(一四) 呂の産・祿・武の
三思・懿宗よりも險鷲なるに非ざるなり。乃ち呂氏は其族に私して、而も
終に國事を以て(一五) 平勃に付し、武氏は其姪に私して、終に國事を以て
狄婁に付す。元后は則ち劉氏の宗社を(一六) 其輦輓に籠め、而して以て之を私
親に授く。哀帝の立つに逮びて、(一七) 姑く莽を退けて以て哀帝を脅し、而
して在廷の心を盡はし、董賢の不逞を縱し、其敗に乗じて以て莽を進め、
恣に其の主を煬するの毒を行はしめ、晏然として之に處りて。一たびも
詰らず、(一八) 攝すれば則ち之をして攝せしめ、(一九) 假れば則ち之をして假ら
しむ。豈に徒に莽の姦、以て恣に行ひて・忌む無きに足らんや。(二〇) 老妖、
死せず、日蝕し月虧み、以て漢を殄ち、而して必ず亡びんこと之れ久しき
なり。故に曰はく、罪、天に通ずるなりと。婦人の道は柔道なり。其徳に
反して剛を爲せば、惡と雖も折れ易し。大畜の五に曰はく、(二一) 『豮豕の牙
なり。吉』と。牙は豮す可きなり。而して呂武、之を以ひ、周勃・狄仁傑、
之を豮して而して吉なり。姤の初に曰はく、(二二) 『羸豕孚に蹢躅たり』と。

- 【一四】 呂産・呂祿の事は、通鑑漢高后紀に載す。武三思・懿宗の事は、唐則天武后紀に載す。
- 【一五】 平勃は陳平・周勃。
- 【一六】 狄婁は狄仁傑・婁師徳。
- 【一七】 輦輓は帶と巾をいふ。
- 【一八】 王太后、王莽に詔して丁傅を避けしむること、卷三十三綏和二年に載す。
- 【一九】 王莽が攝皇帝と稱すること、卷三十六平帝元始五年に載す。
- 【二〇】 王莽が假皇帝と稱すること、卷三十六王莽居攝元年に載す。
- 【二一】 老妖とは王皇后をいふ。
- 【二二】 豮豕は去勢したる豕なり。豕は剛躁の物にして、牙は猛利なり。若し其勢を豮去すれば、牙存すと雖も、剛躁自ら止む。吉なる所以なり。
- 【二三】 羸豕云云。羸弱なる豕が誠に蹢躅として立ちもとほり

羸と云ふは、壯ならずして柔なる者なり。柔を以てして人心を結ぶ者なり。而して躡躅の凶は、禁す可からず。元后、之を以ふ。劉向痛哭して以て言を陳べ。成帝悲傷して禍を懼ると雖も、而も後の涕泣する者を如何ともする無きなり。莽已に篡ひ、漢已に滅びて、姑く一泣を以て天下後世の(一)誅を逃るるも、誰か之を信せんや。然らずんば、莽の恚毒なる、(二)其子に有る無し。后、果して漢を思ふの心有らば、莽其れ能く(三)之を戴きて世を没へ、而して生きては榮し・死しては哀しみ、以て相報いんや。女禍の烈なる、王氏に如くは莫し。而るに論者猶ほ之を寬にす。躡躅の孚、且つ以て後世に孚し、而して史氏の誅を免る。亦險なる哉。

(一) 成哀の世、天地・宗廟の祀、倏ち廢し倏ち興し、兒嬉を以てして鬼神を玩ぶ。甚だしいかな、其の廢して復た興することや。或は天子の病を以てし、或は繼嗣の立たざるを以てす。小人の・福を徵むるの術は、固より道ふに足らざるなり。其の廢するや、(二)貢禹に始まりて、匡衡に成り、持する所の者は、三代の典禮なり。宗廟遠く、毀つ有りて而して立つる無きは、

義なり。誠の至らざる所は、敢て黷さず。義は仁を盡す所以なり。儒者の言は、禮文のみ。文を以てして毀つは、猶ほ之れ文を以てして立つるがごとし。夫れ漢の嗣君は、其の廢せざる所の祀に於て、能く誠を以て之を格すや。是を執りて以て論すれば、凡そ天地祖宗の祀を擧げて、皆、毀つ可し。而して何ぞ但に七世以上と五時の郊とのみならんや。苟くも其人に非ざれば、道、虚しく行はれず。宮室の侈なる、妃嬪の衆き、服膳の奢なる、樂の淫なる、刑の濫なる、官の冗なる、賦の重き、一に能く其の餘る所を(三)汰して、以て三代に合し、而る後に郊廟の毀を議するも、未だ晩からざるなり。且つ三代の・祀を七世に斬むは、豈に徒らに然らんや。抑も法を創むる者は、開國の君よりし、(四)約を守りて以て子孫の其情を盡し易くして偽無きを待つ。祖宗之を立てて而して後王之を毀つに非ざるなり。漢より以降、百爲、古を師とせず、禮樂の精意混ぶ。而して獨り(五)祧廟に於て嚴を祖宗の廢興に致す。何ぞ其の末に徇ひて其本を斷るや。況んや古の祧や、(六)大禘に於て合食すれば、則ち廢すと雖も而も忘れず。後世は禘無くして、而して徒らに祧するのみ。其の自りて出づる所を忘るるに幾し。然れば則ち五時を廢して以て(七)上帝の孤尊を伸ぶるは、古の法る可き者なり。制するに七世を以てして廟を毀つは、古の未だ遷に法る可からざる者なり。君子の・禮を言ふは、但に其文を以てするのみに非ざるなり。

ためらふをいふ。

【一】 誅は責なり、非難すること。

【二】 其子に有る無し。王莽が其子に對して極めて無情冷酷なるをいふ。

【三】 之を戴きて世を没ふ。王皇后の身を終るまで奉戴するをいふ。

【四】 此章は、成帝・哀帝の時に、天地宗廟の祀、忽ち廢し忽ち興すことの非なるを論ずるなり。天地宗廟の祭祀の廢興、通鑑漢元帝成帝哀帝紀に載するところ、數多くして、一一、列舉し難し。詳細を知らんと欲せば参照せよ。

【五】 通鑑卷二十九元帝永光四年、初め貢禹奏して言はく、「孝惠・孝景の廟は、皆、親盡きたれば、宜しく毀つべし。及び郡國の廟は、古禮に應ぜず。宜しく正しく定むべし」と。天子、其議を是とす。

【三】 汰は淘汰するなり。

【四】 約は簡約なり。

【五】 祧廟は疎遠なる祖先の廟。遠祖の木主を祧廟に遷すを、祧といふ。

【六】 大禘は大祭なり。

【七】 上帝の孤尊は、上帝のみ獨り尊きなり。

(一) 言を進むる者は、其辭を極むれども、必ず、(二) 避就する所有るは、但に以て(三) 嫌に遠ざかりて而して小人の口實を杜ぐのみに非ざるなり。道焉に存するなり。嫌已に遠くして、而して、小人、間して以て指摘する無ければ、則ち君の聽、熒はずして、而して言乃ち功を宗社に爲す。劉向、王氏の勢盛にして漢を移さんことを憂へ、之を見ること遠く、之を慮ること切に、向死して而して漢亡ぶ。繋る所、亦大なる哉。而れども、言を進むるに於て、未だ得ざる者有り。故に成帝、感ずと雖も、而も終に庸ふる能はず。小人の黨、且に挾みて以て上は主聽を搖かし、下は人心を惑はす有らんとす。其言に曰はく、「王氏と劉氏とは、且に並び立たざらんとす。宜しく宗室を(四) 援近すべし」と。斯れ豈に向の宜しく言ふべき所の者ならんや。事を以て之を言へば、劉氏の賢なること、向に踰ゆる者有る無く、(五) 樞筦の任、王氏に歸せずんば、必ず向に歸せん。未だ人の姦を斥して而して自ら任する者有らざるなり。且つ劉氏と王氏とは、豈に(六) 韻顔して並び論じ、以て(七) 袁王を争ふ者ならんや。韻顔して並び論ずるは、婦人の(八) 勃谿

- 【一】 劉向が王氏の專横奢侈なるを見て、封事を上りて極言すること、通鑑卷三十成帝陽朔二年に載す。上書の文長ければ、今、抄録せず。参照せよ。此章は此事を論じ、劉向が言を進むること道に中らざるを説くなり。
- 【二】 避就。避は諱む所ありて言はざるなり。就の字は輕し。
- 【三】 嫌は嫌疑なり。
- 【四】 言を進むるに於て未だ得ざる者有り。劉向が言を進むるの道未だ宜しきを得ざる者有るをいふ。
- 【五】 接近は引き近づくるなり。
- 【六】 樞筦は樞要の政務なり。
- 【七】 韻顔は人と優劣を争ふこと。
- 【八】 袁王は盛衰なり。王は旺なり。
- 【九】 勃谿は相争うて反目するなり。にらみ合ふこと。莊子外物篇に、「婦姑勃谿」とあり。

の説なり。且つ之に假すに韻顔の名を以てして、而して王氏張り、彼將に「天下、彼に非ざれば則ち我なり」と曰はんとす。況んや呂氏の禍は、吳・楚・淮南・燕・廣陵と互に相盈虚すれば、則ち外戚、唇を反して相譏るに、豈に辭無きを患へんや。道を以て之を言へば、賢を選び能に任じて、以て社稷を(一〇) 匡扶するは、天下の公なり。堯の(一一) 禹皋を擧げ、禹の・稷契に任じ、湯の・伊尹に託し、高宗の・傅説を立て、文王の(一二) 閔散に任ずる、皆、懿親に非ざるなり。周道、親を親とすれども、而も(一三) 周召は以て庸ひられ、(一四) 管蔡は以て誅せらる。(一五) 師尙父は邑姜の父なるに、且つ(一六) 變伐を佐くるを以てして太師に位す。王氏、誠に任す可からずんば、博く之を天下に求めんに、豈に緊に賢無からんや。而るに必ず「宗室を援近す」と曰ふは、大義を擧げて、之を一家に私するなり。又豈に五帝・三王の道ならんや。向、是に於てして言を失ふ。以て獨り任ずと爲さば、則ち自ら請ふの情有る可からず。以て博く宗室の賢を選ぶと爲さば、則ち(一七) 敵の・逆に黨する、向且つ之を子に(一八) 保する能はず。而るを況んや他をや。成帝、悟りて而も終らず、羣姦聞きて而も憚らざるは、未だ必ずしも向の言以て之を召く有るに非ずんばあらざるなり。故に言を進むる者、道に匪ざるに是れ循へば、徒らに以て

- 【一〇】 匡扶は匡正扶持なり。
- 【一一】 禹皋は禹と皋陶となり。
- 【一二】 閔散は閔天と散宜生となり。
- 【一三】 周召は周公旦と召公奭となり。
- 【一四】 管蔡は管叔鮮と蔡叔度となり。
- 【一五】 師尙父は齊の太公呂望なり。邑姜は周の武王の后。
- 【一六】 變伐は變理と征伐となり。
- 【一七】 劉敵は劉向の子、王莽に黨す。
- 【一八】 保は保證するなり。

寇を致す。慎まざる可けんや。

(二) 漢の諸王の禽獸の行を以て廢せらるる者、一ならず。漢廷、能く道に據りて以て此を處する者有る無し。而して谷永能く之を言ふ。其の『帝王は人の私を窺はず。而して春秋は尊者の爲めに諱む』と曰ふは、此義行はれて東漢に迄り、穢徳、章かならず。永の言、其利溥し。夫れ人の・恥有るは、自ら恥づる者なり。恥心蕩すれば、刑殺、止むる能はず。故に知る、刑殺は、以て風俗を善くし。禍亂を已む可き者に非ざることを、漢の此に於ける、既に家法の以て之を先に正す無く、而して苛察の吏・告訐の小人を縱して、之を後に揚げしむ。他無し。侯王の疆きを思ひ、而して辨するに從無し。嗚呼、是の如んことを思ひ、而して純袴膏梁、卒に罪に附に投せられ、而して辨するに從無し。

し。惡んぞ手を拱きて之を賊臣に授けざるを得んや。刑を以て淫を制すれども、而も固に制す可からず。暗昧を假りて以て疆を鋤きて、而して祇だ以て自ら弱くするのみ。谷永は、王氏の私人なり。而るに慮能く此に及ぶ。故に知る、永は、權臣に附くも、鼎を移すの心有るに非ず、寵利未だ忘れず、一時の進取を規るのみなることを。漢能く之を用ひば、亦何遽ぞ治を贊くるの臣と爲らざらんや。

(三) 老の戒は得に在り。老に至りては、天下に需むる所の者、微なり。得奚ぞ以て其心を亂すに足らんや。子孫の情長じて、而して道義の氣餒え、子孫の得を引きて己が得と爲す。是に於て死に瀕すれども忘れず。張禹の初め王根と異なるや、猶ほ生人の氣有るなり。慮、子孫

漢成帝

【一】 通鑑卷三十二成帝永始四年、梁王立、驕恣にして度無く、一日に十一たび法を犯すに至る。相禹奏す、「立、外家に對して怨望し、惡言有り」と。有司案驗し、因つて其の姑園子と姦する事を發き、奏す、「立、禽獸の行有り。請ふ、之を誅せん」と。太中大夫谷永、上書して曰はく、「臣聞く、禮に、天子に外屏あるは、外を見んことを欲せざるなり。是を以て、帝王の意、人の閨門の私を窺ひ・中葺の言を聽聞せず。春秋は親者の爲めに諱む。今、梁王は年少く、頗る狂病有り。始め惡言を以て按驗せらる。既に事實無し。」

而して閨門の私を發くは、本章の指す所に非ず。王の辭、又、服せず。猥に強ひて立を劾し、明かにし難きの事を傳致し、獨り偏辭を以て、罪を成し獄を斷せば、治道に益無く、宗室を汙穢し、内亂の惡を以て天下に宣揚せん云云」と。此章は此事を論するなり。【二】 尊者は通鑑の本文によれば當に親者に作るべし。【三】 恥は廉恥心。【四】 蕩は、こぼれて無くなること。【五】 純袴膏梁は貴族の子弟をいふ。【六】 恐は毒害なり。そこなふ也。

【一】 特進安昌侯張禹、平陵の肥牛亭の地を請ふ。曲陽侯王根争ひて以爲はく、「此地は平陵の寢廟の衣冠の出遊する所の道に當る。宜しく更に禹に它の地を賜ふべし」と。上從はず、卒に以て禹に賜ふ。根、是に由りて禹の寵を書み、數、之を毀惡す。天子愈、益、禹を敬厚す。禹病むとき、車駕自ら臨みて之を問ひ、上親ら禹の牀下に拜す。禹、頓首して恩を謝す。禹の小子、未だ官有らず。禹數、其小子を視る。上、禹の牀下に即きて、拜して黃門郎・給事中と爲す。禹、家居すと雖も、特進を以て天子の師と爲り、大政ある毎に、必ず定議に與る。時に吏民多く上書して言ふ、「災異

は王氏が政を専らにするの致す所なり」と。上、禹の第に至り、左右を辟け、親ら以て禹に示す。禹、自ら、年老いて子孫の弱きを見、王氏に怨まれんことを恐れ、上に謂ひて曰はく、「春秋の日食地震は、或は諸侯相殺し、夷狄の中國を侵すが爲めなり。災變の意、深遠にして見難し。故に聖人、命を言ふこと罕に、怪神を語らず。性と天道とは、子貢の屬より、聞くを得ず。何ぞ況んや淺見鄙儒の言ふ所ならんや。新學小生、道を亂し人を誤る。宜しく信用する無かるべし」と。上、雅に禹を信愛す。これに由りて、王氏を疑はず。故の槐里の令朱雲、上書して見えんことを求

に及びて、行尸走肉たり、遂に人の宗社に禍し、萬世の羞を冒す。朱雲、以て齒劍せんと欲すれども、而も慙ぢず。夫れ人、不善を爲して、而して怨を子孫に貽すは、誠に爲す可からざるなり。身の過無く、之を鬼神に質して而も疚しからずんば、則ち亦奚ぞ患へんや。且つ夫れ禍福も亦何の常か之れ有らん。假令王氏早く敗れて、同惡の誅を按せば、禹の子孫、又能く其富貴を保たんや。故に禍福は天なり。失得は人なり。老いて子孫を憂へ、天の吉凶を引き以て之を私して世を没ふるは、其愚、療す可からず。成帝、折檻を輯めずして、以て朱雲を旌せば、則ち禹を待つ所以の者も亦知る可し。禹すら且つ自ら保たず。而るを況んや其子孫をや。

め、「願はくは尙方の斬馬の劍を賜へ、佞臣一人の頭を斷つて、以て其餘を厲まさん」といふ。上問ふ、「誰ぞや。」對へて曰はく、「安昌侯張禹」と。上大に怒りて曰はく、「小臣、下に居り、師傅を延辱す。罪死して赦さず」と。御史、雲を將ゐて下らんとす。雲、殿檻を攀づ。檻折る。雲呼びて曰はく、「臣、下、龍逢比干に從つて地下に遊ぶを得ば、足れり。未だ聖朝の如何を知らざるのみ」と。左將軍辛慶忌、叩頭して血を流して之を争ふ。上の意乃ち解く。當に檻を治むべきに及びて、上曰はく、「易ふる勿れ。因つて之を解めて以て直臣を旌せ」と。事は通鑑卷三十二成帝元延元年に詳かなり。此章は張禹を論するなり。老の戒は得に在りは、論語季氏篇に、「君子に三戒有り。少の時は、血氣未だ定まらず。之を戒むること色に在り。其の壯なるに及びては、血氣方に剛し。之を戒むること鬪に在り。其の老ゆるに及びては、血氣方に衰ふ。之を戒むること得るに在り」とあるに本づく。

【一】 生人は生きたる人。
【二】 行尸走肉は、生きたるしかばね。生きたれども死せるが如きをいふ。
【三】 齒劍は刃に觸るるを言ふ。人を斬ることに、人に斬らるることに、自到することにも用ふ。今は人を斬る意に用ふ。

谷永は杜欽の比に非ざるなり。永は、王に黨し漢を篡ふの遠圖無しと雖も、而も王氏に資りて以て榮寵し、因りて之が羽翼と爲る。欽が諛りて小人に合し、悔いんと欲して而も能はざるとは、其情異なり。顧つて此に於て、人君の言を聽くの道を得。永は王氏の私人なり。其心は王氏の心なり。其言の若きは、則ち固に成帝の膏肓の藥石にして、以て漢を死に起して之を生かす可きなり。夫れ王氏の固く結びて、解けざる、帝、之を忍めども黜ぐる能はざるは、豈に躬淫侈に耽り、昌邑の罰を畏れて、内は趙李を護し、外は張放、淳于長を庇ふの私心あり。惡縮する所有るを以てして、倒つて授くるに權を以てするに非ずや。驕妬の妾を寵し、佞臣の家に飲食し、賦を加へ斂を重くし、以て縱游して、百姓の心を失ふ。是れ宗社を持して以て人に遺るの道なり。帝をして永の言に感じ、過を悔いて自ら艾め、己を正しくし家を齊へて、社稷を憂へしめば、賢臣進み、庶務理まり、民情悦び、以て漢を戴きて、忘れず、權姦の謀、自ら日に以て寢まん。而

【一】 通鑑卷三十二成帝元延四年、王根、谷永を薦む。徵して入れて大司農と爲す。永、前後、上る所、四十餘事、略ぼ相反覆し、専ら上の身と後宮とを攻め、而して己は王氏に黨す。上も亦之を知り、甚だ親信せざるなり。大司農と爲りて歳餘、病みて三月に滿つ。上、告を賜はずして、即時に免す。數月にして卒す。此章は谷永を論じ、永は王氏の私人にして、其心は王氏の心なり。

【二】 昌邑の罰とは天子を廢立するをいふ。霍光、昌邑王を廢して宣帝を立つ。

【三】 趙李。趙は趙皇后、趙昭儀。李は班婕妤の侍者李平、幸せられて、婕妤と爲り、姓を賜はりて衛と曰ふ。

【四】 惡縮は慚愧畏縮するなり。

【五】 驕妬の妾とは趙飛燕姊妹をいふ。

して豈に必ずしも 誅戮放廢して、以て母氏の心を傷ましめんや。故に曰はく、『君子は人を以て言を廢せず』と。永の諫、行はれず、軀を忘れ國を憂ふるの臣、姦賊と死生を争ふと雖も、而も禍敗より救ふ無し。則ち永の書を讀む者、其心を問ふ勿くして可なり。

何武、宰相の權を分たんと欲して、三公を建つ。成帝より垂れて東漢に及び、之を行ふこと二百餘年、曹操に至りて始めて革まる。丞相は秦の官なり。三公は殷周の制なり。古者、文武を合はせて一塗と爲す。故に(三)道を論ずるの職を分ちて三と爲す。秦は相を以て吏を治め、

【六】 誅戮放廢云云。通鑑卷三十一成帝鴻嘉三年、王氏の五侯、争ひて奢侈を以て相尙ぶ。上、車騎將軍晉に策書を賜ひて曰はく、「外家、何ぞ禍敗を甘樂して、自ら黜削して、太后の前に戮辱し、慈母の心を傷ましめ、以て國家を危亂せんと欲する。外家の宗族強く、上一身浸く弱きこと日久し。今、將に一たび之を施さんとす。君其れ諸侯を召し、府舎に待たしめよ」と。是の日、尙書に詔して、文帝が將軍薄昭を誅せし故事を奏せしむ。車騎將軍晉、稟を藉きて罪を請ふ。南、立、根、皆、斧質を負

【七】 論語衛靈公篇に、君子は言を以て人を擧げず、人を以て言を廢せず」とあり。

【一】 通鑑卷三十二成帝綏和元年、初め何武が廷尉たるや、建言すらく、「末俗の敝、政事煩多にして、宰相の材は、古に及ぶ能はず。而して丞相獨り三公の事を兼ぬ。久しく廢して、治まらざる所以なり。宜しく三公の官を建つべし」と。上、之に従ふ。夏四月、曲陽侯根に大司馬の印綬を賜

ひ、官職を置き、票騎將軍の官を罷む。御史大夫何武を以て大司空と爲し、汜鄉侯に封す。皆、奉を増して丞相の如くし、以て三公に備ふ。此章は此事を論じ、古者の文武一途なる所以、後世の文武分るる所以を説き、古今時勢異なる所以を説き、古今時勢異なるからず、將と相とは合はず可からざることを説くなり。

【二】 道を論ずるの職とは宰相をいふ。尙書周官に、「太師、太傅、太保を立つ、茲れ惟れ三公、道を論じ邦を經し、陰陽を變理す」とあり。

尉を以て兵を治め、文武分れて、而して三公の官を一相に合はす。漢は相を置き、而して(三)閫政は専ら大將軍に歸し、秦の分を承け、而して相は(四)戎政の權無く、大將軍は經緯の任を總ぶ。故に何武、戒心有り、分ちて三公を置き、大司馬を以て司空・司徒の間に參し、以て王氏の權を分たんことを冀ふ。乃ち名は乍ち易れども、而も實は更むべからず。莽の終に大司馬を以て篡ふや、亦、其流極めて重くして、挽くべからざればなり。然れども武の法、(五)之を行ひて代を終りて、易らざるは、微を防ぎ漸を杜ぐの術にして、固に人主の用ふるを樂しむ所なるを以てなり。若し古今の通勢を以てして之を言へば、則ち三代以後、文と武と、固に合はす可からず。猶ほ田の(六)井を復す可からず、刑の(七)肉を復す可からざるがごとし。殷周の(八)天下を有つや、(九)戎功を以てし、其の天子に相たる者は、皆將帥なり。伊尹・周公は、始め皆(一〇)六軍の長なり。將帥を以て國政に任じ、武を(一一)尙と爲して、而して特に之を緣飾するに文を以てす。是れ武臣を取りて之を文にするなり、文臣を取りて之を武にするに非ざるなり。列國の卿は、各、軍帥を以て執政と爲し、詩書を敦くし、禮樂を説び、之を既に武なるの後に文にす。周の制を乗るなり。必ず然る所以の者は、三代は兵を農に寓し、兵、悍からずして、而して民を治むるの吏、即

- 【三】 閫政は軍政なり。
- 【四】 戎政は軍政なり。
- 【五】 戒心は、危險に因りて、心、防備する所有るなり。孟子に、「宋に在るに當りては、予、戒心有りき」とあり。
- 【六】 之を行ひて代を終るとは、漢代の終まで之を行ふな
- 【七】 井は井田の法なり。
- 【八】 肉は肉刑なり。
- 【九】 戎功は武功なり。
- 【一〇】 六軍は天子の軍。
- 【一一】 尙は上なり。

ち以て兵を治む可く、其の(一三)折衝して敵愾する者は、一彼一此、(一四)疆場
の事、甲未だ釋かずして、而も幣玉通じ、(一五)獫狁大盜の存亡を鋒刃の下
に争ふ者有るに非ざればなり。而して秦漢以下は然らず。則ち三公を以て
封疆原野の生死を制せんと欲せば、孰か其任に勝へて、而して國之が爲め
に敵れざらんや。則ち漢初の、丞相・將軍を分ちて兩塗と爲すは、事、勢
に隨ひて遷りて、而して法必ず變するなり。何武の説に遵へば、以て郡縣
の天下を治むるに足らざるは、固よりなり。特に漢初の、大政を専らにす
るは、大將軍を以てし、而して丞相は僅に其意指を承く。田千秋・楊敞・
(一六)韋元成、匡衡の如き、名は公輔と爲せども、權臣を奉じて以て法を行
ふ。則ち天下を外戚・武臣の手に授ければ、禍必ず滋し。故に武の説は、
以て一時の(一七)敬重を救ふ可けれども、而も惜しいかな其言の晩きや。相は
分つ可からざるなり。將・相は合はす可からざるなり。漢以後の天下は、漢
以後の法を以て之を治む。子曰はく、(一八)「損益する所、知る可きなり」と。

(一三) 威哀の世、任じて大臣と爲す可き所の者は、王嘉のみ。(一四) 師丹の、翟方進を視ること、尋常の間の

- 【一三】 折衝は敵の衝き來るなく
じくなり。
- 【一四】 疆場は國境なり。
- 【一五】 獫狁は野蠻慍悍なる夷
狄。
- 【一六】 韋元成は韋玄成なり。
- 【一七】 敬重は一方にかたよりに
重きなり。
- 【一八】 損益する所知る可きな
り。論語爲政篇に出づ。
- 【一九】 此章は成帝・哀帝の時に、
大臣と爲すに堪へたる人は、
王嘉一人のみにして、師丹・
翟方進・何武の如きは、言ふ
に足らざることを論ずるな
り。
- 【二〇】 師丹云云。八尺を尋とい
ひ、二尋を常といふ。師丹と
翟方進とは殆ど優劣無きな
い。

み。皆、其身を以て權姦の好惡を試みて、而して其樊籠を出づる能はず。卽し言はんと欲する所有れ
ば、必ず資りて以て自ら達するなり。師丹の(一九)董宏を劾し、何武の(二〇)王莽
を援くる、時の尙ぶ所に屈して、而して之が羽翼と爲らざるを得ざりしは、
他無し。(二一)王傅二女主、交、相起伏し、漢已に君と大臣とを無みすること
久しければなり。方進の(二二)淳于長に附くや、王氏と忤はんと欲す。而し
て長は固に王后の姉の子なり。長の(二三)不類なる、尤も諸王の上に出づ。之
に資りて以て諸王と抗す。而して(二四)方進の、死せざらんことを欲するや、
奚ぞ能はん。熒惑の變、駕して言に禍を宰相に移す。王氏の嫉深し。熒惑
微しと雖も、方進其れ能く免れんや。武と丹とは、積陰の間に浮沈し、一
彼一此、小しく、效す所有れども、而も俱に女主の爲めに(二五)妬媚の功を效
す。其の顯戮を被らざるは、幸なる爾。嗚呼、成哀の季に至りては、爲す
可き無し。君子、趨く所を慎みて以て自ら全くし、大位を辭して居らざる
は、其れ庶幾きか。一たび其事を受くれば、則ち(二六)王嘉の必ず死して以て
自ら靖んじて、咎を天人に負ふが如きに非ざるや、必ず、浼ふ可からず。
莊生曰はく、(二七)「羿の穀中に遊ぶ」と。此時を謂ふなり。其穀中に遊びて而して死するは、君子の徒

- 【一九】 董宏は董弘なり。
- 【二〇】 王傅二女主は王太后と傅
太后とをいふ。
- 【二一】 淳は淳なり。
- 【二二】 不類は不善なり。
- 【二三】 通鑑卷三十三成帝綏和二
年、熒惑、心を守り、丞相翟
方進、策免せられて自殺す。
- 【二四】 妬媚は嫉妬猜忌する也。
- 【二五】 哀帝、董賢を益封せんと
欲し、王嘉、詔書を封還し、
坐して獄に下されて死するこ
と、通鑑卷三十四元壽元年に
載す。
- 【二六】 羿は古の善射者の名。羿
の穀中に遊ぶとは、必ず死す
べき位地に居るをいふ。莊子
德充符篇の語。
- 【二七】 羿は古の善射者の名。羿
の穀中に遊ぶとは、必ず死す
べき位地に居るをいふ。莊子
德充符篇の語。

なり。其穀中に遊びて而も免るるは、小人の徒なり。其穀中に遊びて、死を避けて而も死を得るは、刑戮の民なり。之を慎まん哉。

哀帝

(二) 人の能く 大不韙を爲す者は、其の能く懼るる所無きに非ざるなり。唯だ其の能く恥づる所無きなり。故に血氣の勇は、任す可からざれども、而も猶ほ器使す可し。唯だ恥づる所無き者は、國家、之を用ふれば必ず亡ぶ。成帝、孔光を用ひて丞相と爲さんと欲し、侯の印を刻し、贊を書し、而して帝崩す。是日、光、大行の前に於て、丞相・博山侯の印綬を拜受し、汲汲然として、惟だ・緩にして圖を改めんことを恐る。一に、乞者が 播間に於て、唯だ 其餒の餘らざらんことを恐れて、遽に長跽して以て請ふが如きなり。張放は幸臣なるに、帝崩するや、且つ思慕哭泣して死す。而るに光は凶を矯めて吉と爲し、天下の惡怒を犯す。然るに且つ卒に之を惡怒する者無し。光豈に能く懼れざらんや。(三) 冥然として、恥無くして、而して人固に之を容るるなり。始め廷尉たるや、則ち 王莽の指を承けて許后を鳩殺し、懼るる所無

- 【一】 此章は孔光が厚顔無恥の鄙夫なることを論ずるなり。
- 【二】 大不韙は大不善なり。
- 【三】 成帝が孔光を用ひて丞相と爲さんと欲し、侯の印を刻し贊を書し、帝崩するや、光、大行の前に於て丞相・博山侯の印綬を拜受すること、通鑑卷三十三成帝紀和二年に載す。
- 【四】 播は冢墓なり。
- 【五】 餓は食の餘なり。
- 【六】 張放が思慕哭泣して死すること、通鑑卷三十三紀和二年に載す。
- 【七】 冥然ば事理に味きない。
- 【八】 許后を鳩殺すること、通鑑卷三十二紀和元年に載す。

きが若きなり。而して實に懼る可き無きなり。莽、内主と爲り、天下、之を難する者有る無きなり。既にして則ち 傅太后の爲めに別宮を築かんことを議し、(二) 傅遷を逐ひて故郡に歸さんことを力請し、(三) 定陶王の議に抗して、其の廟を京師に立つるを奪ひ、懼るる所無きが若きなり。而も懼るる所無きに非ざるなり。内主、人有り、羣臣相保つ。故に師丹は不測の禍を獲、而して光は自若たるなり。恥心蕩然として、清なる可く濁なる可く、爲す可からざる無くして、以て寵を得て辱を避く。(三) 王嘉、死に瀕するるとき、猶ほ獄吏に對して曰はく、『孔光を賢とすれども而も進む能はず』と。亦惡んぞ光が其の國を迷はし上を罔ふるを諍し、嘉を死に陥れ、機深くして、測られざるを知らんや。而して嘉が然云ふは、其の兩端詭合して以て嘉を誘ふこと、抑も知る可きのみ。拜謁迎送し、臣主の禮を董賢に執りし者は、光なり。莽既に權に乗ずれば、賢を去ること敵履の如き者は、光なり。手を拱きて天下を以て之を 賊臣に授け、幸に早く死して、佐命の賞に與らざる者は、光なり。莽既に誅せられ、猶ほ其惡を聲言して以て其世を殄つ有る無き者は、光なり。嗚呼、人苟くも自ら盡く其恥を喪へば、則ち父と君とを弑して、而も罪、及ばず。亦險なる哉、國を有つ者、之を早きに辨せず、徒らに驚悍の彊臣を忌みて、而も厚顔の鄙夫を容るれば、國、未だ喪びざる者有らざるなり。

- 【九】 傅太后の爲めに別宮を築かんことを議すること、通鑑卷三十三紀和二年に載す。
- 【一〇】 傅遷を故郡に還さんと請ふこと、紀和二年に載す。
- 【一一】 定陶王の議に抗すること、通鑑卷三十三哀帝紀平元年に載す。
- 【一二】 王嘉の事、通鑑卷三十五哀帝元壽元年に載す。
- 【一三】 賊臣とは王莽をさす。

故に管子曰はく、(四)「廉恥は國の維なり」と。

(二) 田を限るの説は、董仲舒、之を言ふ。武帝の世には、尙ほ行ふ可きなり。而れども久しかる可からず。師丹乃ち之を哀帝の亡ぶるに垂なんとするの日に試みんと欲し、卒に以て王莽の妖妄を成し、而して終に・行ふ可からず。武帝の世、行ふ可きは、三代を去ること未だ遠からず、天下、秦の法を破り民を毒するを怨み、而して改めて以て古に復せんことを幸ひ、且つ豪彊の兼并する者、猶ほ未だ盛ならずして、(三) 盤據の情尙ほ淺ければなり。然れども久しかる可からざるは、暫く之を行ふとも、弱者は終に・其田を有つ能はず、彊者は終に・其兼を禁ずる能はざればなり。哀帝の世に至りては、積習已

【四】管子牧民篇に、「何をか四維といふ、一に曰はく禮、二に曰はく義、三に曰はく廉、四に曰はく恥」とあり。

【一】通鑑卷三十三成帝綏和二年、初董仲舒、武帝に説きて以はく、「秦、商鞅の法を用ひて井田を除き、民をして賣買するを得しむ。富める者は、田、阡陌を連れ、貧しき者は、立錫の地だに亡く、邑に人君の尊有り、里に公侯の富有り。小民安んぞ困しまざるを得んや。古の井田の法は、卒に行ひ難しと雖も、宜しく少しく古に近くし、民の名田を限り、以て足らざるを贖らし、并兼の路を塞ぎ、奴婢を去り、専殺するの威を除き、賦斂を薄くし、繇役を省き、以て民力を寛くす可し。然る後に、善く治む可きなり」と。上(哀

帝)、位に即くに及びて、師丹復た建言す、「今、累世承平にして、豪富なる吏民は、訾數鉅萬あり。而して貧弱なるは愈、困しむ。宜しく略は限を爲すべし」と。天子、其議を下す。丞相光・大司空武、奏請す、「諸侯王・列侯・公主より、名田各、限有り、關内侯・吏民は、名田、皆、三十頃に過ぐる母く、奴婢は三十人に過ぐる母からしめ、期して三年を盡し、犯す者は没入せんと。時に田宅・奴婢、價、減賤を爲し、貴戚・近習、皆、便とせざるや、詔書して且く後を須つ。遂に寢みて・行はれず。此章は此事を論ずるなり也。

に久しく、彊者は之を怙み、而して弱者も亦且つ之に安んず。必ず、之を限らんと欲せば、徒らに以て之を擾すのみ。天下を治むるに道を以てす。未だ法を以てするを聞かざるなり。道とは、之を導くなり。上、之を導きて、下遵ひて以て路と爲すなり。封建の天下は、天子は僅に其千里の畿を有ち、且つ縣内の卿・士・大夫、分ちて以て祿田と爲すなり。諸侯は僅に其國を有ち、且つ大夫・士、分ちて以て祿田と爲すなり。大夫は僅に其采邑を有ち、且つ家臣還た其中を食むなり。士は僅に代耕の祿を有てば、則ち農民も亦其百畝を有つなり。【三】采邑は領地。【四】代耕。孟子萬章下篇に、「下士は、庶人の官に在る者と祿を同じくす。祿、以て其耕に代ふるに足るなり」とあり。代耕の字、此に本づく。【五】相違すは互に等級あるなり。【六】詭激は中正に合はざるを謂ふ。

困しましむ。是に於て之を限りて・行ふ可くんば、則ち天下、徒に一切の法を以て治む可くして、而して王莽の化、堯舜よりも速かならん。限るとは均しくするなり。均しくすとは公なるなり。天子、大公の徳無くして、以て人の上に立ち、獨り小民を滅裂して、而して之をして公ならしむるは、是れ仁義中正は、帝王の天下を桎梏するの具たり、而して躬行して恕を藏するは、迂遠の過計たるなり。況んや賦役繁く、有司酷に、里胥横に、後世(一)愿樸の農民、田を得て、重禍の身に加はるが如くなるをや。則ち疆豪の十に其五を取りて、耕者を奴隸とするも、農民且つ甘心す。所謂上、其道を失ひ、民散すること久しき者なり。其役を軽くし、其賦を薄くし、有司の貪を懲らし、司農の考を寛にし、民、田を有つを畏れずして、而して疆豪、挾みて以て相并す無くんば、則ち限るを待たずして、兼并、自ら・止む所有らん。若し(二)竊情の民、田を有つも而も自ら業とする能はず、以て力餘有る者に歸するは、則ち斯人の自ら取るにして、聖人と雖も、亦、之を如何ともする無きなり。

(一) 成哀の世、漢豈に復た君臣有らんや。婦人のみ。彭宣、何武、唐林は、皆、

【七】 里胥は村吏。
 【八】 愿樸は誠實質樸なり。
 【九】 竊情は怠惰なり。
 【一】 通鑑卷三十三成帝綏和二年、傅太後の從弟なる右將軍傅喜、學問を好み、志行有り。王莽既に罷め退くや、衆庶、望を喜に歸す。初め上(哀帝)が外親を官爵するや、喜獨り謙を執りて疾と稱す。傅太后、始めて政事に與るや、數、之を諫む。是に由りて傅太后、喜をして政を輔けしむるを欲せず。庚午、左將軍師丹を以て大司馬と爲し、高郷亭侯に封じ、喜に黄金百金を賜ふ。喜、右將軍の印綬を上り、光祿大夫を以て病を養ふ。光祿勳淮陽の彭宣を以て右將軍と爲す。大司空何武、尚書令唐

所謂錚錚たる者なり。而るに争ふ所は、僅に一の傅喜の去留のみ。哀帝の初め、傅氏、王氏と争ひて、傅氏勝ち、哀帝の亡ぶる、王氏、傅氏と争ひて、王氏勝つ。勝つ者は權に乘じ、而して勝たざる者は憤る。二氏の榮枯、朝野を擧げて相激し、以て相訟ふ。悲しい夫。傅遷の傾邪なるに當りて、喜を推して以て遷を抑ふるは、亦何ぞ王根・王立の驕横にして、莽を推すに異ならんや。其言に曰はく、「喜は傅氏の賢子なり。議論、合はずして退く。百寮、之を恨まざるは莫し」と。傅氏の賢子、何ぞ天下の安危・劉宗の存亡に當らん。而して百寮何ぞ其恨を容るる所あらん。又何ぞ王莽・王仁の・國に就きて、天下に王氏を冤とする者多きに異ならんや。傅喜は幸にして未だ敗れざるのみ。莽の廢せらるるや、吏民、闕を叩きて冤を訟へ、賢良對策して交り、獎む。(三)偽謙の誘ふ所、人心、翕歸し、而して賢者も免れざることを、且つ喜に較べて彌甚だし。喜の賢なるは、其れ孰か之を信せん。四海の大を以て、豈に繁に人の・孤を託し命を寄す可き者無からんや。唯だ區區たる(四)王傅二姬の愛憎を是れ争ふ。嗚呼、天下を率ゐて、流俗の溺流して・反らざることを、是の如き哉。故に聖王の治は、俗を正すを以て先と爲し、男女内外

林、皆、上書して喜を言ふ、「行義修潔、忠誠にして國を愛ふ。内輔の臣なり。今、病に寝ぬるを以て、一旦遣り歸さる。衆庶、望を失ひ、皆曰はく、傅氏の賢子、論議の定陶太后に合はざるを以て退けりと。百寮、國の爲めに之を恨まざるは莫し。忠臣は社稷の衛なり。喜が朝に立つは、陛下の光輝にして、傅氏の廢興なり」と。上も亦自ら之を重んず。故に尋いで復た進用す。此章は此事を論するなり。
 【二】 偽謙は、いつはりて謙するなり。
 【三】 翕歸は集まり歸するなり。
 【四】 王傅二姬は王太后と傅太后とをいふ。

の分を辨するを以て本と爲す。權、婦人に移りて、而して天下沈迷し、而して能く自ら拔く莫し。孰か爲めに之を爲して、此極に至るや。元后の陰狡なる、成帝の昏愚なる、豈に徒に漢室の亡を召くのみならんや。數十年、中原、丈夫の氣無く、而して王莽の亂、骨を暴すこと山の如し。

(二) 成哀平の三季を歴、朝野を環りて、狂するが如し。僅に能く人の言を言ふ所の者は、一の李尋のみ。其他は皆所謂、人頭畜鳴なり。尋、陰陽動靜の義を推して、母后の宜しく政に與るべからざるを、昌言す。豈に徒に象數を以て吉凶を徵するのみならんや。天地の經、治亂の理にして、人道の禽獸に別なる者は、此に在るなり。婦人、動を司りて、而して陰、陽に乘じ、陽、陰に従ふ。(四) 霜を履みて冰堅く、豕孚にして蹄躡たり。天下、之有れば、天下必ず亡び、國、之有れば、國必ず破れ、家、之有れば、家必ず傾き、父子・君臣・兄弟・朋友の倫、之を以てして涙び、厚生・正徳・利用の道、之を以てして蔑し。故に曰はく、尋の言は人の言を言ひて、禽獸に別なるなりと。婦は畜はるる所なり。母は養はるる所なり。其道を失

【一】 綏和二年九月庚申、地震

ひ、京師より北邊に到るまで、

郡國三十餘處、城郭を壞り、

凡そ四百餘人を壓殺す。上、

災異を以て、待詔李尋に問ふ。

李尋對へて、天文を以て吉凶

を徵し、母后の宜しく政に與

るべからざることを言ふ。事

は通鑑卷三十三に詳かなり。

此章は此事を論するなり。

【二】 人頭畜鳴は、形は人なり

と雖も、實は獸なるを謂ふなり。

史記秦本紀に「痛ましき

かな言や、人頭畜鳴」とあり、

疏に「胡亥が人身にして頭面

有り、口能く言語すれども、

好惡を辨ぜず、六畜の鳴くが

如きを言ふ」とあり。

【三】 昌言は明言する也。

【四】 周易坤卦初六に「霜を履

みて堅冰至る」とあり。

【五】 周易姤卦初六に「羸豕孚

にして蹄躡たり」とあり。

へば、則ち母の禍も亦烈し。豈に徒に婦のみならんや。夫れ國に君子有れば、國、亡びざる可し。尋、之を昌言して誅無くして、而も漢の亡を救ふ能はざるは、又何ぞや。尋は其人に非ざればなり。陰の、陽を干すこと、其變、一に非ず。女子の、丈夫を干すや、鬼の、人を干すや、皆、陰の、陽を干すなり。尋は乾の剛・陰の靜を知る。鬼も亦陰なり。靜にして以て治を人に聽く者なり。顧ふに其識、此に及ばず。(五) 甘忠可・夏賀良の邪説を聽き、上を惑はすに妖を以てし、終に以て貶せられて熾煌に死し、天下の笑と爲る。則ち亦、陰を以て陽を干し、婦人の、煽處に等しきのみ。(六) 鬼を一車に載せて、而も塗を負ふの豕を懲さんと欲す。奚ぞ其れ可ならんや。故に陰陽動靜の理は、大なり。其變は繁なり。(七) 其辨は嚴なり。人の道を立てて、以て世教を匡扶するには、一として苟くもす可き者無きなり。

(二) 河を治むるの策、賈讓、千古の龜鑑たり、而して平當の數言決す。當言ふ、「經義に、河を決

【六】 李尋が甘忠可・夏賀良の

邪説を信じ、賀良を薦め、言

ふ所驗あらず、死一等を減じ

て熾煌郡に徙さるること、通

鑑卷三十四哀帝建平二年に載

す。

【七】 煽處は熾盛にして方に其

處に居るなり。詩小雅十月之

交篇に、「豔妻煽に方に處る」

とあるに本づく。婦人、王の

心を内に蠱惑し、以て事を用

ふる小人の主と爲るをいふ。

【八】 鬼を一車に載せ云云。周

易睽卦上九に、「睽きて孤な

り。豕の、塗を負ふを見る。

鬼を一車に載す云云とあり。

鬼を一車に載すは、鬼を一車

に滿載するなり。豕、塗を負

ふは、豕の汗穢にして、背に

泥塗を負へるなり。

【九】 辨は辨別なり。

【一】 騎都尉平當が使として河

隄を領し、河を治むるの策を

奏し、宜しく博く能く川を浚

へ河を疏する者を求むべしと

言ひ、待詔賈讓が河を治むる

に上中下の三策有るを奏する

こと、通鑑卷三十三成帝綏和

し川を深くする有りて、隄防して壅塞するの文無し』と。此れ 鯨の殛せらるる所以、禹の興る所以にして、而して堯舜の聖を以てするも、

横流の水と勝を争ふ能はざる者なり。讓言ふ、『古の國を立つる者は、必ず川澤の分を遺し、水勢の及ばざる所を度る』と。殷の世、河

患有る所以にして、而して盤庚の奮然として、山に依りて以て災を避くるは、他無し、唯だ貨寶を總むる無きのみ。細人の情、田廬の利を

估み、瀕河の土を貪り、天下を動かして以て其欲に従ひ、沈没を子孫に貽して、而して 儉も其利を享く。既に古今の通弊なり。而して後世の謀

臣、君を要し民を勞して、以て 墮塞して五行の敝に逆ふ者は、其不肖の情、二有り。其所謂賢者は、民力を竭し、一簣を積みて以て 滔天を障へて、而して暫く之を遏め、瀕河の民、且つ歌謠して禱

祀す。遂に以て功は廷に顯はれ、名は野に溢る。故に事を好む者、踵ぎて起りて以て嘗試して、絶えず。其不肖者は、則ち公幣の出納、滯頓にして、(一〇) 侵牟を爲し易く、民夫の貨幣、咸

に乗じて以て指使し、而して (二) 乾没すること意に任せ、其利を享けて其災を利とす。河濱の士大夫、其愚民及び其 (三) 姦胥と、交り起ちて以て之を贊け、(三) 危詞痛哭を爲して

以て上聽を動かす。宜なるかな、漢より以來、千五百年、天下を河に奔走せしめ、言、(四) 公車に満ち、牘、故府に満ち、豫・兗・徐・三州の民を疲らし、

一河の谿壑に供し、而して一旦潰敗すれば、胥魚鼈と爲り、而して但だ墮塞の固からざるを咎むるや。悲しむ可きなり。夫れ古今の異なる者は、南

北の・流を殊にするのみ。其理勢は則ち一なり。讓の言に繇りて、其利病の原を推すに、河の民を病ましむるに非ずして、民の河に就きて利を貪り、以て其害に觸るるのみ。(五) 退灘の壤を貪り、民、其土を有し、而して國、其賦を有す。鋒端の蜜、舌を截つ。而して之を甘しとする者は、恤へざるなり。能く (六) 百年の算を通じ、天下の廣きを念はしめば、猶ほ是

民や、之を徙すも、國に於て、傷る無く、其れ墮塞疲役の貧勞困斃と潰決の漂蕩淹溺とに愈れるなり。孰れをか利害と爲すや。數千年にして、而も

繇の覆轍を出でず。君、明かならずして、而して功を貪り利を嗜むの臣民、積習して、破る可からず。平當の言、賈讓の策、巨燭を廣廷に懸く。而るに昧者は、猶ほ (一〇) 埴を

二年に詳かなり。讀者、願はくは参照せよ。蓋し切實有益の言なり。此章は此事を論ずるなり。

【一】 鯨が洪水を治めて、九歳、功績無く、羽山に殛せられ、其子禹、水を治めて功あること、尙書堯典・舜典・大禹謨、益稷・禹貢等に載す。

【二】 殷の時、世、河の患あり、盤庚、都を遷して災を避くること、尙書盤庚篇に詳かなり。

【三】 貨寶を總むる無しは、尙書盤庚下篇の語。貨財を聚むるを以て事と爲さざるをいふ。

【四】 儉は苟且なり。

【五】 墮塞は隄防を築きて水の流を塞ぐをいふ。

【六】 一簣は、もつこに一杯の土をいふ。

【七】 滔天は洪水をいふ。尙書堯典に、「湯湯たる洪水方に割ひ、蕩蕩として山を懷ね陵に襄り、浩浩として天に滔る」とあるに本づく。

【八】 稽は考察する也。

【九】 侵牟は掠め取るなり。

【一〇】 乾没は他人の物に據りて己の有と爲すなり。他人の物を横領すること。

姦胥は姦惡なる小役人。

【二】 危詞は危険なる事を舉げて以て詞と爲すなり。

【三】 公車は官署の名。

【四】 退灘の壤は洪水の引きたるあとの土地。灘は岸に近く平進にして、水退げば土を見はすの地なり。

【五】 賦は租税をいふ。

【六】 百年の算を通ずは、百年の利害得失を通算するなり。

【七】 埴を埴つは、譬者が杖を以て地を埴ちて行くなり。揚子法言に、「埴を埴ち塗を索む」とあり。

【八】 昧者は、猶ほ (一〇) 埴を

破る可からず。平當の言、賈讓の策、巨燭を廣廷に懸く。而るに昧者は、猶ほ (一〇) 埴を

適ちて以て趨るなり。亦悲しからずや。

谷永、諸侯王の獸行を諱みて以て人道の恥を全くせんことを請ふは、議の正しき者なり。耿育、趙昭儀が皇子を殺すの惡を拵ひて以て成帝の惑を隠さんことを請ふは、議の正しからざる者なり。二説相似たれども、貞邪分かる。義を精しくして以て法を立てんには、辨せざる可からず。永の正しきは、凱風の怨みざるなり。育の正しからざるは、小弁の怨むるなり。淫妬の嬖妾、刃を操りて以て祖宗の允冑を絶てるに、而も曲げて之が爲めに覆はば、天子の子、妖嬖に死せざる者、其餘幾何ぞや。春秋成りて亂臣賊子懼る。故に、文姜、齊に遜れ、哀姜、邾に遜るるを書し、以て大義を昭かにし、而して母を逐ふを以て嫌と爲さず。昭儀の惡は、宗廟の容れざる所なり。況んや嫡后・君母に非ざるに、而も之を縱す可けんや。甚だしい哉、育の言の詩れるや。曰はく、『陛下の賢聖通明の徳有るを知り、後宮の館に就くの漸を廢し、微嗣を絶ちて以て位を致す』と。是れ成帝、父子の恩を戕ひて、以て未然の迂圖を爲すなり。其れ孰か之

【一】司隸校尉解光、趙昭儀が皇子を殺しし罪を正さんことを請ひ、議郎耿育上疏して、趙昭儀の惡を掩ひて以て成帝の惑を隠さんことを請ふこと、通鑑卷三十三哀帝建平元年に詳かなり。參照せよ。此章は耿育の議の正しからざることを論ずるなり。

【二】貞邪は正邪なり。

【三】凱風は詩邶風の篇名。

【四】小弁は詩小雅の篇名。

【五】允冑は胤冑なり。清の世宗の諱を避けて胤を改めて允と爲す。

【六】文姜は魯の莊公の母。春秋莊公元年に、「三月、夫人、齊に孫る」とあり。

【七】哀姜は魯の莊公の夫人。春秋閏公二年に、「九月、夫人姜氏、邾に孫る」とあり。

【八】迂圖は迂遠なるばかりのこと。

を信せんや。育若し「昭儀、皇子を殺さずんば、則ち哀帝、得て立たざらん」と曰ひ、以て帝の心を盡はし、而して妖嬖を縱さば、是れ哀帝、本、篡弒の謀に與らざるに、育、之を陥れて。入らしむるなり。春秋は、賊に黨するの誅を嚴にす。哀帝、免るる能はず、而して育の罪、追る可からず。解光の罪を問ふの「愛書、伸びず、趙氏・宮官の大罰、正しからず、宮闈、毒を社稷に肆にすれども、而も之を問ふ莫し。故に元后、王莽に黨して以て平帝を弒し、孺子を廢して、而も顧忌する所無し。」胡三省なる者、乃ち其の春秋の尊者の爲めに諱むの義に合ふを謂ふ。邪説張りて、而して賈繼春、之に資りて以て其の「李選侍の姦を庇ふを讎る。清議、明かならざるは、一時一事の臧否のみに非ざるなり。」

鮑宣の七亡七死の章は、漢の必ず亡ぶるの券を陳べて、以て哀帝を傲む。本を正すの論なり。王莽の姦は、姦にして愚に、操・懿の才有るに非ず、其の國に於ける、又未だ劉裕の功有らざるに、軽く枉席の上に移りて、而して之を

【九】妖嬖は趙昭儀をいふ。
【一〇】愛書は犯罪に關する書類。

【一一】胡三省の通鑑註に、耿育の上書を評して、「耿育の言、是なり。春秋、尊者の爲めに諱む。義、正に此の如し」と曰ふ。

【一二】賈繼春の傳は明史卷三百六閹黨傳に載す。

【一三】李選侍は明の光宗の宮人。選侍は選ばれて宮中に侍るの侍女をいふ。

【一四】臧否は善惡なり。

【一五】陳大夫鮑宣が上書して、漢に七亡七死の道あることを陳べ、何武・師丹・孔光・彭宣・龔勝等の賢臣を任用すべきことを説くこと、通鑑卷三十四哀帝建平四年に載す。文長ければ抄録せず、本文を參照せよ。此章は此事を論じ、其の言ふ所は是なれども、未だ言を進むるの道を得ざる者あることを説くなり。

【一六】券は證券なり。徵驗とい

禁する莫し。莽其れ何を以て此を得るか。唯だ民心先づ死亡に潰えて、而して莽、私恩を以て之を市するなり。藉し、成帝の女寵に耽り、哀帝の頑童に暱しみ、其の吏を鬻り民を賊ひて民を盡はして以て寇攘するを縦すに非ざりせば、莽も亦上官桀・霍禹の續ならんのみ。而して漢祚奚ぞ其れ亡びん。張放・淳于長は、王氏の先驅なり。傅遷・董賢は、王氏の勸駕なり。曹爽・何晏は、司馬懿の嚆矢なり。李林甫・楊國忠は、安祿山の前茅なり。蔡京・童貫・史彌遠・賈似道は、女直・蒙古の俚鬼なり。而も君の寵樂に溺れて以て民の死を忘るるに非ざれば、成らず。然らざるば、孔光・揚雄の流も、亦嘗て名教を聞くに與り、而して宗室・羣臣より、以て四海の民に及ぶまで、豈に遽に能く片餌を以て嬰兒を誘ひて、輒ち其母を棄てんや。故に宣、亟かに死亡を救ふの言を陳ぶるは、本を探るを知れるなり。劉向の横流を挽かんと欲して諸を其下に堙ぐに愈れるなり。然りと雖も、宣の言は猶ほ病有り。後世、事を言ふの臣、闇主の疑を増して、而して姦臣に授くるに、傾妬の口實を以てするは、皆此の

- 【一】 莽は曹操、懿は司馬懿。
- 【二】 女寵は趙皇后・趙昭儀等をいふ。
- 【三】 頑童は董賢をいふ。
- 【四】 曹爽・何晏は、竝に三國の魏の臣。事は通鑑魏紀に載す。
- 【五】 李林甫・楊國忠は竝に唐の臣。事は通鑑唐紀に載す。
- 【六】 前茅は斥候なり。莽を以て旌と爲し、前に敵有るときは、旌を擧げて後軍に報す。
- 【七】 女直・蒙古の俚鬼なり。而も君の寵樂に溺れて以て民の死を忘るるに非ざれば、成らず。然らざるば、孔光・揚雄の流も、亦嘗て名教を聞くに與り、而して宗室・羣臣より、以て四海の民に及ぶまで、豈に遽に能く片餌を以て嬰兒を誘ひて、輒ち其母を棄てんや。故に宣、亟かに死亡を救ふの言を陳ぶるは、本を探るを知れるなり。
- 【八】 劉向の横流を挽かんと欲して諸を其下に堙ぐに愈れるなり。然りと雖も、宣の言は猶ほ病有り。後世、事を言ふの臣、闇主の疑を増して、而して姦臣に授くるに、傾妬の口實を以てするは、皆此の

- 【九】 蔡京・童貫・史彌遠・賈似道は竝に宋の臣。
- 【一〇】 俚鬼は虎の役屬する所の鬼なり。聽雨記談に、「人、虎に遇へば、衣帶自ら解くるは、皆、俚の爲す所なり。相傳ふ、虎噛みて人死すれば、魂、敢て他に適かず、輒ち虎に隸す、名づけて俚鬼と曰ふ」とあり。
- 【一一】 片餌は一片の食餌。
- 【一二】 傾妬は傾陥嫉妬なり。
- 【一三】 繇は由と同じ。

繇なり。宣、選舉を慎み、大に委任するを言ひて、以て官邪を儆め、而して民を死亡より免れしむるは、是なり。亦姑く賢者の當に任すべきを言ふ勿くして、以て人主の自ら擇ぶに聽せ、問ふ有るを待ちて、而る後に、傅喜・何武・孔光・彭宣・龔勝の賢を臚列して以て告ぐ可し。未だ晚からざるなり。今は乃ち然らず。若し天子の左右、一に唯だ其の建置する所のままにして、而して君は以て取舍の權を司るを得ず、衆は以て疇咨の議に參するを得ずんば、則ち上に偏ること嫌有り、而して朋黨の誘興らん。且つ喜・武・諸人は、皆、大臣なり。自ら人主の知を邀めて而して其位に安んずる能はず。宣能く疏遠を以て、片言して必を同昏の廷に取らんや。得可からざるを知りて、而も故らに之を言ひ、姦人に授くるに背憎の資を以てす。石介、明主に遇ひて、而も黨禍を激す。況んや庸君・佞倖・權姦交亂の天下をや。言を進むる者、其道を知らず、徒らに以て後世の稱を得て、而も時に益無きは、皆此れ一時の氣矜、之を爲すなり。又況んや宣の稱する所の者は、龔勝而外、吾未だ大臣の操有るを見ず。孔光は巨姦にして、而も清流に與る。宣、言を失へり。盈廷の士氣、漢室の孤

- 【一四】 臚列は陳列するなり。
- 【一五】 疇咨は何人を用ふべきかを諮詢するをいふ。尙書堯典に、「疇か咨時に若ばん。登庸せん」とあるに本づく。
- 【一六】 同昏は君臣同じく昏昧なるをいふ。陶淵明の詩に、「八表同じく昏し」とあり。
- 【一七】 石介は宋の兗州の人、字は守道、篤學にして志尙有り、善を樂み惡を疾む。進士を以て國子監直講と爲る。太學、此に由りて益、盛なり。文章を爲りて、時政を指切し、忌諱する所無し。後、慶曆聖徳の詩を作り、夏竦の忌む所と爲り、黨禍を激す。魯人、稱して徂徠先生と爲す。本傳は宋史卷四百三十二儒林傳に載す。宋名臣言行錄前集卷十にも載す。
- 【一八】 明主は宋の仁宗をいふ。

忠は、唯だ一の王嘉のみにして、而も其屈抑を認ふる能はず。然れば則ち鮑宣なる者も、亦、一時氣激の士にして、而して未だ以て主を匡し民を庇ふの任に勝ふるに足らざる者か。

(二) 易に曰はく、『戎を莽に伏し、三歳まで興らず』と。興らずとは、其の興るを慮るの辭なり。三歳にして而も興らず。其の興るに速びては、燎原の燄、俄頃に發す。哀帝崩するや、元后一たび之を聞き、即日、駕して未央宮に之き、馳せて王莽を召し、詔して、諸の兵を發する符節・百官の奏事・中黃門・期門の兵をば、皆、莽に屬せしむ。此れ高帝馳せて趙の壁に入りて、韓信・張耳の軍を奪へるの威權なり。后、一老嫗を以て、斷然として之を行ひ、雷迅風烈にして、疑畏無し。其の劉氏の天下を提攜して、之を王氏に授くること、指顧の間に在るのみ。之を伏すること三歳。爪牙具はりて羽翼成るに非ざりせば、安んぞ能く爾らんや。甚だしいかな、悍婦の威、英雄の決する能はざる所、帝王の持する能はざる所にして、而も指磨すること鴻毛よりも輕きこと、此極に至るや。司馬懿の曹爽を殺し、劉裕の劉毅に克ち、朱温の李克用と争ふや、大驚疾呼し、深慮陰謀し、顔を赧くし汗を流し、血を漿みて以て争ひて、

【一】 通鑑卷三十五哀帝元壽二年、帝、未央宮に崩す。太皇太后、帝崩すと聞き、即日、駕して未央宮に之き、璽綬を收め取る。太后、使者を遣はし、馳せて莽を召さしめ、尙書に詔して、諸の兵を發する符節・百官の奏事・中黃門・期門の兵をば、皆、莽に屬せしむ。此章は此事を論するなり。

而して僅に得たる者をば、元后は、(三) 偃息し談笑して、坐ながら之を收む。故に莽に、伏戎有り、平蕪蔓艸の中に藏し、險阻の形有る無くして、而も測る可からざるなり。三歳伏して而して一旦興る。國を有つ者、戒めざる可けんや。

【三】 偃息は偃臥休息するなり。

【四】 伏戎は隱伏したる兵なり。

【一】 此章は何武を論するなり。何武が死すること、通鑑卷三十六哀帝元始三年に載す。

【二】 通鑑卷三十五哀帝元壽二年、太皇太后、公卿に詔して、大司馬とす可き者を舉げしむ。莽は故の大司馬にして、位を辭して丁傅を避け、衆庶稱して以て賢と爲す。又、太皇太后の近親なり。大司徒孔光より以下、舉朝、皆、莽を

舉ぐ。獨り前將軍何武・左將軍公孫祿、二人相與に謀りて曰はく、『往時、惠昭の世、外戚呂・霍・上官、權を持し、幾ど社稷を危くせんとせり。今、孝成・孝哀、比世、嗣無し。當に選びて近親の幼主を立つべきに方りて、宜しく外戚の大臣をして權を持せしむべからず。親疏相錯はらんこと、國の計を爲すに便なり』と。是に於て、武は、『公孫祿、大司馬とす可し』と舉げ、而して祿も亦武を舉ぐ。庚申、太皇太后、自ら莽を以て大司馬と爲し、尙書の事を領せしむ。

(三) 何武、王莽に忤ふを以てして死す。以て社稷の臣と爲す可きか。未だしきなり。(三) 武、公孫祿と謀りて云はく、『呂・霍・上官、幾ど社稷を危くせんとせり。宜しく外戚の大臣、權を持すべからず』と。此れ漢室存亡の紐なり。乃ち其時に當りて、内にしては元后、莽に伏するの戎たり、外にしては孔光、翼戴の姦たり。武、僅に孤立の勢を以て、始めて然ゆるの火を撲つは、既に、敵せざるの數に處る。國の安危、身の生死は、徒に一言に藉る。而して言は恃む可きに非ざるなり。恃む所の者は、浩然の氣、之に勝つのみ。公孫祿は、豈に終に保す可き者ならんや。而るに之と更、相稱説し、武は祿を舉げ、祿は即ち武

を擧げ、標榜して以て私を示し、巨姦に授くるに朋黨の譏を以てし、則ち氣先づ餒う。而して惡んぞ以て之に勝つに足らんや。祿は惟だ詭隨し、乃ち以て幸にして免る。武は祿の詭隨を爲すを欲せざれば、則ち以て其軀を殺すに足るのみ。心は鬼神に質す可からず、道は小人を服す可からず、寵辱の中に出没して、而して已に傾くの天下を援けんと欲す。水を以て沸膏に濺ぎ、其欲を息めんと欲して、而して欲愈烈し。直に身を亡ぼすのみに非ず、國因りて以て喪ぶ。悲しいかな。

(二) 平當・彭宣、皆、班固に稱せらる。宣は未だ當と與に竝べ論す可からざるなり。當、侯封を受くるに臨み、病に臥して、起たず、以て之を固辭し、世の爲す可からざるを知り、(三) 鬱邑として以て

【一】 通鑑卷三十四哀帝建平三年、上、使者をして丞相平當を召さしめ、之を封せんと欲す。當、病篤く、應ぜず。室家或は當に謂ふ、「強めて起きて侯の印を受け、子孫の爲めにす可からざるか」と。當曰はく、「吾、大位に居り、已に素餐の責を負ふ。起きて侯の印を受け、還りて臥して死せば、死して餘罪有らん。今、起さざるは、子孫の爲めにする所以なり」と。遂に上書して骸骨を乞ふ。上、許さず。三月己酉、當薨す。卷三十五哀帝元壽二年、大司空彭宣、王莽が權を専らにするを以て、乃ち上書して言はく、「三公は鼎足にして君を承く。一足、任へざるときは、則ち美質を覆亂す。臣、資性淺薄にして、年齒老眊し、數、疾病に伏し、昏亂遺忘す。願はくは大司空・長平侯の印綬を上り、骸骨を乞ひ、郷里に歸り、溝壑に眞るを俟たん」と。莽、太后に白し、宣を策免して國に就かしむ。莽、宣が退かんことを求むるを恨む。故に黃金・安車・駟馬を賜はず。宣、國に居ること數年にして薨す。班固贊して曰はく、「薛廣徳は、車を懸くるの榮を保ち、平當は、險を見て止まる。苟くも之を失ふを患ふる者に異なり」と。此章は平當と彭宣とを論じ、彭宣は平當と竝べ論す可からざることを説くなり。

【二】 鬱邑は鬱邑と同じ、愁ふる貌。
【三】 錢は線と同じ、縷なり。一綫の危きとは、漢室の危きこと一本の絲筋の如きなり。
【四】 通鑑卷三十五平帝元始二年、光祿大夫楚國の龔勝・太中大夫琅邪の邴漢、王莽が政を専らにするを以て、皆、骸骨を乞ふ。莽、太后をして之に策詔せしめて曰はく、「朕、官職の事を以て大夫を煩はすを恐む。大夫、其れ身を修め道を守り、以て高年を終へよ」と。皆、優禮を加へて之を遣る。

て死す。恥を知るを謂ふ可し。當の位に在るや、丁傅、權を持すれども、而も史に稱す、「帝、丁傅を寵任すと雖も、而も政は己より出づ」と。王氏に異なり。則ち當、逡巡して以て死し、而して實無きの封を忝めず。自ら守るの道に於て未だ失はざるなり。宣が若き者は、司空に位し、漢室の輔たり。王莽、兩后を殺し、己に異なるを誅し、腹心爪牙、交、朝廷に布き、而して元后、國賊の内主たり。此れ正に宣が肝腦、地に塗れ、天下の忠烈の氣を激して、以て一綫の危きを救ふべき者なり。而るに軀を全くし妻子を保つの謀を爲し、不能と謝して以て引退す。尙ほ人の臣子たるに足るか。(四) 龔勝・邴漢すら、且つ猶ほ梅福の下に在り。任ずる所異なればなり。而るを況んや宣は三公の重きに位するをや。宣は、董賢・孔光と竝に台輔に居りて而も慙ぢざる者なり。其生平、知る可し。班固曰はく、「險を見て止まる」と。天下を率ゐて以て君父の死亡を疾視して而も恤へずとは、必ず此言ならんかな。

平帝

漢平帝

【五】 通鑑卷三十五平帝元始二年、梅福、王莽が必ず漢の祚を篡はんことを知り、一朝、妻子を棄てて去る。之く所を知らず。其後、人、福を會稽に見る者有り。姓名を變じて吳の市門の卒と爲ると云ふ。

(二) 元壽二年六月、哀帝崩じ、明年正月、益州、白雉を貢す。羣臣、莽の功德を陳べ、安漢公と號し、天下即ち莽に移る。全盛無缺の天下を以て、未だ(三) 浹歲ならずして遷る。何ぞ其の速かなるや。上に關主有れども、未だ即ち亡びず。故に(四) 桓・靈相踵ぎて而も絶えず。下に權姦有れども、未だ即ち亡びず。故に曹操は魏王に終り、司馬懿は曹爽を殺して魏の權を奪ひ、師・昭を歴て炎に迄りて始めて篡ふ。天下は、一人を待ちて以て安危し、而して一人は、又、天下を待ちて以て興廢する者なり。唯だ天下の風俗に至りては、波流(五) 簧鼓して、遏む可からず。國家の勢は、乃ち大隄の決するが如く、且を終へずして潰えて以て餘無し。故に莽の篡ふこと、是の如く其の速かなるは、天下を合はせて之を奉じて以て篡ひ、莽すら且つ自ら其の能く然るを意はずして、早く已に然るなり。莽の初めて起るや、人即ち之を仰ぐ。丁傅に折かれ、而して之を訟ふる者、公車に滿つ。元后、之を廢置の中に抜き、而して天下翕然として之を戴く。固に、莽の何を以て此を天下に得たるかを知らず。而して天下糜爛して餘無きこと、疫癘の・人に中りて・能く免るる無きが如きなり。四海を環りて以て狂奔し、汜濫して天に滔る。而して孰か從ひて之を挽かんとや。夫れ天下の人心を失ふは、成哀の淫悖、之を爲す。而して天下の風俗を盡ふは、此に在らず。宣・元の季、士大夫、鄙夫の心を以て、儒術を揆みて以て其貪頑を飾る。故に莽自ら以て周公と爲

- 【一】 此章は、漢の天下の・王莽に移ることの速かなりし所以を論するなり。
- 【二】 浹歲は滿一年なり。
- 【三】 桓靈は後漢の桓帝・靈帝。
- 【四】 簧鼓とは巧言して人を惑はすをいふ。

せば、則ち周公なり。自ら以て舜と爲せば則ち舜なり。周公なり。舜なり。其の相驚ること狂するが如くにして之を戴くに惑ふ無きなり。偽の初めて起るに當りてや、匡衡・貢禹、徳を度らず、時を相す、本を捨て末を逐ひ、衰淫の世に明堂・辟雍を興し・周官に倣ひ・學校を飾る。孔光繼ぎて起りて偽の魁と爲り、而して劉歆・諸人、鼓吹して以て其淫響を播く。而して且つ經術の變、溢れて五行・災祥の説・陽九百六の數・易姓受命の符と爲る。(六) 甘忠可、死すと雖も、而も言、天下に傳はり、翕然として天命を信じて、而して人事を廢し、乃ち、(七) 走りて王母の籙を傳ふるに至り、而して禁ずれども止むる能はず。故に莽、(八) 白雉・黃龍・哀章の銅匱を以て天下を惑はす可し。而して愚民、天を畏れて以て莽に媚ぶるは、則ち劉向、實に(九) 之が俑を爲し、而して京房・李尋、益、之を導きて以て人心を浸灌し、疾く妖に化せしむるなり。孔子曰はく、『小人の儒と爲る無かれ』と。儒にして小人なれば、則ち天下、君子無し。故に龔勝・邴漢・梅福の貞にして、而

- 【五】 通鑑卷三十四哀帝建平二年、初め成帝の時、齊の人甘忠可、詐りて天官歷・包元太平經十二卷を造り、「漢家、天地の大終に逢ふ。當に更に命を天に受くべし」と言ひ、以て渤海の夏賀良に教ふ。中壘校尉劉向奏す、「忠可、鬼神を假りて、上を罔ひ衆を惑はす」と。獄に下して治して服す。未だ斷ぜざるに病みて死す。賀良等、復た私に以て相教ふ。
- 【六】 通鑑卷三十四哀帝建平四年、關東の民、故無くして驚
- 【七】 平帝元始元年、塞外の蠻夷、白雉を獻す。二年、越巂郡、黃龍の・江中に游べるを上る。哀章の銅匱の事は、通鑑卷三十六王莽始初元年に載す。
- 【八】 俑を爲すは不善を首倡するをいふ。
- 【九】 小人の儒と爲る無かれは、論語雍也篇に出づ。

も能く死を以て社稷を衛る無きは、禍を畏るるに非ざるなり。公議の道に悖り天に違ふを以て己に加ふるを畏るるなり。小人にして儒なれば、則ち縁飾する所有りて、以て忌憚無し。故に孔光・諸姦、明堂・辟雍の上に（一〇） 施施として而も慙ぢず。莽の將に首を漢兵に授けんとするるときすら、且つ（一一） 孔子を以て自ら擬す。愚昧にして以て萬世の笑と爲りて而も疑はず。傳に曰はく、「國、道有れば、人に聽き、國、道無ければ、神に聽く」と。古の聖人は、（一二） 地天の通を絶ちて、以て經世の大法を立て、而して後儒は天を稱し鬼を稱して以て天下を疑はず。世主を警めて以て之を矯めて、正しからむと雖も、而も人氣、恍惚有無の中に迷ひ、以て自ら亂る。即令上に闇主無く、下に姦邪無く、人、飢寒死亡を免るるとも、而も大亂必ず起らん。風俗淫すれば、則ち禍眚、不測に生ず。亦孰か其の自りて始まる所を察せんや。漢の僞儒、其文を詭りて、而して其眞に味く、其の異端・巫史に淫するや、其效亦既に章章たり。近世の小人の、儒を竊む者、鬼に淫せずして、釋に淫す。（一三） 釋は鬼の精なる者なり。良知を以て門庭と爲し、忌憚無きを以て（一四） 蹊徑と爲し、廉恥を墮り君親を指つるを以て大公無我と爲す。故に上、失徳鮮く、下、權姦無くして、而も莽のごとく散じ波のごとく靡

【一〇】 施施は喜悅の貌。

【一一】 王莽が「天、徳を予に生ず。漢兵其れ予を如何せん」と曰へること、通鑑卷三十九淮陽王更始元年に載す。蓋し孔子が「天、徳を予に生ず、桓魋其れ予を如何せん」と曰へるに擬するなり。

【一二】 地天の通を絶つ。少昊の衰ふるや、九黎、徳を亂し、民神雜揉して、方物す可からず。顓頊、之を受け、乃ち南正重に命じて、天を司りて以て神を屬し、火正黎は地を司りて以て民を屬し、相侵し瀆すこと無からしむ。

【一三】 蹊徑は、こみち。

き、數月ならずして、宗社を奉じて以て人に貽る。漢の亡に較ぶるに、尤も亟かなりと爲す。小人にして憚る無きの儒、風俗を害して、以て天下を陸沈し、禍、蛇龍猛獸よりも烈しくして、而も幸に其誅を逸る。心有る者、能く斧鉞を定論に伸ばす勿きか。

【一】 此章は、王莽が周の制に倣ひて制度を改むるは、質無くして唯だ文有り、似て非なることを論するなり。

【二】 其の文なる者云云。内に深き實情ありて、それが自然に外に顯はれて、美なる文物制度と爲るをいふ。

【三】 君子云云。君子は文物制度を以て經世の基本と爲さす。

【四】 尙は尙ぶ所の者なり。

君子の道の以て世を経する者は、唯だ小人の竊む可からざる者のみ。即し必ずしも先生の常道に允協せずとも、而も以て世を経す可きは、亦唯だ小人の竊む可からざる者のみ。君子の、世を経するの道、質有り、文有り。其の文なる者は、情の已に深く、自然にして其美を昭かにする者なり。抑も忠信已に天下に浹く、天佑けて人之に順ふは、固に、以て縁飾して其華を増す可き者なり。是れ則ち皆質の餘にして、而して（一五） 君子、之を恃みて以て世を経するの本と爲さず。是に於てして、小人、之を竊む。情は隠れて、見る可からず、天命人心は、自ら顯るる能はざれば、則ち竊みて之に效ひ、亦遂に以て君子の道は此に在りと爲して、慙づる無し。然れば則ち小人の竊む可き所の者は、君子の、尙に非ざること、明かなり。封建・井田・肉刑は、三代の久しく長く治まるや、此三者を用ふ。然れども小人、能く竊む無きなり。何ぞや。三者は、皆、天に因り人に因りて、以て時に趣き

て本を立つる者なればなり。(五) 千八百國、各其國を制す。而して漢の王侯は僅に租税を食む。(六) 五刑の屬は三千。而して漢高は法三章を約す。田畝の税は十の一。而して漢文は二十にして一を税し、復た盡く之を免す。小人、能く竊む無きなり。何ぞや。君子の常道に非ずと雖も、然も其情に率ひて、而して其文を恤へず。小人且つ其の己を害するを惡みて、而して効ふを欲せざるなり。文に非ざるなり。(七) 七月の詩は、勸農の事なり。而して王莽、之を竊みて、大司農の部丞十三人に命じ、人ごとに一州を部して、以て農桑を勸めしむるは、似たり。養生・送死・嫁娶・宮室・器服の・制有るは、禮の等なり。而して王莽、之を竊みて、制度・吏民の品を定むるは、似たり。此類の若きは、君子の道、蓋し是に出づる者有り。而れども小人、其欲を損せず、其力を勞せず、其惡を妨げず、空文を持し、苛禁を立て、一旦、君子の道を以て自ら居りて、而して難しとする無し。則ち此を以て之を思へば、君子の經世の(八) 大猷は、此に在らざる事、明かなり。何ぞや。農桑は、小民の自ら勸むる所なり。法を待ちて驅るに非ざるなり。制度は、士大夫これに違ひ、庶人の諭る能はざる所、惟だ國に異政無く、家に殊俗無く、之を行ふに自然を以てするの

【五】禮記王制によれば、九州の諸侯千七百七十三國ありきといふ。
 【六】五刑の屬は三千。尙書呂刑の語。
 【七】七月は詩豳風の篇名。
 【八】王莽が大司農の部丞十三人を置き、人ごとに一州を部し、農桑を勸めしむること、通鑑卷三十五平帝元始元年に載す。
 【九】通鑑卷三十六元始三年、夏、安漢公(王莽)、車服の制度・吏民の養生・送死・嫁娶・奴婢・田宅・器械の品を奏し、官稷を立て、及び郡國の縣邑郷聚に、皆、學官を置く。
 【一〇】大猷は大なる謀。

み。一切の法の・之を限ること得ずして、而して之に繼ぐに刑を以てする者に非ざるなり。然れども竊みて之に倣ひ、而して即し似たらば、效あらずと雖も、而も以て自ら欺く可く、遂に以て天下に施施として、『吾既に以て君子の道を行ふ』と曰ふ。故に文は、先王、已む容からずして、世、損益有り、初めより後世をして之に效はしめざる者なり。

百王の敵を承けて、而も仍ほ(二) 首として庶物に出づるの功名有り、乃ち能く高明闊遠の崖宇を立て、而して小人、之を望むこと、天の企て及ぶ可からざるが如し。他無し。誠のみ。誠なれば則ち未だ竊む可き者有らざるなり。

(三) 天下相師として偽に於てす。但に偽るに迹を以てするのみならず、竝に其心も亦移り、而して偽に誠なるなり。故に小人の誠は、其の誠無

きに如かざるなり。誠は虚位なり。知仁勇は、實に以て虚に行はるる者なり。故に善く誠を言ふ者は、必ず誠仁・誠知・誠勇と曰ひて、但だ誠を言ふのみならず。陵陽の嚴詡、王莽の世に當り、孝行を以て

【一】首として庶物に出づは、周易乾卦象傳の語。首として衆庶の上に超出するなり。
 【二】通鑑卷三十六平帝元始三年、潁川の太守陵陽の嚴詡、本、孝行を以て官と爲り、掾史を謂ひて師友と爲し、過有れば輒ち闇を閉ちて自ら責め、終に大言せず。郡中亂る。王莽、使を遣はして詡を徵す。官屬數百人、爲めに祖道を設く。詡、地に據りて哭す。掾史曰はく、「明府、吉徵なり。宜しく此の若くなるべからず」と。詡曰はく、「吾、潁川の士を哀しむ。身には豈に憂有らんや。我、柔弱なるを以て徵せらる。必ず剛猛なる者を選びて代らしめん。代るもの到らば、將に僱仆する者有らんとす。故に相弔するのみ」と。詡至る。拜して美俗使者と爲す。此章は此事を論じ、嚴詡は偽に誠なる者なりと爲し、而して偽に誠なることの人心を害することを説くなり。

官と爲り、潁川の守に任じ、掾史を謂ひて師友と爲し、過有るも責めず、郡事大に亂る。王莽、徴して美俗使者と爲す。詔、郡を去る時、地に據りて哭して謂ふ、「己、柔を以て徴せらる。必ず代ふるに剛吏を以てせん。潁川の士類が必ず法に懼らんことを哀しむ」と。此れ 其响沫の仁、蓋し亦、偽りて其迹を託するに非ざるなり。人の歡心を得んとするに始まりて、而して人と相暱み、之を爲して熟習するの久しき、輒媚に流るる者、浸淫すること已に深くして、而も自ら覺らず。蓋し莽の僞俗に習ひ、日に蒸し月に變じ、其羞惡是非の心、復るに迷ひて、返らず。乃ち試に思へ、其の泣くや、涕涙何に従りて隕つるか。則ち之を詰るに僞を以てせば、詔、服せざらん。之を僞に非ずと謂はんと欲せば、詔其れ能く自ら信せんや。嗚呼、僞るに迹を以てすれば、公論自ら迹露はるるの日に伸びん。僞るに誠を以てすれば、天下を擧げて以て狂するが如く、能く自ら其哀樂喜怒を信する者有る莫し。是に於てして、天理 民彝、漸滅して盡く。故に天下の數萬の 蚩蚩の衆、奔走して以て莽を訟へ莽を稱して、翕然として、異ならざるは、夫れ豈に盡く其情無くして、而して俱に 利誘威脅と爲らんや。僞、心腎肺腸に中れば、則ち且に 刀鋸

【一】 响沫の仁は小仁をいふ。莊子大宗師に、「泉涸れて、魚相與に陸に處り、相响するに濕を以てし、相濡すに沫を以てするは、江湖に相忘るるに如かず」とあるに本づく。
 【二】 復るに迷ふ。周易復卦上六に、「復るに迷ふ、凶なり云」とあり。終に迷ひて復らざるをいふ。
 【三】 民彝は民の常道なり。
 【四】 蚩蚩は敦厚なる貌。詩衛風氓篇に、「氓の蚩蚩たる」とあり。
 【五】 利誘威脅は利益に誘はれ又は威勢によつておびやかされる也。
 【六】 刀鋸鼎鑊は皆刑器なり。

を前にし鼎鑊を後にして而も恤へざる者有らんとす。蔡邕の 董卓を歎く、(武明堂に泣くは、中に發して、自ら已む能はず。甚だしい哉、僞に誠なることの、人心を害するや。膏肓の病にして、藥石の能く攻むる所に非ざるなり。

【七】 董卓を歎く、(武明堂に泣くは、中に發して、自ら已む能はず。甚だしい哉、僞に誠なることの、人心を害するや。膏肓の病にして、藥石の能く攻むる所に非ざるなり。

陳涉・吳廣敗死して而して後に胡亥亡び、劉崇・翟義・劉快敗死して而して後に王莽亡び、楊元感敗死して而して後に楊廣亡び、徐壽輝・韓山童敗死して而して後に蒙古亡ぶ。天下の險を犯して以て事を首むれば、未だ先づ自ら敗れざる者有らざるなり。亂士は其死亡を恤へず、貞士は死亡を知れども、而も其死亡を畏れざるなり。乃ち暴君篡主の相滅ぶるの先徴なり。先づ死して以て之に殉するは可なり。勝・廣・元感・壽輝・山童は、皆、幸を徵むるの心を挾みて、以て其志を逞しくせんことを求む。其の能く難を犯して死を以て天下を争ふ者に非ざるなり。天將に秦・隋・蒙古を亡ぼさんとし、而して適其動機

【八】 通鑑卷六十漢獻帝初平三年、董卓が死するや、左中郎將高陽侯蔡邕、王允の坐に在り、之を聞きて驚き歎す。
 【九】 通鑑卷二百八唐中宗神龍元年、太后(則天武后)が上陽宮に遷るや、太僕卿同中書門下三品姚元之(即ち姚崇)獨り嗚咽流涕す。武曌は即ち則天武后。
 【一】 劉崇、兵を南陽に起し、以て莽を討ち、克たずして死すること、通鑑卷三十六王莽居攝元年に載す。翟義、兵を東郡に起し、以て莽を誅せんとし、敗れて死すること、居攝二年に載す。劉快、兵を徐郷に起し、敗れて死すること、卷三十七卷始建國元年に載す。此章は崇・義・快・三人の義烈なることを論ずるなり。陳涉・吳廣、兵を起して秦を亡ぼさんとし、克たずして死す。胡亥は秦の二世皇帝。
 【二】 楊元感は楊玄感なり。楊廣は隋の煬帝なり。楊玄感の事は、通鑑卷百八十二煬帝大業九年に詳かなり。
 【三】 徐壽輝の本傳は明史卷百二十三陳友諒傳に附載す。韓山童の本傳は明史卷百二十二韓林兒傳に附載す。

を承けたるなり。二劉・翟義は、國讎に忍びず、而して奮ひて、身を顧みず、以て逆賊と存亡の命を争ふ。天に非ざるなり。其志然るなり。而して義尤も烈なり。義は、事の成らざるを知りて、而も其死を忘る。智は子房に逮ばざれども、勇は之に倍す。莽の篡ふに當りて、天下、狂するが如くにして奔りて之に赴く。孔光・劉歆の徒、經術を援きて以て導諛し、上天の神なる、虞舜の聖なる、周公の忠なる、且つ羣不逞の誣ふる所と爲りて、而して白かにする能はず。義は、其の賊なることを正名して、以て天下を魘魅の中に號召す。故に南陽の諸劉、一たび起りて、而して莽の首早く漸臺に隕つ。然れば則ち勝・廣・元感・山童・壽輝は、天、其死に賀へて、以て秦隋を亡ぼす。而して義や、崇や、快や、自ら其肝腦を輸して、以て天の衰へたるを拯ひ、而して莽の誅を伸ぶる者なり。走らずして死す、義尤も烈なるかな。

王莽

(一) 王莽未だ滅びずして、劉歆先づ殺され、歆未だ死せずして、族先づ滅ぶ。哀しい哉、劉向の澤、其子孫を保たずして、而して從學の門人與に俱に盡くるや。甄豐や、王舜や、皆、莽を推戴して以て

【四】導諛は諂媚する也。
 【一】此章は劉歆及び甄豐・王舜を論ずるなり。三人が王莽を推戴すること、通鑑卷三十七王莽始建國二年に載す。
 【二】劉歆が殺されること、通鑑卷三十九淮陽王更始元年に載す。
 【三】膏潤を分つとは、三人の者、莽の恩澤を受くるをいふ。

潤を分つ者なり。鬼、其魄を奪ひて、而して豊は亂を以て誅せられ、舜は悻を以て死す。是に於てして鬼神の道を知る。推戴已に成りて、而して心、自ら甯んせず。此心の動くは、鬼神、之を動かすなり。(二) 二氣の良能、幾を見て・拵ふ可からざる所なり。故に皆、其死を得ず。而して歆の罰、尤も酷なりと爲す。易に曰はく、『小人にして君子の器に乗る。盜、之を奪はんことを思ふ』と。歆は小人なり。父向の餘烈を蒙り、自ら儒林に命じて、以て先王の道を竊む。君子の器は、其れ乗る可けんや。貌は君子にして、實は匪類に依る者は、罰必ず小人よりも重し。聖人の學、天子の位、天の臨む所は、皆、竊む可からざる者なり。天下をして竊む者を以て君子と爲さしめば、王道斬え、聖教夷びん。

(三) 嚴尤の、匈奴を伐つを諫むるは、王莽の爲めに之を謀れば則ち得たるのみ。而して後世亟、之を稱して定論と爲すは、非なり。莽の亂を召くは、匈奴を伐つより始まる。天を欺き人を罔ひて、而して中國を疲敝す。禍必ず此に於てして發す。尤、敢て『莽、匈奴を伐つ可からず』と言はすし

【四】通鑑卷三十七始建國三年、太師王舜、莽が位を篡ひしより後、悻を病み、寢く劇しくして死す。
 【五】二氣は陰と陽と也。
 【六】小人にして云云。周易繫辭傳の語。
 【一】嚴尤、王莽が匈奴を伐つを諫めて、周は中策を得、漢は下策を得、秦は策無し、と曰へること、通鑑卷三十七王莽始建國三年に詳かなり。参照せよ。此章は此事を論じ、尤が匈奴を伐つを諫むるは、王莽の爲めに謀れば策の得たる者なれども、定論と爲すべきにあらす、匈奴は我と類を殊にする者にして、宜しく伐つて懲らすべきことを説くなり。

て、「匈奴は伐つ可からず」と言ふは、莽の忌むを避けて之を諱むなり。豈に果して蠶蠶の幸に前に至らざるに。諸を水艸の藪に求めて以て之を撲つを事とする無きが如くならんや。秦の天下を毒して亡ぶるは、阿房なり、驪山なり、行遊、度無く、而して誅殺して懲りざるなり。城を築き障を治めて匈奴を斥遠するの害に非ざるなり。漢武の天下を疲敝するは、(一)建章なり、柏梁なり、禱祠し僊を祈りて、而して海嶽を馳驅するなり。(二)一馬を貪りて而して萬里の師を興すなり。(三)幕南の王庭を掃ひて以て匈奴を翦艾するの害に非ざるなり。秦、天下を力戦に得、民未だ休息せざるに、築成の役暴に興れば、則ち民怨起れり。漢、文景の休息の餘を承け、中國、事無くして、而して之に乗じて以て(四)外僞の巨猾を除く。故に武帝の功は、宣元に至りて收め、垂れて哀平に及びて、單子の臣服すること貳ならず。莽の天下を得るは、更に秦よりも悖りて、而して亟かに其の兵を知らざるの赤子を用ふ。是れ其の秦の續たるや、必ず秦よりも劇しからん。尤、心に之を知れども、而も敢て(五)訟言せざるのみ。豈に以て定論と爲して、漢武の功を廢す可けんや。兵は、天下を毒する者なり。聖王の用ふるに忍びざる所なり。鱗介爪牙・我と類を殊にして、我が藩垣を干し、我が人極を絶ち、用ふるに已む容からざるに非ざるよりは、則ち天下、以て兵無かる可し。故に莽の、兵を聚め(六)饑を轉じ、匈奴を困しむるを以て久

- 【一】 建章・柏梁は竝に宮の名。
- 【二】 一馬を貪りて萬里の師を興すは、大宛を伐ちしをいふ。
- 【三】 幕南は漢南なり。
- 【四】 外僞の巨猾は匈奴をいふ。
- 【五】 訟言は公言なり。
- 【六】 饑を轉すは糧食を運送する也。

遠の計と爲すは、未だ嘗て策に非ずんばあらず。而して嚴尤の深く入りて靈擊せんと欲するは、亦轉つて計の認れる者にして、莽は其人に非ず、莽の世は其時に非ず。故に莽の術を用ひて、天下の亂を召く。莽に非ざるよりは、尤の策は、(七)趙普の・燕雲を棄つると、均しく安を一時に偷みて、而して禍、奔世に在り。

- 【八】 趙普は宋の開國の功臣。本傳は宋史卷二百五十六に載す。
- 【一】 龔勝、莽の官爵を受けず、食はずして死し、薛方、詭辭して世を避け、郭欽・蔣詡、莽に仕へず、陳咸、病と謝して莽に仕へず、悉く漢の律令書文を收めて之を壁藏すること、通鑑卷三十七王莽始建國三年に載す。参照せよ。此章は是等の諸人を論じ、其行迹は相似たれども、自ら等差あり、龔勝と陳咸とが特に勝れり。
- 【二】 詭辭は實を以て人に告げざるをいふ。
- 【三】 嚴光・周黨は竝に後漢光武の時の隱士。本傳は後漢書卷百十三逸民傳に載す。
- 【四】 言孫ふは、言をひかへめにして穩順なるをいふ。論語憲問篇に、「邦、道有れば、言を危くし行を危くす。邦、道無ければ、行を危くし言孫ふ」とあるに本づく。
- 【五】 延くは永續するをいふ。

西漢の亡ぶるや、(一)龔勝・薛方・郭欽・蔣詡・陳咸、皎然として、辱められず。行迹相伴しくして、而も未だ等しくす可からざるなり。薛方は(二)詭辭して、以て免る。何を以て夫の(三)嚴光・周黨の・盛世に際して隱るる者を處せんか。君子は、之を名づくれば必ず言ふ可きなり。(四)言は孫ふべくして、而も誣ふ可からず。王莽を謂ひて唐虞と爲せば、則ち唐虞なり。諸を心に謀り、諸を口に出す。方、亦何を以て自ら安んぜんや。莽の逆以て僞にして、以て(五)延くに足らざるは、苟くも識有る者、知らざる無きなり。之を知れば、則ち必ず之を避く。莽に臣たるの誅を他日に避くるか、

抑も莽に忤ふの禍を當時に避くるか。方の・術に工なるや、其れ龔勝と齒するを得んや。(六) 紀遂・兩唐の事、通鑑卷三十七始建國三年に載す。兩唐は唐林と唐尊となり。

唐に視べて慧なる者のみ。欽・詡は則ち自ら好くすと謂ふ可し。咸は病と謝して・應せず、辭、亦孫ふ。而して悉く漢の律令書文を收めて之を壁藏す。豈に徒に以て漢氏の中興の求を俟つのみならんや。(七) 神爽は精神なり。

誠に・忍びざる者有るなり。子の・親を慕ふや、其手澤を愛し、臣の・主を戀ふや、其典章を閱ふ。典章は即ち先王の・神爽の在る所なり。故に以て咸が忍びざるの心有るを知るなり。嗚呼、勝は死を以て自ら靖んじ、咸は生を以て漢を存す。惻怛の・心に生ずるは一なり。二子微かりせば、吾孰と與にか歸せん。

【六】 紀遂・兩唐の事、通鑑卷三十七始建國三年に載す。兩唐は唐林と唐尊となり。

【七】 神爽は精神なり。

【一】 通鑑卷三十八王莽地皇元年、汝南の郵暉、天文歷數に明かにして、以爲へらく、漢必ず再び命を受けんと。上書して莽に説きて曰はく、「上天、戒を垂れ、陛下を悟らせ。臣位に就かしめんと欲す。之を取らんに天を以てし、之を還すに天を以てするは、命を知ると謂ふ可し」と。莽大に怒り、暉を詔獄に繋ぐ。冬を越えて赦に會ひ、出づるを得たり。此章は此事を論するなり。

【二】 曆は曆なり。清の高宗の諱を避けて曆を改めて曆と爲す。

【三】 郵暉が門を閉ちて光武を納れざること、通鑑卷四十三後漢光武帝建武十三年に載す。

(二) 天下、怪に相習へば、怪ならざる無きなり。郵暉、天文、曆數を引きて、王莽に上書し、臣位に就き・復び漢室を立てしむ。怪と謂はざる可けんや。莽の慘にして・殺す可からざる者無きを以てして、而も暉は死に免る。莽は天を誣ひ、而して天を以て人を誣ふ。故に天を忌みて、刑を加へず。暉、故に之を持すること盛ちて、而して之を發すること暉る無きのみ。暉、此故智を以て、(三) 門を閉ちて、光武を納れず。而して賞を蒙る。世、皆、其奇に驚き、而して其志操を偉とし、而して君子の必ず斥して怪と爲して・語るを欲せざる所の者たるを知らざるなり。怪士、懲りざれば、天下、平かならず。明主をして之を戮せしむるも、而も天下猶ほ之を惜しむ。大經、正しからざれば、庶民、邪惡流俗の論に習ひ、怪を以て奇と爲す。此類の若き者衆し。

國譯讀通鑑論卷五終

國譯讀通鑑論卷六

後漢更始

(二) 名の爲めにして・推奉する所有るは、其志、堅からず。人、名の爲めにして己を尊ぶは、其の立つこと、固からず。項梁の・懷王を立つる、新市平林の・更始を立つる、是のみ。天下、楚の亡びしを憤り、而して劉氏の再興を望むは、(三) 人の同情なり。而して項梁と張卬・王鳳・朱鮪との情に非ざるなり。懷王・更始、其の反するを思はず、其推戴を受け、而して其位に尸す。名は豈に以て終に天下を繋ぎて、桀黠者の私利の心を戦むるに足らんや。懷王、宋義に任じて項羽を抑へ、而して禍、項氏に發し、更始、終に諸將を待み、而して與に赤眉の鋒を捍ぐ無し。堅からざるの志に徇ひ、固からざるの基を立て、之を疑ひ之を信ず。往くとして禍を召くの門に非ざる無し。嗚呼、其の危きや、一旦一夕の故に非ざるなり。

後漢更始

【一】新市・平林の兵、更始將軍劉玄を立てて帝と爲すと、通鑑卷三十九淮陽王更始元年に載す。此章は此事を論じ、新市・平林の兵が劉玄を立てるは、項梁が楚の懷王を立てると同じく、名の爲めにして推奉するものにして、其志堅からず、劉玄は唯だ名の爲めにして尊ばるる者にして、其の立つこと堅からず、天下の人心を繋ぐに足らず、終に禍を召くの道なることを説き、次に士の去就の慎まざるべからざることを説くなり。

【二】人の同情は何人も同じく然る人情なり。

【三】張卬・王鳳・朱鮪は新市・平林の將なり。

而して士の・斯世に處するや、難し。彼、名を以てして君を立て、而して我、これに事へずんば、則ち世且に我を責むるに名義を以てせんとす。順ひて之に與せば、則ち今日の・枕を輸すこと、且に他日の・賊に黨するの地と爲らんとす。荀彧が退きては其身を保たず。進みては其節を全くせざる所以なり。嬴氏の暴なる、楚の亡べる、莽の篡へる、漢の中絶せる、苟くも心有る者、孰か憤らざらんや。而して從違を斟酌するは、間に髪を容れざるの頃に在り。一往の志、義未だ審かならざれば、其生平を忤す。他無し。其實を揣らすして、而して名の動かす所と爲ればなり。之を慎めよや。

力均しければ、則ち義を度り、義均しければ、則ち徳を度る。力は恃む可きなり。義は恃む可きなり。徳に至りては、以て自ら恃む可きに非ず。伯升果して天下の志有り、更始と、力相上下し、而して義相匹すれば、則ち徳を以て相勝たば、天下惡んぞ能く己を去らん。諸將の・更始を立てんと欲するや、亦姑く之を聽く無くして、其の自ら斃るるを待たん。如し其れ斃れずんば、則ち天且に之に授けんとし、人且に之に歸せんとす。而るを惡んぞ能く與に争はん。如し其れ斃れなば、則ち

【四】荀彧の事は通鑑後漢獻帝紀に詳かなり。
 【五】嬴は秦の姓。
 【一】新市・平林の諸將、劉縯(字は伯升)を忌み、陰に更始に之を除かんことを勧め、遂に縯を執らへて之を殺すと、通鑑卷三十九淮陽王更始元年に詳かなり。此章は、此事を論じ、伯升が諸將に忌まるる所以を説くなり。
 【二】力相上下し義相匹すとは、伯升と更始とは力も義も殆ど同程度にして優劣し難きをいふ。

姑く諸將の欲に順ひ、自ら禍福の外に全くし、遵養して以て時を待たん。故に高帝、巴蜀漢中の封を受け、而して三秦の怨み・三齊の反するを待ちて、以て項羽を屈し、而して羽終に屈せり。伯升、此に出づるを知らず、焯焯然として、張卬・朱鮪と、夫の天下の大寶を争ふ。豈に自ら争ひて自ら得可き者有らんや。其の諸將に害まるるは、授らずして難を犯せばなり。李軼すら且つ腕を振して・害せんことを思ふ。況んや他人をや。

【三】遵養は道に遵ひて志を養ふをいふ。詩周頌酌に「遵養時晦」とあるに本づく。
 【四】焯焯然とは悲恨の貌。
 【五】天下の大寶は天子の位をいふ。周易繫辭傳に「聖人の大寶を位と曰ふ」とあり。

王莽既に誅せられ、更始、都を雒陽に定め、赤眉の帥樊崇、渠帥二十餘人を將ゐりて入りて見ゆるは、安危存亡の大機なり。此に於て之を失ひて、而して更始の亡びんこと決せり。天下の紛亂を定むる者は、規模、素より定む可き有れども、未だ全く定む可からざるなり。莽の未だ誅せられざるや、漢の力、全く莽に注ぎ、莽平ぐや、羣盜方に興りて未だ戢らざるは、固に其の豫め謀らざる所の者なり。一旦にして莽誅せられ、其重憂を釋き、而して相慶するに大に定まるを以てす。猝然として授くるに赤眉を以てし、而して其の躊躇して以て審かに處するを容れざるは、豫謀の及ばざる所なり。

【一】通鑑卷三十九淮陽王更始元年、更始、使を遣はして赤眉を降さしむ。樊崇等、漢室復た興ると聞き、即ち其兵を留め、渠帥二十餘人を將ゐりて、使者に隨ひて洛陽に至る。更始、皆封じて列侯と爲す。崇等既に未だ國邑有らずして留まる。衆稍く離叛する者有り。乃ち復た亡げて其營に歸る。此章は此事を論じ、更始が赤眉を處するの道、宜しきを得ず、其の亡ぶること此に決せざるを説くなり。

り。莽未だ誅せられざれば、赤眉は、莽の赤眉なり。莽已に誅せらるれば、赤眉は、漢の赤眉なり。新造の邦を以て、莽に代りて赤眉の巨難を受け、周章して措を失ひて、而して裁する所を知らず。其算失ひ事敗るるに及びて、而る後に此より前の疏なるを知る。其時に當りては、氣乍ち盈ちて而も弛み易く、機は至つて速かにして而して留め難し。善く亂を已むる者は、俄頃にして之を定めて而して永く靖んず。將に其の測られざるの智勇有るを謂はんとし、而して然るに非ざるを知らざるなり。神、重しとする所に偏注せずして、而して固に餘力の以て變を待つ有るなり。故に大敵を櫻き、大事を擧げ、大功を謀りて、精を斂め氣を専らにして、以て成るを求むる者は、之れ難きに非ず。而して大敵已に滅び、大事已に決し、大功已に就り、正に天人交、相責め、而して艱難、一人の身に萃まるは、此れ則ち中材以下なる者の、謀るに及ばざる所にして、而して大に爲す有る者は、不拔の基を立てて、以て萬變の遷流に應ず。權、設く可からずして、而して道は則ち窮まらざるなり。更始の君臣、惡んぞ以て此に及ぶに足らんや。其の使を遣はして諭して赤眉を降すや、亦、其の降らざるを憂ふる耳。降らざるの憂ふるに足らずして、之を降すの憂の更に大なるを知らず。然れば則ち前に定まるの道無く、抑も姑く赤眉を置く無くして急に自ら治め、未だ聖哲の坐して俄頃を制するが如くなる能はざれば、則ち之を緩くして以て其の定まるを俟つに如くは無し。將に天自ら不測の吉凶有り、人自ら猝然の離合有ら

【一】偏注は、かたよりに一方にのみ精神を集注するをいふ。

んとす。降す可くして而して後に之を降し、討つ可くして而して後に之を討つ。夫れ亦、天に因り時に乗じて而して順にして天命を俟つと謂ふ可し。其の始や、餘力の以て之を待つ無く、其の繼ぐや、姑くこれを置く能はず。更始の亡ぶるは、樊崇の入りて見ゆるに決する所以なり。

光武の更始を拒むと、昭烈の劉璋を逐ふとは、一なり。論者、昭烈に苛求して、而して光武が其平を失へるを舍く。劉焉の昭烈に於ける、分、相臨まず。光武は則ち固に更始の大司馬の命を受く。更始は漢室已に亡ぶるの後に起り、人、之を戴きて以て漢の宗社を嗣ぐ。劉焉は、獻帝の世に當り、宗邦の陵夷せるを坐視し、方に且に士に據りて自ら尊くせんとす。則ち焉父子は、逐ふ可きの罪有り、而して更始は之れ無し。如し『更始は位に安んじて漢を存する能はず』と曰はば、則ち璋の弱き、又豈に以て三巴を保ちて、之を曹操に授けざるに足らんや。然れば則ち忠信堅貞の義を以て相責むれば、昭烈は辭有り、光武は辭無し。乃ち光武の篡逆と罰

【一】更始、使を遣はし、秀を立てて蕭王と爲し、悉く兵を罷めしめ、諸將の功有る者と與に行在所に至らしむ。秀、辭するに河北未だ平がざるを以てし、微に就かず、始めて更始に貳すること、通鑑卷三十九淮陽王更始二年に載す。此章は、光武が更始を拒むと、昭烈が劉璋を逐ふとは同一なるに、世の論者は昭烈の不信を責めて、光武の不忠を責めざ

れども、實はいづれも責む可きに非ざることを説くなり。【二】昭烈(即ち劉備)が劉璋を逐ふこと、通鑑漢獻帝紀に詳かなり。【三】苛求は苛刻に完全を求むるなり。劉備の不信を責むるをいふ。【四】分相臨ますは、君臣の分無きをいふ。【五】更始、劉秀をして大司馬の事を行はしむること、通鑑

を同じくせざるは、則ち固に説有り。更始の立つは、光武兄弟の志に非ざるなり。張印・朱鮪、人心を動搖して、遏むる能はず。則ち更始を奉じて之を君とし、其鉄鉞の賜を受くるは、皆、已むを獲ざるに出で、而して姑く以て自ら全くす。君臣の義は、人心に生ずる者なり。天下方に亂れ、君臣未だ定まらず、適主の分義無く、同じく討賊の師を興し、勢均しく徳均しく、而して志、屬せず。故に更始は光武の君たるに任へず。之を拒めども、而も心固に疚しからず。義は外に非ざればなり。諸を心に信する者は、大疚無くして、斯に可なり。唯だ然り。則ち光武は不忠の罰を逸る可く、昭烈は不信の咎を釋く可し。皆、一切の信義を執りて以て相糾す可き者に非ざるなり。而るに昭烈に於て何ぞ誅めんや。

卷三十九更始元年に載す。
 【六】 三巴。劉璋、永寧軍を改めて巴郡と爲し、固陵を以て巴東と爲し、龐羲を徙して巴西の太守と爲す。是を三巴と爲す。永寧軍は今の四川省巴縣以東、忠縣に至るまでの地、固陵郡は今の雲陽・奉節等の縣の地、巴西郡は今の閬中縣の地。
 【七】 辭は辨解する言葉。
 【八】 鉄鉞の賜を受くとは、大

司馬の官に任ぜらるるをいふ。
 【一】 此章は、更始が亡びし所以は主として雒陽を捨てて西のかた長安に都せしによることを論ずるなり。
 【二】 溢惡は、けなし過ぎること。
 【三】 慝徳は徳の古に若かざるを慝づるなり。尙書仲虺之誥に、「成湯、桀を南巢に放ち、惟れ慝徳有り」とあり。

(二) 更始の以て爲す有るに足らざること、史、之を極言す。抑も、(三) 溢惡の辭有り。光武の盛なるを誇りて、其自立の非を擧げんと欲す。故に更始の惡を窮めざれば、則ち光武の、(四) 慝徳有るを疑ふなり。乃ち

ち若し更始の亡ぶるや、則ち雒陽を捨てて、西して長安に都すればなり。是時に當りて、赤眉は漢陽に在り。城頭の子路・力子都は、河濟の間に在り。(力子都は、後漢書の任光傳に、力子都に作る。通鑑注に云ふ、姓譜に、力子は黃帝の佐、力牧なり。漢、力子都有りと。今、之に従ふ。) 銅馬・大彤等の賊は燕趙に在り。李憲は淮南に在り。天下の、(五) 岌岌として未だ定まらざる所の者は、東方なり。而るに遽に勞を避け逸に趨き、關を擁して以て自ら固めんと欲す。則ち天下深く其の恃む可からざるを見て、而して競ひて其虚を、(六) 掘す。願つて、長く、(七) 故宮の富貴を保ちて以て自ら、(八) 封殖せんと欲す。是れ猶ほ狐兔、窟に倚りて以て安んじ、而して、(九) 韓盧、外に騰躡し、甫めて一たび出づれば、必ず、獲らるるを免れざるがごときなり。王莽誅せられ、關中、事無く、(十) 隗囂、宗族を委して己に従ふ。斯時に於てや、一重臣の、寇恂の如き者を得て、長安を鎮撫せしめ、而して之を安集して雒陽の根本と爲し、而して誰に都して以て山東を彈壓せば、光武即ち河北に解體せん。其れ能く遽に河内を收め、河東を下して、而も顧み畏るる所無からんや。赤眉は已に降るの餘にして、馳騁する能はず。志に任すること、無人の境を踐むが如くならんこと、必せり。蓋し更始が任じて大臣と爲す所の者は、類ね皆羣盜の長にして、長安の富盛を貪り、而して、(十一) 口を高帝の舊業を復して以て廓清を爲すに藉る。其の銛鋒として小しく

【四】 岌岌は危き貌。孟子に、「天下殆きかな岌岌乎たり」とあり。
 【五】 掘は掘と同じ。壓抑するなり。おさへつけること。
 【六】 故宮は長安をいふ。
 【七】 封殖は培養するなり、富強にする也。
 【八】 韓盧は犬の名。
 【九】 更始二年、更始、隗囂及び其叔父崔義等を徵す。囂等、長安に至る。
 【十】 口を藉るとは口實とするをいふ。

異なること朱鮪・劉嘉・鮑永の流の如きも、亦、盈廷の
燕雀の嬉に耽るは、固より其宜なり。光武は士
を崛起の中に得て、之に任ず。既に盜賊の習氣
無し。天下甫めて定まるに及びて、復た以て三
公に任せずして、而して別に深識の士を用ひ、
虚しく(三)西都を建て、而して宅を雒陽に定め、
以て東方の寇を靖んず。皆、更始の失に懲りて、
其道に反するなり。老子曰はく、(四)「不善人は
善人の資なり」と。更始の失は、光武の資なり。

匈奴の禍は、元成の世に至りて、大に息む。
東漢の初、(三)盧芳に因りて、大に中國の害を爲
すは、(三)徒に王莽が之を激せるのみに非ず、抑
も更始、之を挑めばなり。更始、關中に口位し、
赤眉、曹暉に横行し、蕭王、河北に異志あり、公孫述、
巴蜀に割據す。斯時や、豈に徳有り威有り、

以て匈奴に及ぼすに足らんや。而るに輕しく一介の使を以て、故事に循ひて、以て匈奴の己に順ふ
を求め、其侮を召き、而して之に授くるに嫚詞を以てするは、自ら之を取るなり。故に嚴尤の諫は、
王莽の爲めに言ふなり。之を伐つは可ならず、之に和するは能はず。夷狄焉んぞ仁義を知らんや、勢
のみ。更始の勢は、曾ち莽に之れ若かざるに、而も匈奴が呼韓邪の(四)已事を修めんことを欲す。徳を
度らず、力を量らず、數十年の邊關の禍を貽
す。陳遵なる者は、洵に妄人なり。易世而後、
寶憲・耿秉の矯矯たる微かりせば、漢其れ危
かりしならん。

光武

昆陽の戦に、光武の威、天下に震ふ。王業の
興ること、此に肇まるなり。王邑・王尋の師、
號して百萬と稱し、以て瓦合の漢兵に臨む。存
亡生死の界なり。諸將、散じて諸城に歸らんと
欲す。光武、敵を迎ふるの志を決す。諸將、

帝、輔けて呼韓邪單于を立つ。故に臣と稱して以て漢を尊べり。今、漢も亦大に亂れ、王莽に篡はる。匈奴も亦、兵を出して莽を撃ち、其邊境を空しくし、天下をして騒動して漢を思はしむ。莽、卒に以て敗れて漢復た興れるは、亦、我が力なり。當に復た我を尊ぶべし」と。遵、與に相掌拒す。單于、終に此言を持す。此章は此事を論するなり。

- 【一】 論訛は務めて誘毀を爲すなり。
- 【二】 顛當は土蜘蛛、土を穿ちて管狀の巢を爲る。
- 【三】 西都は長安。
- 【四】 不善人は善人の資なり。
- 老子に、「善人は不善人の師、不善人は善人の資」とあり。
- 【一】 通鑑卷三十九淮陽王更始二年、冬、中郎將歸德侯颯、大司馬護軍陳遵を遣はし、匈奴に使せしめ、單于に漢の舊制の璽綬を授け、因つて云、當の餘れる親屬・貴人・從者を送りて、匈奴に還らしむ。單于與驕りて遵、颯に謂ひて曰はく、「匈奴は、本、漢と兄弟たり。匈奴中ごろ亂る。孝宣皇

- 【二】 盧芳の事は、通鑑卷四十光武帝建武元年に始まる。
- 【三】 王莽が匈奴を激すること、通鑑卷三十七王莽始建武二年三年に載す。

- 【四】 已事は前事と言ふが如し。漢書賈誼傳に、「夫れ三代の長久なる所以は、其已事、知る可きなり」とあり。
- 【五】 寶憲・耿秉の事は、通鑑卷四十七和帝紀に載す。矯矯は強き貌。
- 【一】 王莽、司空王邑・司徒王尋を遣はし、四十二萬の兵を將ゐて漢を撃たしむ。諸將、尋邑の兵の盛なるを見、皆、反り走りて昆陽に入り、惶怖して妻子を憂念し、散じて諸城に歸らんと欲す。劉秀曰はく、「今、兵數既に少く、而して外寇強大なれども、力を并

せて之を禦がば、功庶はくは立つ可からん。如し分散せんと欲せば、勢、俱に全き無からん。且つ宛城未だ拔けず、相救ふ能はず。昆陽即し拔けば、一日の間に、諸部も亦滅びん。今、心膽を同じくして共に功名を擧げず、反つて妻子財物を守らんと欲するや」と。諸將怒りて曰はく、「劉將軍、何ぞ敢て是の如くなる」と。秀笑ひて起つ。會、候騎還りて言はく、「大兵且に城北に至らんとす。軍陳數百里、其後を見ず」と。諸將、素より秀を輕んず。迫急なるに及

從はず。敵に臨みて撓めば、傾覆、之に従ふ。
光武、心に其吉凶を諭る。而れども、以て羣劣
に曉譬し難し。則ち固に慨慍して以て争ひ、痛
哭して以て、必聽を求むるの時なり。乃ち微笑
して起ち、其の請ふを俟ち、而して迫りて之と
言はず。萬一、諸將、再び問はずして、遽焉と
して駭き散せば、能く之と俱に糜爛せざらんや。
嗚呼、此れ大に爲す有る者の、一往の氣矜る者
に異なる所以なり。尋・邑の衆、且に其項背を
壓せんとし、諸將、散せんと欲すれども及ばず。
光武、之を知る。其の散せんと欲すれども及ば
ざるを知り、而して又迫りて之と争ひ、以て、其喧囂の口を引きて相長せば、益、其氣を餒えしめん。
則ち争はざれば得、之と争へば必ず得ざる者なり。而して且つ僅に然るのみならざるなり。藉令敵兵、
即ち境を壓して以て相迫らざるば、諸將、驚き潰え、而して敵、之を躡まん。王邑、謀無く、嚴尤、
決せず。兵、衆しと雖も而も、紀無く、外盛にして而も、中樞し。則ち諸將の潰敗の餘、敵兵、驕傲す。

びて、乃ち相謂ひて曰はく、
「更に劉將軍を請ひて之を計
らん」と。秀復た爲めに成敗
を圖畫す。諸將皆曰はく、「諸
と。時に城中、唯だ八九千人
有り。秀、王鳳をして廷尉大
將軍王常と與に昆陽を守らし
め、夜、五威將軍李軼等十三
騎と與に、城の南門を出で、
外に于て兵を收む。時に莽の
兵、城下に到る者、且に十萬
ならんとす。秀等、幾ど出づ
るを得ず。尋・邑、兵を縱ち
て昆陽を圍む。嚴尤、先づ宛
を撃たんと請ふ。從はず。又、
其圍を闕かんと請ふ。亦、從
はず。秀、諸營の兵三千人を

發し、大に尋邑を昆陽に破る。
是に於て、海内の豪傑、争ひ
て牧守を殺し、以て漢に應じ、
旬月にして天下に徧し。事は
通鑑卷三十九更始元年に詳か
なり。參照せよ。此章は此事
を論じ、光武の大に人に過ぎ
たる者有るを説くなり。
【一】羣劣は多くの凡庸下劣の
人。曉譬は明かに諭すなり。
【二】必聽は必ず自分の説を聽
かるること。
【三】其喧囂の口を引きて相長
すとは、議論して互にやかま
しく言ひ合ふをいふ。
【四】紀は綱紀、規律なり。
【五】樞は空虛なり。

我乃ち中より起りて以て之に乗せば、夫れ豈に術の以て此に處する無からんや。而して特に今の此の
易きに如かざる耳。諸將自ら亡ぐとも、而も光武は固に亡ぐ可からず。項梁死して而して高帝自ら
興るは、其明驗のみ。一笑の下、綽として餘地有り。而して何ぞ碌碌たる者と短長を争ふに暇あら
んや。而して尤も僅に然るのみならざるなり。得失は人なり。存亡は天なり。業に其身を以て漢室の
興廢に任ず。則ち尋・邑果して以て長驅す可くんば、諸將、能く以て再び振ふ無からん。事の成敗、
身の生死、之を天に委ね、而して人の能く強ふる所に非ず。苟くも其存其
亡をば一笑して諸を、時會に聽すの量無くんば、則ち情先づ軀命に靡か
ん。慷慨痛哭して諸將と競ふと雖も、亦、居然たる一の諸將の情なり。
偶然億中の一策を以て、憤を懷きて、逞しくせんことを求むるは、尤も敗
を取るの道なり。而して何ぞ諸將の紛紜よりも愈らんや。天下の大、死生
の故、興廢の幾は、曠然として其外に超ゆる者に非ざれば、其中に入りて
其軸を轉する能はず。故に武王の詩に曰はく、「爾の心を忒にする勿かれ」と。慎みて未だ事を擧げざ
るの前に謀り、坦然として機を已に事を擧ぐるの後に忘る。天、帝王に錫ふに智を以てし、而して必
ず之に錫ふに勇を以てす。勇とは氣矜るに非ざるなり。生死存亡に泊然として、而して其度を失はざ
る者なり。光武の笑ひて起ち、而して諸將と、前卻を争はざるは、大に爲す有る者の人に過ぐることに

【七】明驗は明かなる證據。
【八】時會は時期なり。運命の
意。
【九】億中は事を料りて能く中
るなり。論語先進篇に、「億れ
ば則ち屢、中る」とあるに本
づく。
【一〇】前卻は進退なり。

遠きや、尤も此に在り。

(二) 懷王、高帝を遣はして關に入らしめ、而して高帝の王業定まり、更始、光武を遣はして河北を徇へしめ、而して光武の王業定まる。大に爲す有る者の初めて起るや、射ら戎首と爲るを欲せず。抑も必ず人に藉りて以て興り、其威名已に著はるるに追ひて、而も行隊の間に追隨すれば、則ち得失興喪の樞、己に任せずして人に因り、稍く權を持せんと欲すれば、禍已に肘腋に發す。宋義の項羽に死する所以、伯升の李軫・朱鮪に死する所以なり。然らば則ち項羽、高帝を禁じて、關に入らしめず、更始、朱鮪に聽きて劉賜の請を拒み、河北を光武に委ねざりせば、羽と更始と、以て終に大位を保つ可くして、而して與に争ふ無からんか。曰はく、能はざるなり。禽の相制するは氣を以てし、人の相役するは道を以てす。項羽、韓信・陳平有りて、而も其を禁じて去らざらしむる能はず、更始、陳豨有りて、而も服する能はず。

【一】 通鑑卷三十九淮陽王更始元年、更始、親近の大將をして河北を徇へしめんと欲す。大司徒賜曰はく、「諸家の子、獨り文叔(劉秀の字)のみ有りて用ふ可し」と。朱鮪等、以て不可と爲す。更始狐疑す。賜深く之を勸む。更始乃ち劉秀を以て大司馬の事を行はしめ、節を持し、北して河を度り、州郡を鎮撫せしむ。此章は此事を論じ、光武帝の王業

是に於て定まることを説くなり。楚の懷王が高帝を遣はして關に入らしむること、通鑑卷八秦二世二年に載す。

【二】 戎首は兵の主謀なり。

【三】 宋義が項羽に殺さるること、通鑑卷八秦二世三年に載す。

【四】 伯升は光武の兄劉縯の字、劉縯が殺さるること、通鑑卷三十九更始元年に載す。

はざるは、(三) 以て之を役する無ければなり。藉令高帝・光武を股掌の上に置くとも、之を用ふることは、能はず、之を殺すこと可ならず、羽と更始と、且に自ら術無きに困しまんとす。三齊甫めて封を受けて而して旋ち叛き、彭越・陳餘・英布翺翔し、桀驁にして以て時を需ち、王郎、河北に蠶起し、赤眉、戈を反して西に嚮ひ、羽と更始と、終に以て其位を固むる無くして、而して徒らに亂を已む無きに召かん。(四) 爾朱兆、且つ之を高歡に得る能はず。況んや二帝の涵育する者深きをや。故に范增・朱鮪を以て忠謀者と爲すは愚なり。敗より救ふ無くして、而して徒らに天下を亂らんなり。豪傑を御し四海を定むるの道無くして、而して疑忌を操りて以て人を困しめば、其の亡ぶること愈速かならん。

(二) 王者は天に代りて賞罰を行ふ。之に參ふるに權謀を以てすれば、則ち天に逆ひて、而して天下、服せず。但だ臣民に功を論じて賞を行ひ、罪を按じて刑を制するのみに非ざるなり。武王、武庚を東國に封せしは、封せざるを得ざるなり。天なり。周公、成王を相けて、武庚を誅せしは、誅せざるを得ざるなり。天なり。三代以上は、

【五】 以て之を役する無しとは、道無きをいふ。

【六】 爾朱兆・高歡の事は通鑑卷百五十四、卷百五十五に載す。

【一】 通鑑卷三十九淮陽王更始二年、王郎、其諫大夫杜威を遣はして降を請ふ。威、雅に稱す、「郎は實に成帝の遺體なり」と。秀曰はく、「設ひ成帝下は得可からざらん。況んや

子輿と詐る者をや」と。威、萬戸侯を求めんと請ふ。秀曰はく、「願ふに身を全くするを得ば可なり」と。威、怒りて去る。秀、急に之を攻むること、二十餘日、遂に邯鄲を拔く。郎、夜亡げ走る。王霸追ひて之を斬る。通鑑卷四十一光武帝建武三年、赤眉の餘衆、東して宜陽に向ふ。甲辰、帝親ら六軍を勅し、嚴に陣して以て之を待つ。赤眉忽ち大軍

諸侯、道有り、天下、之に歸すれば、則ち天子と爲る。天子、道無く、天下、之に叛けば、退きて諸侯と爲る。武庚は宜しく侯たるべき者なり。封せざるを得ず。武庚は宜しく侯服に安んずべし。而るに復た天命を干さんと欲す。誅せざるを得ず。既に天に代りて以て賞罰すれば、則ち洞然として四海と與に其衰鉞を公にし、而して操縦に委曲して以て駕馭の術と爲す所無し。蘇洵氏は唯だ此を知らず。故に權術を以て王者の舉動を測りて、而して小人の邪説を成す。王郎、杜威を遣はして降を納る。威、郎の爲めに萬戸侯の封を請ふ。光武曰はく、「願ふに身を全くするを得ば可なり」と。劉恭、盆子の爲めに降を乞ふ。恭、盆子を待つ所以の者を問ふ。帝曰はく、「待つに死せざるを以てせんのみ」と。大なる哉、王の言や。天を奉じて以て賞罰を行ひ、而して意智これに與らず。斯れ乃ち允にして以て天に繼ぎて之が子と爲る。王郎は妖人なり。妖人、亂を倡ふるは、誅せざる可からず。其の降るを以てして、姑く之を賞し、終に其の降るを拒みて之を斬り、以て天下の妖妄を懲らし、而して天下を定まる。盆子は、

に遇ひ、驚震して、爲す所を知らず。乃ち劉恭を遣はして降を乞はしめて曰はく、「盆子、百萬の衆を將ゐて降らば、陛下、何を以てか之を待たんと。帝曰はく、「汝を待つに死せざるを以てせんのみ」と。丙午、盆子及び丞相徐宣以下三十餘人、肉袒して降り、得る所の傳國の璽綬を上り、兵甲を宜陽の城西に積むこと、熊耳山と齊し。赤眉の衆、尙ほ十餘萬人。帝、縣厨をして

皆食を賜はしむ。帝、樊崇等をして、各、妻子と與に雒陽に居らしめ、之に田宅を賜ふ。此章は、此事を論じ、光武の處置の當を得たることを説くなり。
【一】洞然は、ほがらかなる貌。
【二】衰鉞は賞罰をいふ。衰は天子及び三公の服。鉞は斧鉞、刑器なり。
【三】蘇洵は即ち蘇老泉なり。
【四】天に繼ぎて之が子と爲るとは天子たるをいふ。

愚にして人に立てらるる者なり。愚且つ賤にして、天位を干さんと欲するは、誅す可し。其志に非ずして、命を人に聽くは、宥す可し。待つに死せざるを以てし、而して之に散秩を授けて、以て之を養ふ。義正しくして、而して仁も亦裕なり。尤も難しとする所の者は、光武、一言に決し、而して更に、委曲の辭の以て之を誘ふ無く、明白洞達にして、天下と與に刑賞の正を昭かにす。故に曰はく、大なる哉王の言や。天の私無きを體して之が子と爲るなりと。權術の説を爲す者は、則ち然らず。心、之を惡めども、姑く之を許し、謂へらく、以て羣雄の心を輯め、劉永の儔をして相仍りて、面を革めしむ可しと。獨り、唐の高祖の、李密を待ち、其後竟に之を如何するかを見ざるなり。狙詐興りて、而して天下相長するに僞を以てす。故に唐の世を終ふるまで、藩鎮倏ち叛き倏ち服し、以て上と相市し、而して兵、戢む可からず。然れば則ち權なる者は權に非ざるなり。僞りて以て亂を長するのみ。

【六】散秩は閑散なる官職。光武帝が盆子を憐みて趙王の郎中と爲せるをいふ。
【七】面を革むとは降服するをいふ。周易革卦上六に、「君子は豹變す。小人は面を革む」とあり。其心を化する能はず、但だ能く其容貌顏色を變するのみなるを言ふ。
【八】李密が降ること、通鑑卷百八十六唐高祖紀に載す。
【九】狙詐は隙を伺ひて奇を用ふるを謂ふ。
【一〇】上の權は權謀の意と見て可なり。下の權は經の對、道

の常なる者を經と爲し、經に反して道に合するを權と爲す。世俗の謂ふ所の權道は眞の權道に非ずとの意。
【一】この湯語は今の尙書に載する所の湯語にあらず、論語堯曰篇に引用する所の者なり。帝は上帝なり。夏の桀王、罪有り、己、敢て赦さず。而して天下の賢人は、皆上帝の臣にして、己、敢て蔽はず。簡ぶこと上帝の心に在り、惟だ上帝の命する所のままなり。(朱子の説に従ふ)

詰に曰はく、『罪有れば敢て赦さず。帝の臣をば蔽はず。簡ぶこと帝の心に在り』と。誠は帝の心なり。豈に天下の服せざる有るを憂へんや。何の（一） 慮畏する所ありて、人と（二） 駟儻を相爲さんや。故に權術以て天下を（三） 籠するを言ふ者は、妾婦の智のみ。

馮異、李軼を雒陽より招く。軼報じて曰はく、『千載の一会にして、思、斷金を成す』と。異、武勃を斬る。軼、門を閉ぢて、救はず。是れ宜しく其款を受くべくして、而して雒陽は速かに下す可からん。光武は則ち其書を宣露し、朱鮪をして軼を殺さしむ。軼は、本、伯升と俱に起り、諂ひて諸將に事へ、伯升を忌みて之を譖殺せり。光武、得て甘心せんと欲すること久し。軼死して、而して雒陽の圍、年を経て始めて拔

【一】 慮畏は畏懼する也。
【二】 駟儻は狡猾なる仲買人也。
【三】 籠は籠絡する也。

【一】 通鑑卷四十光武帝建武元年、馮異、李軼に書を遣り、爲めに禍福を陳べ、勸めて蕭王に歸附せしむ。軼、長安の已に危きを知り、而して伯升の死を以て、心、自ら安んぜず。乃ち報書して曰はく、『軼は、本、蕭王と與に、首として漢を造すを謀れり。今、軼は洛陽を守り、將軍は孟津に鎮し、俱に機軸に據る。千載の一会にして、思、斷金を成す。唯だ深く蕭王に達せよ。願はくは愚策を進め、以て國を佐け民を安んぜん』と。軼、書を通ずるより後、復た異と

鋒を争はず。故に異、北して天井關を攻め上黨の兩城を抜くを得たり。又、南して河南、成阜以東の十三縣を下す。降る者十餘萬。武勃、萬餘人を將る、諸の畔く者を攻む。異、與に土郷の下に戦ひ、大に破りて勃を斬る。軼、門を閉ぢて、救はず。異、其信效を見、具に以て王に白す。王、異に報じて曰はく、『季文は詐多く、人、其要領を得る能はず。今、其書を移して、守尉に告げ、當に備ふる者を警むべし』と。衆、皆、王が軼の書を宣露するを怪しむ。朱鮪、之を開き、人をして軼を刺殺せしむ。是に由りて城中垂離し、多く、降る者有り。諸將、洛陽を圍む、こと數月、朱鮪、堅

く。事、甯ろ勞すれども近功を貪らずして以て大義を申ぶる者有り。此れ是なり。乃ち伯升を殺すは、朱鮪の本志にして、軼は特に鮪に徇ひて之に従ふ者のみ。帝の鮪に於けるや、岑彭をして之に説かして曰はく、『大事を擧ぐる者は、小怨を忌まず。鮪降らば、官爵、保す可し。河水在り。吾、言を食まじ』と。鮪降りて、將軍に拜し、列侯に封せられ、封を累世に傳ふ。怨を同じくして而して報を異にす。理に達する者の・恩怨を制すること、常情の測る可き所に非ざるや、此の如し。然りと雖も亦惡んぞ測る可からざる有らんや。伯升初めて起るや、始め李軼に發し、光武を迎へて與に謀を建つれば、則ち軼は固に光武兄弟の倚りて腹心と爲す所なり。更始立ち、朱鮪・張印暴に貴きや、

【一】 岑彭が嘗て鮪の校尉たりしを以て、往きて之に説かしむ。鮪、城上に在り、彭、城下に在り、爲めに成敗を陳ぶ。鮪曰はく、『大司徒の害せられし時、鮪、其謀に與れり。又、更始を諫めて、蕭王を遣はして北伐せしむる無からしめんとせり。誠に自ら罪深きを知る。敢て降らず』と。彭返り、具に帝に言ふ。帝曰はく、『大事を擧ぐる者は、小怨を忌まず。鮪今若し降らば、官爵、保す可し。況んや誅罰せんや。河水、此に在り。吾、言を食まじ』と。彭復た往きて鮪に告ぐ。鮪、城上より索を下して曰はく、『必ず信ならば、此に乗じて上る可し』と。彭、

索に趣き、上らんと欲す。鮪、其の誠なるを見、即ち降らんことを許す。辛卯、朱鮪、面縛して、岑彭と俱に河陽に詣る。帝、其縛を解かしめ、召して之を見、復た彭をして夜、鮪を送りて城に歸らしむ。明且、蘇茂等と與に、其衆を悉して出で降る。鮪を拜して平狄將軍と爲し、扶溝侯に封す。後、少府と爲り、封を累世に傳ふ。此章は此二事を論じ、光武が軼と鮪とに對する處置俱に當を得たるを説くなり。【二】 李軼が光武と相約結すること、通鑑卷三十八王莽地皇三年に載す。【三】 李軼が新貴に諂ひ事ふること、通鑑卷三十九淮陽王更始元年に載す。

軼遽に背きて彼に即く。勢に因りて遷るは、小人の恆

なり。亦何ぞ 戈を反したるに刃を推して餘情無きに至らんや。光武初めて河北を定むるに及びて、始めて・關に入るの志有り。更始、三十萬の重兵を軼に委ねて雒陽を守らしむ。而して李松甫めて赤眉に敗るるや、軼、又、長安の固からざるを窺ひて、而して光武に附かんことを思ひ、靦然として斷金の言を納れて而も慙ぢず。光武曰はく、**【三】**季文は詐多く、其要領を得る能はず」と。特に手を鮪に假りて、以て之を殺す。而して討、猶ほ未だ伸びず。鮪を以て之を例す可きに非ざるなり。鮪は平林より起り、光武に先だちて以て事を擧げ、伯升と未だ交有らざるなり。更始を奉じて、而して更始の爲めに謀る。伯升を殺すは、亦、范增の愚忠なるのみ。更始の諸將は、類ね皆賊なり。而して鮪獨り異なり。伯升を殺し、光武を留めて遣らず、更始有るを知りて、而して其他を恤へず。諸將、功を挾みて、自ら王たらんと欲し、更始、違ふ能はざるなり。**【四】**鮪獨り高帝の約を守り、膠東の封を辭し、命を受けて雒陽を守り、百戰して以て寇恂・馮異と死生の命を爭ふ。長安破れて更始が赤眉に降るに及びて、雒陽は孤立して援無きに、且つ壁を堅くして固く守り、伯升を殺せるを以て慙と爲して降らず。故に更始の廷を通じて、與に爲す有る可き所の者は、唯だ鮪一人のみ。君に事ふるの義・身を立つるの恥に於て、殆ど庶幾し。藉令光武、軼を怨むる者を以て鮪を怨みて而して之を拒絶せば、則ち私怨を以てして天下の公を廢し、且に將に人臣の、異志を操りて

【四】 戈を反すは降服するをいふ。
【五】 季文は李軼の字。
【六】 朱鮪が膠東の封を辭して受けざることを、通鑑卷三十九更始二年に載す。

以て從違を介くするを獎めんとなす。而して何を以て忠を勸めんや。子曰はく、**【七】**直を以て怨に報ゆ」と。直とは理のみ。軼に於ては何ぞ忘る可けんや、而して鮪に於ては何ぞ 芥蒂を容れんや。

【二】 卓茂の爲に效ひて、以て今の人を化す可きか。曰はく、何爲れぞ其れ不可ならんや。卓茂の爲に效ひて、遂に以て人を化す可きか。曰はく、何爲れぞ其れ可ならんや。然る所以の者は、何ぞや。**【三】**素履、咎無く、心を居くこと偽無くして、而して抑も大節に於て失はず。則ち之を行ふや、和順にして而して物の情を矯むる無く、篤實にして而して功名の立つを期せず。之を動かすに天を以てして、而して物、違ふ能はず。

【七】 直を以て怨に報ゆは、論語問答に出づ。
【八】 芥蒂は心胸に頓する所有るを謂ふ。心にこたばかりあること。

【二】 通鑑卷四十光武帝建武元年、初め宛の人卓茂、寛仁恭愛、恬蕩にして道を樂しみ、雅實にして、華貌を爲さず、己を行ふこと清濁の間に在り、東髪より白首に至るまで、未だ嘗て人と争競する有らず。郷黨故舊、行能は茂と同じからずと雖も、而も皆愛慕して欣たり。袁平の間、密の令と爲る。民を視ること子の如く、善を擧げて教へ、口、惡言無し。吏民親愛し、之を欺くに忍びず。民、嘗て、部の亭長が其米肉の遺を受けしを言ふ者有り。茂曰はく、「亭長は、汝より求めたりと爲す

か。汝事有りて之に囑して受けたりと爲すか、將た平居自ら恩意を以て之に遺れるかと。民曰はく、「往きて之に遺れるのみ」と。茂曰はく、「之に遺りて受けたるに、何が故に言ふや」と。民曰はく、「竊に聞く、賢明の君は、民をして吏を畏れず、吏をして民に取らざらしむと。今、我、吏を畏る、是を以て之に遺る。吏既に卒に受けたり。故に來りて言ふのみ」と。茂曰はく、「汝は敵民なり。凡そ人、羣居して亂れず、禽獸に異なる所以は、仁愛禮義有りて、相敬事するを知るを以てなり。汝獨り之を修むるを欲せざるも、寧んぞ能く高く飛び遠く走り、人間に在らざるを得んや。吏は顧だ當に威力に乗じて強ひて請求すべからざるの

然るに非ざれば、則ち嚴詔の以て潁川を亂る者にして、所謂『郷原は徳の賊なる』なり。王莽の國に當るや、上下相率ゐるに偽を以てし、茂の迹に効ひて、以て徳化を誇る者は、直一の嚴詔のみに非ざるなり。莽、皆、之を推すを樂しみて、以て天下を誘ひ、彼も亦莽に附くを樂しみて、而して其利達を成す。莽、攝に居りて、而して茂、病を以て免す。名、當時に照らすして、而して莽、これを求むる無し。自ら流俗に拔でて、而して約に居りて以て自ら汗し、實行を敦くして而して虚名に遠ざかる。茂、此より遠し。且つ其の部民を諭すの言に曰はく、『人、羣居して亂れず、禽獸に異なる所以は、仁愛禮義有りて、相敬事するを知るを以てなり』と。愚賤の昏昏を擡めて、而して示すに天理流行

み。亭長は素より善吏なり。歳時に之に遣るは、禮なり」と。民曰はく、「苟に此の如くならば、律には何が故に之を禁する」と。茂笑ひて曰はく、「律は大法を設け、禮は人情に順ふ。今、我、禮を以て汝に教へば、汝必ず怨惡する無からん。律を以て汝を治せば、汝、何ぞ其手足を措く所あらんや。一門の内、小なる者は論す可く、大なる者は殺す可きなり。且く歸りて之を念へよ」と。初め、茂、縣に到り、廢置する所有れば、吏民、之を笑ふ。郷城の聞く者、皆、其不能を嗤ふ。河間郡、爲めに守令を置く。茂、嫌と爲さず、事を治むること自若たり。數年にして、教化大に行はれ、道、遺ちたるを拾はす。京都の丞に遷さる。密の人、老少、

皆、涕泣して隨ひ送る。王莽が攝に居るに及びて、病を以て免じて歸る。上、位に即き、先づ茂を訪求す。茂、時に年七十餘。甲申詔して曰はく、「夫れ名、天下に冠たるは、當に天下の重賞を受くべし。今、茂を以て太傅と爲し、襄徳侯に封す」と。此章は卓茂を論するなり。
【一】素履谷无しは、周易履卦初九の爻辭。素は文飾無きなり。物に牽かれず、天真を以てして、修飾を加へず、これを履み行ふときは、簡易淡泊にして、人皆之を諒とす、故に咎无きなり。
【二】郷原は徳の賊なりは、論語陽貨篇孔子の語。
【四】約は貧窮なり。
【五】昏昏は暗昧なり。

の實を以てす。夫れ豈に迹を寛仁に託して、以て譽を干むる者の能く此に及ぶ所ならんや。茂は唯だ此有り、噉噉の名無しと雖も、而も志、終に降らず、物情の順に違ふと雖も、而も天性の貞に爽はず。自ら、然るに非ざる者は、恭にして而して諂ひ、寛にして而して弛び、樸にして而して鄙、心に得る無く、其大を全くせず、徒らに飾りて従容平易の容を爲す。石建、之を以て顯名厚實を獵り、而して其子の終を令くするを保せず。天は罔ふ可からず、人は固に重ねて欺く可からざるなり。故に茂を學ばんと欲する者は、但だ之を事爲の迹にのみ求むる無かれ。

(二) 鮑永・馮衍、審かに更始の亡びしを知りて、

【六】噉噉は明かなる貌。
【七】石建の本傳は漢書卷四十六に載す。通鑑卷十七武帝建元二年にも載す。

【一】通鑑卷四十光武帝建武元年、帝、諫議大夫儲大伯を遣はし、節を持って鮑永を徵せしむ。永未だ更始の存亡を知らず、疑ひて、背て從はず、大伯を收繫し、使を遣はし、馳せて長安に至り、虚實を問せしむ。建武二年二月、鮑永・馮衍、審かに更始の已に亡べるを知り、乃ち喪を發し、儲大伯等を出し、封じて印綬を上り、悉く兵を罷め、幅巾して河内に詣る。帝、永を見、問ひて曰はく、「卿の衆、安に在る」と。永、席を離れて叩頭して曰はく、「臣、更始に事へ、全からしむる能はず。誠に其衆を以て富貴を冀ふを慙ぶ。故に悉く之を罷む」と。

帝曰はく、「卿の言、大なり」と。而れども意、悦ばず。既にして永は功を立つるを以てして用ひらる。衍は遂に廢棄せらる。永、衍に謂ひて曰はく、「昔、高祖、季布の罪を賞し、丁固の功を誅せり。今、明主に遭ふ。亦何ぞ憂へんや」と。衍曰はく、「人、其鄰人の妻を挑む者有り。其長者は罵り、而して少者は之に報ゆ。後、其夫死するや、其長者を取らる。或るひと之に謂ひて曰はく、夫は爾を罵りし者に非ずや」と。曰はく、人に在りては、其の我に報いんことを欲し、我に在りては、其の人を罵らんことを欲するなり」と。夫れ天命は知り難く、人道は守り易し。道を守るの臣は、何ぞ死亡を患へん」と。此章は鮑永・馮衍の二人を論するなり。

而る後降りしは、正しきなり。然れども既に已に主に事へて終らず、款を納れて以て戦争攻守の禍を免る。豈に更に无妄の福の其覬望を容る可き有らんや。鮑永は功を立てるを以てして封を受く。之を受けて疚ましき無かる可しと雖も、要するに亦新主の自ら予奪を爲すに聽するのみ。馮衍曰はく、『天命は知り難く、人道は守り易し。道を守るの臣は、何ぞ死亡を患へんや』と。苟に此を知れば、貧しきに在るも富めるが如く、賤しきに在るも貴きが如く、悠游として歳を卒へ、命を俟ちて求むる無し。豈に大丈夫を成さざらん哉。而るに怏怏として志を失ひ、怒怨を妻子に移し、怨懟を文辭に抒ぶ。然れば則ち昔の孤城を阻み、大敵に抗して降らざりしは、正に一の挑まれざるの節を留め、夫死して更に嫁するの地と爲す。衍の生平、此に敗れぬ。光武の終に廢して用ひざるは、亦宜ならずや。

光武の・彭寵を處するは、之を刻薄にして思

【二】无妄の福は思ひもよらぬ福。

【一】通鑑卷四十光武帝建武二年、帝が王郎を討するや、彭寵、突騎を發して以て軍を助け、糧食を轉じ、前後、絶えざらしむ。帝が銅馬を追ひて薊に至るに及びて、寵自ら其功を負み、意望甚だ高し。帝、之に接すること、満たす能はず。此を以て不平を懷く。位に即くに及びて、吳漢・王梁は、寵が遣はしし所にして、竝に三公と爲る。而して寵獨り加へらるる所無し。愈々怏怏として志を得ず。歎じて曰

はく、『此の如くなれば、我は當に王と爲るべし。但だ爾るものは、陛下、我を忘れたるか』と。是時、北州破散す。而して漁陽は差や完くして、舊の鐵官有り。寵、轉じて以て薊に賀へ、珍寶を積み、益々富強なり。幽州の牧朱浮は、年少くして俊才有り、風迹を属まし士心を收めんと欲し、州中の名宿及び王莽の時の故吏二千石を辟し、皆引きて幕府に置き、多く諸郡の倉穀を發して、其妻子を稟贖す。寵以爲へらく、天下未だ定まらず、師旅方に起る。宜しく多く官

寡しと謂はざるを得ざるなり。王郎の亂に、耿況と寵との力微かりせば、此に及びざりしならん。天下粗ぼ定まり、寵を置くこと忘るるが若く、而して年少驕躁の朱浮を以て、其上に位せしむ。寵惡んぞ能く怒みざらんや。浮の奏を泄らして、以て寵を激し、速かに反せしめて而して之を殲す。誠に光武の何の心なるかを知らず。意ふに、寵の初めて突騎を發して、光武を助け、王郎を討つや、寵、固志無く、特に吳漢・王梁の脅誘する所と爲り、而して耿況・寇恂、之を從臾す。此を以て隙有り、而して功と雖も亦罪するか。夫れ天下の競ひ起れる疑王・疑帝、豈に之を風塵の下に測り易からんや。既に己に功有りて、其急を拯へば、則ち固に未だ忘る可からざるなり。光武能く反側子に忍びて、而も寵に忍ぶ能はざるは、何ぞや。乃ち寵の其終を得ざるは、亦、以て自ら取る有り。耿況の始めて光武に歸するも、亦、寇恂、之を決するなり。乃ち既に恂に聽くに決すれば、則ち其子傘を遣はして親ら將とし

屬を置きて以て軍實を損すべからずと。其令に従はず。浮は性矜急にして自ら多とし、寵も亦狼強にして、嫌怨轉た積む。浮數、之を譖構し、密に奏す、『寵多く兵數を聚む。意計、量り難し』と。上輒ち漏泄し、寵をして聞かしめ、以て之を脅恐す。是に至りて、詔有りて寵を徵す。寵上疏す、『願はくは浮と俱に徵せられんことを』と。帝、許さず。寵益々、以て自ら疑ふ。其妻、素より剛にして、抑屈に堪へず、徵を受くる無かれと固く勸め、曰はく、『天下未だ定ま

らず、四方各々自ら雄と爲る。漁陽は大郡にして、兵馬最も精し。何が故に人に奏せられ、之を棄てて去らんや』と。寵、又、親信する所の吏と計議す。皆、怨を浮に懷き、行くと勸むる者有る莫し。帝、寵の從弟子后蘭卿を遣はして之を諭さしむ。寵因つて子后蘭卿を留め、遂に兵を發して反し、將帥を拜署し、自ら二萬餘人を將ゐて、朱浮を薊に攻む。建武五年、奴、寵を斬りて以て降る。此章は此事を論するなり。

【二】寵云。通鑑卷三十九更始二年に載す。

て來らしめ、帝と稱するの議、弁、避くる所無くして、密に之を陳ぶ。故に寇恂、委任せらるると雖も、況父子が忠を輸すを拵ふ能はず。寵は然らざるなり。漢と梁との策に従ひ、即ち漢と梁とを遣はして之に任じ、資するに兵衆を以てし、而して漢と梁との 豐功を成し、寵は與る無きなり。漢と梁と、中原に馳驅し、而して己は漁陽に晏坐す。何ぞ其の自ら樹立せず、柄を倒にして以て人に授くるや。寵の愚、應に是に至るべからざれば、則ち寵が猶豫の情有ること、知る可し。光武にして與らば、則ち漢と梁と、己が爲めに功を効し、光武にして敗れば、則ち漢と梁と、其咎に任じて、而して己は猶ほ郡を撫して以て事外に處らん。嗚呼、亂世に處り、重兵を擁する、勢、以て事無かる可からず。儒生策士の徘徊顧慮の時に非ざるなり。未だ以て身を委ぬ可からざるを慮れば、則ち竇融、後れて至ると雖も、而も猜無し。以て迹を託す可きを審かにすれば、則ち得喪死生、一念に決す。若し其れ姑く之に與し、而して餘地を留めて以て自ら處らば、英主の大意を犯し、羣言の交撞を受けん。未だ能く免るる者有らざるなり。易に曰はく、『泥に需つ。寇の至るを致す』と。敬慎するも且つ危し。而るを泥んや悍妻羣小の交、煽るをや。亂世の去就は、之を決するに義を以てするのみ。義定まりて而して之を守るに信を以てすれば、則ち凶なれども、而も以て咎无かる可し。

【三】 豐功は大功なり。

【四】 交撞は交、指撞する也。

【五】 泥に需つ、寇の至るを致す。周易需卦九三の爻辭。九

三は剛にして中ならず、又、

健の上在り、進み動くの象

あり、而して險難に接して待

つなり、故に寇の至るを致す

なり。

【六】 需は遲疑するなり。需は

事の賊なりは、左傳に出づ。

は事の賊なり。其躁を欲するに非ざるなり。兩端以て窺伺する無きの謂なり。寵の免れざるは、且夕の故に非ざるなり。然りと雖も、其心を略し、其績を紀して、以て患難の初心を忘れざれば、則ち物自ら順なり。光武の刻薄にして恩寡きや、寵の詐愚を以てして其咎を謝するを得ざるなり。

(二) 光武の天下を得ること、高帝に較べて尤も難し。建武二年、已に都を雒陽に定め、而して天下の亂方に興り、帝が資りて以て爲す有るを得る所の者は、獨り河北のみ。而して彭寵抑も幽州に叛き、五校尙ほ内黄に横に、關以西は、鄧禹、長安に入ると雖も、赤眉、其外を環繞し、禹、制する能はず、鄧宛・堵郷・新野・宏農は、近く咽喉の間に在り、寇叛、跡を接して、牽制を相爲し、更始が長安に在りし時に異ならざるなり。劉永・張步・董憲・蘇茂は、東方に横互し、陳汝の眉睫の患を爲す。隗囂・公孫述、姑く置きて、徐ろに定む可き者は、論ずる勿し。其の高帝が關を出でて以後、僅に一の項羽にして、之を夷滅して而して天下即ち定まるに視ぶれば、難易の差、豈に遠からずや。或は曰はく、『項羽は勁敵なり。赤眉・五校・劉永・張步・董憲・蘇茂・董訢・蘇況・隗囂は、皆、羽の倫に非ざれば、則ち光武易し』と。夫の寇は、豈に常有らんや。項羽の彊きや、而も弱からしむ可し。弱者も亦何ぞ彊からしむ可からざらんや。曹操、袁紹の平げ難からんこと

【一】 此章は、光武が天下を得ること、高帝に比較して太だ難きことを論じ、而して光武が天下を平定せし所以の道を論ずるなり。

【二】 宏農は弘農なり。

を慮り、而して卒に與に衡を争ふ者は、周瑜の一隅なり。苻堅、慕容、姚氏の積寇を蕩げ、而して一敗して、(三) 謝元の旅に支へず。時の興る所、勢の湊まる所、人之が爲めに其羽翼を効し、天之が爲めに其聰明を長ず。(四) 燎原の火、一燭未だ滅えずして、而して猝に已に林を焚く。詎ぞ量る可けんや。且つ力を合せて與に争ふ者は、一塗にして、精専らに志定まり、旁より撓す無し。而して惡んぞ易からざるを得んや。勢を分ちて四に應ずる者は、雜起し、左伏すれば右起り、甯日無し。而して惡んぞ難からざるを得んや。高帝の滎陽の相持するを以てして、光武の叢生の敵の間に乘じ虚を擣きて其後を掣するに遇はしめば、羽、約を待たずして、人之が爲めに、犄角し、高帝、支ふる能はざらん。則ち甚だしいかな、光武の難くして、而して光武の神武、測る可からざるや。乃ち微に其の勝を制して之を蕩平する所以の者を窺ふに、豈に他有らんや。靜を以て動を制し、道を以て權を制し、謀を以て力を制し、緩を以て猝を制し、寬を以て猛を制するのみ。帝の言に曰はく、「吾、天下を治むるに柔道を以て之を行ふ」と。徒に天下を治むるのみに非ざるなり。其の天下を取るや、亦是のみ。柔とは弱の謂に非ざるなり。本に反り自ら治め、人心に順ひて以て陰陽の忌を犯さざるなり。孟子曰はく、「(五) 法を行ひて以て命を俟つ」と。光武は其れ也。

- 【三】 謝元は謝玄なり。事、通鑑管紀に詳かなり。
- 【四】 燎原は原野を燒くなり。火の勢の盛なるをいふ。
- 【五】 犄角は犄角と同じ。足なとり角をつかまへて鹿を捕へること。前後相應じて敵を制抑するをいふ。左傳に、「譬へば鹿を捕ふるが如し。晉人、之を角とり、諸戎、之を犄るとあるに本づく。
- 【六】 法を行ひて以て命を俟つは、孟子盡心下篇の語。

幾からんか。高帝の興るや、天下に羣がりて起りて秦を亡ぼし、智を競ひ力を競ひ、名義、(七) 侑する所無く、人心、惑ふ所無きなり。光武は則ち漢を思ふの民心に乗じて以て興り、而して(八) 元や、盆子や、孺子嬰や、永や、嘉や、俱に漢室の(九) 胃たり、未だ其分の定まる所有るを見ざるなり。苟くも分義の以て相搖かす有れば、則ち智力、以て相屈するに足らず。故に更始亡ぶれども、故將猶ほ挾みて以て志を逞しくす。然れば則ち光武が羣策羣力を屈して獨り伸ぶる所以の者は、道を舍きて其れ何を以てせんや。天下方に割裂して聚まり鬪ひ、而して光武、道を以て勝つ。位に即きて未だ久しからず、郊廟を修め、宗祖を享し、制度を定め、爵賞を行ひ、伏湛を擧げ、卓茂を徴し、寇恂を勉めて、以て河内を綏んせしめ、馮異に命じて、關中を撫せしむ。一に従容鎮靜を以てし、已に服するの人心を結びて、而して争戰に迫らず。然して桀、鵠、彊梁の徒、皆自ら困しみて瓦解す。是れ則ち高帝をして之に當らしめば、未だ必ずしも(一〇) 其の能く者定すること此の如くならざるなり。而して光武の規模は(一一) 宏遠なり。嗚呼、天下を得る者をして、皆、高帝の興るが如くにして、而して光武の大猷の之を後に承くる無からしめば、則ち天下後世、且(一二) 湯武の誓諾を疑ひて虚文と爲し、而して唯だ智力の以て起ちて四海を收む可しとせん。曹操、何の憚る所にして天子と爲らざる。石虎・朱溫も亦何ぞ能く海内の心を寒くして、而も永く之を

- 【七】 侑は抗と同じ。
- 【八】 元は玄なり。即ち劉玄。
- 【九】 胃は後裔。
- 【一〇】 者定は平定する也。
- 【一一】 宏遠は弘遠なり。
- 【一二】 湯武の誓諾は尙書の湯誓・湯誥・泰誓・收誓等をいふ。

戴かざるや。三代よりして下、天下を取る者、唯だ光武獨りのみなり。而して宋の太祖は其次なり。小疵無きにあらざれども、而も大は已に醇なり。

(一) 赤眉の・長安を棄て、西して安定に走るは、鄧禹の力能く之を驅るに非ざるなり。食盡きて旁掠す。固より・安定を以て終焉の計と爲さずして、必ず長安に返らん。鄧禹、其の潰す可きの勢有るに乘じて其後を躡みて以て之に蹙らすして、而して長安に入り、晏坐して以て其の歸るを待つ。

河決し癰潰えは、禦ぐ可きを容れん乎。是に於て退きて雲陽に之き、士氣已に餒る、而して還た之を堅城の下に攻む。其の敗るるは宜なり。故に善く兵を用ふる者は、時を知るのみ。赤眉、食盡き、兵を引きて東に歸る時は、昔に異なれば、則ち唯だ之を險に扼し、而して其死命を制す可し。禹乃ち光武の令に違ひ、關内に就きて與に争ふ。何ぞ昔の怯にして今の忿なるや。然れども光武終に能く之を宜陽に遏めて、盡く之を降す。曾て『歸師は拵ふ勿かれ』の戒を恤へず、決河を塞ぎ、而して潰癰を斂むるは、則ち又何ぞや。陳を嚴にして以て待ち、戦を求むれども得ず、走るを求むれども能はず、其鋒を犯さず、箭や之を遅ては、氣即ち餒う。帝は持重を以てし

【一】 赤眉、長安を棄てて、西のかた安定に走り、鄧禹乃ち長安に入る。赤眉復た入り、禹戦ひて利あらずして走る。赤眉、東して宜陽に向ふ。光武、軍を勅して之を待つ。樊崇、劉盆子・徐宣等を以て、肉袒して降ること、通鑑卷四十建武二年、卷四十一同三年に載す。此章は此事を論するなり。

【二】 歸師は拵ふ勿かれは兵法の語。

て、其の方に決するの勢を挫き、禹は持重を以てして、之を方に潰ゆるの初に失ふ。時の變を相て、幾を頃刻に定むるは、智の能く知る所・勇の能く勝つ所に非ず。岳鵬舉曰はく、『運用の妙は、一心に存す。心、忘れざれば、時に自ら其會に應ず』と。此れ未だ一成の論を以て之を論す可からざるなり。

【三】 鵬舉は岳飛の字。

【四】 會は期會なり。

【五】 一成の論は一定の論といふが如し。

(二) 史に貴ぶ所の者は、往を述べて以て來者の師と爲すなり。史を爲る者、記載徒らに繁くして、而して經世の大略、著はれず、後人、其得失の樞機を得て以て之に效法せんと欲するも、繇る無くば、則ち惡んぞ史を用ふるを爲さんや。光武の始めて河北を徇ふるや、銅馬の諸賊、幾ど數百萬。之を破るに及びてや、潰散する者有り。而して其降を受くる者、數十萬人。斯時や、光武の衆未だ集まらず、猶ほ之に資りて以て用を爲すなり。已にして劉茂、衆十餘萬を集め、而して之を京密に降す。朱鮪の衆且に三十萬ならんとし、而して之を雒陽に降す。吳漢・王梁、檀郷を漳水に撃ち、其衆十餘萬を鄴東に降す。五校の衆五萬人、之を滎陽に降す。餘賊の・孫登を擁立する者五萬人、之を河北に降す。赤眉、先後降る者、算無く、其東歸の餘、尙ほ十餘萬人、之を宜陽に降す。吳漢、青犢

【一】 此章は、光武が兵、餘有りて之を撫すること易からざるを論じ、而して其の之を撫する所以の道の、宜しきに稱へるを説き、三代以下、光武、百王に冠たりと稱贊するなり。

【二】 光武が銅馬の諸賊を降すこと、通鑑卷三十九淮陽王更始二年に載す。

を降し、馮異、延岑、張邯の衆を降し、蓋延、劉永の餘を降し、王常、青犢四萬餘人を降し、耿弇、張歩の卒十餘萬を降す。蓋し先後、降を受くる所の者、指、數ふるに窮す。戰勝ち、威立ち、乃ち幾千萬不逞の徒、我が羈絡に聽く。又將に何を以て之を處せんとするか。高帝の興るや、恆に・寡きを患へ、而して亟かに人の軍を奪ふ。光武は則ち兵、餘有り、而して之を撫するや易からず。此れ光武の・天下を定むること、高帝よりも難き所以なり。夫れ民は動き易くして靜まり難く、而して亂世の民、甚だしと爲す。其の末を捨てて戈を操るに當りては、或は亦、已むを得ざるの情有り。而れども要するに皆游惰驕桀なる者なり。戎馬の間に相習ひ・食を掠めて飽き、婦を掠めて妻とし・馳驟喧呶し・行歌坐傲するに迫りては、則ち已むを得ざるの情有りと雖も、而も亦之を忘るるなり。盡く之を伍に編せば、耕夫の粟、養に給らざるなり。織婦の布、衣に給らざるなり。縣官、宵夜以て籌を持するも、饋餼に給らざるなり。盡く之を勸して農に歸せば、田疇已に蕪れ、四肢已に惰り、恣睢狂蕩にして、屈を父兄郷黨の前に受くる能はじ。故に一たび聚まり一たび散じ、耳を傾けて以て四方の動を聽き、而して風に隨ひて以て起らん。誠に・此の已に動きて・復た靜まらざるの民氣を如何ともする無し。而して光武、之を處するや、十年ならずして、天下晏然たり。此れ必ず大用の存する有らん。史、其の之を安輯して鎮撫する所以の者何若を、詳らかにせず。則ち班固・荀悅は、徒らに

- 【三】 伍は兵隊。
- 【四】 籌は、かすと。
- 【五】 饋餼は糧食を運送するなり。

(一) 漢帔の文を爲して、而して天下の略に意無きなり。後に起る者其れ何ぞここに徴せん。已む無くして之を遺文に求め、以て其大端を髣髴せば、則ち伏湛を徵し、卓茂を擢で、重厚の吏を奨めて、以て其囂張の氣を調御し、惰歸をして自ら其安全を得しめ、民は、怨怒を懷きて以て之を擯して・齒せざる無く、吏は、教導を吝まずして、以て之を矩矱に納れ、日に漸し月に靡して、其形迹を消し、數百萬人の浮情害氣、一念を以て之を斂めて餘有り。蓋し其の文を觀し武を匿すの意、早く戰爭未だ息まざるの日に昭著にして、潜に移り黙して易はり、言はざるに相諭る。其の戎に從ふの日に當りて、已に早く歸休の志有り、而して授くるに田疇廬墓の樂を以てす。惡んぞ亦帖然たらざる有らんや。三代よりして下、唯だ光武、允に百王に冠たり。何ぞや。前にしては高帝、後にしては唐宋、皆、未だ光武の世の如く、(二) 天下を背みて以て兵を稱げ、數、千萬に盈つる者有らざるなり。其意を通じ、其變を思ひ、之を函るるに量を以てし、之を貞すに理を以てするは、豈に言ひ易からんや、豈に言ひ易からんや。

- 【六】 漢帔の文は文辭を潤飾するをいふ。
- 【七】 擯は擯斥する也。
- 【八】 矩矱は規律をいふ。
- 【九】 天下を背みては、天下を擧りて也。
- 【一〇】 光武帝が隗囂に報するに手書を以てすること、通鑑卷四十一光武帝建武四年に載す。此章は此事を論じて、光武帝が隗囂に報するの書に、字を稱し、敵國の禮を用ひたるを非とするなり。

(二) 光武、隗囂に報するの書に、字を稱して以て與に頡頏し、敵國の禮を用ふるは、囂を御するの道を失

へり。是を以て囂を失へり。囂は狂狡の徒に異なり、猶ほ名義を知る者なり。始めて西州に起るや、血を敵りて漢祖の神靈に告げ、漢の未だ天に絶たれざるを知り、中興の元功と爲らんと願ふのみ。更始疑ひて、之を殺さんと欲するや、亦、奔りて秦隴に歸り、而して張卬・謝祿と逆を同じくするを恥づ。其情を達し、之に獎むるに義の正しきを以てし、之を名づけて君臣と爲し、而して其初志を成さば、囂將に以て知己を得たりと爲し、而して身を委ねんことを願はんとす。名義は、囂が素より奉ずる所の名なり。待つに敵國を以てして、而して之を名義の外に置き、以て相籠絡せば、囂且に謂はんとす、更始の始め我を尊び、而して終に我を忌む。今猶ほ是のごときなりと。奚ぞ以て身を委ねて而して相信せんや。文帝の尉佗に下るや、佗は、本、漢を戴くの心無し。之に下りて而して驕氣以て平かなり。囂と比す可き者に非ざるなり。疑を懷きて未だ決せず、而して又重ねて授くるに疑を以てす。慷慨論列すること馬援の如しと雖も、能く其猜伎を獨り無し。

【一】 通鑑卷四十一光武帝建武五年、平敵將軍龐萌、人と爲り、遜順なり。帝、之を信愛し、常に稱して曰はく、「以て六尺の孤を託し百里の命を寄す可き者は、龐萌是れなり」と。蓋延と共に董憲を撃たしむ。時に關書獨り延に下り、

【二】 文帝の南越王尉佗に下ること、通鑑卷十四文帝元年に載す。

【三】 猜伎は猜疑伎害なり。

【四】 永嘉は晉の懷帝の年號。靖康は宋の欽宗の年號。

上下相親しめば、天下の勢乃ち固し。故に三代の王者は、諸侯と臣民を争はず、國を立つること數百年、其の亡ぶるや、猶ほ天子の事を修め、守りて、其宗社を殄たす。漢は秦を承けて、侯を罷め守を置く。守は世守に非ず、而して臣民も亦迭、易はる。然れども郡吏の・守に於ける、君臣の義を引き、其忠貞を效し、死すれば則ち之に服し、官を免ずれば代りて之が爲めに恥ぢ、曲に其名を全くし、重く其孤幼を恤む。乃至、變、兵戎に起れば、死を以て之を衛る。楚郡の劉平が、龐萌の亂に遇ひ、太守孫萌の身上に伏し、號泣して、代らんと請ひ、身、七創を被り、血を傾けて以て萌に飲ますが如し。此類の如き者、東漢の世を盡くし、一にして足らず。蓋し吏の・守に於ける、其の相親しみて、貳せざるや、天子は、恩を活り勢に附くを以て疑と爲さず、廷臣は、固く朋黨を結ぶを以て非と爲さず。是を以て、上下親しみて、迭に相維繫し、以て天子に統べらる。故に盜賊興れども、黃巢・方臘の僭の如くなる能はず、夷狄競へども、永嘉・靖康の禍を成す能はず。三代の封建の遺意、郡縣に施す者、未だ

に會せよ」と。龐萌攻めて彭城を破り、將に楚郡の太守孫萌を殺さんとす。郡吏劉平、太守の身上に伏し、號泣して、其死に代らんと請ひ、身、七創を被る。龐萌、義として之を捨つ。太守、已に絶えて復た蘇り、渴して飲を求む。平、創の血を傾けて以て之に飲ましむ。此章は、劉平の事を論じ、漢の世には、郡守と郡吏の間に、君臣の義あり、其忠貞を效し、情義甚だ深き者あること、一にして足らず、是れ漢の絶えて復た興り、後世の及ばざる所なることを説くなり。

【一】 服は喪を服する也。

【二】 黃巢は通鑑唐紀に詳かなり。方臘は宋の亂賊。宋史卷四百六十八宦者童貫傳に附載す。

【三】 永嘉は晉の懷帝の年號。靖康は宋の欽宗の年號。

戮れざるなり。延きて後世に及びて、黨議興りて、惟だ人の離れざらんことを恐れ、告訢起りて、惟だ部民の其上を犯さざらんことを恐れ、將に以て臣民を解散して専ら天子を尊ばしめんとし、而して一たび離るれば復た合はす可からざるを知らず。惡んぞ能く一人を以て羈絡を清宮に爲り、而して徧く九州の風馬牛を糜がんや。民を導くに義を以てするも、而も民猶ほ公に背きに趨りて以て恩を忘れ、民を導くに親を以てするも、而も民猶ほ公に背きて以て瓦解す。之を如何ぞ更に獎むるに刻薄にして順を犯すの爲を以てせんや。三代以下、唯だ漢のみ絶えて而して復た興り、後世、及ばざるは、以あるかな。

(二) 言一たび發すれば收む可からず。習相沿へば革むる能はず。聖人出づる無ければ、則ち其の自ら已むを須ちて而して後に已む。班彪の隗囂に説き、竇融の志を決して以て光武に従ふ、皆符命を以て徴と爲す。彪と融と、亂世に處りて、而も身名以て全し。皆、所謂豪傑の士なり。然して據る所は此に在り。況んや其他の瑣瑣たる者をや。仲尼没し、七十子の徒、流風日に遠く、理を捨てて天を言ひ、而して天を窺ふに數を以てし、賢者も自ら拔く能はずして、疑信參はる。劉揚、龐參の識を造りて、以て衆を惑はし、張豐、尉石の讒を實

【一】 此章は符命圖讖の類の聖人の道に非ざることを論ずるなり。
 【二】 班彪が隗囂に説くこと、竇融が志を決して光武に従ふこと、竝に通鑑卷四十一建武五年に載す。
 【三】 羈絡は、馬のたづな、おもがい。清宮は朝廷をいふ。九州は支那の全土をいふ。風馬牛は牝牡相誘ふ馬牛。
 【四】 此章は符命圖讖の類の聖人の道に非ざることを論ずるなり。

として、以て自ら迷ふ。皆、之に縁りて以て亂を醸し、而して其身を亡ぼす。光武の明すら、且つ此に非ずんば以て天下を動かす無からんことを恐る。(三) 五行を刻畫し、六藝を割裂すること、二百餘

【三】 五行は木火土金水。

【四】 六藝は六經なり。

【五】 濂雒は濂溪の周敦頤、洛は洛陽の程頤・程頤。

【六】 三聖は伏羲・文王・周公なり。易は、伏羲・文王・周公の三聖の手に成るといふ。

【一】 通鑑卷四十一建武五年、融に璽書を賜ひて曰はく、「今、益州に公孫子陽有り、天に隗將軍有り、蜀漢相攻むるに方りて、權、將軍に在り。足を擧げて左右せば、便ち輕重有らん。此を以て之を言へば、相厚くせん」と欲すること、豈に量有らんや。遂に桓文を立て微國を輔げんと欲せば、

當に勉めて功業を卒ふべし。三分して鼎足し、連衡合従せんと欲せば、亦、宜しく時を以て定むべし。天下未だ并せず、吾と爾と、絶域にして、相呑むの國に非ず。今の議者に、必ず、任器が尉佗に教へて七郡を制せしめしの計有らん。王者は、土を分つ有れども、民を分つ無し。自ら己の事に適せんのみ」と。因つて融に授けて涼州の牧と爲す。璽書、河西に至る。河西皆驚き、以爲へらく、天子明かに萬里の外を見ると。此章は此事を論ずるなり。

之れ烈しきなり。孔子、周易を贊する以前、民、道を用ふるのみ。陰陽・剛柔・仁義の外、道無きなり。漢に至りて、乃ち道外の數有りて以て道を亂す。千年を更て、濂雒、其微を闡き、以て邪説を距ぐ。邵康節すら猶ほ其の陳搏・穆修に授けらるる者を以て、(六) 三聖の顯道を冒し、以て皇王の升降を測るは、君子の知る所に非ざるなり。其れ殆ど京房・夏賀良の餘燼、風に乘じて一煽する者か。

(二) 疑信相參はるの際、人、情を隠す有り、而して我も亦之と與に隠さば、則ち疑、終に釋けじ。豁然として其の疑ふ所を發し、而して之に示すに

信を以てせば、豈に測られざるの明威有らんや。共に見る可からざるの心無きのみ。竇融、河西に在り、疑を懷きて、決せず。事を好む者、且に尉佗の説を以て進めんとす。此れ融が秘して敢て以て告げざる所の者なり。光武、書を賜ひ、兩端を開きて以て之を撻發し、而して河西震服す。凡そ光武の羣雄を誦するは、胥此道なり。蓋し隠す所有りて、敢て宣べざる者は、人の知るを畏る。抑も、人、我を知ると雖も、能く我を禁する無からんと料るなり。更に相與に之を隠さば、則ち彼且に我の殺機を含みて以て暗に相制せんことを畏れんとす。不ずんば則ち其の己を疑へども己を如何ともする無しと謂はんなり。曉然として『予既に己に汝の必ず有るの情を知る。而も終に以て罪と爲さず。且つ亦、汝を禁じて然する無からしめず。而して吾、固に懼るる所無きなり』と曰はば、則ち相諒として以て恩を明かにし、而して姑く相隱忍するの情以て儒を示す無し。此れ權術の爲に非ざるなり。己に在るを待みて、而して人の相害せざるを幸とせず、洞然として合離得失の數を知り、仰ぎて之を天に聽せ、俯して之を人に任す。術なり、而して道、其中に在り。此れ光武の奇にして而も正に詭はざる者か。

- 【一】 誦は屈と通ず。
- 【二】 權術は權謀術數。
- 【三】 詭は違ふ也。
- 【四】 此章は、學士大夫より起りて終に大位に升りたる天子即ち光武帝、蜀漢の昭烈帝、梁の武帝を論するなり。

【一】 學士大夫に起り、經術を習ひ、終に大位に陞る者、三。光武なり、昭烈なり、梁の武帝なり。故に

其設施、英雄の、艸澤に起る者と、異なる有り。而して光武は遠し。昭烈は儒に習ひて、而も申韓に淫し、事變を歴て而して權術、其心を蕩かす。武侯、年少くして、勳業に急なり。是を以て刑名、之を亂す。梁武は篡ひて、而して反りて、學ぶ所を念ひ、名義、以て自ら容るる無し。已むを獲ずして、浮屠の法を聞き、心亡すれば罪滅すの旨有り、以て自ら覆ふ可し。故に託して以て自ら其惡を飾る。愚なり。然れども士大夫の、服を釋きて入りて見ゆる者、面に毀容無ければ、則ち終身、録せず。終に、大倫をして天下に絶滅せしむるに忍びず。人道猶ほ藉りて以て僅に存す。固に蕭道成の唯だ利を是れ尙ぶよりも愈れるなり。光武は則ち『其能を忘るる勿し』と謂ふ可し。天下未だ定まらず、戰爭方に亟しきに、汲汲然として古典に式り、禮樂を修め、寬以て居り、仁以て行ひ、而して學問を緣飾して以て其美を充たす。見龍の徳は、飛びて、舍かざるに在り。三代以下、盛治を稱する、焉に過ぐる有る莫し。故に曰はく、光武は遠しと。嗚呼、古には學ばざるの天子無く、後世には乃ち學ばざるの相臣有り。學ばざるの相臣を以て、艸澤の天子を輔く。治の古ならざるは、高帝より始まる。但に秦のみに非ざるなり。秦は以て亡び、而して漢は以て興る。亡ぶる者は後の戒と爲り、而

- 【二】 申韓は申不害・韓非子。戰國の時の刑名學者。
- 【三】 服は喪服なり。
- 【四】 毀容は毀瘠したる容貌。
- 【五】 録せずは、採用せざるなり。
- 【六】 蕭道成は南齊の高帝。
- 【七】 其能を忘るる勿し。論語子張篇に、「日に其の亡き所を知り、月に其の能くする所を忘るる無き、學を好むと謂ふ可きなるのみ」とあり。
- 【八】 見龍。周易乾卦九二に、「見龍、田に在り」とあり。九五に、「飛龍、天に在り」とあり。

して興る者は且に後の法と爲らんとす。人紀の存すること、亦難からずや。

○王元、隗囂に説き、隘に據りて自ら守り、以て四方の變を待たしむ。其の亡ぶるや、宜なり。天下方に亂れ、士は功名を立てんことを思ひ、而して民は肩を鋒刃より息めんことを思ふ。能く之が主と爲る者は、衆の待つ所なり。人方に我を待つ。而るに我、人を待たんや。待つは害の府なり。已む無くんば則ち儒生の、道術を懐きて以て時を需ちて行ふ者は、治を求むるの主を待つ。不ずんば則ち武夫の、方に剛なるの膂力を以て、效す所有らんと欲する者は、爲す有るの君を待つ。是兩者は待つ可きなり。若し夫れ非常の業を創めんと欲し、目は四海を營らす、心は萬民に周からず、力は以て羣策羣力を屈して之を御するに足らず、

【一】通鑑卷四十一建武五年に、囂の將王元以爲へらく、天下の成敗、未だ知る可からずと、心を内事に専らにするを願はず、囂に説きて曰はく、「昔、更始、西に都するや、四方響應し、天下喁喁として、之を太平と謂へり。一旦壞敗するや、將軍、幾ど屠く所無かりき。今、南に子陽有り、北に文伯有り、江湖海岱、王公十數なり。而るに儒生の説に牽かれ、千乗の基を棄て、危國に羈旅し、以て萬全を求めんと欲するは、此れ覆車の軌に循ふ者なり。今、天水は完富にして、士馬最も強し。元請ふ、一丸の泥を以て、大王

の爲めに、東して函谷關を封ぜん。此れ萬世の一時なり。若し計、此に及ばずんば、且く士馬を畜養し、隘に據りて自ら守り、日を曠しくして久しきを持し、以て四方の變を待たん。王たるを圖りて成らずとも、其敵は猶ほ以て霸たるに足らん。之を要するに、魚は淵を脱す可からず。神龍、勢を失へば、蚯蚓と同じ」と。囂、心に元の計を然りとし、子を遣りて入りて質とすと雖も、猶ほ其險隘を負み、方面を專制せんと欲す。此章は此事を論じ、これ滅亡の道なることを説くなり。

【二】營は謀り爲すなり。謀は天下に先だちて

清の首功を建つる能はず、乃ち端坐して苟くも安んじ、人の起るを待ちて而して其隙に投ずるは、待つ所の者にして我よりも賢ならば、則ち我且に首を俛れて制を受けんとし、待つ所の者、己と力を齊しくし、而して或は己に若かずんば、則ち幸に彼を制すと雖も、而も以て天下の心を服する無し。○鵝蚌漁人の術は、其れ猶ほ鼠の、夜を俟つがごときか。而して何を以て天下の雄と爲らんや。重兵を擁し、險地に據り、謀臣・武士も、亦以て用ふるに足り、但だ一人を待つ心のを立て、而して即ち己に自ら坐困の塗に處り、頸を延べて之を企て、仰ぎては天を窺ひ、俯しては地を視、海内を四顧して、其蓋起を幸ふは、亂人のみ。亂人は、未だ亡びざる者有らざるなり。

【三】鵝蚌漁人の術。戰國策に、趙、且に燕を伐たんとす。蘇代、燕の爲めに惠王に謂ひて曰はく、「今者、臣來るとき、易水を過ぐ。蚌方に出でて曝す。而して鵝、其肉を啄む。蚌、其喙を合はせて箝す。鵝曰はく、今日、雨ふらず、明日、雨ふらずんば、即ち死蚌有らんと。蚌曰はく、今日、出でず、明日、出でずんば、即ち死鵝有らんと。兩者、肯て相舎てず。漁者得て並に之を擒にす。今、趙、且に燕を伐たんとす。燕趙久しく相支へて、以て大衆を弊らさば、臣、強秦の・漁夫と爲らんことを恐るるなり」と。

【一】通鑑卷四十一建武五年に、是歲、詔して處士太原の

周黨・會稽の嚴光等を徵し、京師に至らしむ。黨、入りて見ゆるや、伏すれども謁せず、自ら陳ぶ、願はくは志す所を守らん」と。博士范滂奏して曰はく、「伏して見るに、太原の周黨、東海の王良、山陽の王成等、厚恩を蒙受し、使者三たび聘し、乃ち背て車に就く。帝廷に陛見するに及びて、黨は禮を以て屈せず、伏すれども謁せず、僂蹇として驕悍に、同時に俱に逝る。黨等、文は義を演ぶる能はず、武は君に死する能はず、華名を釣采し、三公の位を庶幾ふ。臣願はくは與に雲臺の下に坐し、國を圖るの道を考試せん。臣の言の如くならずんば、虛妄の罪に坐せん。而して敢て私に虚

(二) 嚴光の・光武に事へざるは、以て (三) 沮溺・丈人に視て尤も隘なり。沮溺・丈人は、道の行はれざるを知り、已むを獲ずして、君臣の義を廢する者なり。故に子曰はく、「隱者なり」とし。隱の・言たる、道を藏して自ら居り、而して藏す可き無き者に非ざるなり。光武、王莽の亂を定め、漢の正統を繼ぎ、禮樂を修め、古典に式る。其の或は未だ醇ならざるは、亦、賢者が道を以て之を (四) 贊襄するを待つ。而るに光は (五) 何ぞ視て滔滔の天下と爲して、亟かに之を違るか。倘し曾て帝と同じく學びしを以てして、之が臣と爲るを屑とせざるか。禹・皋陶何爲れぞ胥北面して堯に事へ、而して舜に臣たるに安んずるか。周黨の若き者は則ち愈々僻なり。召されて至り、三たび微せられて車に就き、僂蹇として伏して而も拜せず。忿驚の氣、君臣の禮法の下に

名を竊み、上に誇り高きを求むるは、皆、大不敬なり」と。書奏す。詔して曰はく、「古より、明王聖主には、必ず、賓せざるの士あり。伯夷・叔齊は、周の粟を食はず。太原の周黨は、朕の祿を受けず。亦各、志有り。其れ帛四十四を賜へ」と。之を罷む。帝少きとき、嚴光と同じく遊學す。位に即くに及びて、物色を以て之を訪ひ、齊國に得たり。累に微せられて乃ち至る。諫議大夫に拜す。肯て受けず。去りて富春の山中に耕釣し、壽を以て家に終る。王良は、後、沛郡の太守・大司徒の司直を歴。位に在りて恭儉に、布被瓦器、妻子は官舎に入らず。後、病を以て歸る。一歳

にして復た微せらる。滎陽に至り、疾篤く、道に進むに任へず。其友人に過る。友人、見るを肯せずして曰はく、「忠言奇謀有らずして、而も大位を取る。何ぞ其れ往來する」と屑屑として、煩はしきを憚らざるや」と。遂に之を拒む。良慙づ。自後、連に微せらるれども應ぜず。家に卒す。此章は嚴光・周黨・王良の三人を論ずるなり。
【一】 長沮・桀溺及び蓀を荷ふ丈人の事、竝に論語微子篇に出づ。
【二】 贊襄は君の徳を贊助して以て其治を成すを謂ふ。
【三】 滔滔の天下は、論語微子篇に、「滔滔たる者、天下皆是れなり」とあるに本づく。

施す。范升、其不敬を劾す。罪奚ぞ辭せん。(六) 黨、春秋の・讎を報ゆるの説を聞き、君にも非ず父の慘にも非ざるに、兵を稱げて以て人と相仇殺す。黨は其れ (七) 北宮黈の徒か。黈は固に諸侯を嚴る無し。黨も亦天子を嚴る無きなり。帛を賜ひて之を罷む。恥孰れかこれよりも甚だしからん。帝、覆載して以て之を容れ、而して黨、藐乎として小なり。王良、召に應じて祿を受く。殊猷無しと雖も、而も恭儉以て大位に居る。君子の道に於て、尙ほ・遠からず。故に君子なる者は、仕ふるを以て道と爲す者なり。□□盜賊に非ずんば、未だ匹夫を以てして天子に抗する者有らざるなり。(八) 范希文曰はく、「(九) 蠱の上九、子陵有り」と。其時に非ずして而も高きに憑りて以て尙しと爲すは、則ち之を (一〇) 首无きに比するのみ。惡んぞ法るに足らんや。

【五】 漢書周黨傳に、初め郷佐嘗て衆中にて黨を辱む。黨久しく之を懷ふ。後、春秋を讀み、復讐の義を聞き、便ち諱を極めて還り、郷佐と相聞し、期して鬪日を剋し、既に刃を交へて、黨、郷佐の傷つくる所と爲りて困頓す。郷佐、其義に服し、輿して歸りて之を養ふ。數日にして方に蘇る。既に悟りて去る。此より身を救し志を修む。州里、其高を稱す。
【六】 君にも非ず父の慘にも非ざるに。君の慘にも非ず、父の慘にも非ざるにとの意。
【七】 北宮黈。孟子公孫丑上篇に、「北宮黈が勇を養ふや、膚

持ます、目逃かす。一毫を以て人に挫めらるるを思ふこと、之を市朝に挫たるが若し。褐寬博にも受けず、亦、萬乗の君にも受けず。萬乗の君を刺すを視ること、榻夫を刺すが若し。嚴る諸侯無く、惡聲至れば、必ず之を反す」とあり。
【八】 范希文は宋の名臣范文正公。此語は、嚴先生祠堂記に出づ。
【九】 周易蠱卦上九の爻辭に、「王侯に事へず、其事を高尙にす」とあり。
【一〇】 首無し。周易乾卦用九に、「群龍を見るに首無し、吉」とあるに本づく。

(二) 來歙、隗囂に使用し、憤然として危激の辭を爲し、囂を質責し、之を刺さんと欲す。而れども囂、害を加ふる能はず。史に稱す、「歙、信義有り、言行、違はず、往來游説すること、皆、覆按す可し。故に西州の士大夫、敬愛して之を免れしむ」と。信義の・人に於けるは、大なる哉。士、紛争の世に處り、往來して命を傳へて、信義を失ふ者、二有り。而して亂人は與らず。説術に習ふ者は、以爲へらく、樸誠を雄猜狙詐の前に薦めば、則ち且に視て迂拙と爲して、而して誦せられんとす。巧を以て巧を駁し、辯を以て辯を駁すれば、機、不測に發し、而して以て人を動かし易しと。而して知らず、盡くる有るの慧、多方の詐に敵するは、固に勝たずして、適、其怒に逢ふを。又、或は胸に主無くして、

【一】 通鑑卷四十二光武帝建武六年、夏四月丙午、上、長安に行幸し、關陵に謁す。耿弇、蓋延等七將軍を遣はして、隴道より蜀を伐せしむ。先づ中郎將來歙をして、璽書を奉じて囂に賜ひ旨を諭さしむ。囂復た多く疑故を設け、事久しく猶豫して、決せず。歙、遂に憤を發し、囂を質責して曰はく、「國家、君が臧否を知り廢興を曉るを以て、故に手書を以て意を暢ぶ。足下、忠誠を推し、既に伯春を遣はして質を委す。而るに反つて佞惑の言を用ひて族滅の計を爲さんと欲するか」と。因つて前みて囂を刺さんと欲す。囂起ちて部に入り、兵を勒し、將に歙を殺さんとす。歙徐るに節に仗り、車に就きて去る。【二】 謂は屈と通ず。

みて之を守らしむ。囂の將王遵諫めて曰はく、「君叔、單車にて遠く使すと雖も、陛下の外兄なり。之を殺さば、漢に損無く、而して隨ふに族滅を以てせん。昔、宋、楚の使を執へ、遂に骸を析き子を易ふるの禍有りき。小國すら猶ほ辱む可からず。況んや萬乘の主に於て、重なるに伯春の命を以てするをや」と。歙、人と爲り、信義有り、言行、違はず、往來游説するに及ぶまで、皆、覆按す可し。西州の士大夫、皆、之を信重し、多く其の爲めに言ふ。故に免るを得て東に歸る。此章は此事を論じ、來歙を稱美し、而して士の往來して命を傳へて信義を失ふ者二類あることを説くなり。

物に眩する者は、兩雄相猜し、其中未だ測り易からざるなり。而して争ふ所、欲する所は、和すると戦ふと、合ふと離ると、兩端のみ。翁めんと欲し固く張り、薄く望を爲して而して厚く責を爲し、溢美溢惡の辭有り。乃ち定情無くして而して其誇説に驚き、因りて之を信じ、遂に與に之を傳ふ。而して固に・覆按す可からざるなり。則ち未だ欺く有らずして、欺く者多し。欺くこと已に露はれて、而して追悔するも及ぶ無きなり。是兩者は、信を失ひ義を失ひて、而して抑も憎を人に取る者多し。故に莊周は道を知る者に非ざれども、而も其の游説を言ふは、則ち盡くせり、【三】 『其溢詞を傳ふる勿くして、而して信義、以て失はざる可し』と。歙は其れ此に明かにして而して之を持すること固きか。【四】 虎の尾を履みて而も啞はれざるは、素にして以て往くのみ。

【三】 溢詞は溢美溢惡の辭。
 【四】 虎の尾を履む。人を啞はす。亨る」とあり。初九の爻辭に、「素履す。往くときは咎無し」とあるに本づく。素は文飾無きを謂ふ。其眞實を以てし、修飾を加へず、之を以て往くときは、簡易明白、人皆之を諒とす、故に咎無きなり。
 【一】 通鑑卷四十二光武帝建武六年、六月辛卯、詔して曰はく、「夫れ官を張り吏を置くは、民の爲めにする所以なり。今、百姓、難に遭ひ、戸口耗少す。而るに縣官吏職、置く所尙ほ繁し。其れ司隸州牧に令し、各、所部を實せしめ、吏員を省減し、縣國の・長吏を置くに足らざる者は、之を并せよ」と。是に於て、四百餘縣を并省し、吏職減損し、十に其一を置く。此章は此事を論じ、官吏の多きを要する時あり、少きを要する時あり、一概に論ずべからざることを説くなり。

(三) 官を建つるの法は、選舉と、用異にして體合す。之を言ふこと難きなり。官を省くは、將に以て民

を息めんとす。而して士の用を待つ者、進むに滞り、而して以て人を善に勸むる無し。省かざれば、則ち一行の士、自ら試みて以て交、才能を奨めらる可し。然して役多く民勞し、給らざるに苦しむ。且つや議論滋多く、文法滋繁く、責分かれて、權、一ならず。事に任ずる者難くして、事、牽制多く、以て疑ひ沮む。吏省きて法簡なれば、則ち墨吏暴人、權を擁して自ら恣にし、以て相察する無く、而して胥吏豪彊、避就して以て其姦を讎り易し。故に一興一廢、一繁一簡の際、之を言ふこと難きなり。天下、定理有りて、而して定法無し。定理とは人を知るのみ、民を安んずるのみ、賢を進め姦を遠ざくるのみ。定法無しとは、一興一廢一繁一簡の間、時に因りて、而して執る可からざるなり。亂の初めて息むや、士の功名に勸めざるを患へず、而して其の競ふを患ふ。一夫、技撃の能有り、一士、口舌刀筆の長有り、嘗て之を紛糾の際に試みるを以てして、效を讎るを幸ふ者踵を接す。而して又、多く與ふるに進取の塗を以てして、其心志を蕩かせば、則ち父母を捐て、墳墓を棄て、田疇を捨てて、以て冒進する者、息まず。唯だ官省きて、容れ難ければ、乃ち退きて靜處に安んじて、而して爵祿貴く、廉恥興る。且つや民、塾隘の餘に當り、安を偷みて以て自ら免るるの情勝つ。其の不軌を犯す有る者は、類ね皆暴横恣睢にして、惡顯

- 【一】一行の士は一つの才能あるの士なり。
- 【二】文法は法律なり。
- 【三】墨吏。食にして以て官を敗るを墨と曰ふこと、左傳に見ゆ。故に今、食汚の官吏を墨吏と謂ふ。
- 【四】胥吏は下級の官吏。
- 【五】執は固く執るなり。一方に執著すること。
- 【六】塾隘は羸瘦困苦するをいふ。左傳に、「民愁ふれば則ち塾隘す」とあり。

れて・見易し。不ざれば則ち疲敝亡頼にして、避就を知らざる者なり。未だ深姦奇巧にして、法に詭ひて、而も覺察するに難き者有るを容れず。則ち網疏に吏寡くして、而も之を治むるや餘有り。抑も百務艸創にして、而して姑く天下と以て休息す。擧がらざる有りと雖も、且く之を生遂の餘に俟つ可し。則ち郡縣闊遠にして、而して事、詳かならずと爲すも、正に以て甯からざるを緩んじ、而して之をして大に定まらしむ。此れ則ち官を省くの法善きなり。若し夫れ天下已に定まり、人、安きに席り、政教弛みて而して張るを待てば、斯時に於てや、士、詭りて政塗に出でて以て功名を俸するの路無く、温飽安居して、而して遂に進むを忘る。則ち衣冠の胄、俊秀の子も、亦且に志を庠序に墮りて、自ら農圃に限らんとす。多く之が員を爲し、廣く之が科を爲して、以て之を君子の塗に引掖するに非ざれば、則ち樸率の風、流れ(二)鄙倍と爲り、而して詩書禮樂、以て興るに足らず、方に起るの才、且つ彊暴にして、以て逞しくするに足らずして、而して匿れて巧詐を爲し、豪民日に以て磐固にして、而して法を玩びて自ら便にす。則ち百里一亭、千里一邑、長吏疏に、掾督缺くれば、耳目、窺まり易し。乃ち官、簡略に習ひて、而して事、日に以て積み、教化の詳かなる、(三)衣

- 【八】網は法網なり。
- 【九】政塗は、えだみち。正しからざる途をいふ。
- 【一〇】引掖は誘引する也。
- 【一一】鄙倍。鄙は鄙俗なり。倍は理に背くなり。論語泰伯篇に、「辭氣を出せば、斯に鄙俗に遠ざかる」とあり。
- 【一二】百里一亭千里一邑云々は、官吏を置くこと員數少きをいふ。
- 【一三】衣衾。周易既濟卦六四に、「濡るるときは衣衾あり、終日戒む」とあり。衾は敝衣なり。舟漏りて濡るとき、其隙を塞ぐに衣衾を以てすれば、幸に水を渡ることを得べし。衣衾を以て之を塞ぐとも、終日油斷なく警戒するを要す。

柳の備はる、官、給らざれば、以て民を齊しくする無く、事、夙からざれば、以て變を待つ無し。是れ則ち官を并せて以て選を慎めば、天下の才を盡くす能はず、吏を省きて以て民を息むれば、以て萬民を理むるの治無し。爵を吝み權を吝むの害は、豈に濫宄よりも淺からんや。故に曰はく、理には定まる有りて、而も法には定まる無く、其時に因るのみと。光武の建武六年、河北初めて定まり、江淮初めて平ぎ、關中初めて靖んじ、王莽の郡縣を割裂し、百官を改置せし苛細の後を承け、抑も、四海紛紜として蛇龍競ひ起るの餘、功名を徵幸するの情、人心に中りて、而して未だ滌ぎ易からざるに當りて、四百餘縣を并省し、吏職、減損して十に其一を置く。斯れ其時か、斯れ其時か、之を要するに不易の法に非ざるなり。

竇融の隗囂を責むるに、曰はく、「兵起りてより以來、城郭は皆邱墟と爲り、生民は溝壑に轉ず。天運少しく還る。而るに將軍復た其難を重ぬ。孤幼將に復た流離せんとす。之を言へば、酸鼻を爲す可し」と。仁人の言、其利溥きこと此の如きかな。人に兵を罷めて歸附せんことを

【一】通鑑卷四十二光武帝建武六年、融乃ち隗囂に書を與へて曰はく、「將軍、親しく厄會の際、國家不利の時に遇ひ、節を守りて、回らず、本朝に承事す。融等が、高義に欣服し、役に將軍に従はんと願ひし所以は、良に此が爲めなり。而るに忿情の間に、節を改め圖を易へ、成功を委て、就り難きを造さんとす。百年、之を累れ、一朝、之を毀つ。豈

に惜しからずや。殆ど事を執る者、功を貪り謀を建て、以て此に至りしならん。當今、西州は、地教局迫し、民兵離散し、以て人を輔け易く、以て自ら計を建て難し。若し道を失ひて、反らず、道を聞くとも猶ほ迷はば、南のかた子陽に合せずんば、則ち北のかた文伯に入らんのみ。夫れ虚交を待みて近敵を輕んじ、遠敵を恃みて近敵を輕んじ、遠

説くに、疆弱を以て論せば、我、疆に居らんに、孰か其弱に甘んせん。之を激せんのみ。天命を以て論せば、(三)天の視聽は民の視聽に自るに、民を置きて、言はずして、而して之を杳茫の符瑞に託せんには、妄人、僞作して以て衆を惑はすを難からずして、而して亂益、滋からん。唯だ融の、言を爲すや、此の如し。囂、聽く能はずと雖も、而も已に心に愴む。心愴みて而して氣奪はる。秦隴の民、之を聞かば、固に將に囂を怨みて、而して之が爲めに死するを樂しまざらんとす。漢の、戈を荷ひて以て趨き、糧を負ひて以て饋る者も、亦、上の、我を毒するを忍ぶに非ずして、禍、彼より發し、已むを容れざるを知らん。其利溥し。然して融の此言を爲すや、則ち是を以て囂を制するの柄と爲して、秦隴の心を離して囂を去らしめんとに非ざるなり。何を以て其の然るを知るか。融をして此を操りて以て術と爲さしめば、則ち之を言ふこと、是の如きの深切なる能はざらん。而して融、河西を全くして以て命を歸す。實に此言を踐みて、以て民を死より免れしむ。(三)徒言に非ざるなり。竇氏の裔は、漢と終始す。一念の永きは、百年の澤なり。

は、未だ其利を見ざるなり。兵起りてより以來、城郭は皆丘墟と爲り、生民は溝壑に轉ず。幸に天運少しく還るに賴る。而るに將軍復た其難を重ぬ。是れ積痼をして遂に瘳ゆるを得ず、幼孤をして將に復た流離せんとせしむ。之を言へば、酸鼻を爲す可し。庸人すら且つ猶ほ忍びず、況んや仁者をや。融聞く、忠を爲すは甚だ易く、宜しきを得るは實に難し。人を憂ふること太

だ過ぐれば、徳を以て怨を取ると。且に言を以て罪を獲んとするを知るなり」と。囂、納れず。此章は此事を論じ、融の言行の宜しきを得たるを稱美するなり。
【二】天の視聽云云。尙書泰誓に、「天の視るは、我が民の視るに自り、天の聽くは、我が民の聽くに自る」とあり。
【三】徒言は、但だ言ふのみにして實行せざること。

(三) 治の徹るるや、法に任じて、人に任せず。夫れ法は、豈に天子一人能く之を持して、以て徧く臣工を察せんや。勢且に仍ほ之を人に委ねて、而して之をして法を操らしめんとす。是に於て大臣を舍きて小臣に任じ、舊臣を舍きて新進に任じ、敦厚寛恕の士を舍きて、幸を徼め禍を樂しむの小人に任ず。其言、(三) 微無きに非ざるなり。其の法に於ける、(四) 相傳致せざるを患へざるなり。是に於てして國事大に亂る。江馮、司隸校尉をして三公を督察せしめんと請ひ、陳元、之を争ふ。光武、元に聽きて馮の邪説を黜く。治を知ると謂ふ可し。臣下の相容るるは、弊、自りて生ずる所なり。臣下の相許くは、害、自りて極まる所なり。馮の言の如く、陪隸、其君長を告げ、子弟、其父兄を誣へば、(五) 洵然として(三)

【一】 通鑑卷四十二光武帝建武七年、大司農江馮、上言す、「宜しく司隸校尉をして三公を督察せしむべし」と。司空の掾陳元、上疏して曰はく、「臣聞く、臣を師とする者は帝たり、臣を賓とする者は、霸王たり。故に武王は太公を以て師と爲し、齊桓は夷吾を以て仲父と爲す。近きは則ち高帝は相國の禮を優にし、太宗は宰相の權を假せり。亡新王莽に及びては、漢中ごろ衰ふるに遭ひ、専ら國柄を操り、以て天下を偷み、己に況べて自ら喻へ、群臣を信ぜず、公輔の任を奪ひ、宰相の威を損し、刺擧を以て明と爲し、激許を直と爲し、乃ち陪隸、其君長を告げ、子弟、其父兄を變するに至る。罔密に法峻しくして、大臣、手足を描く所

無し。然れども董忠の謀を禁する能はず、身、世の戮と爲れり。方今、四海尙ほ擾れ、天下未だ一ならず、百姓觀聽し、咸、耳目を張る。陛下、宜しく文武の聖典を修め、祖宗の遺徳を襲ぎ、心を勞して士に下り、節を屈して賢を待つべし。誠に宜しく公輔を司察するの名有らしむべからず」と。帝、之に従ふ。此章は此事を論するなり。
【二】 臣工は臣下百官なり。
【三】 微は微賧なり。
【四】 傳致は傳會して法に致すなり。
【五】 洵然は、まことに。
【六】 三綱は君臣、父子、夫婦の三つのあひだから。君は臣の綱たり、父は子の綱たり、夫は婦の綱たり。

綱淪み、(三) 五典戮れん。其の亡びざるや幾何ぞや。大臣は、日に坐して天子の側を論する者なり。人を用ひ、政を行ふの得失、天子日に與に(三) 酬辨す。而るに奚ぞ知らざるを患へん。然して之を疑ふや、故有り。則ち天子、政を親らせずして、大臣を疏遠にし、日に前に進むを得ざらしむ。是に於て、大臣、復た天子の命を待つ能はずして、自ら其意を行ふ。天子既に疏遠にして、而して知るに及ばざる有り。猶ほ鬼魅を畏るる者の、暗を畏るるがごときなり。且つ以て大臣の必ず姦を爲さざるを保する無くして、而して督察遂に已むを容れず。(三) 媚疾苛覈の小人、乃ち以て國政を撓して、而して上下の心を離す。其の許く所の者、未だ嘗て中らずんばあらざるなり。勢遂に下移して、止む可からず。藉令天子、坐論の禮を修め、内朝外朝の間を勤め、互に相諮訪して、以て大政の疑を析たば、大臣日に(三) 黼屨に侍し、隙の以て下比して黨を固むる無からん。則ち臺諫の設、上は以て君徳の愆を糾し、下は以て萬方の(三) 隱を達せん。初め、委ぬるに毛鷲攻撃の爲を以てせず。然して面のあたり欺き命を擅にするの愚、大臣、固に敢て遅しくせざる所有り。又焉んぞ督察を用ふるを爲さんや。況んや大臣は、一旦にして諸を上位に加ふるに非ざるなり。天子、政を親らすれば、則ち其の侍従を

【七】 五典は五つの常道。父子、親有り、君臣、義有り、夫婦、別有り、長幼、序有り、朋友、信有り、是なり。一説に、父は義、母は慈、兄は友、弟は恭、子は孝なるを五典と爲す。
【八】 酬辨は應答論辨する也。
【九】 媚疾は猜忌嫉妬する也。苛覈は苛刻なり。
【一〇】 黼屨は斧を畫きたる屏風なり。朝廷の天子の位に之を設く。尙書顧命に、「狄、黼屨を設く」とあり。
【一一】 隱は窮困なり。

爲す者は、日に之と親しみ、其の方面に任ずる者は、其の實に試みるの機能を以て、之を殿最に
 験して、而して延きて之を訪ふ。則ち之を擇ぶこと已に夙くして、豈に既に公輔に登るの後を待たん
 や。唯だ怠りて以て政を廢し、驕りて以て人に傲れば、則ち大臣の得失、審かならず。是に於て
 糾虔の法を恃み、以て勞せずして治むと爲すな
 り。是に於て法密にして而して心離れ、小人進
 みて而して君子危く、(四)挽く可からざるなり。

(一) 亂に乗じて以て兵を起す者は、類ね其死を得
 ず。而るに隗囂獨り首領を保ちて以て終る。囂
 の爲す所は、蓋し陰陽の忌を犯して、天下の怨
 を深くする者に非ず。亦宜ならずや。(三)藉し其
 子純、叛きて以て逃げざりせば、其家を世に
 すと雖も可なり。囂の漢に事ふるを終へざる
 所以の者は、更始の敗に懲り、而して以て之を失はんことを
 何ぞ容易ならんや。則ち固に、慎まざる容からず。(四)慎みて而して過ぐれば、遂に意を成す。是に於

【一】殿最は成績の優劣の等級
 なり。
 【二】糾虔は嚴重に督察するな
 り。
 【三】挽く挽回する也。
 【四】通鑑卷四十二光武帝建武
 九年、隗囂病み且つ餓え、糗
 糒を餐し、悲憤して卒す。此
 章は、亂に乗じて以て兵を起
 す者は、おほむね其死を得ざ
 るに、隗囂のみ首領を保ちて
 以て終りし所以を論するな
 り。

冬十月、來歙、諸將と與に、
 攻めて落門を破る。周宗・行
 巡・荀宇・趙恢等、陳純を將あ
 て降る。王元、蜀に奔る。諸
 陳を京師以東に徙す。後、陳
 純、賓客と與に、亡げて胡に
 入り、武威に至る。捕へ得て
 之を誅す。
 【三】意は畏懼する也。
 【四】慎みて云云。慎むは善き
 事なれども、慎むこと餘りに
 過ぐるときは、畏懼するに至
 るをいふ。

てして家を毀り漢を存するの心、固く守る能はずして、而して逆を成す。然れども兵、隔を越えずし
 て、毒未だ天下に及ばず。鄭興・馬援・申屠剛、之を去れども留めず、來歙、之を刺せども殺さず。隠
 然として、名義の其心に在りて忘れざる有り。
 其の公孫述・張步・董憲の流に異なること遠し。
 惜しい哉、其の教を寶融に奉せざるのみ。卑屈
 して公孫述に臣たるは、則ち勢感まりて而し
 て無聊なるの爲なり。其の怙終にして、光武
 の招を聴かざるは、則ち馬・寶に媿ぢ、而し
 て其の夙からざるを笑はんことを恐るればな
 り。惹れて而して愚を成し、而も固に戕忍詭
 隨の爲に安んぜず。乃ち以て其死を善くして、
 而して顯戮に免る。(一)天維れ顯かなり。自ら求
 め自ら取るの謂なり。

【一】怙終。怙は恃む有るを謂
 ふ。終は再び犯すをいふ。尙
 書舜典に、「怙終は賊刑す」と
 あり。
 【二】馬は馬援、寶は寶融なり。
 【三】戕忍は戕賊殘忍なり。詭
 隨は是非を顧みずして妄に人
 に隨ふなり。
 【四】天維れ顯かなり。詩周頌
 敬之篇に、「之を敬せよ之を敬
 せよ、天維れ顯かなり。命は
 易からざるかな。高高として
 上に在りて曰ふ無かれ。厥の
 士を降降し、日に監みて茲に
 在り」とあり。

【一】此章は、將帥たるの才有
 り、兼れて治道に明かなる者
 は、古今に少きに、光武帝は
 獨り多く、將相の才を兼ねた
 る臣を得たることを論するな
 り。
 【二】通鑑卷四十二光武帝建武
 十二年、蜀人、刺客をして歙
 を刺さしむ。未だ殊せず、馳
 せて蓋延を召す。延、歙を見、
 因つて伏して悲哀し、仰ぎ視
 る能はず。歙、延を叱して曰は
 く、「虎牙、何ぞ敢て然る。今、
 使者、刺客に中り、以て國に
 報ゆる無し。故に巨卿を呼び、
 相屬するに軍事を以てせんと
 欲す。而るに反つて兒女子の
 涕泣するに效ふや。刃、身に
 在りと雖も、兵を勒して公を
 斬る能はざらんや」と。延、涕
 を收めて強めて起き、誠むる
 所を受く。歙自ら表を書して
 曰はく、「臣、夜、人定まりて

者は、古今に鮮し。而るに光武獨り多く之を得たり。(三)來歙刺傷せらるるや、遺表を(三)口占し、軍事に及ばず、而して亟かに段襄を薦めて曰はく、「國を理むるは、賢を得るを以て本と爲す」と。此れ豈に武臣の及ぶ所ならんや。歙や、祭遵や、寇恂や、吳漢や、皆、出でては能吏と爲る可く、入りては大臣と爲る可き者なり。然るに光武、終に將帥に任ずるに宰輔を以てせず。諸將も亦各(四)棘輪に安んじて、(三)鼎鉉に與るを欲せず。嗚呼、意、深遠なるかな。故に三代以下、君臣交、其美を盡すは、唯だ東漢を盛なりと爲す。

(二)苟くも治を欲するの君たれば、其臣の敢言するを樂しむ者有り。而るに敢言するの士、數進まず。徒に上能く之を容るる無きのみ非ざるなり。言出でて君怒る。怒は踵を旋らして、息む可し。左右

後、何人かの賊傷する所と爲り、臣の要害に中る。臣、敢て自ら惜まず。誠に恨むらくは職を奉ずること稱はず、以て朝廷の羞を爲せるな。夫れ國を理むるは、賢を得るを以て本と爲す。太中大夫段襄は、骨鯁にして任す可し。願はくは陛下、裁察せよ。又、臣の兄弟は不肖なり。終に恐らくは罪を被らん。陛下、哀憐して、數、教督を賜へしと。筆を投じ、刃を抽きて絶ゆ。

有りとあり。棘輪に安んずとは、武臣たるに安んずるをいふ。
【五】鼎鉉。三公の職をいふ。鉉は鼎の耳に貫きて提げるやうにしたるもの。かなへのみみづる。
【一】通鑑卷四十二光武帝建武十一年、郭伋、并州の牧と爲り、京師を過ぐ。帝問ふに得失を以てす。伋曰はく、「衆職を選補するには、當に天下の賢俊を簡ぶべし。宜しく専ら南陽の人を用ふべからず」と。是時、位に在るもの、郷曲の故舊多し。故に伋の言、之に及ぶ。此章は此事を論じ、光武帝の君臣の能く敢言する者を容るるを稱美するなり。

大臣、爲めに間に居りて之を解くを得ば、藉ひ其の終まで怒り釋けず、乃ち直臣を以てして暴君に觸れ、貶竄誅死すとも、義、以て自ら安んじ且つ自ら伸ぶ可きなり。唯だ上の怒は、已む時有れども、(三)旁に在るの怨、息まず、間に乘じて進み毀り、且に小過を翹げて以て人の名節を敗らんとす。則ち身と名と俱に喪び、子孫・族黨・交遊に逮及して、皆其禍を受く。則ち骨鯁の臣有りと雖も、亦、遲回して一言を恠む。故に能く敢言する者を容るるは難きに非ずして、能く敢言する者を安んずるは難しと爲すなり。(三)光武、支庶の餘を以て、南陽に起り、其人士と與に、周旋辛苦し、百戰して以て天下を定む。其の専ら南陽の人を用ひて、天下の賢俊を失ふは、私なりと雖も、而も抑も故舊を忘れざるの道なり。且つ南陽の將吏は、功成り爵定まり、亦未だ驕倨侈汰して、以て大法を亂るを聞かず。夫れ豈に必ずしも斥遠して之を防制せんや。乃ち郭伋は疏遠の臣を以て、外、州郡に任じ、慷慨して談じ、避忌する所無く、曰はく、「當に天下の賢俊を簡ぶべし。宜しく専ら南陽の故舊を用ふべからず」と。孤立して(四)赫奔の閔閔を懼れず、以て廷に昌言す。然して帝、怒らざるなり。且つ鄧禹より以降、助貴、廷に盈ち、未だ之を忿疾する者有らず。伋、固に、早く其の畏るるに足らざるを知り、而して之を言ひて尤無し。誠に是の若くば、士惡んぞ言はざる有らんや。言惡んぞ敢てせざる有らんや。諸將の賢なるや、帝、以て之を鎮撫する

(二)旁に在るの怨とは、左右大臣が敢言者を怨むをいふ。
【三】光武は長沙定王發の六世の孫にして、南陽の白水郷に起る。
【四】赫奔は威勢の盛なる貌。閔閔は門閔歴なり。

有るなり。遠臣に奨むるに、忠鯁を以てし、而して近臣を公坦に化す。帝の恩威、是に於てして、及ぶ可からず。宋祖、不平を趙普に懷き、而も雷德驥猶ほ鼎鑪を以て責めらる。曲折して以て直臣を

全くすれども、而も天子、其意を行ふ能はず。

倂、之を言ふや、適然たり。帝、之を聴くや、適然たり。南陽の助舊、之を聞くや、適然たり。

嗚呼、是れ之を三代以下に望む可けんや。

建武十二年、天下已に定まり、未だ下らざる所の者は、公孫述のみ。三方競ひ進み、之を成都に感む。述、糧日に乏しく、氣日に衰へ、人心日に離る。王元

【五】 忠鯁は忠誠剛直なり。
【六】 宋の太祖、趙普を寵待すること左右の手の如し。御史中丞雷德驥、「普、強ひて人の田宅を市ひ、財賄を聚斂す」と劾奏す。上怒りて之を叱して曰く、「鼎鑪にすら尙ほ耳あり。汝、趙普は吾の社稷の臣なるを聞かずや」と。左右に命じて庭に曳くこと數匝せしめ、徐ろに復た冠せしめ、召して殿に升らしめて曰く、「今後、宜しく爾るべからず。且く汝を赦さん。外人をして知らしむる勿れ」と。

但だ堅く成都に據り、其の來り攻むるを待ち、與に鋒を争ふ勿かれ。若し敢て來らざるば、公、營を轉じて之に迫り、其力疲るるを須ち、乃ち撃つ可きなり」と。漢、利に乗じ、遂に自ら歩騎二萬を將ゐ、進みて成都に逼り、城を去ること十餘里、江北の營を阻み、浮橋を作り、副將武威將軍劉尚をして、萬餘人を將ゐて江南に屯し、營を爲らしむ。相去ること二十餘里。帝、之を聞き、大に驚き、漢を讓めて曰く、「比、公に救すること、千餘萬端なりき。何ぞ意はん、事に臨みて勃亂せんとは。既に敵を輕んじて深く入り、又、尙と營を別つ。事、

緩急有らば、復た相及ばざらん。賊若し兵を出して公を綴め、大衆を以て尙を攻めんには、尙破れば、公即ち敗れん。幸に他無くば、急に兵を引きて成都に還れ」と。詔書未だ到らず。九月、述果して其大司徒謝豐、執金吾袁吉をして、衆十餘萬を將ゐ、分ちて二十餘營と爲し、出でて漢を攻めしめ、別將をして萬餘人を將ゐて劉尚を劫さしめ、相救ふを得ざらしむ。漢、與に大に戦ふこと一日、兵敗れ、走りて壁に入る。此章は、此事を論じ、吳漢が敗れし所以及び光武が之を千里の外に料りて違はざる所以を説くなり。

ら且つ述に負きて我に歸す。此れ其れ師を勞し亟かに戰ふを庸ふる勿くして、坐して收む可きや、(三)較然たり。其の死を致すの心の微幸して猶ほ一たび逞しくせんことを圖るに觸れば、未だ當り易からざるなり。吳漢、成都に逼りて敗を取るは、必

然の勢なり。光武、之を千里の外に料りて、爽はざるは、不測の智有るに非ざるなり。其の大なる者を知るのみ。故に善く勢を審かにする者は、彼と我とを取りて之を心目の外に置き、

然る後に籠擧して之を規恢すれば、則ち細微の變をも必ず察す。耳目、見る可きの形に驚せ、

而して内、其心を生ずれば、則ち智、事中に役せられ、而して變、意外に生ず。詩に云ふ、(四)

『頽より出でず』と。頽より出づる者は、其明哲、以て加ふる無し。(五) 昆陽の尋邑を拒ぎ、邯鄲の王郎に蹙るや、光武固に嘗て亟かに戦ふを以て之を得たり。彼は一時なり。吳漢、之に效

後漢光武

【一】 較然とは明かなる貌。
【二】 規恢は謀りて大にするなり。
【三】 頽より出でず。詩小雅無將大車篇の語。頽は耿と同じ。小明なり。小明の外に出でず、見る所の小なるをいふ。
【四】 光武が昆陽にて王尋・王邑を破ること、通鑑卷三十九淮南陽王更始元年に載す。邯鄲にて王郎に蹙ること、更始二年に載す。
【五】 公孫述、廣漢の李業を徵して博士と爲さんとす。業、固く病と稱して起たず。述、致す能はざるを羞ぢ、大鴻臚尹融をして詔命を奉じて以て業を劫さしむ、「若し起たば、則ち公侯の位を受けん。起たずんば、賜ふに毒酒を以てせ

ん」と。融、旨を嘗す。業乃ち歎じて曰く、「古人は、危邦には入らず、亂邦には居らず。此が爲めの故なり。君子は危きを見て命を授く。何ぞ乃ち誘ふに高位重餌を以てするや」と。遂に毒を飲みて死す。述、又、巴郡の譙玄を聘す。玄、詣らず。亦、使者を遣はし、毒藥を以て之を劫す。太守自ら玄の廬に詣り、之に行かんことを勸む。玄曰く、「志を保ち高きを全くせば、死すとも亦奚ぞ恨みん」と。遂に毒藥を受く。玄の子瑛、泣血して太守に叩頭し、「願はくは家錢千萬を奉じ、以て父の死を贖はん」と。太守爲めに請ふ。述、之を許す。述、又、蜀郡の王皓・王嘉を徵す。其

へば、惡んぞ敗れざるを得ん。

(二) 公孫述の廷は、仕ふ可からざるなり。然りと雖も述は王莽の比に非ざるなり。已むを得ずんば、姑く與に周旋して、以て時を待つも、亦可ならずや。李業・王皓・王嘉、遽に死を以て之に殉ずるは、過ぎたり。述の初めて蜀に據るや、猶ほ未だ帝と稱せず、威も亦未だ淫せざるなり。其割據の雄心を察し、相汚陷せんことを慮らば、夫れ豈に自ら全くするの術無からんや。乃ち田里家室の中に、因循し、事至りて、餘地の・危亂の邦に居る無く、道の以て害に遠ざかる無く、溺るるを畏れて先づ自ら淵に投ず。

の至らざらんことを恐れ、先づ其妻子を繋ぐ。使者、嘉に謂ひて曰はく、「速かに装せよ。妻子、全かる可し」と。對へて曰はく、「大馬すら猶ほ主を識る。況んや人に於てをや」と。王皓先づ自刎し、首を以て使者に示す。述怒り、遂に皓の家屬を誅す。王嘉聞きて嘆じて曰はく、「之に後れたるかな」と。乃ち使者に對し、劍に伏して死す。事は通鑑卷四十三光武帝建武十二年に詳かなり。此章は此四人を論ずるなり。

【三】 因循は舊習を守りて改めざるなり。ぐづぐづすること。【四】 石よりも介にして幾を見る。周易繫辭傳に、「幾を知るは其れ神か。君子は上交して詔はず、下交して瀆れず。其れ幾を知るか。幾は動の微にして、吉の先づ見はるる者なり。君子は幾を見て作つ。日を終ふるを俟たず。易に曰はく、石よりも介なり。日を終へず。貞しくして吉なり」と。介なること石の如し。寧ぞ日を終ふるを用ひんや。斷なること識る可し」とあり。

【五】 謙元は謙女なり。【六】 負ひ且つ乗り寇の至るを致す。周易解卦六三の爻辭。石よりも介にして幾を見る者は、此の若くならん可し。亂世に處りて而して財多きは、辱人の至るを致す者か。哀平の季、廉恥の道

喪び、一變して激して甲詭と爲る。蜀人尤も甚だし。匹夫匹婦の諒、惡んぞ龔勝と與に其孤芳を繋るに足らんや。

(三) 晉の平公、其臣の競ふを喜び、而して師曠、其の君たらざるを譏る。人の君たる者、其臣の競ふを欲するは、以て人の父たる者の。其子の争ふを利とするに異なる無きなり。光武の・任延に詔するに、曰はく、「善く上官に事へよ。名譽を失ふ勿かれ」と。其言、人に君たるの道を失ふが若くにして、而も意自ら深し。延曰はく、「忠臣は和せず、

【七】 甲詭。甲は晉テキ、至る也。詭は異なるなり。至つて奇異なるをいふ。莊子に、「丘や、女と皆夢なり。予、女を夢と謂ふも亦夢なり。是の其言や、其名を甲詭と爲す」とあり。

下雷同するは、陛下の福に非ず。善く上官に事へよとは、臣、敢て詔を奉ぜず」と。帝歎息して曰はく、「卿の言、是なり」と。此章は此事を論ずるなり。晉の平公云云。左傳襄公二十六年、春、秦伯の弟鍼、晉に如きて成を修む。叔向、命じて行人子員を召す。行人子員曰はく、「朱や御に當れり」と。三たび云ふ。叔向、應へず。子朱怒りて曰はく、「班爵同じきに、何を以て朱を朝に黜くる」と。劍を撫して之に従ふ。叔向曰はく、「秦、晉、和せざること久し。今日の事、幸にして集らば、晉國、

之に頼らん。集らすんば、三軍、骨を暴さん。子員は二國の言を道ひて私無し。子は常に之を易くす。姦以て君に事ふる者は、吾が能く御ぐ所なり」と。朱、衣を拂ひて之に従ふ。人、之を救ふ。平公曰はく、「晉其れ庶からんか。吾が臣の争ふ所の者大なり」と。師曠曰はく、「公室懼らくは卑しからん。臣、心に競はずして力に争ひ、徳を務めずして争ひて善とす。私欲已だ侈れり。能く卑しきこと無からんや」と。

和臣は忠ならず。上下雷同するは、陛下の福に非ず」と。(考異に曰はく、延の傳に、「忠臣は私せず、私臣は忠ならず、又、上の語と相應す。今之に従ふ。)

然らば則ち尊卑陵夷し、相矯め相訐きて、以て訟獄を興して、而して事を成すを沮むは、抑も豈に天子の福なるか。夫れ上官をして正を履みて而して公に奉せしむるを欲するや、但だ其人を擇びて而して之に任ず。夫れ既に上位に居らしめ、天子、能く諸を道に納れて而して其進退を制する無くして、乃ち下吏の驛戾にして以て其過を翹げて異同を爲すを恃む。是に於てか、相勸むるに傲を以てす。而して事の廢興、民の利病、法の輕重、人、之を操りて以て其意を行ふを得。其の究まるや、下吏、上官に抗し、而して庶民、下吏に抗し、怨讟生じ、飛語興り、毀譽、恆無く、訟獄叢起す。天子、亦、何を恃みて以て天下を齊しくし、綱をして綱に在り。條有りて紊れざらしめんか。陰陽の氣、和せざれば、則ち災沴生ず。臣民の心、和せざれば、則ち兵戎起る。共驩、舜禹に和せず、管蔡、周召に和せず、是の如くにして、以て忠臣と爲す可きか。光武歎息して曰はく、「卿の言、是なり」と。延の説の搖かす所と爲るか、抑も姑く其一節の亢直を取るを以てして、善く其和衷を成すか。以て治理の定論と爲すは則ち非なり。

- 【一】驛戾は愚にして悖戾なり。
- 【二】共驩は共工と驩兜と也。事は尙書堯典舜典に載す。
- 【三】管蔡は管叔鮮と蔡叔度となり。周召は周公旦と召公奭となり。

道は直に器には非ざるなり。而れども器に非ざれば、則ち道、麗りて以て行はるる所無し。故に能く先王の道を守る者は、君子の。效法してこれを師とする所の者なり。能く道の器を守る者は、君子の。登進してこれに資る所の者なり。王莽の亂に、法物凋喪し、公孫述、寶寶然として亟かに之を修む。其の平ぐや、益州、其瞽師・樂器・葆車・輿輦を傳送す。漢廷始めて西京の盛に復す。此に於て之を言へば、述は未だ盡く賤す可からざるなり。述の起るや、亂賊に非ず。其の漢に於けるや、抑も隗囂の已に北面して又叛くが若きに非ざるなり。一隅の地に於て、禮樂を殘缺に存し、法物を備へて以て等威を昭かにす。李業・費貽・王皓・王嘉、何爲れを視ること戎狄亂賊の若くにして、而して拒むに死を以てするや。述よりして言へば、天下を定むるの略無く、天下を安んずるの功無く、其器を飾り、其道に憫く、其末に徇ひ、其本を忘れ、坐して以て亡ぶを待つは、則ち誠に愚なり。天下よりして言へば、智名・勇功に羣がり競ひ、幾ど、爪を負み角を

- 【一】通鑑卷四十三光武帝建武十三年、益州、公孫述の瞽師、郊廟の樂器、葆車・輿輦を傳送す。是に於て法物始めて備はる。時に兵革既に息み、天下、事少し。文書調役、務めて簡寡に従ひ、乃ち十に一を存するに至る。此章は此事を論じ、公孫述が文物を備ふるの功の没す可からざるを説くなり。
- 【二】效法は、ならひ、のつとる。
- 【三】法物は禮儀に用ふる器具。
- 【四】寶寶然ば恭しき貌。莊子に、「彼何ぞ寶寶として以て子を學ぶを爲す」とあり。
- 【五】等威は等級なり。左傳に「賤に等威有り」とあり、注に「威に差等有り」とあり。
- 【六】李業・王皓・王嘉の事は前に注す。費貽は、通鑑卷四十三建武十二年に、「隗爲の費貽、述に仕ふるを肯ぜず、身に漆ぬりて類と爲り、陽り狂して以て之を避く」とあり。
- 【七】爪を負み角を載く者は禽獸をいふ。

戴く者と、其競鬪を同じくするに、則ち述は什一を千百に存し、後王をして考ふる所有りて、而して資りて以て一代の治理を成さしむ。功無しと謂ふ可からざるなり。馬援は僞儻の士なり。述を斥けて井蛙と爲す。後世、援の述を鄙しむに因りて、而して幾ど孟知祥・王建と齒せしむるは、亦誣ひずや。漢道中ごろ圯れ、而して述、文物を儲へて以て光武を待ち、五代塗炭し、而して李氏、文藝を儲へて以て宋の太宗を待つ。功、俱に未だ没す可からざるなり。宋、汴梁を失ひて、而して鐘律遂に亡び、乃者南都陥りて、而して渾儀遂に毀る。當世にして公孫述あらしむるや、李・費・二王の、徑徑として以て之を拒むを執る勿かる可きなり。

【八】 競鬪は、きそひ怒る也。
【九】 馬援が公孫述を評して、「子陽は井中の蛙なるのみ」と曰へること、通鑑卷四十一建武四年に載す。
【一〇】 孟知祥は五代の時の後蜀の主、邢州の人、後唐の莊宗の時、西川節度使と爲り、蜀王に封ぜられ、後、帝と稱す。王建は五代の時の前蜀の開創の主、字は光圖、舞陽の人。唐の僖宗の時、帝に從ひて蜀に入り、遂に節度使と爲る。昭宗の末年、封ぜられて蜀王と爲る。梁、唐を滅ぼすや、

因つて自立して蜀帝と爲る。
【二】 李氏は五代の時の南唐をいふ。
【三】 南都は明の南京、即ち金陵。渾儀は渾天儀。
【四】 徑徑は小石の堅確なる貌、淺見にして固執するに喩ふるなり。
【五】 通鑑卷四十三光武帝建武十四年、太中大夫梁統上疏して曰はく、「臣竊に見るに、元帝の初元五年、殊死の刑三十四事を軽くし、哀帝の建平元年、殊死の刑八十一事を軽くし、其四十二事は、手づから人

を殺せる者、死一等を減す。是よりの後、著はして常準と爲す。故に人、法を犯すを輕んじ、吏、人を殺すを易んす。臣聞く、君の道を立つる、仁義を主と爲すと。仁は人を愛し、義は理を正しくす。人を愛するは殘を除くを以て務と爲し、理を正しくするは亂を去るを以て心と爲す。刑罰は衷に在り、輕きを取無し。高帝、命を受け、令を約し律を定む。誠に其の宜しきを得たり。文帝は、唯だ肉刑と相坐するの法とを除き、自餘

人を殺す者は死す。其情を察するを待つ無くして、之を壹にするに上刑を以てす。蓋し天下方に亂れ、民、鋒刃に狎れ、讎を挟み利を争ひて以て相殺す者、卒に弭む可からず。之を壹にするに死を以てし、而して覆勸を容るる無し。法を約すること寛にして、而も獨り此に於て必ず嚴にするは、以て殺を止むるなり。王嘉、元哀の世に當りて、殊死の刑百一十五事を軽くし、其四十二事は、手づから人を殺せる者、死一等を減す。建武中、梁統、其の輕きを惡み、舊章の如くせんと請ふ。甚だしいかな、刑の言ひ難きや。人を殺すは一なり。而れども縲りて之を殺す所の者は異なり。怨を積み、毒を深くし、貪を懷き、勢を競ひ、便利に乗じて之を殺す者有り。兩つながら敵を相爲し、一彼一此、我、彼を殺すに非ずんば、

は皆率れ舊章に由れり。哀平の、體を繼ぐに至りて、位に即きて日淺く、聽斷尙ほ寡きとき、丞相王嘉、輕しく穿鑿を爲し、先帝の舊約成律を廢除すること、數年の間に、百有餘事なりき。或は理に便ならず、或は民心を厭せず。謹みて其の尤も體に害ある者を表して、左に傳奏す。願はくは陛下、有司に宣詔し、詳かに其善を擇び、不易の典を定めんことを」と。事、公卿に下さる。光祿勳杜林奏して曰はく、「大漢初めて興るや、苛政を蠲除し、海内歡欣す。其

後に至るに及びて、漸く以て滋、章かなり。果桃菜茹の饋も、集めて以て賦を成し、小事の義に妨無きをも、以て大戮と爲し、法も禁する能はず。令も止むる能はざるに至り、上下相通れ、敵を爲すこと彌、深し。臣愚以爲へらく、宜しく舊制の如くすべし。翻移すべからず」と。統復た上言して曰はく、「臣が奏する所は、刑を嚴にせよと曰ふに非ず。經に曰はく、愛に百姓を制する、刑の衷に于てすと。衷の言たるや、輕からず重からざるの謂なり。高祖より孝

【一】 法三章を約すること、通鑑卷九漢高祖元年に載す。
【二】 上刑は死刑をいふ。
【三】 覆勸は一旦調査したる事件を再び調査すること。
【四】 毒は怨恨なり。

則ち彼、我を殺さんとき、偶勝ちて之を殺す者有り。一朝の忿に、殺心無しと雖も、拳勇餘有り、要害偶中りて、遂に殺を成す者有り。斯三者は、情を原ねて罪を定むるに、豈に之を槩して殊なる無かる可けんや。然れども之が法を爲して、『其の自りて殺す所を察して、之を輕重す』と曰はば、則ち猜民、其巧辯に伏し、(一)訟魁曲げて證佐を爲し、(二)賂吏援けて以て游移し、而して法大に亂れん。甚だしいかな、法の言ひ難きや。夫れ法は一なるのみ。一なるが故に干す可からざるなり。以て天下を齊しくし、而して欽畏せしむる者なり。故に人を殺す者は死す。斷乎として、(三)詞費して姦を啓く可からざるなり。乃ち以て民情を欽恤して、而して死して餘憾無からしむる所の者の若きは、則ち法を用ふるの人に存するのみ。(四)下民を清問するは、刑官を擇びて而して之に任ずるに情を求むるの道を以てするよりも要なるは莫し。書に曰はく、(五)『故を刑するは小無く、過を赦すは大無し』と。故と過との分は、豈に徒に幕外に弓を彎き、幕中に人有りて射に死するを知らざるの謂のみならんや。横逆相加へ、己を殺すの心を操りて以て來り、而して幸に勝ちて以て刃を推すを免れ、其の激成する所以を究むるに、勢に迫らるる者も、亦過の類なり。猝然の忿怒、強弱の

- 【六】 要害は身體の急所をいふ。
- 【七】 伏は己の罪を匿すをいふ。
- 【八】 訟魁は訴訟事件を利用して利を漁する無頼漢をいふ。
- 【九】 賂吏は賄賂を取る官吏。
- 【一〇】 詞費は言辭多きをいふ。
- 【一一】 下民を清問すは、尙書呂刑の語。清問は心を虚しくして問ふなり。(蔡傳に従ふ)古註には、詳かに問ふの意とす。
- 【一二】 故を刑するは云云。尙書大禹謨に「過を宥むるは大無く、故を刑するは小無し」とあり。

形體に殊なり、要害、規避するを知らず、不幸にして殺を成す者も、亦過の類なり。一王、法を上懸けて、而も開くに死を減ずるの科を以てせず、刑官、心に(一)消息して、而して其情理の別を盡せば、則ち人を殺すに果なる者は、故を刑するの條に従ひ、而して不幸にして人を殺す者は、過を赦すの典を慎む。法(二)執らずして、刑以て(三)祥なるは、其人に存し、而して豫め制を爲す可きに非ざるなり。夫れ法は既に一なるに、而も刑を用ふる者の(四)矜恕に任せば、則ち法其行はれざらんか。而れども抑も道有り。凡そ刑を死に斷ずる者は、必ず天子の廷に決す。是に於てして、(五)失出・失入の罰有り、以て有司の・法を廢するを傲む。既に吏の寬恤に任じて、而して又失出を嚴にして以て其後に議すれば、則ち仁人の・位祿を輕んじて惻隱を全くする者に非ざるよりは、中に惕るる無くして輕しく人に貸して以て法を破る能はず。夫れ有司は、豈に故無くして罪有るを縱し、以て自ら罰に麗らんや。其請託に非ざれば、則ち(六)其薦賄なり。廷議、衡を持して而して二患懲りなば、則ち法外の仁、以て賢有司の(七)瘼を求むるに聽す可し。而して何ぞ一人の死を忍びて、復た之に繼ぐに一人を以てせんや。若し『人を殺すも死せざる可くば、人

- 【一】 消息は増減する也。
- 【二】 執は曲る也。漢書に、「天下の正法を執ぐ」とあり。
- 【三】 祥は刑を用ふること宜しきに適ふをいふ。尙書呂刑の蔡傳に、「夫れ刑は凶器なり。而るに之を祥と謂ふは、刑は刑無きを期す。民、中に協へば、其祥、これよりも大なるは莫し」とあり。
- 【四】 矜恕は、憐愍忠恕なり。
- 【五】 失出は罪ある者を誤りて無罪とするをいふ。失入は罪無き者を誤りて有罪とするをいふ。
- 【六】 薦賄は賄賂を贈る也。
- 【七】 瘼は病なり。民の苦しみを患ふる所をいふ。

將に相戕ひて已まざらんとす』と曰ふは、慮る亡きなり。死を減ずと雖も、而も五木、之に加はり、(三) 狂狴、之を拘し、流放徒隸、以て其身を終へば、忿を積み、毒を深くし、貪を懷き、勢を競ふの凶人に非ざるよりは、亦孰か此有るを樂みて、一逞を味らんや。

(二) 盜を治むるの法は、緩より善きは莫し。急なる者は、未だ之を終るに緩を以てせざる者有らざるなり。且つ盜の方に發して、捕へらるるを畏るるや、彊ければ則ち相拒ぎ、弱ければ則ち驚き竄れ、伏匿して、其所在を測る莫し。之を緩くすれば、拒ぐの氣餒う。久しく匿るる能はずして、復た其邑里族黨に往來す。一夫の力、之を擒へて餘有り。吏、其の獲難くして罪を被らんことを畏れざるなり。人孰か盜を惡むの情無からん。而して奚ぞ之を縱さん。惟だ之を求むること已に急なるや、之に迫れば以て拒ぎ、之を駭かせば以て匿る。吏、獲ずして罪を被らんことを畏れ、

【一】 通鑑卷四十三光武帝建武十六年、郡國の羣盜、處處に並び起る。郡縣の追討到れば則ち解散し、去れば復た屯結す。青、徐、幽、冀の四州尤も甚だし。冬十月、使者を遣はして郡國に下らしめ、羣盜の自ら相糾擿するを聽し、五人共一人を斬る者は其罪を除き、吏、逗留し、回避し故らに縱す者と雖も、皆問ふ勿か

【二】 五木は手かせ、足かせ、首かせの類。

【三】 狂狴は牢獄なり。

【四】 一逞は一たび思ふ通りにふるまふこと。

【五】 通鑑卷四十三光武帝建武十六年、郡國の羣盜、處處に並び起る。郡縣の追討到れば則ち解散し、去れば復た屯結す。青、徐、幽、冀の四州尤も甚だし。冬十月、使者を遣はして郡國に下らしめ、羣盜の自ら相糾擿するを聽し、五人共一人を斬る者は其罪を除き、吏、逗留し、回避し故らに縱す者と雖も、皆問ふ勿か

而して敢て發覺せず。夫れ然る後に展轉浸淫して、而して大盜以て起る。民、之を以て死し、而して國因つて以て亡ぶ。光武の法、吏、逗留し回避し故らに縱す者と雖も、皆、問ふ勿からしめ、禽討を以て效と爲すを聽し、牧守令長の畏慄(三) 選怯にして、敢て捕へざる者、皆、以て罪と爲さず、祇だ賊を獲るの多少を取りて殿最を爲し、唯だ匿蔽する者をば、乃ち之を罪す。此れ不易の良法なり。而るに愚者、行ふ能はざること久し。

【一】 選怯は怯懦なり。選は異と通す。

【二】 通鑑卷四十三光武帝建武十八年、五官中郎將張純、太僕朱浮と、奏議す、「禮に、人の子と爲り、太宗に事ふるときは、其私親を降す。當に今の親廟四を除き、先帝の四廟を以て之に代ふべし」と。大司徒涉等奏す、「元成哀平の四廟を立てん」と。上自ら以へらく、昭穆の次第、當に元帝の後と爲るべしと。十九年、春正月庚子、宣帝を追尊して

【三】 春陵の節侯以下の四親廟。節侯、名は買、買の少子外、外の子回、回の子欽の四廟をいふ。欽は光武帝の父なり。

中宗と曰ひ、始めて昭帝・元帝を太廟に、成帝・哀帝・平帝を長安に、春陵の節侯以下を春陵に祠る。其長安・章陵は、皆、太守・令・長、祠に侍す。此章は此事を論じ、其の禮に合はざることを説くなり。

(二) 張純・朱浮、宗廟の制を議し、謂へらく、「禮に、人の子と爲り、太宗に事ふるときは、其私親を降す」と。(三) 春陵の節侯以下の四親廟を除き、先帝の四廟を以て之に代へんと請ふ。光武、情を抑へて議に従ひ、昭穆を以て元帝を禰とし、而して其親を章陵に祠る。後世の苟くも其親に私する者に異なり。而れども要するに未だ禮の中に合はざるなり。人の子と爲る者は、必ず、命を受くる所有りて、而して後に出でて人の後と爲る。内は則ち命を父に受けて以て往き、外は則ち

【一】 張純、朱浮、宗廟の制を議し、謂へらく、「禮に、人の子と爲り、太宗に事ふるときは、其私親を降す」と。(三) 春陵の節侯以下の四親廟を除き、先帝の四廟を以て之に代へんと請ふ。光武、情を抑へて議に従ひ、昭穆を以て元帝を禰とし、而して其親を章陵に祠る。後世の苟くも其親に私する者に異なり。而れども要するに未だ禮の中に合はざるなり。人の子と爲る者は、必ず、命を受くる所有りて、而して後に出でて人の後と爲る。内は則ち命を父に受けて以て往き、外は則ち

命を後たる所の父母に受けて而して來る。(四) 哀帝の・成帝に於けるが若きは是のみ。故に(五) 定陶を尊びて皇と爲して、而して自ら成帝に絶つは、非なり。若し内は稟くる所無く、外は承くる所無く、唯だ己の意と、人の己を(六) 振くとにして、人の統を繼ぐは、此れ唯だ天子の族子、宗社を以て重しと爲し、以て辭せざる可し。而れども要するに命を受けて出でて後たる者と均しきを得ず。何ぞや。父子の恩義は、己の利と臣民の推戴とを以てして、其の生む所を薄くし、後たる所の者を誣し、何無きを以て命有りとな爲す可きに非ざるなり。況んや光武の興るは、自ら武功を以て篡逆を討ちて(七) 宗祏を復し、其の生るるや、元帝の崩ずると相違ばざるに、厚く誣ふ可けんや。成哀平は、君を成さざる者なり。廢して可なり。元帝は昭穆に於て諸父たり、而して未だ徳を失ふ有らず。毀つ勿くして世に列するは、得たり。以て己が後たる所と爲して之を禰とするは、不可なり。光武の功徳は、以て親を顯はすに足る。南頓の令よりして上は、(八) 積累の澤に非ずと雖も、而も身の自りて來る所を原本すれば、則ち(九) 組紺以上に視べて尤も親し。尊者は、自ら尊きなり。親者は自ら親しきなり。人の子、得る所

【四】 成帝が定陶王(即ち哀帝)を立てて皇太子と爲すこと、通鑑卷三十二綏和元年に載す。
 【五】 哀帝が父定陶王を尊びて恭皇と爲すこと、通鑑卷三十三綏和二年に載す。
 【六】 振は撃と同じ、引くなり、扱くるなり。
 【七】 宗祏は宗廟の祭。
 【八】 積累の澤に非ずとは、世世、徳を修めたる餘澤に非ざるをいふ。
 【九】 組紺は周の古公亶父(即ち太王)の父、史記周本紀に謂はゆる公叔祖類なるべし。詩大雅皇矣の序の「周、世世、徳を修む」の疏に祖紺に作り、周、后稷より以來、徳を修めざる莫く、祖紺以上、公劉最も賢なり云云」とあり。未だ孰れか是なるを詳かにせず。

に非ざるを以てして諸を親に加ふるを敢てせず。故に(一〇) 組紺の祀は、天子の禮樂を用ふるを得、而して特だ・追王せず。則ち南頓以上四世の廟は、除く可からず、而して但だ・加ふるに皇の稱を以てす容なきのみ。後世の禮は、勢殊に道異に、先代の相似たる者を執りて以て法と爲し難く、而して其意に通ずるを貴ぶ。光武の事は、三代の未だ有らざる所なり。(一一) 七廟の制は、必ずしも刻畫して以て成周に肖るを求めず。節侯以下と、元帝以上と、並に祀りて、而して七廟の數に(一二) 溢るとも、亦奚ぞ不可ならん。難んずる所は、唯だ(一三) 禘祭のみ。然れども各々をして其昭穆を以て、君は先に臣は後に、太祖に従ひて合食せしめん。禮は義に原づきて起る。豈に哀帝の・定陶を厚くし、(一四) 歐陽修の・濮王を崇び、(一五) 張孚敬の・興獻を帝とすると同じく、其れ大分を紊りて彝倫を傷らんや。純と淳との・大宗を言ふが若きは、則ち尤も謬れり。大宗とは天子の謂に

【一〇】 周の武王、天子と爲り、古公亶父以下を追王すれども、組紺以上を追王せず、而も之を祀るには天子の禮樂を用ふるなり。
 【一一】 天子の廟は七廟あり。
 【一二】 溢るは過ぐるなり。
 【一三】 禘祭は大に先祖を合祭するなり。
 【一四】 宋の英宗、生父濮の安懿王を崇奉する典禮を議す。執政、皇考と稱せんと欲し、又、太后の詔を以て、上をして親と稱せしめんとす。司馬光・范鎮・呂誨・范純仁・呂大防・呂公著等、交々論じて不可と爲す。鎮は翰林を罷め、誨・純仁・大防は言職を解き、公著は侍讀を罷む。議遂に決せず。
 【一五】 張孚敬は張璉なり。明の孝宗崩じ、子武宗立つ。武宗崩じ、子無し。而して孝宗の弟興獻王、子有り、大學士楊廷和、遺詔を以て迎へて立つ、是を世宗と爲す。世宗、位に即き、詔して所生を追崇するを議す。進士張璉疏して謂はく、「宜しく別に聖考の廟を京師に立つべし。聖母は則ち母は子を以て尊く、尊、父と同じ」と。遂に皇考興獻帝と稱す。廿二史劄記卷三十一大禮の議の條を參照せよ。

も、而も自ら逸す。光武、以て自ら信する能はず。東海を周旋し、而して郭氏を優にするは、皆、意を曲げて以て安を求む。果して、鳩鳩の仁有るに非ざるなり。是日に於て、明帝の固からざらんことを慮りて、而して陰氏に倚りて以て之が援と爲す。故に、他日疾作りて、陰興をして顧命を受け侍中を領せしめ、且つ、以て大司馬と爲して國を擧げて之に授けんと欲す。嗚呼、人苟くも天倫の際に於て、私愛有りて、而して私恩に任ずれば、則ち天子より以て庶人に至るまで、道に違ひて、而して國を敗り家を亡ぼすの隙を開かざる鮮し。慎まざる可けんや。之を卒ふるに、帝崩じて、山陽王荆、果して郭況を假りて以て亂を稱ぐ。則ち帝の、陰氏に託して以て太子の黨を固むるも、亦、過慮に非ざるなり。然りと雖も、慮るも亦過ち、慮らざるも亦過つ。慮りて以て一時の患を免るるも、而も數世の危きを貽すは、固に、其の慮らざるに如かざるなり。

(二) 漢の西域に通ずるや、『匈奴の右臂を斷つ』と曰ふ。君は其の利を貪り功を喜ぶの心を諱み、臣は其の功を微め賞を幸ふの實を匿して、之が辭

を爲すのみ。夫れ西域は、豈に以て匈奴の右臂と爲すに足らんや。班固曰はく、『西域諸國は、各、君長有り、兵衆分れて弱く、統一する所無し。匈奴に屬すと雖も、相親附せず。匈奴能く其馬畜旃罽を得れども、之と與に進退する能はず』と。此れ當時、實に理勢を徴するの言なり。抑も考ふるに、張騫・傅介子・班超の、西域を伏するや、將る所、數十人に過ぎず、屯田の卒、數百人に過ぎずして、而も其王を殺し、其國を破り、其地に翽翽寢處し、而も之を敢て讎とする莫し。是の若き者は、曾ち以て漢の爲めにして匈奴を制す可きか。以て匈奴に黨して漢を病ましむ可きか。且つ匈奴の、漢を犯すや、遼左より以て朔方に至るまで、數千里に横互し、皆、闌入す可し。抑も何ぞ南のかた玉門を繞り、萬里にして河西を窺ふを事とせん。則ち武帝・張騫の誣ふるや、較著なり。光武、關を閉ちて之を絶ちて曰はく、『東西南北、自在らんなり』と。灼かに其の有無を爲すに足らざるを見て之を決せり。夷狄にして中國の害を爲さば、其の之を防ぐや、勞、恤へざる可くして、慮、周からざる可からず。如し能く害する無きに、而も其利を微めば、則ち勞無しと雖も、而も禍且に伏せんとす。患無しと雖も、而も勞、已に堪へざらん。明者は此を審

【六】 鳩鳩の仁。詩曹風鳩鳩篇に、「鳩鳩、桑に在り、其子七つ。淑人君子、其儀一なり。其儀一にして、心、結ぶが如し」とあり。鳩鳩が其子を養ふには、朝は上より下り、暮は下より上り、平均すること、一の如しといふ。

【七】 通鑑卷四十三建武二十年、帝、風眩に苦しみ、疾むこと甚だし。陰興を以て侍中を領せしめ、顧命を雲臺の廣室に受けしむ。會、病瘳え、興を召見し、以て吳漢に代りて大司馬と爲さんと欲す。興、叩頭して涕涕し、固く讓る。

【八】 山陽王荆が飛書を作り、蒼頭をして詐りて大鴻臚郭況の書と稱して東海王彊に與へしむること、通鑑卷四十四光武帝中元二年に載す。

【一】 通鑑卷四十三光武帝建武二十二年、西域の諸國の侍子、久しく敦煌に留まり、皆、悉思して亡け歸る。莎車王賢、都護の至らざるを知り、擊ちて鄯善を破り、攻めて龜茲王を殺す。鄯善王安、上書し、復た子を遣はして入りて侍せしめんことを願ひ、更に都護を請ふ、「都護出でずんば、誠に匈奴に迫られん」と。帝報じて曰はく、「今、使者、大兵、未だ出づるを得る能はず。若し諸國の力、心に從はずんば、東西南北自在らんなり」と。是に於て、鄯善・車師、復た匈奴に附く。此章は此事を論ずるなり。

【二】 班固の論は、通鑑卷四十三建武二十二年に附載す。

かにするのみ。宋は一たび金に亡び、再び元に亡ぶ。皆、此物なり。夷を用て夷を攻むるは、適以て黠夷の笑と爲るに足る。□□を王とするの愚、其流毒、慘なるかな。

(二) 光武の功臣に於ける、恩至つて渥きなり。

位は以て崇く、身は以て安く、名は以て損せず。而るに獨り馬援に於ては恩寡し。抑も援自ら之を取るか。力を宣べて以て人の國家を造し、而して卒に罪讎に逢ふ者は、或は其の疆きを忌み、或は其の不孫なるを惡む。而るに援は非ざるなり。光武の厭ふ所と爲るのみ。老氏は、道を知る者に非ざれども、身世の際、見る有り。其言に曰はく、『功成り名遂げて身退く』と。蓋し亦、陰陽屈伸の數に察かにして、以て善く進退するの言なり。隴を平げ蜀を下し、北のかた匈奴を禦ぎ、南のかた交趾を定む。援未だ以て已む可からざるか。武懿の亂に、帝、其の老いたるを惡みて、其の往かんと請ふを聽さず。援固く請ひ

【三】 □□は恐らくは異類又は夷狄ならん。蓋し清朝を憚るなり。

【一】 虎賁中郎將梁松、故ありて馬援を怨み、援を構陷し、援、武陵の蠻を討ちて死するや、帝、援の新息侯の印綬を追收すること、通鑑卷四十四光武帝建武二十五年に詳かなり。有益の文なり。参照せよ。此章は、光武帝が功臣に於ける、恩至つて優渥なるに、獨り馬援に於てのみ恩寡き所以を論するなり。

【二】 老子に、『功成り名遂げて身退くは、天の道なり』とあり。

り。

【三】 通鑑卷四十四光武帝建武二十四年、秋七月、武陵の蠻、臨沅に寇す。謁者李嵩・中山の太守馬成を遣はして之を討たしむ。克たす。馬援、行かんと請ふ。帝、其の老いたるを惡み、未だ許さず。援曰はく、『臣尙ほ能く甲を被り馬に上る』と。帝、之を試みしむ。援、鞍に據りて顧眄し、以て用ふ可きを示す。帝笑ひて曰はく、『嬰鑠たるかな是の翁』と。遂に援を遣はし、中郎將馬武・耿舒等を率ゐ、四萬餘人を將ゐて、五溪を征せしむ。

て行く。天下已に定まり、功名已に著はる。體膚を全くして以て親に報い、祿位に安んじて以て君を戴く。奚ぞ必ずしも馬革に尸を裹みて而して後に愉快と爲さんや。光武、是に於てして、其の自ら貴

【四】 四時は春夏秋冬なり。衰王は盛衰なり。

ばざるを知るなり。自ら貴はざる者は、明主の厭ふ所なり。夫れ亦曰はん、『苟くも俘獲の利を貪るに非ずんば、何爲れぞ戎馬に老いて、戒むるを知らざるか』と。明珠の誘は、自りて來るあり。老いて而も人の甲兵を役して以て其志を逞しくするを厭ふ無し。誠に、厭ふに足るなり。故に身死し名辱められ、家世幾ど保たざるを爲さんとす。四時の衰王の數に違ひ、寒暑の進退の經に拂り、戰を好み殺を樂しみて、而して其正命を忘る。是を天の道に逆ふと謂ふ。老子の言、豈に我を欺かんや。易の・教たる、本を立つるなり。抑も必ず時に趣く。趣くの・義たる、精なり。進む有りて而して時に趣く。未だ往かずして先づ倦むは、趣くに非ざるなり。退く有りて而して時に趣く。已に過ぎて猶ほ勞するは、趣くに非ざるなり。日昃の離、缶を鼓して歌はざれば、則ち大耋の嗟あり、凶なりとは、援の謂か。

【五】 日昃の離缶を鼓して歌はざれば則ち大耋の嗟あり凶なり。周易離卦九三の爻辭。昃は日傾くなり。離の日の將に沒せんとする時に當る。天地の道、盛あれば必ず衰あり、始あれば必ず終あり。達人は命を知る。日傾くの時に方りては、瓦缶を撃ちて歌ひ樂しむべし。若し從容として天命を樂しむ能はざれば、徒らに身の老衰を嗟歎するのみ、何の益あらん。凶なり。

事難くして而も之を處するを易しとすれば則ち敗れ、事易くして而も之を圖るを難しとするも亦敗る。其の難きを易しとする者は、敗れて而して其の難きを知り、將に圖を改めんとし、而して功有る可し。其の易きを難しとする者は、急に悔ゆるに非ずして而して姑くこれを置き、易き者、將に難きを成さんとし、而して禍、息まざらん。武陵の蠻の叛くや、劉尙の全軍覆る。馬成繼ぎて往き、而して功無し。馬援、之を壺頭に持し、而して兵の死する者大半、援も亦殞す。援已に死し、兵已に疲るるに及びて、戰ふは可ならず、退くは能はず、且夕殲潰の勢有るが若し。而るに宗均、邑長を以て、折簡して之を收め、羣蠻帖服し、振旅して以て還る。何ぞ其の易きや、豈に今日を待ちて始めて易からんや。劉尙・馬援の日に當りて、早く已に、惛伏し難き無し。而れども功を貪り殺を嗜む者は知らざるのみ。均に非ざるものをして疲勞の衆を以て蠻と固く争はしめば、蠻、死を冒して以て再び我が軍を覆し、飢困すと雖も、勢已に十倍せん。嗚呼、一隅の亂、坐して困しめて而して之を收め、勞せずして而して徐ろに定む。庸臣、其勢を張皇し、以て朝廷の耳目を搖かし、冒焉として不逞の虜と命を争ひ、一たび潰え、再び潰え、其饑を助けて以て原を燎き、而して遂に大亂を成し、社稷印墟たり、生民

【一】武陵の蠻反し、劉尙、之を撃ちて、全軍覆没すること、通鑑卷四十四光武帝建武二十三年に載せ、馬成、之を討ちて克たざること、建武二十四年に載せ、馬援、之を撃ちて功無く、蠻地に死し、謁者南陽の宗均、蠻夷を招降すること、建武二十五年に載す。此章は此事を論ずるなり。

【二】張皇は誇張する也。

【三】冒焉は審慎を加へざるなり。

【四】たり。厲階の人、死するも責を償はず。

漢、南單于に詔して、徙りて西河の美稷に居らしむ。極の毀、此より始まる。但に其の戎心を挾みて以て我に乗するのみに非ざるなり。之と與に居るに狎れて、而して漸く之と與に安んじ、風俗以て盡れ、婚姻以て亂れ、服食以て淫し、五帝三王の天下、流洗解散し、而して、元后父母の大寶、類に移り、これに習ひて、其の恥づ可きを見ざるなり。間、利する所有り、而して其の畏る可きを見ざるなり。技擊詐謀、時有りて逮ばず、响沫狎嫖し、或は以て恩を示し、而して且つ其の以て我に臨むに足るを見はず。愚民、之を遊び、黠民、之に資り、乃至一時の賢豪、委順して新に趨く。迤きて千歲以後に及びて、其の誰氏の族たるかを忘る。臧宮・馬武、北伐せんと請ふ。光武曰はく、『吾、季

【四】は恐らくは異類又は夷狄等の字ならん。蓋し清朝を憚りて字を闕くなり。

【五】厲階は禍の端緒なり。詩大雅桑柔篇に、誰か厲階を生ずる、今に至りて梗と爲るとあり。

【一】光武帝、南單于に詔して、西河の美稷に居らしむること、通鑑卷四十四建武二十六年に載す。此章は此事を論じ、之を非とするなり。

【二】元后父母の大寶とは天子の位をいふ。

【三】類は恐らくは異類ならん。蓋し清朝を憚りて字を闕くなり。

【四】朗陵侯臧宮・揚虛侯馬武、上書して、匈奴を伐たんことを請ひ、光武帝、詔して報じて、吾、季孫の憂は顧奥に在らざらんことを恐る云云と曰ひ、是より諸將、敢て復た兵事を言ふ者莫きこと、通鑑卷四十四建武二十七年に載す。参照せよ。

【五】吾云云。論語季氏篇に、「吾、季孫の憂は顧奥に在らずして蕭牆の内在らんことを恐るるなり」とあり。蕭牆は屏なり。蕭牆の内とは、今、國內の意に用ふ。

孫の憂は顛臾に在らざらんことを恐る」と。之を奈何ぞ之を蕭牆の内に延くや。

(二) 明帝は、英敏、餘有りて、蘊藉、足らず。光武、師儒を選びて、養ふに六經の教を以てするは、其理を得たり。然れども張佚・桓榮は、未だ以て此に稱ふに足らず。豈に當時、(三) 間起の豪傑の、先王の道を守りて、以て學者を待ち、以て王者の師と爲す可き無からんや。抑も其人有れども、光武未だ之を能く庸ひざるなり。奚を以て佚・榮の稱はざるを知るか。帝、陰識をして太子に傳たらしめんと欲し、張佚、色を正しくして之を争ふは、是なり。帝遂に太傅の命を移して以て佚に授く。聖人の・天を以て自ら處りて而して疑無きと、夫の身、懿親たり、休戚與に俱にして、辭するを容るる無きとに非ざるより、未だ命を受く可き者有らざるなり。佚は乃ち博士より超擢せられて之に居りて、讓らず。惡ん

【一】 通鑑卷四十四光武帝建武二十八年、上、大に羣臣を會し、誰か太子に傳たる可き者ぞ」と問ふ。羣臣、上の意を承望し、皆言はく、「太子の舅執金吾原鹿侯險識可なり」と。博士張佚、色を正しくして曰はく、「今、陛下、太子を立つるは、陰氏の爲めにするか、天下の爲めにするか。卽し陰氏の爲めならば、則ち陰侯可なり。天下の爲めならば、則ち固に宜しく天下の賢才を用ふべし」と。帝、善しと稱し、曰はく、「傳を置かんと欲する

は、以て太子を輔けんとなり。今、博士は朕を正すを難らず。況んや太子をや」と。卽ち佚を拜して太子太傅と爲し、博士桓榮を以て少傅と爲し、賜ふに輜車乗馬を以てす。榮、大に諸生を會し、其車馬印綬を陳れて曰はく、「今日、蒙る所は、稽古の力なり。勉めざる可けんや」と。此章は此事を論じ、張佚・桓榮の、太子に傳たるに足らざるを説くなり。

【二】 間起は世を問て一たび出づるなり。

ぞ以て帝王の師と爲す可けんや。桓榮、少傅の車馬印綬を受け、之を陳ねて以て諸生に詫り、施施然として曰はく、「今日、蒙る所は、稽古の力なり。勉めざる可けんや」と。(三) 君子の・道を謀るの憂を抱く者、斯言を聞くや、面に汗せざる者有らんや。而るを以て帝王の師と爲すに足らんや。嗚呼、師道の難きや、(四) 蒙の象に於て之を見る。人心の險なること、利祿の得失よりも險なるは莫し。惟だ良止の徳を以て、欲を遏めて以て靜正に、(五) 其身を獲ず、其人を見ず、而して後に、(六) 夏楚、威を收め、(七) 胄子に行はれ、身教立ち、誠心喻り、徳威著はれ、蒙心の貪戾を塞ぎ、而して相沐するに仁讓を以てす。故に曰はく、(八) 『蒙以て正を養ふは、聖の功なり』と。身の正しからざる、何を以て人を養はんや。榮と佚と、區區として一經を抱きて以て自ら潤ほし、以て太子の敬信を動かし、勢を忘れ善に讓りて、人に宜しからしめんことを欲するも、詎ぞ得可けんや。

【三】 論語衛靈公篇に、「君子は道を謀りて、食を謀らず。君子は道を憂へて、貧しきを憂へず」とあり。

校にて怠惰なる生徒を撻ちたる鞭を作る。禮記學記に、「夏楚は其威を收むるなり」とあり。鞭を以て怠る者を警め、其威儀を收斂せしむるなり。

【四】 蒙は周易の卦の名、坎下艮上の卦なり。坎は險なり、艮は止なり。

【七】 胄子は天子より卿大夫に至るまでの長男をいふ。尙書舜典に、「胄子を教ふ」とあり。

【五】 其身を獲ず、其人を見ず。周易艮卦象辭に、「其背に良まりて、其身を獲ず。其庭に行きて、其人を見ず。咎無し」とあり。其身を獲ずとは、我無きなり。其人を見ずとは、外物の其心を亂す無きを言ふ。

【八】 蒙以て正を養ふは聖の功なり。周易蒙卦象傳の語。

【六】 夏楚は二木の名、昔、學

頼に明帝の成帝たらざるなり。然るに非ずんば、榮と佚との情、亦奚ぞ以て張禹に愈らんや。故に曰はく、『能く自ら師を得る者は王たり』と。光武の豫め太子の師を尊ぶを教ふれども、而も得る所僅に此の若きは、王道の興らざる所以なるか。

(二) 祖妣を以て、地祇に北郊に配するは、漢の亂典なり。光武、呂后が幾ど劉氏を危くせしを以て、改めて薄后を配するは、亂の亂なる者なり。呂氏の徳は、以て地に配するに足らず。薄后遂に任に勝へて、歎無からんか。開國の君、天に配して歎無きは、其の能く天下を取りて子孫に貽すを以てに非ざるなり。宇内大に亂れ、庶民、康からず、三綱淪み、五典戮れ、天、能く其性を復する莫く、暴政、人の居食を奪ひ、兵戎、其生齒を絶ち、地、能く其養を遂ぐる莫きとき、王者、首として出で、惡を誅し、僭を削り、兵を以て治めて、而して兵無きを期し、刑を以て治めて、而して刑無きを期し、飢うる者は食あり、寒ゆる者は衣あり、散じて四方に之く者は、逸して以て居り、是に於てして、其父子・兄弟・夫婦・朋友以て相親しみて相遜る有るを得、天に代りて以て兆民を奠め、而して天地の足らざるを相くれば、則ち臣子、之を推崇して以て天に配し、是を以て天と理を通ずと爲すなり。

- 【一】 通鑑卷四十四光武帝中元年、冬十月甲申、司空をして高廟に告祠せしめ、薄太后に尊號を上りて高皇后と曰ひ、地祇に配食し、呂太后の廟主を闕に遷し、四時上祭す。此章は此事を論じ、其の亂典なることを説くなり。
- 【二】 歎は不足なり。
- 【三】 首として出づ。周易乾卦象傳に、「首として庶物に出で、萬國咸く寧し」とあるに本づく。

母后は一姓の妣なり。祖に宗廟に配して、而して私恩伸ぶ。位は其位に非ざるなり。君、之を授くるなり。徳は其徳に非ざるなり。(四) 元后は民の父母たり。母道も亦君の任する所にして、後の任する所に非ざるなり。呂后は以て地に配するに足らず。薄后其れ能く此に堪へんや。故に曰はく、亂なりと。象の不仁なるも、舜は以て弟と爲さざるを得ず。丹朱の不肖なるも、堯は以て子と爲さざるを得ず。天倫は之を天に受く。人の得て予奪する所の者に非ざるなり。夫婦の道は、命を父母に受け、而して大昏行はる。出だすに其道を以てし、而して夫より制す。人の子孫と爲りて、逆ひて其進退を操るは、己、道ならずして、而して奚ぞ以て幽明を治めんや。文姜の逆なるや、而も春秋書して『夫人』と曰ひ、僖公、成風を致して以て哀姜を抑へて、而して春秋書して、『用て致す』と曰ふ。呂后の罪は、後世の公論に聽す。子孫の黜くるを得る所に非ざるなり。薄后は高帝の伉儷に非ず、子孫の命するを得る所に非ざるなり。高廟に告祠して、呂を退け薄を進むるは、先君の知る無きを幸として、唯だ己の意以て必を取らる。舜、瞽瞍をして象を子とせざらしむる能はず。而して光武、能く高帝をして呂后を妻とせざらしめんや。(五) 慕容垂、可足渾氏を追廢し、崔鴻、其の子を以て母を廢し、其子寶が母を弑して忌む無き

- 【四】 元后は天子なり。
- 【五】 大昏は婚禮なり。
- 【六】 逆ふは道に逆ふなり。
- 【七】 文姜を「夫人姜氏」と書すること、春秋莊公の條に數、見ゆ。
- 【八】 春秋僖公八年に、「秋七月、太廟に禱し、用て夫人を致す」と書す。
- 【九】 伉儷は配偶者なり。
- 【一〇】 慕容垂が可足渾后を追廢すること、及び崔鴻の論、通鑑卷百六管の孝武帝太元十一年に載す。

を致せるを譏る。人君、家法を垂れて、以て子孫に貽し、天理に順へば、人情自ら順ひ、大義自ら正し。如し「光武、此を借りて以て宮闈を傲む」と謂はば、乃ち東漢の禍は、卒に后族に成り、徒らに逆亂を爲す。而して又奚ぞ裨はんや。故に曰はく、亂の亂なる者なりと。

國譯讀通鑑論卷六終

國譯讀通鑑論卷七

明帝

明帝、位に即くの元年、百官を率ゐて、先帝の陵に朝し、食を上り、樂を奏し、郡國の計吏、次を以て其穀價及び民の疾苦を占す。遂に定制と爲す。後、靈帝の時に迨びて、蔡邕、駕に従ひて陵に上り、其威儀を見、其本意を察し、明帝の至孝惻隱の奪ひ易からずして、古・墓祭せざるの未だ盡くさざるを歎す。邕、是に於てか、通ずるを知る。夫れ「古は墓祭せず」と云ふ。所謂古とは、周よりして之を言ふ。蓋し殷の禮なり。孔子、防の墓の崩るるに於て、泣然として流涕して曰はく、「古は墓を修めず」と。其の古と云ふは、亦殷の禮なり。孔子は殷人な

後漢明帝

【一】通鑑卷四十四明帝永平元年、春正月、帝、公卿已下を率ゐて、原陵に朝す。元會の儀の如し。乘輿、神坐を拜し、退きて東廂に坐し、侍衛の官、皆、神坐の後に在り、太官、食を上り、太常、樂を奏し、郡國の上計の吏、次を以て前みて神軒に當りて、其郡の穀價及び民の疾苦する所を占す。是後、遂に以て常と爲す。

【二】通鑑卷五十七靈帝熹平元年、春正月、車駕、原陵に上る。司徒の掾陳留の蔡邕曰はく、「吾聞く、古は墓祭せずと。朝廷、上陵の禮有り。始め謂へらく、損す可しと。今、威儀を見、本意を察し、乃ち孝明皇帝の至孝惻隱の奪ひ易からざるを知るなり。禮に、煩はしけれども而も省く可からざる者有りと、此の謂なり」と。

るものにして、非議すべきに非ざることを説くなり。

り。而して殷の禮を用ひ、故を忘れざるを示すなり。然して泫然として流涕すれば、則ち聖人の情も亦見はる。殷の道は鬼を尙び、神を貴びて形を賤し、魂を禮して魄を藏す。故に神を求むるに聲を以てし、尸を坐せしめて以て獻す。是も亦一道なり。而れども其弊や、墨氏の薄葬に流る。若し幽明を通じて致を一にして之を言はば、墓を過りて哀を生ずるは、豈に夫の人の自ら已まざるの情に非ずや。且つ夫れ『神既に形を離れ、而して形は神に非ず、墓は求むる無かる可し』と謂ひ、亦『魂氣は之かざる無し』と曰ふ。夫れ既に之かざる無ければ、則ち亦何ぞ獨り墓の其の之く所に非ざらんや。堂に朝踐し、尸に室に事へ、祝、祔に祭る。彼に於てせんか、此に於てせんか。孝子の親を求むるや、定在無ければ、則ち墓も亦何ぞ其の在る所に非ざらん。始めて死するの、重を設くるや、

- 【三】 禮記檀弓上篇に、孔子既に防に合葬するを得て曰はく、「吾、之を聞く、古は墓して墳せずと。今、丘や東西南北の人なり。以て識ざる可からずと。是に於て之を封ず、崇さ四尺。孔子先づ反る。門人後れたり。雨甚だし。至るとき、孔子問ひて曰はく、「爾來ること何ぞ遅きや」と。曰はく、「防の墓崩る」と。孔子、應へず。三たびす。孔子泫然として涕を流して曰はく、「吾、之を聞く、古は墓を修めずと。」
- 【四】 魂魄。形に附くの靈を魄と爲し、氣に附くの神を魂と爲す。
- 【五】 尸は、かたしる。神の象なり。古者、祭祀には、皆、尸有りて以て神を依らしめ、卑幼者を以て之と爲す。
- 【六】 朝踐は朝獻なり。籩豆を以て之を言へば、踐と曰ひ、爵を以て之を言へば、獻と曰ふ。祭祀の時に籩豆を供ふる事。
- 【七】 祝、祔に祭る。詩小雅楚茨篇の語。祔は門内なり。孝子、神の在る所を知らず、故に祝をして博く之を平生門内の旁に賓客を待つ處に求めしむるなり。
- 【八】 定在は一定したる所在地。
- 【九】 重は、古の喪禮に、用ひて以て神を依らしむる所の者なり。瓦缶を以て作りたる位牌の類。

瓦缶なり。既に、虞して主を作るや、桑栗なり。土木と人とは類を異にして、親しからざれども、而も孝子、之に事ふること、父母の如くにして、以爲へらく、神は必ず形有る者に依り、以て麗きて、捨てずと。豈に繫に、形の藏する所、曾ち瓦缶桑栗に之れ若かざらんや。墓は、委形の藏なり。孫は委形の化なり。以て、其靈爽の故に非ずと爲せば、則ち皆、故に非ざるなり。以て形の・委する所と爲せば、則ち皆、其體の遺なり。尸に事ふるの禮は、孫を以て形の遺と爲し、而して之に事ふること生けるが如し。乃ち其形の藏に於てして、而も之を朽壤に棄つるか。夫れ物は各、其類に依る。其眞を得ざれば、則ち類を以て之を求む。形と神と、魂と魄と、相依りて、捨てずして以て世を没ふ。則ち神如し依る有らば、此を違らざらんこと、審かなり。孝は、人の子の心に生ずる者なり。神の來り格るは、思の成る所なり。墓を過りて哀愴の情有り、孝、心に生じて、神即ち此に於て成る。且つや是形や、人の子たる者、寒ければ之を温め、暑ければ之を清しくし、(一六) 疾痛疴癢あれば之を抑搔し、之に生平に事ふ。一旦にして朽壤として之を置きて曰はく、『形

- 【一〇】 虞は既に葬りて後の祭なり。主は木主なり、桑栗を以て作りたる位牌の類。
- 【一一】 形の藏する所は墓なり。
- 【一二】 委形は棄て置きたる形體。
- 【一三】 靈爽は神明なり。精神をいふ。故は事なり。
- 【一四】 格に至る也。詩大雅抑篇に、「神の格るは、度る可からず」とあり。
- 【一五】 寒ければ之を温め云云。父母に事ふるの禮、冬日は温かにして、以て其寒を禦ぎ、夏日は清しくして、以て其涼を致すなり。禮記に、「冬は温にして夏は清しくす」とあり。
- 【一六】 抑搔は、按摩し、癢きを搔くなり。禮記に、「疾痛疴癢あれば、敬みて之を抑搔す」とあり。

よりも尊き者の在る有り」と。其情(一七)愬たり、其道、高きに過ぎて實亡し。(一八)莊や、墨や、皆、嘗て此を以て教と爲して、人の側隱の良を賊ふ。殷の道たりと雖も、殷人に匪ざるよりは、何爲れぞ之に效はんや。子曰はく、(一九)「其の或は周に繼ぐ者は、百世と雖も、知る可きなり」と。禮の中に損益して、而して仁義を傷はず。百世の後、王者、作る有れば、前聖、得て之を限らず。故に曰はく、(二〇)「喪は其の易めんよりは、甯ろ戚めよ」と。古禮を執りて以て合はんことを求め、情を抑へて以て之に就くは、易むるの屬なり。情、忍びざる所有り、古の未だ有らざる所と雖も、而も必ず伸ぶるは、戚むの屬なり。章句を守りて以て古を師とする者、又何ぞこれを譏らん。

(一七) 愬は愁無き貌。平氣なるさま。
 (一八) 莊は莊周なり。墨は墨翟なり。
 (一九) 其の或は周に繼ぐ者は百姓と雖も知る可きなり。論語爲政篇に出づ。
 (二〇) 喪は其の易めんよりは甯ろ戚めよ。論語八佾篇に出づ。
 (二一) 通鑑卷四十四明帝永平三年、春二月丙辰、左馮翊郭丹を以て司徒と爲す。卷四十五永平十四年、夏四月丁巳、鉅鹿の太守南陽の邢穆を以て司徒と爲す。十七年、三月癸丑、汝南の太守鮑昱を以て司徒と爲す。昱は永の子なり。此章は此事を論じ、郡守を超擢して三公と爲すは、郡守をして治理に勸進せしめ、其權を重くして、其職に安んぜしむるの道なれども、三公と郡守とは、其の治むる所に大小の相違あり、郡守として政績優良なりとて、必ずしも三公として適任に非ざることを説くなり。

(二) 明帝の永平三年、左馮翊郭丹を以て司徒と爲す。郡守入りて三公と爲るは、西漢の制に循ふなり。

而して尤も(三)内遷を待たずして、速かに之を抜きて以て升す。其後、邢穆・鮑昱、皆、太守を以て三公の位を踐む。其の吏事を重んずるや、甚だし。是道や、以て郡守を奨めて、治理に勸進せしめ、其權を重くして、而して其職に安んぜしむるは、則ち得たるなり。若し以て三公の選を善くするには、則ち此を貴ばざる者有り。何ぞや。道は事の綱なり。天下は郡の積なり。事に即きて之を治むれば、目と綱と並び舉りて、而して遺すこと有る可からず。道に即きて之を統ぶれば、其綱を舉げて、而も復た其目を察するを得ず。此れ郡守・三公の詳簡の殊なるなり。郡守の織悉必ず察するの能を以て、君道を贊けて大綱を攝すれば、則ち瑣細にして、其の大なる者を虧くこと多し。(四)五方の政は、剛柔の性、天に異なり、饒瘠の産、地に異なり。一郡の利病、百里以外に施せば、則ち其病を利として、而して其利を病む。郡守の・民を得るや、其郡の病を去り、以て其利を興して、而して民心悦ぶ。遂に以て之を天下に槩するは、是れ山國に強ふるに舟を以てし、澤國に車を以てし、徒らに病と爲りて、而して或は以て斃るるに足るなり。然れば則ち郡守果して賢なるも、固に未だ坐して清宮に論じて、四海を平章す可からず。況んや名の自りて成る所は、實の自りて損する所なるをや。(五)黃霸の賢なるすら、且つ鴉雀の欺を以て、(六)鼎足の羞を爲す。況んや霸の如くなる能はざる者にして、遽に宗社を以て之に

(三) 内遷は地方官を轉任して中央政府の官と爲すをいふ。
 (四) 五方は東西南北と中央をいふ。
 (五) 平章。平は均しくするなり。章は明かにするなり。平かに治むること。
 (六) 黃霸云云の事、通鑑卷二十七宣帝五鳳三年に載す。
 (七) 鼎足は三公をいふ。

託せんや。是れ則ち且には郡守にして、夕には三公たり、廟堂に廣大従容の化無し。其弊や、文を飾り法を崇び、以て和平正直の福を傷る。細故に非ざるなり。明帝、吏事を勤むれども、而も治道に與るに足らず。未だ後世の相を擇ぶ法と爲す可からざるなり。

(一) 宗均、檻穽を去りて、而して九江の虎の患息む。其故は知り易きなり。人、虎と争へば、人固に勝たず。檻穽は、人、虎と争ふ所の具なり。恃む所有りて、而して虎と遇ふを輕んじ、危きを蹈みて而も覺らず。虎と人と兩つながら斃るの術なり。均の令に曰はく、「江淮の猛獸有るは、猶ほ北土の雞豚有るがごとし」と。其

【一】 通鑑卷四十五明帝永平七年、東海の相宗均を以て尙書令と爲す。初め均、九江の太守と爲るや、五日に一たび事を聴き、悉く掾史を省き、督郵を府内に閉づ。屬縣、事無く、百姓、業に安んず。九江には、舊、虎暴多し。常に募りて檻穽を設く。而れども猶ほ傷害多し。均、記を屬縣に下して曰はく、「夫れ江淮の猛獸有るは、猶ほ北土の雞豚有るがごときなり。今、民の害を爲すは、各、殘吏に在り。而して勞勤して張捕するは、愛恤の本に非ざるなり。其れ姦食を退くるを務め、忠善を進むるを思ひ、一に檻穽を去り課制を除削す可し」と。其後、復た虎の患無し。帝、均の名を聞く。故に任ずるに樞機を以てす。均、人に謂ひて曰はく、「國家、文法・廉吏を喜み、以爲へらく、以て姦を止むるに足ると。然れども文吏は習ひて欺誑を爲し、而して廉吏は清きこと一己に在り、百姓の流亡し、盜賊の害を爲すに益無きなり。均、叩頭して之を争はんと欲すれども、時未だ改む可からざるなり。久しくして將に自ら之に苦しまんとす。乃ち言ふ可きなるのみ」と。未だ言ふに及ばず、會、司隸校尉に遷さる。後、上、其言を聞き、之を追善す。此章は此事を論じ、宗均が大綱を挈げ細法を略するを稱美するなり。

みて以て恐れざる無ければ、則ち自ら其害に遠ざかる。此道を推すや、以て民の姦を治めて可なり。故に其の治を論ずる、謂はく、「文法・廉吏は、以て姦を止むるに足らず」と。亦、雞豚を以て姦に視へて、而して姦なる者誦し、天下と與に機を息めて、而して天下の機息むなり。文法の吏は、文法を恃みて以て姦と競ひ、而して固に勝たず。廉吏は廉を恃みて、以て姦を懼れず、而して姦巧にして以て之を傷る。惟だ其の恃む有るや、而して遂に姦の防ぐに足らざるを謂ふなり。大綱を挈げ、細法を略し、訟魁・猾胥、公廷に至るを得ずんば、奚を以て吾が民を病ましめんや。均の挾持する所の者は、宏遠なり。劉先主、諸葛武侯は、申韓を尙び、而して蜀、終に競はず。包拯・海瑞の、惛疾なるは、尤も其の論ずるに足らざる者のみ。

【二】 楚王英の事は、通鑑卷四十五明帝永平八年、十三年、十四年に載す。笮融の事は、通鑑卷六十一獻帝興平二年に載す。梁の武帝の事は、通鑑卷六十五梁武帝紀に載す。此章は、此三人が佛教を奉じて終を令くせざるを論ずるなり。惜むらくは船山先生、佛教を知らず、論ずる所、青紫に中らず。佛教を奉ずる者に終を令くせざること篤からざるが故なり。佛敎を奉ずる者に終を令くせざる者少からざるは、佛敎の罪に非ず、眞に佛敎を奉ぜざるが故なり。知らざる所に於ては、闕きて論ずる勿くして可なり。儒者の、佛敎を非議するの論、比比として皆此類なり。惜むべきなり。

(二) 楚王英、始め浮屠に事へ、而して反を以て自殺す。笮融、民に課して盛飾し、以て浮屠に事へ、而

して劫掠を以て鋒刃に死す。梁の武帝、身を捨てて浮屠に事へ、而して禍を挑み殺を樂しむを以て、其國を亡ぼす。邪説、暗に人心を移し、禍を召くこと至烈なること、此の如きかな。浮屠の教は、慈愍を以て用と爲し、寂靜を以て體と爲し、貪嗔癡を以て大戒と爲す。而るに英・融・梁武は、動を好み殺を嗜み、怒を含むこと息まず、成敗に迷ひて以て禍を召く。其教と相反するが若くにして、禍發すること爽はざるは、何ぞや。夫れ人の心は、迹に移らずして、其情量の本に移るなり。情量一たび移り、反りて之を激すれば、此に制する者、大に彼に潰え、潰ゆれば復た收む可からず。浮屠の説は、大を窮め居を失ひ、謂へらく、天を旋らし地を轉す可くして、而して其意量の中に在り。則ち惟だ意の・規る所のままにして、以て志を得可からざる無しと。其術を習ふ者、其心を侈にして、而して名義の守る可き無し。且つ其の教たるや、名は慈と爲せども實は忍なり。髮膚、忍ぶ可きなり。妻子、忍ぶ可きなり。君父、忍ぶ可きなり。情の已む容からざる所にして、而も急に之を絶てば、則ち憤然として一たび決して、恤ふる所無し。又、其の説たるや、人の欲を禁じて、而して擇ぶ所無し。是に於て謂へらく、一飲一食、一衣一宿、但だ耽著すれば貪染に非ざる無しと。窮極して厭く無く。毒・天下に流るるに至るも、而も其の貪染たる、亦、寸絲粒米の貪と、其罪報を同じくして、差別無し。則ち既に衣食せざる能はずして以て物に累はさる。又何ぞ窮極の貪饕を憚りて、爲す可からざらんや。之を迫持すれば、則ち手を擧げ目を揚げて、皆桎梏なり。之を寛假すれば、則ち成敗一同にし

て、理事、皆、無礙なる可し。心亡し罪滅びて、大惡氷釋す。暴逆凶悖、夢幻泡影に非ざる無し。一たび悟りて悉く空に歸す。故に其學を學ぶ者、未だ駭異して以て一逞に快とせざる者有らざるなり。桎梏一たび脱すれば、劍鋒虎吻に翱翔するに任せて、以て自如たる一眞法界なり。屠刀を放ち、淫坊を出でて、即ち法身を獲。之を操ること極まりて、繼ぐに縦を以てするは、必然の勢なり。英、何を憚りて・反せざらん。融何を恤へて・掠めざらん。

【一】 衍は蕭衍、即ち梁の武帝なり。

【二】 趙抃、字は閱道、本傳は宋史卷三十六に載す。張九成、字は子韶、本傳は宋史卷三百七十四に載す。陸九淵、字は子靜、象山先生と號す。本傳は宋史卷四百三十四儒林傳に載す。

【三】 王欽若、字は定國、本傳は宋史卷二百八十三に載す。張商英、字は天覺、本傳は宋史卷三百五十一に載す。黃潛善、字は茂和、本傳は宋史卷四百七十三姦臣傳に載す。

【四】 伯夷、泰伯、昭かなりと爲す。子臧・季札、是に循ひて以て節と爲す。而して漢人多く之に效ふ。丁鴻、爵を逃れ、鮑駿、之を責めて曰はく、「春秋の義、家事を以て

王事を廢せず』と。允なり。而れども猶ほ未だ盡くさざるなり。漢の列侯は、商周の諸侯に非ざるなり。古の諸侯は、其國を有ち、其民に君とし、其治を制す。蓋し天子と迭に進退を爲す者なり。君道なり。漢の列侯は、租に食ひ税に衣、而して宗社人民の守無し。臣道なり。君義を制し、臣、義に従ふ。天子の義に従ふ。己が制するを得る所に非ざるなり。古の諸侯は、之を始祖に受く。天子、位を易ふれども、國自如たり。漢の列侯は、之を天子に受く。天子、天下を失へば、則ち復た其封國を有つを得ず。己が私するを得る所に非ざるなり。何ぞ敢て天子の爵祿を以て、唯だ己が意のままにして之を讓ら

鴻を經學至行に薦む。上、鴻を徵して侍中と爲す。此章は此事を論するなり。
【二】伯夷の事は史記伯夷傳に詳かなり。泰伯の事は史記吳世家に詳かなり。
【三】子臧は、曹の公子欣時なり。左傳成公十三年、曹人、公子負芻をして守らしめ、公子欣時をして曹伯(即ち宣公)の喪を迎へしむ。秋、負芻、其大子を殺して自立す、諸侯乃ち之を討たんと請ふ。晉人、其役の勞せるを以て、他年を待たんと請ふ。冬、曹の宣公を葬る。既に葬るや、子臧、將に亡げんとす。國人、皆、將

三五一
に之に従はんとす。成公乃ち懼れ、罪を告げ且つこれに請ふ。乃ち反りて其邑を致す。十五年、諸侯、將に子臧を王に見えしめて、之を立てんとす。子臧辭して曰はく、「前志に之有り、曰はく、聖は節に達し、次は節を守り、下は節を失ふと。君と爲るは、吾が節に非ざるなり。聖なる能はずと雖も、敢て守ることを失はんや」と。遂に逃れて宋に奔る。季札は吳の公子、即ち延陵の季子なり。事は史記吳世家に詳かなり。
【四】非分の得は己の分に非ずして之を得るなり。

弟盛にして賢なるや、必ずしも侯たらずして、而も功名を以て自ら見はる可し。如し其能はずんば、則ち亦(五)温飽して以て身を終らんのみ。祿食は、簞食豆羹の類なり。讓る者は小にして、受くる者は媿なり。商周の義、惡んぞ之を後世に效ふ可けんや。古人の書を讀み、之を學ばんと欲すれども、而も時に因りて以て義を立てざれば、失はざる鮮し。子曰はく、「以て爾が鄰里郷黨に與へんか」と。列侯の封を受け、祿を分ちて以て弟に與へば、斯に得ん。侯は豈に鴻が讓るを得る所の者ならんや。

【一】通鑑卷四十五明帝永平十二年、是時、天下安平にして、人、徭役無く、歳、比に豊稔し、百姓殷富にして、粟、斛ごとに三十、牛羊、野を被ふ。此章は、粟斛ごとに三十といふを論じ、此れ史の溢詞にして、必ずしも信す可からず、若し果して然らば、穀價甚だ賤しくして農を傷ふべく、爲政者は宜しく善處すべきことを説くなり。
【二】溢詞は溢美の詞、ほめ過ぎたることば。
【三】獲は收穫なり。
【四】口分は人頭税なり。

(一) 史に(二) 溢詞有り、流俗これを羨めども、君子の取らざる所なり。明帝の世の百姓殷富なるを紀して曰はく、「粟、斛ごとに三十錢」と。果して然らしめば、國を謀る者、其道を失ひ、而して民且に餓死の憂あらんとす。一夫の耕は、中歳の(三) 獲、五十斛を得て止む。(古の斛は、今の石なり。終歲勤勞して、僅に千五百錢の利を得。(四) 口分・租税・徭役、此に出で、婦子、此に食ひ、養老・養疾・死葬・婚嫁、此に給し、鹽酪耕具、此に取る。固に以て自活するに足らず。民猶ほ肯て力を竭して以て耕さんや。所謂米、斛ごとに三十

三五三

錢とは、天下を盡くして皆然るか。抑も偶一郡國の然るにして、而して詫りて之を傳ふるか。天下を盡くして皆然らしめば、尙ほ當に平糶して之を收め、以て邊徼に實し、以て水旱を禦ぎ、而して民の狼戾を聽さざるべし。然れども必ず天下の盡く然るに非ざらん。則ち此は其賤を極むれども、彼は猶ほ踴貴せん。國に當る者、宜しく次を以て輸移して之を平かにすべし。詎ぞ粟死し金生き、兩つながら置しきの苦を成さしめんや。故に善く國を爲むる者は、粟は、常に、多く民に餘りて、以て其の粟を輕んずるの心を啓きて、農をして日に賤しからしめざらむ。農日に賤しければ、則ち游民商賈日に驕る。故に曰はく、「粟貴ければ末を傷ひ、粟賤しければ農を傷ふ」と。末を傷ふと、農を傷ふと、得失何ぞ擇ばん。太だ賤しきの後には、必ず餓殍有り。明帝の世、民に餓死の害有るを聞かず。是を以て、史の・溢詞たるを知るなり。然りと雖も、亦、必ず郡國の此の若き者有らん。故に曰はく、國を謀る者、其道を失ふなりと。

廣陵王荆、楚王英、淮陽王延、遊説を以て、或は誅せられ或は削らる。夫れ三王は、誠に狂悖なり。

- 【一】 廣陵王荆の事は、通鑑卷四十五明帝永平九年十年に載せ、楚王英の事は、永平十三年十四年に載せ、淮陽王延の事は、永平十六年に載す。參照せよ。此章は、三王が或は誅せられ或は削らるるを論じ、明帝の疑忌殘忍なることを説くなり。
- 【二】 北海王陸の事は、通鑑卷四十五永平十七年に載す。
- 【三】 吳王濞の事は通鑑卷十六景帝前三年に載す。濟北王興居の事は、卷十四文帝三年に載す。
- 【四】 寒は通鑑には卷に作る。これ范史に従ふなり。寒朗の事は、通鑑卷四十五永平十四年に載す。

り。乃ち北海王陸を觀るに、中大夫を遣はして入觀せしめ、大夫、其賢を稱せんと欲すれば、歎じて曰はく、「子、我を危くせんかな。大夫其れ對ふるに、孤が聲色狗馬を是れ娛み是れ好むを以てせば、乃ち相愛すと爲す」と。則ち明帝の疑忌殘忍なる、夫れ亦以て之を致す有るなり。且つ三王は、未だ濞・興居の兵を弄び狂悖なるが如き有らざるなり。之を緩んずるに德無く、之を教ふるに道無く、愚味にして、以て自ら安んずる無く、而して姦人、之に乗じて以て告訐すれば、則ち亦惡んぞ當日の獄辭、附會して之を増益するに非ざるを知らんや。楚の獄興りて、虞延以て死す。延、舜の象を待つ者を以て帝に望む。意至つて深厚なり。而るに其生を保たず。寒朗曰はく、「公卿、口には言はずと雖も、而も屋を仰ぎて竊に歎す」と。則ち臣民の寒心を爲す者多きなり。圖讖を作り、淫祀を事とするは、豈に教ふ可からざらんや。而るに必ず、將する無きの辟を極めて以て之に加ふ。則ち諸王の棘に寝ね氷を履むこと、睦の云ふ所の者の如く、善をも敢て爲さず、而して天性の恩、絶ゆるに幾し。西京の亡ぶるは、諸劉之を亡ぼせるに非ざるなり。漢の復た興るは、諸劉之を興せるなり。乃ち獨り兄弟の間に於て、其猜毒を致して、相舍かず。睦の言を聞けば、亦、之が爲めに流涕す可し。身没して外戚復た張るは、以有るかな。

班超の西域に於けるは、これに戲るのみ。三十六人を以て、諸國を横行し、其君を取り、殺さんと欲すれば則ち殺し、禽にせんと欲すれば則ち禽にす。古今未だ奇智神勇にして此を能くする者有らず。蓋し此諸國は、地狭くして兵弱く、主愚にして民散じ、必ずしも智且つ勇ならざるも、之を制して餘有るなり。萬里の外、孱弱の夷、苟且に自ら王たるも、實は中國の一亭長に踰ゆる能はず。其の叛くや、以て匈奴の勢を益すに足らず。其の服するや、以て中夏の威を立つるに足らず。而して弱を欺き寡を凌ぎ、其喙息を撓亂し、以て奇功に詫る。超復た人の心有らず。而るに今古、之を豔稱す。益、妄人を動かすに妄を爲すを以てせずや。穴を發きて蟻蚘を攻め、沼に入りて鯀鯨を捕へ、曰はく、「智の奇、勇の神なり」と。識有る者之を笑ふこと久し。光武、玉門を閉ぢ、西域を絶ち、班固、其盛徳を贊す。超は固の弟なり。嘗て固の遺文を讀むに、其の往來して超に西域に報するの書に、竇憲の殷勤の意を述べ、而して其遠略を羨む。則ち超と固と、意見なりて相謀らざるに非ざるなり。其の言を立つるや、彼の如く、其の兄弟相獎め、上を誣ひ幸を徵め、以て功名を取るや、此の如し。文墨を弄び、危險に趨く者の、定情無きこと、亦此に至るか。班氏の傾危なるは、叔皮よりして已に然り。流れて婦人に及びて、辯、餘有り。其才や、其の才無きに如かざるなり。

章 帝

(二) 陳湯、鄧支の捷を幸ひ、傅介子、樓蘭の功を徵む。漢廷の議者、細けて録する勿からんと欲するは可なり。介子、湯は、命を受くる所無く、私に行きて以て徵幸す。既に已に其の圖る所を遂げ、而して又之を獎めば、則ち妄に徵めて事を生ずるの風長じ、而して邊釁日に開けん。第五倫の耿恭を棄てんと欲するが若きは、則ち謂無きなり。恭の車師に屯するや、竇憲奏して之を遣はし、明帝、之に命ず。金蒲城は、漢、恭に授けて守らしむる所の者なり。車師叛き、匈奴驕り、之を圍むこと年を経、誘ふに重利を以てし、脅すに必ず死するを以てすれども、

【一】 班超が其吏士三十六人を率ゐて西域諸國に横行すること、通鑑卷四十五永平十六年に載す。參照せよ。此章は此事を論じ、超の爲す所を非とするなり。此論は、古來諸家の論する所と大に異なり、中正を失するの嫌無きに非ざれども、亦、此書中の注目すべき者の一なり。

【二】 喙息は獸類を謂ふなり。ここには夷狄を謂ふ。蓋し夷狄を人間扱にせざるなり。

【三】 鯀は鮪と同じ、どぜう。鯨は小魚の名。

【四】 班彪、字は叔皮、固と超との父なり。

【一】 通鑑卷四十六明帝永平十七年、十八年に、司馬耿恭、戊校尉と爲り、車師後王部の金蒲城に屯し、善く匈奴を禦ぐ。匈奴、使を遣はして之を招く。恭、其使を誘ひて城に上り、手づから撃ちて之を殺す。單于大に怒り、更に兵を増して恭を圍む。下す能はず。關龍上書して救を求め、公卿に詔して會議せしむ。司空倫以爲はく、「宜しく救ふべからず」と。司馬鮑昱曰はく、「今、人を危難の地に使せしめ、急にして之を棄つるは、外は則ち蠻夷の暴を縱し、内は則ち難に死するの臣を傷ふ。誠に權時にして後に邊事無からしめば、可なり。匈奴、如し復た塞を犯し寇を爲さば、陛下、將に何を以てか將を使はんとする。又、二部の兵人、我に各、數十。匈奴、之を圍み、歷旬にして下らず。是れ其の寡弱にして力盡くるの效なり。敦煌・酒泉の太守に令し、各、精騎二千を將ゐ。其幡幟を多くし、道を倍して兼行し。以て其急に赴かしむ可し。匈奴の疲極の兵、必ず、敢て當らじ。四十日の間に、還りて塞に入るに足らん」と。帝、之を然りとす。此章は此事を論じ、第五倫が耿恭を救はざらんと議するを非とするなり。陳湯が鄧支單于を斬ること、通鑑卷二十九建昭三年に載せ、傅介子が樓蘭王を斬ること、卷二十三元鳳四年に載す。

而も恭、降らず。車師の屯、其の當ると否とは、事後に咎を恭に歸す可き所に非ざるなり。恭の守る所は、先帝の命なり。持する所は、漢廷の節なり。死すとも其心を易へざるは、斯れ亦忠臣の操ならずや。車師は屯する勿かる可くとも、而も恭をば必ず棄つ可からざるは、明かなり。倫獨り人の臣子に非ざるか。而るに君に忠なる者を視ること、芒刺の體を去らんことを欲するが如くなるは、何ぞや。鮑昱の議は是なるのみ。然れども猶ほ未だ先帝の命に及ばざるなり。山陵に宿草無きに、忿疾して其の命を銜むの臣に原野に委て、君父を怨懟し、以て其惡怒を孤臣に寄す。倫の心は、路人も之を知る。倫の操行、矯異にして孝友和順の天良無く、其の從兄を薄待するよりして、以て名を立つるのみ。然らば是れ詎ぞ天子の大臣と爲るに足らんや。

三年、父の道を改むる無し。道とは、剛柔質文の謂なり。剛柔質文は、皆、道の用なり。相資りて以て相成し、而して相勝ちて以て相節す。則ち極めて重くして而して必ず改まり、相制して而して抑も以て相生す。消息の用、其間に存す。即ち安危存亡の大なる有るに非ざれば、則ち之を俟つこと三年なるも、而も需滯に非ず。是に於てして、

- 【一】 山陵に宿草無しとは、明帝崩じて未だ年を踰えざるをいふ。
- 【二】 第五倫が從兄を薄待すること、通鑑卷四十四光武帝中元元年に載す。
- 【三】 三年父の道を改むる無し。論語學而篇に、「父在せば其志を觀、父没すれば其行を觀、三年、父の道を改むる無き、孝と謂ふ可し」とあり。此章は、章帝が位に即きて後、明帝の政を改むるを非とするなり。事は通鑑卷四十六章帝建昭元年に詳かなり。參照せよ。
- 【四】 需滯は遲延なり。

孝子の心遂げ、國事も亦、以て相激して而して又偏に墮ちず。明帝の明察は、誠に、過ぐる者有り。而れども天下初めて定まり、民、法を知らず。則ち其の嚴なるや、乃ち後人をして得て寛にす可からしむる者なり。章帝初めて立ち、鮑昱・陳寵、急に先君の過を、擣め、第五倫起ちて之を持し、明帝を視ること、胡亥の慘なるが若くにして、而して己、漢高と爲す。章帝聽きて速かに改む。將に復た人の子たるを得ざらんとす。人君、位を嗣ぐの初に當りて、其の言を聽くや、尤も慎まざる容からざるなり。臣下各、其志を先君の世に懷きて、而も或は逞しくするを得ず、先君没し、憤懣を積み、以て伸びんことを求め、遂に、魚の・鉤を脱するが若くにして、唯だ其れ洋洋として以て自得す。斯情や、名は國を謀ると爲せども、而も實は君父を怨懟するの心を挟み、其死を幸として以て、鳴豫する者なり。人の子たる者、奈何ぞ其れ之に殉はんや。且つ君にして寛弛を尙ばんか。則ち人臣未だ悦ばざる有らず。君にして嚴察を尙ばんか、則ち人臣未だ怨みざる有らず。故に吏治を察し、考覈を精しくし、刑典を修むるは、皆、臣下の大に利とせざる所の者にして、先君の没するを幸とし、望を新君に屬し、法紀を解散し、以て其優游を遂げ、嘖として煩言有り、顧忌する所無し。心を立つること此の若くにして、而も之に殉ひて以て臣民の譽を干むるは、過聽の病、親を忘る

- 【一】 鮑昱・陳寵が上言し、第五倫が之に贊すること、章帝建初元年に載す。
- 【二】 擣は矯と通ず、正すなり。
- 【三】 胡亥は秦の二世皇帝。
- 【四】 鳴豫は志滿ち氣驕りて、喜に勝へずして聲音に發するなり。周易豫卦初六に、「鳴豫、凶」とあり。
- 【五】 嘖として煩言有りは左傳の語。煩言は忿争なり。

るを成す。而るを慎まざる可けんや。明帝の明察に過ぐるや、法の外にして虔劉を加ふること胡亥の爲の如きに非ざるなり。法を盡して而して、欽恤の心無きのみ。其法は是なれども、其情は則ち過つ。其情は過てども、其法は固に是なり。即し大獄の興りて囚隸に罹る者をして、追りて、(一〇)矜釋を待つ者有らしめん、(一一)章帝自ら意を以て節宣を爲すを得、姑く事に即きて之を、(一二)貸し、漸く寛に向はしめ、以て他日を待たば、則ち先帝の失、章かならず、嗣君の孝、損せざらん。而して臣民の禁忌樂育、亦、從容として、(一三)調變して、以て中に適し、驟に其衝勅を釋して以て、(一四)痿痺に趨く或る無く、姦宄をして朝廷の意旨を探らしめば、(一五)罔を以て吞舟を戒めん。今、陳寵の言に曰はく、「煩苛の法を蕩滌す」と。帝の詔に曰はく、「柔良を進め、冤獄を理む」と。皆唯だ亟かに明帝に反して以て異を表す。君若しくは臣、縱弛を相勸め、一たび激し一たび反せば、國事幾何ぞ亂れざらんや。故に剛柔文質は、道原並び建て、而して大中即ち其間に寓す。其剛に因りて而して柔存し、其文に因りて而して質立つは、有道者の尙ぶ所なり。忿讒を懷きて、遽に之を、(一六)更張し、(一七)仇讎を攻むるが如く、暴亂を救ふが如く、大に一時に快にし、逞しくするを求めて、(一八)忌まざるは、其の弊や、又相反し、而して流

- 【一〇】 虔劉は殺すなり。左傳に「我が邊陲を虔劉す」とあり。
- 【一一】 欽恤は、つつしみ、あはれむ。
- 【一二】 矜釋は、あはれみ、ゆるす。
- 【一三】 貸は寛假するなり。
- 【一四】 調變は程よく調和するなり。
- 【一五】 痿痺は肢體不仁の病。故に政事廢弛して振はざる者も、亦、痿痺を以て喩と爲す。
- 【一六】 罔は法網なり。吞舟は大魚なり。大惡人に喩ふ。
- 【一七】 更張は改革する也。

れて以て天下の蠹と爲る。此説を爲す者は、佞人なり。明主の放流する所の者なり。此道、明かならず、唐宋以降、君子たる者、先君の枉れるを矯めて、以て忠孝と爲す。他日、人更に之を矯め、一たび激し一たび隨ひ、法紀亂れ、朋黨興り、國因つて以て敝る。然る後に知る、三年改むる無きの論は、聖人以て子道を示すにして、而して君道も亦これに過ぐる莫きことを。

- 【一八】 此章は馬太后を論じ、名を好みて言に巧なる者なりと譏るなり。私に按ずるに此論は酷に過ぎたるに似たり。船山先生、馬援を喜ばず、而して援の女たる馬太后を喜ばざるなり。蓋し中正の論に非ざるなり。

(二) 母後の賢を稱すること、明德馬后に至りては、古今、異詞無し。其詔を讀むに、將に人をして涕下らしめんとする者の若し。后は蓋し名を好み而して言に巧なる者なり。(三) 建初二年、大に早す。言者以爲はく、「外戚を封せざるの故なり」と。姦人の邪説、之を言ひて、媿忌する所罔きこと、亦、此に至れる哉。夫人、上の言に従はずして、上の心を窺ひ、以て從ふと爲すこと久し。言者の、媿忌無きは、之を致す者有るなり。章帝、屢諸舅を封せんと欲し、后屢之を卻く。(四) 封を受くること已に定まり、復た『萬年長く恨みん』の語有り。人、皆、以謂へらく、諸馬を封するは、章帝強ひて之を爲す。后の意に非ざるなりと。乃ち后没して未だ幾くならず、(五) 馬

- 【二】 建初二年大に早し、言者以て外戚を封せざるの故と爲し、章帝、馬氏を封せんと欲し、馬太后聽かざることを、通鑑卷四十六に載す。
- 【三】 馬氏が封を受くること既に定まり、馬太后、萬年の日、長く恨みんと曰ふこと、通鑑卷四十六建初四年に載す。
- 【四】 有司、「馬防兄弟、奢侈踰備し、聖化を濁亂す」と奏し、馬氏兄弟、悉く免じて國に就かしむること、通鑑卷四十六建初八年に載す。

防兄弟の奢侈踰僭なるを奏し、悉く免じて國に就かしめ、且つ考掠に死する者有り。同じく此有司にして、而して大旱に封を請ふの奏と、(三) 邈として・相蒙はざるなり。姦人反覆して、以て上の意を窺ふ。則ち昔の封を請ふは、後の欲する所たり、後の効治するは、章帝の憤を積みて・逞しくせんと欲する所たること、明かなり。是を以て知る、帝の強ひて諸舅を封するは、陽に後の旨に違ひて、實は已むを獲ずして、以て母の私に徇ふことを。(四) 車騎の盛なる、丁甯に戒責す。而して(五) 國の兵柄を操り、羌を討ちて以て封侯の地と爲す。第五倫、之を争へども、克たず。兵柄、握に在り、大功既に建ち、復た恭儉を飾りて、以て譽を要む。此れ王莽の故智にして、后が諸馬に屬望する所の者、將に是に在らんとするか。東京の外戚の害、遂に漢の世を終り、而して國絲りて以て亡ぶるは、馬氏より始まり、后、之を爲すなり。故に言は以て心を徴するに足らず、譽は以て實を考ふるに足らず。馬后、名を好みて而して名成り、言に工にして而して言傳はる。允なり、其の哲婦たること。哲婦の尤は、當時、覺らず、後世且つ知らず、以て世を欺きて除有り。畏れざる可けんや。

【一】 通鑑卷四十六章帝建初二年、第五倫上疏して曰はく、

「光武は、王莽の餘を承け、頗る嚴猛を以て政を爲す。後代、之に因り、遂に風化を成す。郡國の擧ぐる所、類ね職を辨する俗吏多く、殊えて未だ寬博の選の以て上の求に應ずる者有らざるなり。陳留の令劉豫・冠軍の令駟協は、竝に刻薄の姿を以て、務めて嚴苦を爲し、吏民愁怨し、之を疾まざるもの莫し。而るに今の議者、反つて以て能と爲す。天

【二】 邈として相蒙はずとは、甚だしき相違なるをいふ。

【三】 馬防、車騎將軍たり。

【四】 馬防が羌を討ち、第五倫上書して之を非とすること、通鑑卷四十六建昭二年に載す。

心に違ひ、經義を失へり。從に應に豫・協を坐せしむべきのみに非ず、亦、宜しく擧げたる者を謹むべし。務めて仁賢を進め、以て時政に任ぜば、數人に過ぎずして、則ち風俗自ら化せん。臣嘗て書記を讀み、秦の・酷急を以て國を亡ぼししを知り、又、目に王莽も亦苛法を以て自ら滅びしを見る。故に勤懇懇として、實に此に在り云云」と。此章は此事を論するなり。

【一】 報政は政績を報告するなり。

【二】 風裁は風采なり。

【三】 文法は法律なり。

【四】 雞鳴の衣裳を顛倒す。詩齊風東方未明篇に、東方未だ明けざるに、衣裳を顛倒す。之を顛倒するは、公より之を召せばなり」とあるに本づく。

(一) 守令の賢を論するに、清・慎・勤と曰ふ。三つの者修りて而して守令の道盡くるか。夫れ三つの者は、(二) 報政以て優に、令名以て立つ。守令の賢を求むるに、未だ能くこれを置く者有らざるなり。然りと雖も、之を以て標準と爲し、而して之を矜りて以て(三) 風裁と爲せば、則ち民の傷はる者多くして、而して俗は以て詭り、國も亦以て康からず。其清を矜れば、則ち物を待つや必ず刻に、其慎を矜れば、則ち物を察するや必ず細に、其勤を矜れば、則ち物を求むるや必ず煩はし。夫れ君子の清は、清にして以て和、君子の慎は、慎みて以て簡、君子の勤は、勤めて以て其事を敬し、而して位外の圖無し。己に於て洩れず、天下を盡くして簞豆に嚴ならしむるに非ざるなり。令に於て妄ならず、(四) 文法に拘はりて一切を盡くすを求むるに非ざるなり。心に於て逸せず、(五) 雞鳴の衣裳を顛倒して以て人をし我に従ひて息まざらしむるに非ざるなり。君子、此三つの者を修むれば、以て民に宜しくして而して俗を善くし、用つて天下を宰して可なり。然れども課政或は速ばざる所有り、而して譽望減ず。名實の相詭ふこと久し。第五倫言ふ、『陳留の令劉豫・冠軍の令駟協は、務めて嚴苦を爲し、吏民愁

怨す。議者反つて以て能と爲す」と。此を謂ふなり。豫と協とをして、其曲廉・小謹・勤勞の跡を銜はざらしめば、豈に之に予ふるに能名を以てする者有らんや。行を矯めて以て官坊に立たんと欲して、而も學ばざれば、則ち三つの者の蔽、民愁へて而して俗詭る。故に曰はく、「君子、道を學べば、則ち人を愛す」と。弦歌興りて而して允に民の父母たり。豈に僅に三つの者を恃まんや。

(二) 諫を納るるの道も、亦、易からず。君、爵賞して以て之を勸むる無ければ、則ち言ふ者、進まず。爵賞を以て之を勸むれば、言ふ者抑も擇ばずして進む。故に諫を納るるは難きなり。抑も此に道有り。士の道に見る有りて、而して以て君を匡さんことを思ふ者は、言を以て爵賞に讎らんとに非ざるなり。行はるるを期するのみ。故に明君、士の言を行ふは、即ち士に報ゆる所以にして、而して爵賞は與らさず。子曰はく、「君子は言を以て人を擧げず」と。此の謂か。且つ夫れ言

【六】官坊は官署なり。
 【七】君子道を學べば則ち人を愛す。論語陽貨篇に、「子、武城に之き、弦歌の聲を聞く。夫子莞爾として笑ひて曰はく、雞を割くに焉んぞ牛刀を用ひん。子游對へて曰はく、昔者、偃やこれを夫子に聞く、曰はく、君子、道を學べば、則ち人を愛し、小人、道を學べば、則ち使ひ易きなり」と。子曰はく、二三子、偃の言是なり。前言は之に戲るるのみ」とあり。
 【一】通鑑卷四十六章帝建初五年、夏五月辛亥、詔して曰は

く、「朕、直士を思選し、異聞に側席す。其の先づ至れる者は、各、已に憤を發し懣を吐き、略ぼ子大夫の志を聞けり。皆、左右に置きて顧問省納せんと欲す。建武の詔書に、又曰はく、堯、臣を試みるに職を以てし、直に言語筆札を以てするのみならずと。今、外官多く曠し。竝に以て補任す可し」と。此章は此事を論ずるなり。
 【二】論語衛靈公篇に、「君子は言を以て人を擧げず、人を以て言を廢せず」とあり。

を進むる者、君の愆を繩して之を匡せば、則ち言は未だ工ならずと雖も、而も其の忠直の士たるを知る。心に其人を識りて、而して爵賞を以て其後に繼げば、其の失ふ者は鮮し。若し夫れ言ふ所の者、羣臣の得失を求めて而して之を抑揚し、政事の沿革を取りて而して之を敷陳せば、其言允りて、洵に行ふ可きも、而も人の賢不肖は未だ知る可からず。此にして爵賞を以て酬いば、則ち佞人雜はり進まん。而して奚ぞ其終を保せんや。抑も其言是なれば、其人、不肖に非ざるなり。其言の諱まざるに因りて、之を左右に置き、且夕誨を納れしめんには、上既に唯だ言をのみ是れ取らば、人且に言を引きて己が任と爲さんとし、而して其の敢へて言ふの名を終へんと欲す。是に於て、位に在る者を吹求すること已む無くして、而して庶務の廢興を毛舉して以て言資と爲し、將に事有らんとし、止だ此に於てして言ふに、且つ之を引きて以て窮り無く、姦に非ざるに而も之が姦を斥し、賢に非ざるに而も之が賢を獎め、事、廢す可からざるに而も之を已めんと欲

【三】抑揚は毀譽褒貶するなり。
 【四】允は適當なり。
 【五】吹求は毛を吹きて疵を求むるなり。必ず其過失を得んと欲するを言ふ。
 【六】毛舉は瑣細なる事を擧ぐるなり。
 【七】口給は、能く言ふ者、徒らに辯を口に取りにて以て相應付するを言ふ。辯舌巧なること。論語雍也篇に、「人に禦るに口給を以てす」とあり。
 【一】通鑑卷四十六章帝建初七年、初め明德太后、帝の爲め

に扶風の宋楊の二女を納れて貴人と爲す。大貴人、太子慶を生む。梁松の弟疎、二女有り。亦、貴人と爲る。小貴人、皇子肇を生む。竇皇后、子無く、肇を養ひて子と爲す。宋貴人、馬太后に寵有り。太后崩じ、竇皇后、寵盛なり。母汎陽公主と與に、宋氏を陥れんことを謀り、外は兄弟をして其讒過を求めしめ、内は御者をして得失を偵伺せしむ。宋貴人病み、生免を思ひ、家をして之を求めしむ。竇皇后因つて誣言す、厭勝の術を爲

し、事、興す可からざるに而も之を行はんと欲す。荒唐苛細の論は、皆、言の責を塞ぐを以てして、而して國是亂る。故に言ふ者は言はしむ可きなり。未だ言を盡くさしむ可からざるなり。言を盡くさしむ可きなり。引伸して、已む無きの言を爲さしむ可からざるなり。斟酌の權は、主の心に在り。諫を聞くを樂しめども、而も人を導くに、口給を以てせず。爵賞の酬は、其れ輕んず可けんや。章帝、直言極諫の士に於て、外吏に補して、而して其爲を試みる。以て之に酬ゆる無きに非ずして、而も之を引くに涯無きの言を以てせず。官守在りて、而して賢不肖抑も徵す可し。之を得るに庶幾し。

さんと欲す」と。是に由りて、太子出でて承祿觀に居る。夏六月甲寅、詔して曰はく、「皇太子、失惑して常無きの性有り、以て宗廟を奉ず可からず。大義、親を滅す。況んや降退をや。今、慶を廢して清河王と爲す。皇子肇は、皇后に保育せられ、教を懷妊に承く。今、肇を以て皇太子と爲す」と。遂に宋貴人姉妹を出して、丙舍に置き、小黄門蔡倫をして之を案ぜしむ。二貴人、皆、藥を飲みて自殺す。父議郎楊は、免ぜられて本郡に歸る。

慶、時に幼なりと雖も、亦、嫌を避け禍を避くるを知り、言、敢て宋氏に及ばず。帝更に之を憐み、皇后に教し、衣服をして太子と齊等ならしむ。太子も亦慶を親愛し、入れば則ち室を共にし、出づれば則ち輿を同じくす。此章は章帝が太子を更へしことを論するなり。

賢に與ふる者は、人を得るに在り。子に與ふる者は、嫡を立つるに定まる。嫡を立つるは、天下を家とする一定の法なり。然りと雖も、嫡子、必ずしも賢ならず。則ち(三)以て天下に君として其宗廟を

【一】 宗廟は宗廟をいふ。祔は、宗廟の、主を藏するの石室なり。左傳に、「我が先人に命じて宗廟を典司せしむ」とあり。

【二】 宗廟は宗廟をいふ。祔は、宗廟の、主を藏するの石室なり。左傳に、「我が先人に命じて宗廟を典司せしむ」とあり。

【三】 殷王太甲が初め不明なりしが、伊尹の教訓によりて、終に明君と爲りしこと、尙書太甲篇に詳かなり。

【四】 和嶠の事は通鑑卷八十二晉惠帝永熙元年に載す。

【五】 漢の元帝の太子燕は即ち成帝、晉の武帝の太子衷は即ち惠帝なり。

【六】 一成の例は一定の形なり。例は形なり。禮記王制に、「刑は例なり。例は成るなり。一たび成れば、變す可からず」とあり。

【七】 元良は太子をいふ。

【八】 道盡くとは、爲すべき道を十分に盡くすをいふ。

【九】 光武帝が太子疆を廢すること、通鑑卷四十三建武十九年に載す。

保つ無し。故に必ず豫め教ふるの道有り、以て維持し、而して咎に即かず。而して終に仁義に遷るは、伊尹を以てなり。乃ち夫れ人、氣質の齊しからざれば、則ち固に、伊尹を左にし、周公を右にすれども、其惡を革むる能はざる者有り。(四)和嶠、晉の惠帝の愚に困しみ、而して教且つ窮まる。故に漢元・晉武、適を立つるの法を守り、卒に以て國を亡ぼす。則ち適子の教ふ可からざるを知り、而して之を易へて以て宗社を安んずるも、亦詎ぞ不可ならん。古の人、何ぞ慮らずして、而して(五)一成の例を守り、以て其變に通せざるか。君子、法を垂れて以て萬世と同じく守る所の者は、大經のみ。天下、危しと雖も、宗社、亡ぶと雖も、亦、之を天命に聽せて之に安んず可し。何ぞや。子を探ぶの説行はるれば、則ち後世、寵嬖を暱みて、而して(六)元良を易へ、國を亡ぼし家を敗るの本と爲ること、皆、之に託して以て其私を濟す。君子は敢て一時の利害を以て無窮の亂萌を啓かず。(七)道盡きて、而して固に(八)憂無かる可きなり。(九)光武、郭后が寵を失ふを以てして、太子疆を廢し、羣臣、敢て争ふ者莫し。幸にして明帝の賢なる、以て光武の過を揜ふを得。而れども法の臧からざる、禍、異世に

發す。故に章帝、慶を廢し肇を立て、而して羣臣、亦、敢てこれを争ふ無し。嗚呼、肇の賢不肖は、且く論する勿きなり。章帝崩じ、肇甫めて十歳にして、大位を嗣ぐ。(二)太阿を倒まにして以て之を婦人に授けざらんと欲すれども能はず。漢の世を終るまで、(三)沖・質・蠡吾・解瀆、皆、童昏を以て嗣ぎて立ち、權臣・哲婦、幼少の尸位を貪り、以て唯だ其の爲す所のままにして、而して東漢、一日の治無し。此れ其禍、章帝、之を始む。而して實は光武、之を貽すなり。故に適を立つると、豫め教ふると並び行はれて、而して君父の道盡く。此を過ぎて以往は天なり。人の能く爲す所に非ざるなり。而るを又奚ぞ億計を容れんや。

(二) 不測の恩威、常經無きは、謀略の士の務むる

【一】太阿は古の名劍の名。太阿を倒まにすとは、太阿の劍を倒まに持ちて、人に授くるに柄を以てするなり。
 【二】沖は沖帝、質は質帝、蠡吾侯志は桓帝、解瀆侯宏は靈帝。
 【三】億計は料り度る也。
 【一】通鑑卷四十七章帝元和三年、燒當羌の迷吾、復た弟號吾及び諸種と與に反す。號吾先づ輕しく入り、隴西の界に寇す。督烽掾李章、之を追ひ、號吾を生得し、將めて郡に詣る。號吾曰はく、「獨り我を殺すとも、羌に損無し。誠に生きて歸るを得ば、必ず悉く兵を罷め、復た塞を犯さじ」と。隴西の太守張紆、之を放ち遣る。羌即ち爲めに解散し、

各、故地に歸り、迷吾退きて河西の歸義城に居る。章和元年、羌蒙迷吾、復た諸種と與に、金城の塞に寇す。張紆、從事河内の司馬防を遣はし、與に木乘谷に戰ふ。迷吾の兵敗走し、譯使に因りて、降らんと欲す。紆、之を納る。迷吾、人衆を將めて臨羌に詣る。紆、兵を設けて大に會し、毒を酒中に施し、兵を伏せ、其會豪八百餘人を殺し、迷吾の頭を斬り、以て傳育の冢を祭り、復た兵を放ちて其餘衆を撃ち、數千人を斬獲す。迷吾の子迷唐、諸種と、仇を解き婚を結び質を交へ、大小榆谷に據りて以て叛く。種衆熾盛にして、張紆、制する能はず。此章は此事を論するなり。

所なり。謂へらく、以て人を期する所に非ざるに震はすに足り、而して敢て服せざる莫しと。然りと雖も、豈に恃むに足らんや。張紆、隴西に守たり。羌人反す。其會號吾、亂に首として入寇す。追ひて之を生得す。紆、之を釋して遣り歸す。已にして迷吾、金城の塞に寇す。紆、與に戰ひて之を敗る。迷吾、人衆を將めて臨羌に詣りて降を納る。紆、毒酒を以て之を殺す。戰ひて而して獲れば、則ち之を釋し、降りて而して來れば、則ち之を殺す。紆、是を以て不測の恩威と爲すなり。是に於てして羌禍の・秦隴に延くこと、幾ど百年にして、而して後に定まる。一は生かし一は殺し、測る可からざること、是の如きや、彼將に何に據りて以て順逆の從と爲さんとするか。戰ひて而して禽にし、禽にして而して釋さば、何を憚りてか戰はざらん。勝たば以て逞しくす可く、敗るるも猶ほ以て生く可きなり。降りて而して來り、來りて而して殺さば、何を利としてか降らん。降りて而して必ず死するは、戰ひて而して生を得るに如かず。其の計を決して死闘に相尋がざる者鮮し。故に恩威は、必ず準有る者なり。己に在りては白かにす可く、而して(三)物に在りては信す可きなり。其恩に感ずる者は渝らず、其威を畏る者は犯す可からずして、乃ち以て天下を服し、而して敢て服せざる莫し。尙はくは輕しく不測を言ふ勿からんかな。

【一】準は一定の標準をいふ。
 【三】物とは他人をいふ。己に對する語。

(二) 西漢の衰ふる、元帝より始まること、未だ盡くは然らざるなり。東漢の衰ふる、章帝より始まること、人、之を察する莫きなり。元帝の失は柔を以てし、而して章帝は滋甚だし。王氏の禍は、元帝之を啓くに非ず。帝崩じて而して王氏始めて張る。(三) 竇憲の横なるは、章帝、實に之をして然らしむるなり。第五倫之を言へども聽かず。(四) 貴主、之を訟へ、怒、言に形はれ、須臾ならずして解く。(五) 周紆、竇篤に忤ひて、詔獄に送らる。(六) 鄭宏、死を以て諫め、其忠を知り、其疾を問へども、終に用ふる能はず。此の若きは、元帝の蕭・張・宏・石を處する者と、以て異なる無し。而して元帝の柔は、柔するに己を以てするなり。章帝の柔は、柔するに宮闈外戚を以てするなり。章帝滋甚だし。仁厚に託して而して(七) 牀第に溺れ、漢の世を終るまで、

婦家に(八) 顛越し、以て姦雄を進め、而して(九) 大命を隕す。帝惡んぞ能く其咎を辭せんや。(一〇) 曹子桓曰はく、「明帝は察察たり。章帝は長者なり」と。(一一) 婦人姻婭の間に長者たり、(一二) 脂韋嘯呪して以て乾綱を解く。惡に其の長者たること在るか。(一三) 范曄、帝が馬后に承くるや心を孝道に盡くすを稱す。乃ち初終を合はせて以て之を觀るに、帝亦惡んぞ能く孝ならんや。馬后崩じて未だ幾くならざるに、馬氏、謹せられ、考擊して以て死する者有り。是れ其の始の諸舅を封せんと欲し、后、辭すれども得ざるや、舅氏を厚くするに非ざるなり。馬后の前に(一四) 面柔して、而して(一五) 曲げて其不言の隱に順ふなり。其の終の馬氏を一旦に廢するや、母の恩を忘るるに非ざるなり。竇氏、其權を奪はんと欲し、哲婦の前に面柔して、而して母黨を替てて以て妻黨を崇ぶなり。母氏に於て柔なり。諸父昆弟に於て柔なり。(一六) 牀闈に於て柔なり。戚里に於て柔なり。臣民に於て柔なり。罪罟に於て柔なり。忠直の士に於て柔なりと雖も、亦、柔を以て頑讒を待つ者に異なる無きなり。柄、下移し、而して外戚(一七) 宦寺、恩を估みて以て逞しくす。和安二帝は、成帝の淫昏無くして、而も

【一】 此章は、章帝柔弱にして、東漢の衰ふること此に始まるを論するなり。
【二】 章帝の皇后の兄竇憲等が奢侈横恣にして、第五倫、上疏して之を言へども、帝、聽かざることを、通鑑卷四十六章帝建初八年に載す。
【三】 竇憲、賤直を以て沁水公主の園田を請奪す。主、逼畏し、敢て計らず。後、帝出でて園を過ぎ、指して以て憲に問ふ。憲、陰に喝し、對ふるを得ざらしむ。後發覺す。帝、大に怒り、憲を召して切責して曰はく、「深く前過を思ふに、主の田園を奪ひし時、何を用つてか趙高が鹿を指して馬と爲ししに愈はんや。久しく念へば、人をして驚怖せしむ。昔、永平中、常に陰黨陰博・鄧疊三人をして更に相糾察せしむ。故に諸豪戚、敢て法を犯す者莫かりき。今、貴主すら尙横奪せらる。何ぞ況んや小民をや、國家、憲を棄つること、孤雛・腐鼠の如きのみ」と。憲大に懼る。皇后爲めに服を毀ちて深く謝す。良久しうして、乃ち解くるを得、田を以て主に還さしむ。
【四】 下邳の周紆の事、通鑑卷四十六建初八年に載す。
【五】 鄭宏は鄭弘なり。事は通鑑卷四十七章帝元和三年に載す。
【六】 蕭は蕭望之、張は張猛、宏は弘恭、石は石顯。
【七】 牀第は牀簀を謂ふ、牀席の間の意。
【八】 顛越は、つまづき、たふる也。
【九】 大命は天命なり。大命を隕すは、漢の滅亡するをいふ。
【一〇】 曹子桓は魏の文帝。
【一一】 姻婭。婿の父を姻と曰ふ。兩婿相謂ひて姪と曰ふ。外戚をいふ。
【一二】 脂韋。脂は脂油、韋は軟皮。柔滑なるを言ふ。故に以て人の卑諂なるに喩ふ。嘯呪は強ひて笑ふなり。乾綱は天子の權をいふ。
【一三】 范曄は范曄なり。曄の聖祖の諱を避けて曄を改めて曄と爲す。後漢書の撰者なり。
【一四】 面柔は人の面前にて柔順なるなり。
【一五】 不言の隱は、口に言はずして心の中に隠されたる情なり。
【一六】 牀闈は閨門。
【一七】 宦寺は宦官。

後漢章帝

漢、終に振はず。章帝の失は、豈に元帝の下に在らんや。

明帝の車駕屢出で、竟・并・冀・豫・徐・荆の域を歴たり。章帝、之を踵ぎ、天下、病を以て告ぐるを聞かず。然れども天下亦惡んぞ能く病まざらんや。供億、禁有り、窺探、禁有り、踐蹂、禁有り。能く禁する者は、乘輿なり。盡くは禁する能はざる者は、從官なり。必ずしも禁す可からざる者は、軍旅なり、臺隸なり。天下惡んぞ能く病まざらんや。天子時に出でて巡遊すれば、則ち吏は覺察を畏れて、而して治を飾り、治、擧ぐ可し。乃ち果して此に循吏有らしめ、大綱を擧げて而して細目を緩くし、從容として以て治を養むとも、而も廢るる者未だ卒に興す能はず、且つ以て天子の省視に酬ゆる無からん。是に於て、巧宦以て責を逃るる者は、抑も將に其末を縁飾して、其本を置き、以て徒らに吏民を擾さんとす。天下惡んぞ能く病まざらんや。光武の明にして以て法を立て、二帝の賢にして以て治を繼ぐ、豈に緊に此を念はざらんや。而るに馳驅を爲すを樂しみて以て民を病まするは、何ぞや。光武は亂を承けて興り、天下、盜賊並起し、己も亦之に縶りて以て大業を成す。故に重く疑有り、以て躬親ら閱歴し、(一) 弊を補ひ紛を整へて、而して致樂の心を銷せんことを冀ひ、

是を以て、威を建て萌を銷するの大計と爲すのみ。乃ち國用、芻糧に耗り、小民、其舉動に狎れ、若禍一たび起り、軍興、給せず。張伯路、草澤に一呼し、數年にして而も解けず、蔓延して相踵ぎ、垂れて黃巾の起るに及びて、漢遂に亡ぶ。盜賊横行して、以て天下を喪ふこと、此より前に未だ有らずして、漢より之を始む。然れば則ち厚く天下を疑ひて、目撃足履を恃みて以て憂を釋くは、徒らに憂を召くの媒と爲る。亦何の益あらんや。(二) 有虞氏は五載にして一たび巡守す。歳、道途に給らず。(三) 所謂盡く書を信すれば則ち書無きに如かざるなり。周の制、(四) 十有二年にして、王乃ち時に巡る。三傳を歴て、昭王以て死し、四傳して穆王以て荒ぶ。封建の世、天子の治は、止だ千里の畿にして、則ち暇ありて以て遠きに及ぶ。五服の君、各刑賞の柄を専らにし、則ち遙かに制するは能はず。然して且つ虞舜・成王に非ざれば、利、害を償はず。況んや一人を以て天下を統べて、耳目、窮り易きをや。廓然大公にして誠を推して以て監司の郡縣の治に聽すに非ざるよりは、未だ能く天下の險阻を消する者有らざるなり。又況んや酒を樂しみ禽に従ひ、遊觀、度無きこと、順桓二帝の資りて以て口實と爲すが如きをや。

- 【一】 弊は隙間、紛は紛亂なり。
- 【二】 此章は、明帝・章帝が屢出でて巡遊するの非なることを論するなり。
- 【三】 供億は其の匱乏なる者を供給して之をして安んぜしむるなり。
- 【四】 乘輿は天子をさす。
- 【五】 臺隸は賤役に従事する人。
- 【六】 茶は極むる也。
- 【七】 目撃は實際を見ること。足履は其地に行くこと。
- 【八】 有虞氏は帝舜なり。五載に一たび巡守すること、尙書舜典に出づ。
- 【九】 盡く書を信すれば則ち書無きに如かず。孟子盡心下篇に出づ。
- 【一〇】 十有二年にして王乃ち時に巡る。尙書周官に、「六年に五服一たび朝し、又六年に王乃ち時に巡る云々」とあり。

和帝

議者曰はく、「夷狄相攻むるは、中國の利なり」と。誰か此言を爲す者ぞ。以て禍を無窮に貽す。鄧訓、力めて浮議を破り、諸胡を保護し、羌の難を免れしむ。羣胡悦び従ふ。訓乃ち力を専らにして迷唐を攻め、而して迷唐遠く竄る。智なる哉。楚莊、舒・蓼を呑み、而して後に陳を滅ぼし、鄭を破り、晉を鄆に敗る。夫差、越を會稽に棲ましめ、而して後に大に齊の師を破り、晉を黃池に脅す。冒頓、東胡を破り、而して後に高帝を平城に困しむ。苻堅、慕容を呑み、河西を捲き、而して後に大舉して以て晉に寇す。蒙古、金を滅ぼし夏を滅ぼし、西のかた欽察・畏吾兒を收め、南のかた六詔を收め、而して後に襄樊を擧げて以て宋を亡ぼす。夷狄の起るや、恆に先づ其醜類を并せ、而して後に中國に及ぶ。中國の偷庸の士、猶ほ且つ曰はく、「夷狄相攻むるは、吾が利なり」と。地益、廣く、人益、衆く、衆小を合はせて一大を成すこと、猶ほ疥癬の毒の聚まりて一癰と爲るがごときなり。屢、勝つの氣益、壯に、攻撃の術に習ひて益、熟し、利を得て而して其願益、奢る。我且つ、駟駒自得し、以爲へらく、虎、穴に鬪ひ、而して牧廐に及ぶに暇あらざるなりと。禍一たび發して、收む可からざるなり。善く夷を制するに、力、以て相及ぼすに足れば、則ち其の弱きを撫し、其の疆を抑へ、恩を以て援を樹て、威を以て暴を制するは、計の上なり。力、以て相及ぼすに足らざれば、其の相攻むるを聞きて之を憂へ、城堡を修め、甲兵を繕し、芻糧を積み、將に任じ卒を訓へ、以て其突出を防ぐは、策の次なり。其の蹄齧して以て其疆を増すに聽せ、我に及ぼすして以て旦夕の禍を緩くするを幸とするは、坐ながら斃るるの術なり。其の尤も烈しき者は、之を激し、之を奨め、之を助け、以て弱を兼ね殘を拾ふの餘利を收め、(一〇)戒心の

【一】通鑑卷四十七章帝章和二年、公卿、故の張掖の太守鄧訓を擧げ、張紆に代りて護羌校尉と爲す。迷唐、兵萬騎を率ゐ、來りて塞下に至る。未だ敢て訓を攻めず、先づ小月氏の胡を脅さんと欲す。訓、小月氏の胡を擁衛し、戰ふを得ざらしむ。議者皆以へらく、「羌胡相攻むるは、縣官の利なり。宜しく禁護すべからず」と。訓曰はく、「張紆、信を失ひ、衆羌大に動き、涼州の吏民、命、絲髮に懸れり。諸胡に意を得難き所以の者を原ぬるに、皆、恩信厚からざればなるのみ。今、其の迫急なるに因りて、德を以て之を懷けば、庶はくは能く用有らん」と。遂に城及び居る所の圍門を開かしめ、悉く羣胡の妻子を驅りて之を内れ、兵を嚴にして守衛す。羌、掠むれども得る所無く、又、敢て諸胡に逼らず、因つて即ち解き去る。是に由りて、湟中の諸胡、皆言はく、「漢家、常に我が曹を闘はしめんと欲せり。今、鄧使君は、我を待つに恩信を以てし、門を開きて我が妻子を内る。乃ち是れ父母を得たるなり」と。咸歡喜し、叩頭して曰はく、「唯だ使君の命する所のままなり」と。訓、遂に撫養教諭す。大小感悦せざるもの莫し。是に於て諸羌種に賞賂し、相招き誘はしむ。迷唐の叔父號吾、其種人八百戸を將ゐて來り降る。訓因つて湟中の秦・胡・羌の兵四千人を發し、塞を出で、迷唐を窺谷に掩撃し、之を破る。迷唐乃ち大小榆を去り、頗巖谷に居る。衆悉く離散す。此章は此事を論じ、鄧訓の處置の宜しきを得たるを稱美するなり。

【二】浮議は議論の微信するに足らざる者をいふ。

【三】楚の莊王の事、吳王夫差の事は、竝に春秋時代の事なり。

【四】冒頓單于の事は漢の高祖の時の事なり。

【五】苻堅云云は、晉時代の事なり。

【六】蒙古云云は、宋代の事なり。

【七】偷庸は苟且偷安凡庸也。

【八】駟駒は、いびき也。

【九】蹄は蹄にて蹴るなり。

【一〇】戒心は夷狄の心。

我が吭を熟視して、之を扼せんと思ふを知らざるなり。悲しいかな、庸人一言して、千□を□す、是の如き有るかな。

南單于、漢に降り、光武、之を西河の塞内に置く。和帝の世に追びて、寶憲、塞を出づること五千里、大に北匈奴を破る。北單于逃亡す。其餘種於除鞬、立たんと請ふ。袁安・任隗、朔漠の定まるに乗じて、南單于をして北庭に反り、於除鞬を驅逐して、其故廬に安んせしめんと欲す。此れ萬世の長策なり。於除鞬、立つを得ずば、漢、一敵を亡ぼすなり。南匈奴を送りて北庭に反らしめ、匈奴を統一せば、南單于抑も且に以て恩と爲さんとす。乃ち若し陽には以て大徳を南虜に施し、而して陰には以て中國の腹心の蠹を除き、戒心、啓かず、夷風、諸夏に淫せず、内外の防を判然とし、(四)頭曼以前の舊を改むる無くば、劉淵・石勒の禍、惡にか從

【一】通鑑卷四十七和帝永元三年、初め北單于既に亡ぐるや、其弟右谷蠡王於除鞬、自立して單于と爲り、衆數千人を將る、蒲類海に止まり、使を遣はして塞を款く。寶憲、使を遣はし、於除鞬を立てて單于と爲し、中郎將を置きて領護すること、南單于の故事の如くせんと請ふ。事、公卿に下して議せしむ。宋由等以爲はく、「許す可し」と。袁安・任隗、奏して以爲はく、「光武、南虜を招懷せるは、永く内地に安んず可しと謂へるに非ず。正に、權時の算にして、北狄を扞禦するを得可きを以て

の故なり。今、朔漢已に定まれり。宜しく南單于をして、其北庭に反り、并せて降衆を領せしむべし。復た更に於除鞬を立てるに緣りて以て國費を増す無かれ」と。事奏すれども、未だ時を以て定まらず云云。此章は此事を論じ、袁安・任隗の上奏する所の萬世の長策たることを説くなり。【二】光武帝、南單于をして徙りて西河の美稷に居らしむること、通鑑卷四十四建武二十六年に載す。【三】寶憲が北匈奴を破ること、通鑑卷四十七和帝永元三年に載す。【四】頭曼は冒頓の父。

りて起らんや。夷狄、塞内に闌居し、中國を狎玩せば、閒を窺ひ弱に乗じ、以て寇攘を恣にせんこと必せり。其の寇攘するや、抑も必ず中國の姦宄に資りて以て羽翼と爲し、而して後に、以て逞しとするに足る。民と雜はり居らしむれば、禍烈し。尤も但に此のみならざるなり。民の、(五)獷悍、淫苟簡の喙息に動かされ易くして、而して禮法の檢束を畏るること、亦、大化の流、決し易くして防ぎ難き所なり。古の聖王、之を憂ふること切なり。故に其氏族を正し、其婚姻を別ち、其都鄙を域し、其風俗を制し、之を維持し、其性の若くならしむ。而して民の愚なるや、未だ化に嚮ふに安んずる能はずして、而して之を行ふを利とするなり。廉恥存し、風俗正しければ、利ならざる有りと雖も、而も固に、禽行して以て郷黨に容れられざるに忍びず。(六)□入りて雜處すれば、必ず且に之と相市易せんとす。必す將に之と相交遊せんとす。浸く乃ち之と昏姻を結ぶ。其衣、其食、其寢處、其男女、蓋し、愚不肖の民と與に、醉飽に甘んじ、馳逐を便とし、而して相得る者有らん。彼惡んぞ五帝三王の前、民の蹄齧棄捐して、禽獸と伍し、而して其存亡の命を保する者莫きを知らんや。固に此の若くならば、則ち且に詔りて新奇と爲し、大に人情に利とし、而して五帝三王の、贅疣たるを非毀せんとす。然して彊力、若かざるなり。(七)安忍儂利、若かざるな

【五】闌居は應に居るべからざるの地に居るなり。【六】獷悍は蠻横なり。淫は放縱にして度無きなり。苟書に、「淫淫に即く無かれ」とあり。苟簡は苟且簡略なり。喙息は夷狄をいふ。【七】□は夷狄又は異類なるべし。【八】安忍は安んじて殘忍なること。儂利は巧慧便捷なること。